平成26年第2回(6月)伊豆市議会定例会会議録目次

第	-1	号	(C 🖽	9月)
 	- 1	$\overline{\mathcal{A}}$	(n H	90
///	-		(0 / 1	~ ~ /

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○本日の会議に付した事件2
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名2
○職務のため出席した者の職氏名2
○開会宣告3
○開議宣告3
○議事日程説明
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○報告第6号~報告第9号の上程、説明、質疑 7
○議案第46号~議案第52号の上程、説明14
○発言訂正について
○議案第53号~議案第56号の上程、説明21
○議案第57号の上程、説明
○議案第58号の上程、説明26
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙2 8
○散会宣告
第 2 号 (6月11日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名31
○職務のため出席した者の職氏名31
○開議宣告
○議事日程説明・・・・・・・・・・・・3 2
○一般質問

	杉	Щ		誠	君	 ••	3	2
	西	島	信	也	君	 •••	4	5
	室	野	英	子	君	 	5	9
	小長	谷	順	二	君	 	7	0
	木	村	建	_	君	 	8	4
	森		良	雄	君	 1	0	1
○散	会宣	告…		• • • • • •		 1	2	0
	第	3	号	(6	月 1 2 日)			
○議	事日	程…				 1	2	1
〇本	:日の	会議	に付	した	事件	 1	2	1
O出	席議	員…				 1	2	1
〇欠	席議	員…				 1	2	1
〇地	方自	治法	第 1	2 1	条により説明のため出席した者の職氏名	 1	2	1
○職	務の	ため	出席	した	者の職氏名	 1	2	1
○開	議宣	告…				 1	2	2
\bigcirc	般質	問…				 1	2	2
	梅	原	正	次	君	 1	2	2
	青	木		靖	君	 1	3	1
	三	田	忠	男	君	 1	4	3
	小長	谷	朗	夫	君	 1	5	9
○散	:会宣	告…				 1	6	9
	第	4	号	(6	月 1 6 日)			
○議	事日	程…				 1	7	1
〇本	:日の	会議	に付	した	事件	 1	7	1
〇出	席議	員…				 1	7	1
〇欠	席議	員…				 1	7	2
〇地	方自	治法	第 1	2 1	条により説明のため出席した者の職氏名	 1	7	2
○職	務の	ため	出席	した	者の職氏名	 1	7	2
○開議宣告						3		
○議	事日	程説	明…			 1	7	3
○議	案訂	正…				 1	7	3
○議	案第	4 6	号~	議案	第52号の質疑、委員会付託	 1	7	3
○議	案第	5 3	号~	議案	第56号の質疑、委員会付託	 1	9	7

○議案第57号の質疑、委員会付託197
○議案第58号の質疑、委員会付託
○散会宣告
第 5 号 (6月25日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名204
○職務のため出席した者の職氏名 2 0 4
○開議宣告
○議案第46号~議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決205
○議案第53号~議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決218
○議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決 220
○議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決221
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決 2 2 7
○発言訂正について
○日程の追加
○報告第10号の上程、説明、質疑
○報告第11号の上程、説明、質疑
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決239
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 2 4 1
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 2 4 2
○閉会宣告
○署名議員

平成26年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議 事 日 程(第1号)

平成26年6月9日(月曜日)午前9時30分開会

日程第	1	会議録署名議員	員の指名	
日程第	2	会期の決定		
日程第	3	諸般の報告		
日程第	4	行政報告		
日程第	5	報告第 6号	平成25年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告につい	
			て	
日程第	6	報告第 7号	平成25年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について	
日程第	7	報告第 8号	平成25年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告	
			について	
日程第	8	報告第 9号	平成25年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越しの報告について	
日程第	9	議案第46号	平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)	
日程第1	0	議案第47号	平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	
日程第1	1	議案第48号	平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)	
日程第1	2	議案第49号	平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)	
日程第1	3	議案第50号	平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)	
日程第1	4	議案第51号	平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)	
日程第1	5	議案第52号	平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)	
日程第1	6	議案第53号	伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に	
			ついて	
日程第1	7	議案第54号	伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一	
			部改正について	
日程第1	8	議案第55号	伊豆市税条例等の一部改正について	
日程第1	9	議案第56号	伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第2	0	議案第57号	建設工事委託に関する協定の変更について(土肥浄化センター)	
日程第2	1	議案第58号	市有財産の譲与について	
日程第2	2	請願第 1号	「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書	
日程第2	3	陳情第 5号	「最低賃金大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書」	
			の採択を求める陳情書	
日程第2	4		静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

日程第24 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員(16名)

1番 永 岡 康 司 君 2番 三 田 忠 男 君

3番 小長谷 朗 夫 君 4番 山下 尚之君

5番 山 田 元 康 君 6番 青 木 靖君

7番 大川 明 芳 君 8番 梅 原正次君

小長谷 順 二 君 9番

10番 島 信也君 西

11番 森島吉文君

杉山 12番 誠君

13番 室 野 英 子 君 14番 森 良雄君

15番 飯田正志君 16番 木村建一君

欠席議員(なし)

観光経済部長

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

森 下 政 紀 君

市 長 菊 地 豊 君 教 育 長 勝呂信正君 山口一範君 市民環境部長

副 市 長 鈴 木 伸 二 君 総務部長 伊郷 伸 之 君

健康福祉部長

正君 鈴木

杉 山 健太郎 君

建設部長

次

佐藤喜好君

教育委員会事 務 局 長

会計管理者 植田博昭君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田勝久 長 杉山和啓

主 幹 鈴木康子

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長(飯田正志君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成26年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長(飯田正志君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

〇議長(飯田正志君) 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので御了承を願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(飯田正志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。14番、森良雄議員、16番、 木村建一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(飯田正志君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月25日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりですので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりにすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長(飯田正志君) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等に つきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情書は1件であります。既に配付してあります「最低賃金大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、 第1委員会に審査を要請いたします。

次に、本日までに受理した請願は1件であります。既に配付してあります「手話言語法制 定を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、第2委員会に審査を付託いたし ます。

以上で報告を終わります。

次に、過日行われた三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

7番、大川明芳議員。

〔7番 大川明芳君登壇〕

〇7番(大川明芳君) おはようございます。

去る5月21日水曜日、三島市役所において三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が開催されましたので、御報告いたします。

運営委員会は、協議会に関する事項の調査検討と、その内容について協議会に提言するものであります。

議事は、平成25年度の事業報告と歳入歳出決算認定について。

次に、平成26年度補正予算についての報告を受けました。

まず、事業報告では、基幹業務の運用として、サーバー及び汎用機などを利用し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、税、国民年金などの業務について、証明書発行などの窓口事務のオンライン利用、納税通知書などの住民への各種通知書作成、各種台帳などの内部資料の作成の実施。

庁内ネットワーク基盤の整備といたしまして、パソコン、ネットワークを利用して、電子 メールの活用、文章など行政資料の共有利用、インターネットを利用した情報収集などの推 進の実施など、11項目の事業内容の説明を受けました。

次に、歳入歳出の決算では、歳入総額 5 億3,950万3,306円で、主なものは 3 市の負担金で、 三島市 2 億8,787万9,000円、伊豆市9,869万1,000円、伊豆の国市 1 億609万8,000円、繰越金 については、三島市3,206万8,715円、伊豆市783万2,583円、伊豆の国市685万7,873円です。 歳出については、業務費の主なものとして、協議会運営に1,569万4,662円、基幹業務運用 に3億2,078万4,605円、庁内ネットワーク基盤整備に3,222万1,827円、通信基盤整備に 3,777万627円、財務会計システムに3,149万6,132円、住民基本台帳ネットワークシステムに 1,013万2,339円、社会教育系システムに1,666万3,104円、IT推進に1,754万4,471円など、 予備費として2,264万3,046円、次年度に4,970万308円を繰り越しといたしました。

次に、平成26年度補正予算案について報告いたします。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,350万2,000円とするものです。

詳細について、歳入は負担金1,700万円を減額し、繰越金4,970万円を追加し、歳出は予備費として3,270万円といたしました。

これらの事項を検討した結果、全会一致で協議会に提案するものといたしました。 以上で報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 次に、過日行われました田方地区消防組合議会臨時会について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番(山下尚之君) おはようございます。

4番、山下尚之です。

去る5月26日、田方消防本部にて、平成26年田方地区消防組合議会第1回臨時会が開催されましたので、御報告をいたします。

まずは、3件の追加日程が提出され、追加日程第1として、伊豆市山田元康議長の辞職が承認され、これに伴い第2で議長選挙、第3で副議長の選挙が地方自治法第11条第2項の規定に基づき指名推選にて行われ、議長に伊豆の国市、天野佐代里氏、副議長に函南町、米山祐和氏が全員一致の同意によりそれぞれ選出されました。

続いて、議長から議事録署名人の指名があり、会期を1日と決定した。

田方地区消防組合管理者から上程された議案第6号 田方地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から昨年の京都府福知山市にて花火大会での爆発事故を受けての消火器の設置と、消防庁への届け出義務の追加改正であるという説明があり、協議の結果、全員一致で原案どおり可決されました。

続いて、第7号議案として、田方地区消防組合監査委員の選任の同意についてが上程され、 伊豆市、山下尚之が選任され、全員一致にて同意されました。

終了後、四日町の訓練場に移動し、6月4日開催の静岡県消防技術大会に向けたロープ応 用登はん、ほふく救出、ロープブリッジ救出、障害突破の4競技について訓練を査閲し、訓 練の結果の好記録に消防管理者から健闘祈念の激励を送り、解散といたしました。

なお、結果につきましては、健闘もむなしく、惜しくも関東大会、全国大会には出場でき

ませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(飯田正志君) 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告申し上げます。

まず、大雪被害の対応状況について。

5月の臨時議会において、大雪被害を受けた農業生産施設の撤去及び再建復旧費用に対する助成を行うため、2億6,600万円の補正予算を議決いただきました件について、現在の進捗状況を報告します。

5月末現在、被災農業者向け経営体育成支援事業に取り組む35経営体のうち、9経営体から個別調書の提出を受け、本事業の経営支援計画を策定して、国と交付決定にかかわる事前協議を行っており、その内訳は、ワサビ3件、シイタケ4件、花卉2件で、事業費は5,640万円となっております。

今後も、被災農業者の皆様が作成する経営支援計画書などの作成支援を行い、早期に国との事前協議に臨めるよう、県と連携して、被災農業者の施設及び経営再建、安定化に向けて円滑に事業が進捗するよう努めてまいります。

2つ目、伊豆半島ジオパークの推進について。

現在、平成27年度の世界ジオパーク認定を目指し、伊豆半島ジオパーク基本計画に基づき、伊豆半島ジオパーク推進協議会及び各市町で、基本計画や行動計画の策定、中央拠点施設や各市町のビジターセンター整備、ジオガイドの養成及び活用、調査研究、普及啓発活動に取り組んでおります。

去る5月15日に開催されました伊豆半島ジオパーク推進協議会の総会では、基本計画に基づき、伊豆半島全体のジオ資産を紹介するとともに、関連する調査研究、資料収集、教育普及活動を進める上で必要となる事務局機能を有する中央拠点について、伊豆半島の中央部で交通アクセスのよい修善寺総合会館1階に設置することが決定いたしました。この決定を受け、運営主体となります伊豆半島ジオパーク推進協議会が中心となり、整備に向けての作業が始まります。

伊豆市といたしましても、この施設を核に、観光や教育の新たな交流拠点として、地域の 活性化につながるよう、観光関係者、教育関係者、伊豆総合高校やジオガイドの皆さんを初 め、多くの市民の参加と協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。 3つ目、伊豆市未来づくりセッションの開催について。

伊豆市未来づくりセッションは、6月1日に開催した全体セッションを皮切りにスタートいたしましたが、これは、市制施行10周年を機に、今後の伊豆市の向かうべき方向を市民の皆様とともに議論し、10年後の伊豆市のあるべき姿を考えながら目標を共有していくために、今年度半年間かけて開催するものです。

第1回の全体セッションでは、講師の先生から伊豆市の人口推計や財政状況の推計など現 状認識につながる講演をいただき、パネルディスカッションでは、有識者や市民代表の方々 にさまざまな切り口で問題提起やキーワードの御提案をいただきました。

こうした内容を、7月から始まる2つのテーマで行う個別セッションにおいて、市民代表の皆様に加わっていただきながら議論を深めて、11月までに今後の方向性としてまとめていただく予定です。

セッションを通していただいた市民の皆様からの声は、現在策定の準備を進めております 平成28年度からスタートする第2次伊豆市総合計画の中に盛り込んでまいりたいと考えてい ます。

最後に、こども園の開設について。

平成28年度開設を目指し、旧月ヶ瀬小学校グラウンド跡地に認定こども園及び障害者就労継続支援B型のサービスなどを提供する福祉複合型施設を、また、中伊豆の橘保育園地に認定こども園を建設、運営する事業所を2月25日から3月24日の間、公募いたしました。

天城湯ヶ島地区については、1法人から応募があり、社会福祉施設計画検討懇話会に審査 をお願いし、妥当であるとの提言をいただきましたので、沼津市に本部がある社会福祉法人 春風会を選定いたしました。

設置する施設は、定員150人のこども園、定員25人の就労継続支援B型事業所及びデイサービスと交流センターを併設する複合型施設となっています。平成27年に建設し、平成28年4月1日運営開始の予定です。

中伊豆地区につきましては、当初の応募期間での応募がなかったため、天城湯ヶ島地区同様に平成28年開設を目指し、4月22日から5月15日まで再募集を行ったところ、1法人、社会福祉法人珀寿会から応募がありました。懇話会で審査いただいた結果、妥当であるとの提言をいただきましたので、今後の手続を進めてまいります。

以上、報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第6号~報告第9号の上程、説明、質疑

〇議長(飯田正志君) 日程第5、報告第6号 平成25年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告についてから、日程第8、報告第9号 平成25年度伊豆市上水道事業会計予算の

繰越しの報告についてまでの4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長(菊地 豊君) 報告第6号から第9号まで、一括して提案理由を申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、平成25年 度伊豆市一般会計予算の継続費に関する逓次繰越額を報告するものです。

報告第7号及び第8号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成25年度の一般会計予算及び特別会計予算の繰越明許に関する繰越額を報告するものです。

報告第9号については、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成25年度伊豆市 上水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告するものとなっています。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田正志君) 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に、総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

○総務部長(伊郷伸之君) 報告第6号と7号について、補足説明をさせていただきます。

まず、報告第6号 伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告についてでございますが、 議案書2ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費、6項都市計画費、修善寺駅周辺整備事業でございますが、平成26年3月定例会におきまして継続費の変更をさせていただき、その総額は10億971万5,000円となっております。このうち、平成25年度予算額5億9,667万9,000円と平成24年度からの逓次繰越額5,450万3,850円の計6億5,118万2,850円が平成25年度の継続費の予算総額でございます。

平成25年度に予定しました新町線改良工事や駅西広場等の整備は、次年度整備予定分を除きおおむね完了しましたが、駅北及び駅南広場に係る工事は新駅舎の仮供用に伴う利用客の安全確保対策や工事内容の変更等、不測の事態が生じましたことから、工期変更による繰越事業となり、決算額は3億5,496万2,270円にとどまりました。したがいまして、2億9,622万580円を逓次繰越として、継続費設定最終年度の翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、駅北広場に係る工事は、3月完成予定から2カ月おくれたものの、5月中旬に完成済みであり、駅南広場は駅舎完成後に着工する予定となっております。

続きまして、報告第7号 平成25年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費について、御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

こちらの事業につきましては、既に予算の段階で詳細につきましては御承認をいただいて おりますので、繰越額に変動があったものについて御説明させていただきます。 計算書につきましては、個々の事業についてそれぞれ金額の欄に繰越明許費の設定金額、 その横の欄、翌年度繰越額を記載してございます。

まず1段目、2款総務費、1項総務管理費、公有財産管理事業でございますが、こちらは不動産鑑定業務委託料として346万円を設定してございましたが、このうち天城湯ヶ島支所等の鑑定業務82万1,600円を支出しましたので、翌年度繰越額は263万8,400円となっております。

次に、2段目の2款1項の旧ふじみ園園舎解体工事でございますが、630万円を設定して ございましたが、工事請負費の前払い金として237万円を支出しましたので、翌年度繰越額 は393万円となっております。

なお、きょう現在、解体工事は終了し、市の完成検査が残っている状況です。

次に、4段目の4款衛生費、2項清掃費のし尿処理施設建設事業でございますが、こちらは汚泥再生処理センター建設に係る委託料として5億9,426万1,000円を設定してございましたが、1億9,277万3,000円を支出しましたので、翌年度繰越額は4億148万8,000円となっております。

次に、6段目の8款土木費、2項道路橋梁費の市道整備事業でございますが、こちらは工事費と土地購入費として8,700万円を設定してございましたが、70万円を支出しましたので、翌年度繰越額が8,630万円となっております。

これら以外の事業につきましては、予算の段階で設定させていただきました繰越額をそのまま翌年度へ繰り越すものとなっております。

以上、一般会計予算の繰り越しに関する報告でございます。

〇議長(飯田正志君) 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

〇建設部長(佐藤喜好君) それでは、私のほうから報告第8号、報告第9号について説明させていただきます。

まず、議案書の6ページをお願いします。

平成25年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰り越しの報告になります。

平成25年度から平成26年度への繰越金額は9,300万円となります。

この9,300万円ですけれども、2件にまたがっています。

1件は土肥の浄化センターですけれども、この土肥の浄化センターで、委員会あたりで説明をさせていただいたと思うんですけれども、高潮が押し寄せてきました。このために電気のキュービクル、これを1階から2階へ上げたということで、ここで時間を要してしまったために3,600万円の繰り越しを行います。また、もう1件が大平の管渠工事ですけれども、これが国の交付決定が2月26日ということですので、これも最初から繰り越しありきのような予算でしたので、これについての繰り越しが5,700万円、合わせて9,300万円の繰り越しをお願いするものです。

続きまして、報告第9号、上水道事業の繰り越しの報告ですけれども、議案書の8ページ をお願いします。

繰越額は1,762万4,000円です。これは、平成26年1月7日にシンヨウ建設と工事契約をいたしました。平成25年度芝山台倉庫建てかえ工事、ここについてですけれども、東部農林との協議の結果、設計変更を生じたために繰り越しをお願いするものです。倉庫の金額、全体は2,650万円ですけれども、平成25年度消化分がありますので、平成26年度への繰り越しは1,762万4,000円をお願いするものです。

以上です。

○議長(飯田正志君) 以上で報告を終わります。

これより報告第6号から報告第9号までの4件についての質疑を行います。

なお、ここで議長からお願い申し上げます。

4件のうち3件は、継続費並びに繰越明許費の報告について、さきの1月臨時会及び3月 定例会において提案説明を受け、質疑を経て可決・承認したものであります。

本定例会では、自治法に基づき繰越計算書が作成され、報告を受けるものであります。 それでは、質疑のある方は発言を許します。

初めに、報告6号について、ありますか。

14番、森良雄議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

報告第6号 平成25年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰り越しの報告についてお伺いいたします。

御説明がありましたが、具体的に何がおくれているのか。例えば駅舎の建てかえがおくれているのかどうなのか。現実におくれているのではないかと思いますけれども、その現状と、それから、そのおくれている工事がいつ行われるのか、いつまでに行われるのか、具体的に報告いただきたい。

また、一般質問でも私、取り上げますけれども、現状の修善寺駅のトイレなんかは臭くて 汚くて、これが観光立市を目指す伊豆市の駅のトイレかと思うようなトイレなんです。はっ きり言って臭くて汚い。日本で、下手すると、世界で一番汚くて臭いトイレだ。市長さん、 あなた見ましたか。こういうのを一体、いつまでに直すつもりなのか。私が一般質問で取り 上げたからだろうと思うけれども、応急対策は確かに行われたけれども、臭くて汚いと言っ てから一体、幾日かかったかです。これが伊豆市の行政の実態だ。私が一番関心のあるのは、 新しいトイレをいつまでにつくるのか。多分これに関係すると思いますので、お伺いしたい。 以上です。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長(佐藤喜好君) 今の森議員の質問を整理しますと、具体的に何がおくれているのか、そして、そのおくれたのがいつ完成するのか。それと、トイレはいつまでに直すのかという3つの御質問だと思いますけれども、まず、この修善寺駅ですけれども、これは継続費ということで実施されています。継続費と逓次繰越、これがセットになっているわけです。なぜこういうような形を取るかというと、これは相手方に信用、安心を持ってもらうということで、伊豆箱根との協定が複数年にわたっていますので、このため安心をしていただけるということと、利用者がいる中で工事をやるという中では、Aという工事が終わって初めてBという工事ができるわけですけれども、このところを絶え間なく工事をするというために、この継続費と逓次繰越というもので行っているわけです。

今回この逓次繰越で金額が、議案書の中にありますように、2億9,000万円からあります。この2億9,000万円ですけれども、このうちの約2億円、これが駅北広場と、その駅北広場がある程度でき上がったところで初めてつくることができる駅北のシェルター、駅へ行く、雨のところ、屋根の。これで約2億円かかっています。で、これらが5月22日に供用開始されたように、1カ月ちょっとおくれたということです。それは、いつできるのかという2つ目の質問の、もうできていますということになるかと思います。

まだこれから予定しています逓次繰越分もありますけれども、これはおくれているのではなくて、予定どおり駅南広場はこれから実施をしていくということで、これはおくれていませんということになります。

そして、トイレ関係ですけれども、今、トイレがあるところが観光案内所になります。すなわち、観光案内所は8月の頭でできますので、そのときにはトイレがなくなるということで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** 市長さん今のトイレ、ごらんになりましたか。まず、そこからお聞きしたい。
- **〇議長(飯田正志君)** トイレを見たか、見ないか。とりあえず答えてください。市長。
- **〇市長(菊地 豊君)** 入ったことはあります。
- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** 行ったんですね。臭いとか、汚いとか、感じませんでしたか。まず、 それお伺いします。

それと市長さん、あなた、この修善寺駅の建てかえするときに、旧駅のトイレが汚いとおっしゃいましたよね。ところが、それより汚いではないですか。臭いではないですか。にお

いについてはあちこち目張りをしたようですね。それで何とか多少抑えられている。しかし、伊豆市の表玄関のトイレが暗くて、汚くて、臭くて、それでいいんですか。10億円からの駅舎の建てかえですよ。あなたが伊豆箱根に発注したんだ、市長さん。一声言いなさいよ、伊豆箱根に。トイレをすぐに取りかえろと。そういう考えはないですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

○建設部長(佐藤喜好君) トイレ、仮設の部分について協定の中で伊豆箱根さんにやっていただいています。私、男性ですので、女子トイレのぞくわけにいかなかったものですので、女子トイレのほうも確認してきました。においも何にもなくて、清潔が保たれているということです。で、臭いのは男子トイレでして、下にため式なものですので、においが上がってこないようにするために、パイプがこういう形になっています。要は、水が途中でパイプの中にたまってにおいを抑えてしまうというんですけれども、そこのところへ、皆さん水が、最近の男子トイレって自動で流れるものですので、水を流さない癖がついてしまったのかなと。そこに水を流さないものですから、まともにたまっているのが、においが出てくるということで、なるべく水を流してくださいというお願いを伊豆箱根に申し出をしてあります。また、換気扇等についても、もともと換気扇もやってあったということですけれども、しっかり、仮設トイレですので、豪華なトイレにすればするほどお金がかかってしまいますので、何とか今のトイレで皆さんになるべく不快感を与えないような形でもっていこうという

以上です。

○議長(飯田正志君) ほかに質疑ありませんか。

ことで対応させていただいています。

[「もうおしまいか」と言う人あり]

〇議長(飯田正志君) 3回です。

それでは、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第7号について質疑のある方はいませんか。

[「ちょっと待って、ちょっと待ってよ」と言う人あり]

〇議長(飯田正志君) 14番、森議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

報告第7号、一般会計予算繰越明許費の報告について質問させていただきます。

8 款土木費、道路橋梁費なんですけれども、市道整備事業と国・県関連事業が2つあります。具体的な、どこでどういう工事が行われて、それがどうおくれているのかというのがわからないんですけれども、この辺をお伺いしたいと思います。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長(佐藤喜好君) 御質問は、8款の部分、2つがどういうふうにおくれているのかということですけれども、まず、上段の8款ですけれども、市道整備事業についてですけれども、これは大平柿木、本柿木の2工事、これについては側溝ガードレール、下層路盤工という工事をやるんですけれども、6月10日に完成ということです。前の工事と工事ヤードが重なってしまったために進捗がおくれてしまったということです。

それと、横瀬大平線で7,600万円の繰り越しを行っています。これは、湯川橋ですけれども、湯川橋についてはもともと金額が金額ですので、繰り越しありきの予定でやっていたところです。また、工事期間が限られてしまうという制約を受けるものですので、修善寺川、県管理河川ということで、出水期に工事をとめられてしまうという性質があるものですので、そのために工期を延ばしてあるということです。これは、もともとそれが想定していた部分になります。

それと、もう1件ですけれども、上段部分の8款ですけれども、ネコザカの用地をお願いしています。ネコザカの用地、おわかりでしょうか。修善寺駅前のところの小学生たちが上がっていく、割と歩行者にとって安全でないところの、通称ネコザカと言われているところです。ここについて、歩行者の安全なためにということで用地を買おうとしていました。それが450万円なんですけれども、買おうとしていたんですけれども、ずっと協議をしていました。そしてやっとそこの土地が無償で手に入るまでに持っていきましたので、地主の方に協力していただきまして、用地いいよと言っていただきましたので、これについては、繰り越しはしたんですけれども、使わないでそのまま残る予定になっているということになります。

続きまして、8款の下段の部分、国・県関連事業ですけれども、これは天城小学校のバス停に関する工事です。ごらんのとおり、県工事が、まだバス停ができていません。そのバス停に係る、そのバス停は静岡県のほうでやってもらいますけれども、その周り、教育委員会の土地であったり、うちの市道であったり、個人さんの土地があったりするんですけれども、そこの部分の関連工事ということで、側溝関係をつけるんですけれども、それが、県工事がまだできていませんので、繰り越しをお願いしているものです。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長(飯田正志君) 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。 次に、報告第8号について。

[発言する人なし]

○議長(飯田正志君) 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。 次に、報告第9号についてありますか。 14番、森議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

報告第9号について、質問させていただきます。

この事業は、芝山台の資材倉庫のことだと思うんですけれども、たび重なる盗難被害に遭った工事です。継続した盗難被害があるわけですから、工事を急がなければいけないと思うんですけれども、これもいつごろ完成するのか。

また、一つ確認したいのは、現在の倉庫を壊して、またそこへ建てかえるのですかということです。

以上。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

〇建設部長(佐藤喜好君) まず、倉庫ですけれども、完成をしました。そして、セキュリティーについても、いろいろやらせていただいています。ただ、セキュリティー、余り手のうちを見せるわけにいきませんので、セキュリティーを含め完成をしました。

そして、場所なんですけれども、古い倉庫のほうに物が入っていますので、その隣接地に 倉庫を建てて、完成しましたものですから、今度古い倉庫の物を引っ越しをして、古い倉庫 を壊してしまうということです。ですので、同じところに建てるのではなくて、若干隣のと ころ、移動したところへ建てます。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

◎議案第46号~議案第52号の上程、説明

○議長(飯田正志君) 日程第9、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)から、日程第15、議案第52号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)までの7議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) 議案第46号から議案第52号まで一括して提案理由を申し上げます。議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)については、人事異動に伴う

人件費の所要額調整のほか、2月の大雪に伴う各種修繕及び工事、小下田ふるさとセンター

駐車場整備、緊急雇用創出事業の追加、土肥地区における小中一貫校実施に向け必要となる施設改修のための設計委託など6,030万円を増額し、予算総額を167億8,690万円とするものでございます。

議案第47号は、人事異動に伴う人件費の所要額調整のほか、高額療養費の増加及び償還金の増額を行うものです。

議案第48号から議案第52号については、それぞれ人事異動に伴う人件費の所要額調整を行 うものとなっています。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長(飯田正志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第46号について。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

〇総務部長(伊郷伸之君) それでは、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)について補足説明をさせていただきます。

お手元に、平成26年度の6月補正予算案資料をお配りさせていただいておりますので、一 緒に御用意していただければと思います。

まず、補正予算の額でございますが、歳入歳出それぞれ6,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ167億8,960万円とするものでございます。

それぞれの款項の補正額につきましては、議案書の10ページ、11ページをごらんいただき たいと思います。こちらにそれぞれの款項の補正額の記載がございます。

また今回、債務負担行為を追加してございます。12ページの第2表、債務負担行為をごらんいただきたいと思います。

まず、1段目のシルバー人材センター新規開拓事業委託と2段目のIターン促進事業委託、 それと一番下4段目ですが、技術伝承プログラム支援事業委託の、この3事業につきまして は、緊急雇用創出事業の補助金を受けて実施する事業となります。事業期間が最長で20カ月 を予定しておりますので、今から委託した場合は平成27年度にまたがるということで、債務 負担行為としてそれぞれ起債の限度額を設定させていただきます。

また、3段目の被災農業者経営体育成支援事業利子助成金でございますが、5月の臨時議会で補正予算の承認をいただきました2月の雪害に対する被災農業者への支援事業につきまして、農業者が資金を借り入れ、その金利利子を負担する場合、利子の一部を助成するというものでございます。助成の期間を平成35年度までの最長10年間と予定しておりますので、債務負担行為として設定させていただきました。

次に、補正予算の主なものについて説明させていただきます。

先ほどの6月補正予算案資料の8ページ、9ページ、一番後ろになりますが、こちらをご

らんいただきたいと思います。

人事異動に伴います人件費の補正のもととなる職員数の移動状況でございます。当初予算で予定しておりました職員数と今年度実際に配置した職員数をそれぞれ整理してございます。一般会計における合計数ですが、9ページの上の2段目、会計の小計というところで、合計数が351人で、総人数としましては当初予算時の人数と変わってはございませんが、職員全体の中で移動を考えさせておりますので、科目間での人数の増減が発生しております。

また、職員の異動により、やむを得ず職員が不足する部署につきましては、臨時職員を緊急的に補充させていただくとともに、職員の出産に伴う産休代替職員につきましても、事務の停滞を防ぐため、今回、臨時職員賃金等を補正させていただいております。

人件費の総括的な補正の状況でございますが、議案書の66、67ページをごらんいただきた いと思います。

こちらに給与費明細ということで記載してございます。66ページでございますが、一般会計の特別職の給与費として、まず、市長等の共済費として1万2,000円、その他の特別職として1人分の報酬164万2,000円を追加させていただきました。

また隣、67ページの一般職の人件費でございますが、給料と手当の給与費が合計で3,619 万8,000円の減額、それと共済費が155万3,000円の増額となっておりまして、総額では3,464 万5,000円の減額となっております。これが今回の人事異動に伴う補正となります。

また、今回の補正では、2月の大雪により各市有施設で破損等の被害を受け、修繕が必要となっている施設につきまして、施設の修繕料、工事費を追加させていただいております。施設としましては、中伊豆交流センター、さくらこども園、子育て支援センター、キャンプ場や公園などの観光施設、各小中学校、幼稚園などでそれぞれ修繕料をお願いしてございます。

それでは、人件費と修繕料以外の補正予算について説明させていただきます。

まず、議案書の20、21ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費でございます。

まず、1目一般管理費のその他事務事業でございますが、こちらは天城会館に関する住民 訴訟の弁護士謝礼と費用弁償として152万8,000円を追加するものでございます。

次に、5目財産管理費でございますが、こちらは小土肥ふるさとセンターの駐車場整備工事費として1,840万円。こちらにつきましては、小土肥ふるさとセンターは選挙における投票所であるとともに、新たに広域避難所として指定しておりますが、現在、駐車場が不足しておりますので、緊急に整備する必要があるものでございます。

次に、28、29ページ、3款民生費、1項社会福祉費の1、6目国民健康保険事業の繰出金と、30、31ページの8目介護保険費の繰出金でございますが、こちらはどちらも人事異動に伴う人件費の増加分をそれぞれの特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして、36、37ページの4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康づくり推進事業費の

がん検診推進国庫補助事業でございますが、国の平成25年度の補正予算により、今年度新たに働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業として採択された事業費として、164万7,000円を計上させていただいております。内訳でございますが、郵便料と子宮頸がん検診委託料、乳がん検診委託料となっております。

次に、40、41ページをお願いいたします。

4款3項の上水道費、1目上水道費の繰出金でございますが、こちらも簡易水道事業特別会計へ人件費の増額分を繰り出すものでございます。

次に、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費の労働事務事業でございますが、先ほど 債務負担で御説明しましたように、緊急雇用創出事業を活用して、それぞれの2つの事業を 実施するものでございます。

1つ目のシルバー人材センター新規開拓事業委託料でございますが、民間企業や一般家庭への営業を積極的に行い、新会員の獲得や会員の就業機会の促進を図るための委託料でございます。こちらが80万円となります。

2つ目の I ターン促進事業委託料でございますが、これにつきましては、市内外の求職者と市内求人者との間の雇用のミスマッチを解消するための事業で、地域の人材不足の解消と移住定住の促進を図るための委託料として400万円を計上させていただいております。

次に、42、43ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農業振興対策事業でございますが、こちらも先ほど説明させていただきました2月の雪害に対する被災農業者への支援事業として、農業者の借り入れ資金の利子の一部を助成するものでございます。被災農業者が農業施設を再建する場合の農業者負担額合計4,400万円を見込んでございます。年利としまして0.5%を上限として助成するため、22万円を計上させていただいております。

次に、46、47ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の下の商工振興事業でございます。こちらも、緊急雇用創出事業を活用した技術伝承プログラム支援事業委託料となっております。市内の事業者や個人が持つ技術を若年層に伝承させ、地域産業の継続を促進し、地域雇用の拡大を図るための事業で、委託料が1,166万7,000円となります。

次に、48、49ページをお願いいたします。

7款1項3目の観光振興費の観光施設整備事業でございますが、こちらは2月の豪雪により落橋しました大滝のつり橋の復旧に合わせまして、橋の前後の湯道を改良するための測量設計費の業務の委託料でございます。測量費と設計費を合わせまして、合計で530万円を委託料として計上させていただいております。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

7款1項4目観光施設管理費のその他観光施設管理事業でございます。

このうち、15節の40細節観光施設維持補修工事でございますが、こちらは県有の観光施設

でありますだるま山レストハウスの給水施設で故障が発生しました。県と協議した結果、県からの補修委託として県から委託金をいただき、市が工事を実施するということになりましたので、工事費131万6,000円を計上してございます。その下の42細節の遊歩道危険木の撤去につきましては、こちらは雪害による木の撤去となっております。

次に、56、57ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費の各小学校管理運営事業でございますが、修繕料につきましては、さきに申しましたとおり、雪害による施設修繕でございますが、施設備品の購入費につきましては、修善寺小学校、熊坂小学校、修善寺東小学校、土肥小学校、天城小学校、中伊豆小学校の6小学校のうんていやブランコなどの遊具の取りかえ経費となっております。昨年度末に実施しております遊具の安全点検の結果、これらにつきまして使用禁止と判定された遊具を新しく取りかえるもので、6小学校で合計384万円の備品購入費を計上させていただいております。

次に、58、59ページをお願いいたします。

こちらも、3項中学校費、1目中学校管理費の土肥中学校管理運営事業の施設改修工事設計委託料でございますが、こちらは学校再編によります土肥地区の小中一貫校を開校するための校舎などの施設改修工事の設計業務の経費としまして、委託料1,423万円を計上させていただいております。

次に、64、65ページをお願いいたします。

10款 6 項保健体育費、3 目学校給食費の天城給食センター事業の修繕費でございますが、 こちらは給食センターの自動火災報知の基盤が壊れ、緊急に修繕する必要が生じております。 受信機の更新費など130万円を計上させていただきました。下の中伊豆給食センターにつき ましては、雪害による修繕料となっております。

以上が今回補正をする事業でございますが、これら事業の財源としまして、歳入の説明を させていただきます。

ページのほうは、戻っていただきまして、16、17ページをお願いいたします。

こちらに充当すべき財源を記載してございます。

まず、国庫支出金の衛生費の国庫補助金につきましては、先ほど36、37ページのがん検診の推進国庫補助事業の事業実施のための補助金として70万9,000円を見込んでおります。

また、県支出金の労働費の県補助金につきましては、40、41ページの労働事務事業としてのシルバー人材センター新規開拓事業と I ターン促進事業、46、47ページの商工振興事業としての技術伝承プログラム支援事業に対する緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金として、事業費の全額となります1,646万7,000円の補助を見込んでおります。

次に、県支出金の商工費の委託金につきましては、先ほど申しました50、51ページにあります観光施設維持補修工事として、県有観光施設だるま山レストハウスの給水施設の補修委託金としまして131万5,000円の委託金を見込んでおります。

また、その他の財源としまして、一番下、繰越金4,180万9,000円を計上させていただいて おります。

以上が一般会計の補正予算となります。

○議長(飯田正志君) 続いて、議案第47号について。

市民環境部長。

[市民環境部長 山口一範君登壇]

○市民環境部長(山口一範君) それでは、私のほうから議案第47号 伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について補足説明をさせていただきます。

議案書69ページをお願いしたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1,113万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,263万6,000円とするものでございます。この補正は、本年2月に市長から議員の皆様への報告及び三島市、伊豆の国市及び伊豆市の共同記者会見で公表させていただきましたとおり、70歳から74歳までの一部の被保険者に係る高額療養費に支給漏れがあることが確認されました。調査の結果、対象件数及び金額がわかりましたので、今回その額を補正させていただくものでございます。

対象期間は、平成20年4月から平成25年12月までの診療月で、対象件数全体では1,452件、金額で570万2,790円となりました。国民健康保険法では、保険給付の時効は2年となっておりますので、区分としては平成24年5月から平成25年12月までの時効前の診療月に係るものが518件、195万3,142円で、平成20年4月から平成24年4月までの時効後の診療月に係るものが934件、374万9,648円となります。

議案書76、77ページになりますが、2款保険給付費で時効前に相当する金額196万円を、 議案書78、79ページの11款諸支出金で時効後に相当する金額375万円をそれぞれ増額補正さ せていただくものでございます。

また、職員給与等の補正は人事異動に伴う補正でございます。

以上、補足説明をさせていただきました。

◎発言訂正について

○議長(飯田正志君) 先ほどの総務部長の説明にちょっと訂正がありましたので、訂正をお願いします。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

〇総務部長(伊郷伸之君) 先ほどの一般会計補正予算の補足説明の中で一部誤りがございました。申しわけありません。

議案書の20ページ、21ページの2款1項5目財産管理費でございます。公有財産管理事業 としまして、予算書のほう、小下田ふるさとセンター駐車場整備工事となっております。私 は説明の中で、これを小土肥と申していました。大変失礼しました。小下田ふるさとセンタ 一駐車場整備工事でございます。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 訂正が終わりましたので、大分疲れているようですので、ここで暫時休憩をいたします。

10分間、50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分 再開 午前10時49分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

続いて、議案第48号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長(鈴木 正君) すみません、議案書の81ページをお願いいたします。

議案第48号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ121万3,000円を追加しまして、総額を32億1,901万3,000円とするものです。

続きまして、86、87ページをお願いいたします。

一般会計からの繰入金121万3,000円、歳入のほうです。

すみません、88、89ページをお願いいたします。

歳出のほうですが、人件費として121万3,000円。内訳につきましては、89ページのとおり でございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 続いて、議案第49号から議案第52号の4件について。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

〇建設部長(佐藤喜好君) それでは、議案第49号から議案52号について補足説明をさせていただきます。

この4議案ですけれども、全て人件費にかかわるものです。

それでは、議案書の91ページをお願いします。

議案第49号、平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計の補正予算ですけれども、37万 1,000円の補正をお願いするものです。職員3名分の給料となります。

続きまして、議案第50号、議案書の101ページをお願いします。

職員数7名の人件費の補正をお願いするものです。

続きまして、議案第51号、議案書の113ページをお願いします。

平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算です。8万3,000円の補正をお願いするものです。職員数は1名です。

続きまして、議案第52号、議案書の123ページをお願いします。

平成26年度伊豆市水道事業会計の補正予算です。ここのところで第2条、ここに第3条予算というものの収益的支出を見てあります。ここで、5名の給与の補正をお願いするものです。189万1,000円になります。

第3条、ここで第4条予算についての人件費の補正をお願いするものです。人件費2名分、 金額が89万1,000円になります。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 以上で、議案第46号から議案第52号までの7議案の補足説明を終わります。

ただいま議題となっております各会計予算の議案に対する質疑は、6月16日開催予定の本 会議において行います。

なお、議案に対する質疑の通告期限は6月11日の正午となっておりますので、御承知ください。

◎議案第53号~議案第56号の上程、説明

〇議長(飯田正志君) 日程第16、議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第19、議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) 議案第53号から議案第56号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第53号は、不在者投票所となる指定病院等からの外部立会人の依頼に対応できるよう、 報酬の規定を整備するものでございます。

議案第54号は、政令の改正に伴い、市の消防団員の処遇改善のため、退職報償金の額を引き上げるものです。

議案第55号及び第56号は、それぞれ地方税法の改正に伴い必要な措置を講ずるものとなっています。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長(飯田正志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第53号、議案第54号について。

総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

○総務部長(伊郷伸之君) 私から、議案第53号と議案第54号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案書129ページの議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

本条例は、伊豆市の非常勤職員の報酬や費用弁償及びその支給方法について規定している 条例でございます。今回の改正は、選挙のときに指定病院等で行われる不在者投票の外部立 会人を市の非常勤職員として取り扱うとともに、その報酬額を定めるものでございます。

すみません、おくれましたけれども、お手元に条例議案説明資料というのがあると思いま すので、一緒に見ていただければと思います。

この外部立会人についてでございますが、平成25年5月の公職選挙法の改正によりまして、 指定病院等で行われる不在者投票の投票管理者は、外部の立会人を立ち会わせるなどして、 不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないことが定められました。

131ページから133ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この外部立会人は、不在者投票管理者の求めに応じて、市の選挙管理委員会が選定することとなっておりますので、市の非常勤職員として規定します。131ページの左側、改正後の項目の2というところになります。こちらに非常勤職員として指定病院等における不在者投票の外部立会人を追加するとともに、横の報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、昭和25年法律第179号第13条の2第2項の規定による額としております。

なお、外部立会人の1日の勤務時間が8時間30分を標準とされておりますので、その報酬額が法律で日額1万700円とされております。勤務時間が8時間30分に満たない場合を想定しまして、133ページの下のところに、備考の2というのを追加してございます。これは、実際の勤務時間に応じた報酬を支給できるよう、勤務1時間につき1,258円とする規定を設けております。

次に、議案第54号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の135ページをお願いいたします。

これにつきましては、先ほど市長からの説明がございました。本議案は、伊豆市の消防団員の退職報償金につきまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に合わせまして、消防団員の処遇改善のために退職報償金の額を引き上げるものでございます。

改正の内容ですが、137ページから139ページの新旧対照表をごらんいただければと思います。退職報償金の額を政令の引き上げ額に合わせてございます。階級や勤務年数にかかわら

ず一律5万円を引き上げるものでございます。

136ページの附則のところを見ていただきたいと思います。

改正条例の施行日は公布の日からとなりますが、既に改正されております政令の施行日が 平成26年4月1日となっておりますので、その経過措置としまして、附則の第2項で改正後 の条例は平成26年4月1日以降の退職者について適用することといたしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(飯田正志君) 続いて、議案第55号、議案第56号について。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

〇市民環境部長(山口一範君) それでは、私のほうから議案第55号、議案第56号の補足説明 をさせていただきます。

まず、議案第55号 伊豆市税条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書141ページからです。新旧対照表につきましては149ページからでございます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、市の条例も一部改正する必要がございますので、 改正するものでございます。

改正の主な概要でございますが、平成27年度以降新車購入された3輪及び4輪の軽自動車の税率の引き上げ、原付、2輪の税率の引き上げ、新規登録から14年を経過した3輪以上の軽自動車に経年車重課の導入、地域間の税源の偏在性を是正するため法人住民税の税率の引き下げ、新築住宅の固定資産税の軽減措置を2年間延長、耐震改修が行われた既存建築物の固定資産税の減額措置の創設、公害防止施設設備の固定資産税の特例措置にわがまち特例を導入することが主な改正でございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日、ただし軽自動車税の税率引き上げにつきましては平成27年4月1日、経年車重課につきましては平成28年4月1日、法人住民税の税率の引き下げにつきましては平成26年10月1日となります。いずれも地方税法の改正によるものでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。

続きまして、議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を させていただきます。

議案書171ページをお願いします。新旧対照表は173ページからになります。

この改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額、軽減措置に関して規定している国民健康保険税条例の改正を行うものです。あわせて、既に特別徴収対象被保険者に係る仮徴収の規定中、地方税法施行規則に条項ずれが生じているための改正でございます。

内容としましては、第21条の改正については、国民健康保険税の軽減判定所得基準の引き

上げを行うため、保険税の軽減措置について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、24万5,000円を乗ずる被保険者数及び特定同一世帯所属者数に世帯主を含めることとするものでございます。

また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の35万円から45万円とするものでございます。

第16条の改正については、条文中の地方税法施行規則に条項ずれが生じているための番号 を改めるものでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。

○議長(飯田正志君) ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、6月16日開催 予定の本会議において行います。

なお、議案に対する質疑の通告期限は6月11日の正午となっておりますので、御承知ください。

◎議案第57号の上程、説明

○議長(飯田正志君) 日程第20、議案第57号 建設工事委託に関する協定の変更について (土肥浄化センター)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

〇市長(菊地 豊君) 議案第57号の提案理由を申し上げます。

平成25年6月11日に土肥浄化センター改築更新工事の工事委託として、日本下水道事業団と1億9,020万円で協定を締結しましたが、下水道事業団において工事発注前の予定価格を再精査した結果、事業費が減額となり、その後の入札によって工事請負差金が発生し、全体事業費が1億4,820万円となりました。よって、日本下水道事業団との協定を4,200万円減額する議案を上程するものでございます。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長(飯田正志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。 建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

〇建設部長(佐藤喜好君) それでは、議案第57号について補足説明をさせていただきます。 議案書の175ページをお願いします。

まず、この当初の協定ですけれども、これは下水道事業団に見積もっていただくわけですけれども、当時の、更新前ですね、当初のときの電気設備等の見積もりがあります。それによって協定を結ばせていただきました。要は、全く同じものをつくりかえる場合の予算とい

うことで協定を結んだわけですけれども、電気、機械、今現在どんどん進んでいます。機械はコンパクトになって、単価も安くなって、しかも電気まで食わなくなっているということで、物がどんどん更新されていますので、その機械、新しいもの、安くていいもの、そういうものに変更したために発注前の設計がまず安くなりました。さらに、それをうちにかわってこの事業団が民間の業者に工事を発注するわけですけれども、そのときに入札差金が生じました。その生じた差金のために、さらに事業団との協定が安くなるということです。

今回が最後の協定の最後の変更になる予定です。平成20年度からこの土肥浄化センターの 更新工事を実施してきましたが、この金額でもって更新工事が終わる予定になっています。 総額で16億2,759万円かかりました。

また、この協定ですけれども、最後の完成ですので、協定のほうを平成27年3月31日ということで長めに設定させていただいています。やはり、不具合があっては困るということで、日本下水道事業団のノウハウをおかりしたいということで、工期のほうも長く設定をさせていただいています。

以上です。

○議長(飯田正志君) ただいま議題となっております議案第57号に対する質疑は、6月16日 開催予定の本会議において行います。

なお、議案に対する質疑の通告期限は6月11日の正午となっておりますので、御承知ください。

◎議案第58号の上程、説明

○議長(飯田正志君) 次に、日程第21、議案第58号 市有財産の譲与についてを議題といた します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長(菊地 豊君) 議案第58号の提案理由を申し上げます。

湯ヶ島地区の持越にあります市有財産について、譲渡を行いたく提案するものです。

無償譲渡であるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める ものでございます。

なお、この土地は株式会社湯ヶ島高原倶楽部の破産財団解散及び法人消滅により、地元住民によって構成する持越報徳社に帰属させるべきものであったところ、地目が農地であり、農業法人ではない持越報徳社への所有権移転ができず、そのため地目変更が完了後、持越報徳社へ無償譲与を条件に市へ一時的に所有権を預けることで、破産財団の財産処分について裁判所の許可を既に得ていたものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長(飯田正志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。 総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

〇総務部長(伊郷伸之君) 議案第58号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の177ページをごらんいただきたいと思います。

譲与する市有財産ですが、こちら、土地として表に記載してございます。場所につきましては、議案書の179ページの資料にあります航空写真をごらんいただきたいと思います。これは航空写真で、左側にヘアピンみたいにあるのが市道の岩ヶ原平山線となっております。この道路沿いで右下がゴルフ場のコースとなっています。ですので、ゴルフ場の入り口付近となっております。

次の180ページを見ていただきますと、こちらは地番図として色分けしてございます。赤く斜線になっているところが今回譲与する市有財産で、青の斜線が、現在持越報徳社が所有している土地となっております。場所としましては、湯ヶ島ゴルフ倶楽部の入り口付近ということで、よろしくお願いいたします。

所在地ですが、表に記載してございます持越字平山1074番13ほか5筆、地目は全て原野となっております。面積は6筆の合計が1万9,273平方メートルでございます。譲与の相手方ですが、所在地、伊豆市持越517番地、名称及び代表者、一般社団法人持越報徳社、代表理事奥田宏之でございます。

譲与に至る経緯について御説明させていただきます。

これら6筆の土地でございますが、先ほど市長申し上げましたとおり、もとは現在の湯ヶ島ゴルフ倶楽部を経営しておりました株式会社湯ヶ島高原倶楽部所有の農地でありました。同社は、平成17年6月に破産手続の開始が決定され、平成18年3月まで同社の破産管財人による破産手続が行われておりました。

また、破産会社である湯ヶ島高原倶楽部が所有する不動産上には、持越鉱山を操業していた中外鉱業株式会社が管理責任を負う鉱滓堆積場の一つのノロサワ堆積場というものが存在しておりました。破産会社である株式会社湯ヶ島高原倶楽部所有のホテル、ゴルフ場の複合施設につきましては、当時株式会社アルバトロスが譲り受けることとなりましたが、本議案の6筆の土地を含むノロサワ堆積場はコースの外にあり、アルバトロスへの譲渡の対象外とされていました。

そこで、破産管財人はこのノロサワ堆積場及びその周辺の土地については、換価困難であるということを理由に破産財団から放棄してしまいますと、第三者がこれらの土地を仮に不法占拠したような場合に、所有権者としてこの第三者を排除する者がいないというような大変不都合なことが起こるということを判断しまして、これらの土地の所有権は地元住民によって構成されます当時の社団法人持越報徳社に帰属させることが最も適当であるということ

の認識のもと、持越報徳社への不動産の譲渡が検討されておりました。

しかし、このノロサワ堆積場が存在する不動産の中には、地目が畑となっている本議案の6筆の農地がありまして、農業生産法人でない持越報徳社がこの土地の所有権を譲り受けるということには支障がありました。このため、将来的に地目が変更された場合は持越報徳社に対してこれら農地の無償譲渡がなされるということを前提として、一時的に伊豆市がこれら農地を引き受けることとしまして、裁判所の許可を得て、平成18年3月16日に破産管財人と伊豆市との間で不動産譲渡契約を締結し、本議案6筆の土地が無償で伊豆市に譲渡されております。

また、同日に伊豆市と持越報徳社との間でも、先ほど申しました理由により、この6筆の 土地を一時的に伊豆市に所有権を預託し、地目変更後に持越報徳社へ所有権移転する旨の覚 書を交わしております。

また、このノロサワ堆積場が存在する農地以外の土地につきましては、同じく裁判所の許可を得て、破産管財人と持越報徳社との間で不動産譲渡契約が交わされ、持越報徳社へ所有権移転されております。

先ほど見ていただきました180ページの地番図の赤いところが農地であるため、伊豆市に一時的に無償譲渡され、青いところが農地以外の土地ということで、当時破産管財人と持越報徳社の間で裁判所の許可を得て譲渡契約がされた土地でございます。その後、この6筆の農地につきましては、持越報徳社の要望のもと、平成22年11月に伊豆市農業委員会からこの土地が農地でないことを証明していただきまして、畑から原野へ地目変更登記をしてございます。

また、社団法人持越報徳社につきましては、国の新しい公益法人制度によりまして、平成25年12月に一般社団法人持越報徳社として認可を受け、一般社団法人へ移行しております。 そこで今回、平成18年に交わしました覚書に基づき、当時の6筆の農地につきまして、原野への地目変更も完了しましたので、所有権移転をするというものでございます。

以上の経緯から、本議案の6筆の土地につきまして、一般社団法人持越報徳社へ譲与する ということに議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(飯田正志君) ただいま議題となっております議案第58号に対する質疑は、6月16日 開催予定の本会議において行います。

なお、議案に対する質疑の通告期限は6月11日の正午となっておりますので、御承知ください。

ここで、暫時休憩といたします。

これで、当局からの議案質疑は終了しました。

執行部の方々は御苦労さまでした。

休憩 午前11時18分 再開 午前11時19分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(飯田正志君) 日程第24、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。 静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、 市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出し、 計20人をもって組織することとされています。

このたび、市議会議員から選出すべき議員のうち3人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、4人となりましたので選挙が行われるものです。

会議規則第32条第1項では、議長は選挙の結果を直ちに議場において報告する、また、第2項では、議長は当選人に当選の旨を告知しなければならないとなっておりますが、この選挙は広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(飯田正志君) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、永岡康司議員及び2番、三田忠男議員を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては、既に黄色い用紙に印刷されたものをお配りしてありま すので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」という人あり]

○議長(飯田正志君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は無記名です。

[投票用紙配付]

○議長(飯田正志君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(飯田正志君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(飯田正志君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長(飯田正志君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

永岡議員、三田議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(飯田正志君) それでは、選挙結果を報告いたします。

得票総数 16票

有効投票数 15票

無効投票数 1票

有効投票のうち、飯田正志君 13票

石上顕太郎君 0票

秋田稔君 1票

大石信生君 1票

白票 1票

以上のとおりでございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長(飯田正志君) 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月11日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は発言順序1番の杉山誠議員から発言順序6番の森良雄議員まで行います。

また、本日提出されております議案に対する質疑の通告期限は11日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会します。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時29分

平成26年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成26年6月11日(水曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番 永 岡 康 司 君 2番 三 田 忠 男 君

3番 小長谷 朗 夫 君 4番 山 下 尚 之 君

5番 山田元康君 6番 青木 靖君

7番 大川明芳君 8番 梅原正次君

9番 小長谷 順 二 君 10番 西 島 信 也 君

11番 森島吉文君 12番 杉山 誠君

13番 室 野 英 子 君 14番 森 良 雄 君

15番 飯 田 正 志 君 16番 木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊地 豊君 副 市 長 鈴 木 伸 二 君

教 育 長 勝 呂 信 正 君 総 務 部 長 伊 郷 伸 之 君

市民環境部長 山口一範君 健康福祉部長 鈴木 正君

観光経済部長 杉山 健太郎 君 建設部長 佐藤喜好君

教育委員会 森下政紀君 会計管理者 植田博昭君

代表監查委員 宮内知秋君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長飯田勝久 次長杉山和啓

主 幹 鈴 木 康 子

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長(飯田正志君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立 いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長(飯田正志君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長(飯田正志君) 日程に基づき、一般質問を行います。

続いて、質問に先立ち、質問者と答弁者に御注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないように、答弁者にあっては質問の趣旨に沿 い答弁をしていただくようにお願いいたします。

今回は10名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。 本日は、発言順序1番の杉山誠議員から発言順序6番の森良雄議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 誠 君

〇議長(飯田正志君) 最初に、12番、杉山誠議員。

[12番 杉山 誠君登壇]

〇12番(杉山 誠君) おはようございます。

12番、杉山誠です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、財政の見える化・公会計制度改革について市長に伺います。

公会計の整備は、自治体の財務状況と経営成績を住民、議会に開示する役割を果たしており、この情報開示により、住民、議会の監視機能が発揮され、自治体も自主自立、財政危機への早期対応が可能になります。

行政の将来予測が難しい中で、財務書類の作成、活用等を通じて、資産や債務に関する情報の開示と適切な管理を進め、税収を効果的に使うことがこれからの自治体経営に求められています。

また、今、自治体職員には、経営感覚を持ち、行政運営のできる職員像が期待されています。公会計制度の整備は、そのためにも必要な改革とされています。

総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が、このほどすべての自治体に適用する新基準(統一モデル)を打ち出し、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を求める報告書をまとめました。これによると、現在、2種類ある基準モデルと総務省方式改定モデルに対して、新たに統一された新基準を定め、他自治体との比較も可能にしていくそうです。

新基準は、基準モデルに近い内容で、改定モデルを採用している自治体では、今後、複式 簿記の導入など、大きな変更を迫られることになります。

5月23日に新藤総務大臣から各都道府県知事と市区町村長に発出された通知によると、平成27年1月ごろまでに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成するよう要請する予定とされています。

当市においては、現在、ファシリティーマネジメント推進に向けて市有施設の台帳整備が 進められていると思いますが、財務データの検証可能性を高め、正確な財務諸表を作成する ためにも、複式簿記の導入は必要不可欠だと言えます。

将来の伊豆市のあるべき姿を考え、市民の理解を得ながら事業計画を進める上でも、客観的に数字で評価できる公会計改革は、行財政改革の重要な柱になると思いますが、当市の対応は今後いかがなされるでしょうか。

次に、クラウドファンディングによる資金調達の活用について、市長に伺います。

クラウドファンディングとは、群集(クラウド)と資金調達(ファンディング)を組み合わせた造語で、プロジェクトを実現したい団体や個人などの企画立案者が、プロジェクトを仲介するサイトに公開し、インターネットで必要な資金をプロジェクトに賛同する不特定多数の人々から小口出資で募る仕組みです。

神奈川県鎌倉市では昨年11月、「かまくら思いプロジェクト」を立ち上げ、団体が寄附金を集める事を目的としたジャスト・ギビング・ジャパンを通じて寄附を募り、観光ルート案内板10基分の設置費用として100万円を22日間で集めました。これは、地方自治体が主体となり、クラウドファンディングの手法を使って資金調達を行う全国初の取り組みとして注目されています。

また、夕張市では、クラウドファンディングを活用する市民を応援するための取り組みとして、クラウドファンディング事業者の紹介、夕張市ホームページへのプロジェクトページのバナー掲載や夕張市公式ツイッターによるツイートを実施しています。

クラウドファンディングを自治体が活用することにより、今後ますます経常収支比率が高まる中で、景観保全費用などの捻出しづらい事業の財源確保とともに、クラウドファンディングの仕組み上、不特定多数の人々に事業の魅力を発信する必要があることから、自治体の魅力発信の大きなきっかけとなる点が挙げられます。

また、夕張市のように、地域貢献、地域活性化のために自主的に活動する市民、団体等の支援策としても有効と考えますが、市長の所見はいかがでしょうか。

最後に、コミュニティスクール(学校運営協議会制度の導入について)、教育長に伺います。

コミュニティスクールとは、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者、地域、学校、教育委員会が一体となってよりよい学校をつくり上げていくことを目指す制度です。平成16年に制度がスタートしてから10年、学力向上や不登校児が減るなどの効果が報告され、地域づくりに貢献している学校もあります。

伊豆市では、少子化、児童生徒数の減少が進んでいますが、地域住民がより深く学校運営にかかわることで、子供たちがふるさとへの愛着を強めることや、地域活性化に対する住民意識の向上も期待できます。今後、コミュニティスクールの導入を検討してはいかがでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

O議長(飯田正志君) ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。 初めに、市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

〇市長(菊地 豊君) 皆さん、おはようございます。

まず、公会計制度について、これは6月4日に行われました全国市長会においても、総務 大臣から御指摘がございました。議員御指摘のとおりでございます。

地方公会計については、伊豆市は平成21年度から総務省改定モデルを使用し財務諸表を作成しております。また、資産台帳整備が地方公会計における基準モデルに必要なことから、 昨年度より資産台帳整備のための項目の検討を行ってまいりました。

総務省の公会計改革の目標である会計への複式簿記の導入につきましては、事業別や施設別の分析に現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待されております。

発注主義による複式簿記や資産台帳整備が前提であることから、データ整備を進めつつ、 総務省の推進による地方公共団体共通のクラウド型地方会計システムが整備される予定を勘 案し、総務省の目標年度である平成29年に向けて検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、クラウドファンディングについて。

大衆からの資金調達と訳されているようですが、基本的にはアイデアを商品化するための 資金提供を一般の人に呼びかけること、銀行が融資してくれないような一見とっぴと思われ るアイデアや事業について、ホームページなどで紹介し、一般の方々から資金提供を募るこ とと理解しています。

仕組みとしては、インターネットを利用し、広くお金を集める取り組みとして事業化され、 運営会社も設立されているようです。

具体的にはいろいろな方式があり、被災地への支援活動や、営利目的の事業であっても、 アイデアや社会貢献度の高いものへの支援など、少しずつ認知されつつある状況と認識をし ています。

伊豆市ではまだ導入しておりませんけれども、事業への共感や期待が人々を引きつけているものと評価し、今後も情報収集し、伊豆市にふさわしい導入の仕方について検討してまいりたいと考えています。

〇議長(飯田正志君) 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

〇教育長(勝呂信正君) おはようございます。

それでは、コミュニティスクールの導入についてお答えをいたします。

文部科学省は、地域とともにある学校づくりを推進していくために、コミュニティスクール、学校運営協議会制度というものですけれども、積極的な導入を図っております。そして、平成17年4月1日に全国で17校だったものが、平成26年4月1日現在、1,919校までにふえております。このことから、コミュニティスクールを導入することによるさまざまな成果が広く認められてきていると理解しております。

静岡県では、磐田市で小中学校、各2校ずつ、そして高校で富士市立の高校が1校の5校で実施している状況です。静岡県教育委員会では、県内でのさらなる普及推進を図るため、昨年度末に「地域とともにある学校づくり」推進協議会を開催いたしました。そこで学校目標を具現化し、校長の示す学校運営方針をより実効的なものにするために、地域住民が学校の課題に対して当事者意識を持って学校運営に参画する仕組みを持った「しずおか型コミュニティスクール」が提案されております。

伊豆市内の各学校では、現在、多くのボランティアの方々が学校に足を運んでくださったり、子供たちが地域に出て学習をしたりする姿が見られます。また、学校評議員や学校関係者評価委員を初めとする地域の方々、PTAを中心とした保護者の皆様も積極的に学校の教育活動に参画しており、開かれた学校づくりが進められております。

特に、修善寺南小学校では「コミュニティスクール推進委員会」が年4回開催されております。この修善寺南のコミュニティスクールについては、これは認定されたものではございませんけれども、南小独自でこの推進委員会というのを開催しまして、地区の代表や保護者代表、学校代表、行政が推進委員となり、地域参画型の授業を推進したり、アンケートの結果や学校評価を検討し、学校に具体的な意見や助言したりするなど、南小学校の実情に合った活動をしております。

保護者や社会のニーズが多様化している現在、これからの学校には、今まで以上に保護者や地域の住民のお力を学校運営に積極的に生かしていくことが必要になってくると考えております。伊豆市の実態、各学校の実態に即したコミュニティスクールのあり方について、今後積極的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 先ほど市長の発言でちょっと訂正があるそうなんで、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

- **〇市長(菊地 豊君)** 先ほど公会計制度のところで、複式簿記について、「発注主義」と申 し上げましたけれども、「発生主義」の言い間違いでございますので、訂正させてください。
- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番(杉山 誠君) 質問の冒頭で、公会計の整備は情報開示と危機管理の財政危機への早期対応が可能になると申し上げましたけれども、今現在、国やほとんどの自治体の会計制度は、現金の収支という事実に基づいて、取引及び事象を認識する現金主義、単式簿記で行われています。

少し回り道をするんですけれども、現金の移動というのは、厳格に記録をされていますけれども、現金以外の資産や負債の情報が別々の基準や台帳で管理されているので、相互の関連性を持てずに、網羅的に把握できないということ、またそのことにより資産や負債などの状況を把握することが困難、またその結果、総合的な財務情報の説明責任が欠如しているということが言われています。

また、もう一点、固定資産の取得原価を耐用年数にわたって費用配分する減価償却棄却費や、費用を見積もり計上する引当金等が計上されていないことから、行政サービスに要した事業費のフルコストが把握できない。これは、経営改革を推進するためのマネジメントが欠如しているということが言われております。

一方で、専門的な会計知識がなくても、予算に従った適切な執行を行い、その説明責任を 果たすという点では適した制度ですけれども、現在のように財政規模が縮小して、税収だけ で賄い切れないという時代になってくると、やはり企業会計の方式を取り入れていく経理的 な行政運営が迫られてくるということで、市長から答弁もありましたように、総務省のほう で今回、新しい制度へ移行することが要請される見込みとなってきました。

今出されている財務諸表、私もインターネットから取り出してみたんですけれども、確かに決算からそれを引き出して、表にしてあるんですけれども、非常に読みづらい。やはり住民への説明責任を果たすために、相当専門的知識が要るということが言われています。

このような状況の中で、企業会計の考え方を取り入れて、経営状況が統計的に数字でわかる複式簿記、発生主義の公会計にしていく必要を強く感じるわけですけれども、そのために、 やはり体制の整備が必要となると思います。

先進的に標準モデルを取り入れた習志野市では、プロジェクトの作業を進めていくために、ある程度専門的な知識があって、なおかつこれまでの公会計制度から脱却できる柔軟な発想、積極的な姿勢が必要ということで、公募によってプロジェクトの委員を募集したそうです。 その結果、主に30代の若手職員9名から応募があったということで、これも1つの方法だと思いますけれども、要は会計制度、なかなか専門的な知識が要るものですから、それなりのやっぱり能力が必要ということで、人材の育成、あるいは人材の発掘が迫られてくるわけな んですけれども、今後、このようなプロジェクトの応募であるとか、また勉強会、研修会を 行って、簿記知識の習得を進めることも必要だと思いますけれども、この点はいかがお考え でしょうか。

〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。

〇市長(菊地 豊君) 実は先般、大臣からも、地方のいろいろな地方都市では、こういった システムを構築することが大変だろうから、国のほうで一括してシステムをつくるので、そ れを使ってくれと、こういう御発言があったんですね。

他方、我々からすると、総務省としても全国の状況をすぐに掌握しやすいだろうなという 気もいたします。でも、そういうことがあっても、いろいろあれを報告しろ、これを報告し ろと言われるよりは、そのほうがこちらとしても結果的にやはり作業は楽になるかなと思っています。

今、体制整備とか専門知識のお話がございましたけれども、まさに議員からは、かつてもファシリティーマネジメントの問題を御指摘いただき、財政とか、あるいは施設整備を長期的な視野で包括的にちゃんと考えるべきであるという一連のお考えの中の御質問だと理解をし、その重要性については、私どもも共有しております。

ただ、その方向で進めてまいりますが、1つ、やはり我々自身が運用の段階で気をつけなければいけないと思っていることが、都市部と違って、施設が資産とは限らないわけですね。非常に地価の高いところ、地価が上がっているところであれば、市の施設も資産として計上することなんでしょうけれども、バランスシートでは伊豆市も同じように資産として計上されるものが、じゃ、その価格でずっと維持できるのか。あるいは、先ほど引当金の問題などありましたように、むしろ将来負担を考えたときに、資産の側に載っているけれども、実は実態としては負担なのではないかというようなことに気をつけながら、運用のほうで気をつけることを我々は念頭に置きながら、国がつくっていただくシステムになるべく早く移行できるように準備を進めたい、このように考えております。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 杉山議員。
- ○12番(杉山 誠君) ちょっと私の質問も回りくどくてわかりづらかったんですけれども、基本的なところで、こういった公会計制度をしっかり確立して、市の財政状況を見えるようにする、これが根本だと思います。国のほうの指導があるからというのではなくて、今この伊豆市の状況の中で、財政の状況の見えるような形にするのに、複式簿記でなければ、将来見通しであるとか、市長も今、言われましたけれども、資産ではなくて、負債的なことまで見通せないということですので、この辺の、後先になりましたけれども、根本的な考え方、これは施設の統廃合ありきではなくて、やっぱりマネジメントを基本にして、それらを進めていかなければならないと私は思うんですけれども、その辺の基本的な考え方はいかがでし

ようか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 基本的には、平成29年度に向かって進めていくという考えでございますが、先ほど議員の御質問ございましたやはり職員の専門的知識というものが当然今、備えているというわけでもございません。今後継続的に進めていくには、人材育成、そういうものも当然必要になります。今年度、当初予算のときにお話ししたかと思うんですが、講師の謝礼的な予算をとっておりまして、会計士または税理士等、そういう専門の方にお越しいただいて、ちょっとまず職員の勉強を、担当職員の勉強をすると。その後、やはり資産台帳等ありますので、庁内の組織をどういうふうにしていくかというのは今後検討させていただきますが、職員がまず勉強等して、人材育成を進めてまいりたいと。それによって、市のほうが資質向上しながら進めていくというふうに考えております。

以上です。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

杉山議員。

- ○12番(杉山 誠君) 確かに複式簿記導入にはかなり事務負担、あるいは能力が要求されるわけですので、人材育成必要になってきます。一応総務省では、事務負担や経費負担への配慮、それから地方公共団体共通のシステムを一括構築して、標準的なソフトウエアの無償提供を考えている様子です。それまでの間、固定資産台帳の準備等を進めていただきたいとしているわけですけれども、今進められている固定資産台帳、通常業務をこなしながら、職員に過重な負担とならないように、全庁的な協力体制、推進体制、これを確立していくことも必要だと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。
- 〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

副市長。

○副市長(鈴木伸二君) 確かに資産台帳、これは現在管理している部署がそれぞれ分かれております。それぞれの部署で資産台帳を整備していけば、当然分散はできると思います。それを最終的には財産管理のほうで一括して管理をするという方法になろうかと思います。

ただ、道路等においては、舗装の状況であるとか、ストックの点検も含めて今後進めていくことになりますので、若干時間はかかるかなと思います。そのほかの公共施設については、建築年次、それから施工価格、そうしたものはわかっておりますので、それらについては早急に整備ができるかなと思っております。道路の状況が一番困難かなという見込みをしております。

以上でございます。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

杉山議員。

〇12番(杉山 誠君) 役所というのは、どうしても正確な情報を、資料を作成することに、 やっぱり取り組みますので、それが1つの時間がかかる原因とされています。

固定資産、施設についても、年数の経過したもの、合併前に建設されたものについては、取得価格等が不明確なものもあると聞いております。そんな中で、この作業を早く進めるには、やっぱりざっくりとした評価、これは建物であれば、面積、構造、それから標準単価を計算して、実際の取得価格でなくても、そういった統一した評価、あるいは道路についても、舗装の痛みぐあいもあるんですけれども、やはりその底地、土地としての面積、それらをどのぐらいあるのか、またその中には登記されていない土地もあるようですので、なかなか作業としては非常に膨大な数になるというふうに聞いておりますので、そういったすべてを網羅するんではなくて、標準的に面積で平米数で単価を決めるとか、そういう方法で、とにかく今できたものから活用していける体制、これをつくっていかないと、本当に3年かかってしまいます。

先ほどの習志野市の例ですけれども、タスクフォースを編成して、3カ月でそれらをまとめ上げたという、聞いております。これにはやはり詳細なデータをとるんじゃなくて、やはり標準単価みたいなものを当てはめてやっていく。とにかくこういう状況ですので、1年先送りすれば、どんどんやっぱり財政状況も厳しくなりますので、いっときも早くやることが必要だと思いますので、固定資産台帳の整備についても、すべてがそろったからというのではなくて、やはり今ある情報あるいは標準的な単価、それらから求めて、とにかくまとめることが必要だと思うんですけれども、そういった体制、これはどうなっていますでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) すみません、お答えするというよりも、ちょっと確認し合うという作業になるかもしれませんが、詳細に調査することなく、まず大ざっぱな数字でというのは、正直言って、なかなか我々としては難しい気がするんですね。資産の帳簿に載せるということは、やはり正確な作業になるんだろうと思う。というのは、必ず二度手間になりますね。資産台帳つくって、それが大ざっぱな見積もりで、プラスマイナス20%ぐらいの誤差がありますと仮に私が議会で申し上げたときに、正確にやってないのかということに必ずなりますし、それから議会に指摘されなくても、市長としては、一応やったけれども、あとは全部ちゃんと時間かけて詰めなさいよと、これ、絶対指示せざるを得ない。私はむしろ資産台帳をつくるときって、多分地籍調査のように、正確な作業を一つ一つ積み上げてやっていかざるを得ないだろうと実は思っていまして、道路が何キロ掛ける4メートルだから、これは大体これくらいというようなことでなかなかしにくいのではないかと思います。

もちろん土地の評価なんかはできるんですが、しかし、例えば道路や水道管のように、物 すごい長い距離を管理しているものを資産としてバランスシートに載っけて、それが何か影 響するか。長期的なメンテナンスのコストとか、あるいは施設であれば建てかえのコストと か、それは当然やるんですけれども、資産台帳に載せることに、そういった物すごく膨大なマンパワーがかかることを大ざっぱにやるということが、職員にその仕事をさせることの費用対効果から考えたときに、いかがかなという感じがするんですが、すみません、論点が合ってなかったら、もう一回御指摘ください。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 杉山議員。
- **〇12番(杉山 誠君)** 大ざっぱなというのは、いいかげんなという意味ではありませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

道路台帳とかについては、行政の持っている資産というのは、道路部分、道路用地とかは 売却するわけにいきませんので、その辺の性格が違いますので、やはり流動の可能性のある そういった資産を優先的に進めていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、行 政サービスと企業の運営では、やっぱり性格も違います。企業は利潤を追求しますし、行政 は住民福祉の増進を目的としていますので、その目的にかなった資産台帳の整理の仕方もあ ると思いますので、すべてが正確に網羅したからといって、それがすぐに反映できるかどう かというのは私も疑問に思っております。

ですから、その辺のところなんですけれども、すべてそろわなければ出発できないよというのではなくて、方法論として、先ほども言いましたように、標準単価でそれをざっくりとまとめ上げていく、こういう手法が行われているところも事実ありますし、その辺のところで、繰り返しになりますけれども、いいかげんじゃなくて、取得価格までさかのぼる必要はないんじゃないか。取得価格は現在の建築単価に反映できるかというと、幾ら減価償却が進んでも、取得価格でそれが再整備できるわけではありませんので、その辺のところもありますので、とにかくいろいろな方法を使って、できるだけスピードアップをしていくという意味で私、申し上げているものですから、やっぱりそういう早くまとめるということを重点に進めていただきたいと思っております。

それから、今の職員の体制づくりですけれども、先般行われました未来づくりセッション、私も大変興味があって、参加させていただいたわけですけれども、思ったほど参加者が多くなかったという印象を持っております。職員がその中で多かったわけですけれども、職員の全体から見ると、やはり多くはない、こういう印象を持っております。

こういったことを進めていく上で、やっぱり必要なのは、皆さんの理解を得るということですので、庁舎の中で今の伊豆市の未来像をしっかり認識してもらって、未来像ではなくて、現況、現状、将来の厳しい状況、これをしっかり認識してもらって、意識改革を進めていく上で、そういった言ってみればイベント的なそういうアピールの仕方も否定はしませんけれども、やはり現場に入っていって、一人一人の、一人一人とまでは市長お忙しいですからいきませんけれども、やはり現状、話に耳を傾けるような、要するに職員がやる気を起こすような、こういう取り組みも必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。

- ○市長(菊地 豊君) 未来づくりセッションについて、財政の見通しということですので、この質問の範囲内ということでお答え申し上げますけれども、私は伊豆市の場合に、特にまじめなテーマで集会型の事業をやったときに、来ていただければありがたいけれども、職員、議員、それから外郭団体等の皆さん、そして区長の皆さんおいでいただきたいと思っていたんですが、これまでの経緯から見ると、やっぱり都市部のようにはいかないだろうと思っておりました。そこで、当初からことしは市長のタウンミーティングとセットで考えています。既に決裁したところですが、地域づくり協議会の枠組みでお願いをしておりました12地区で7月下旬、8月からだったかな、7月下旬だっけ。12回の市長懇談会を行いますが、基本的には未来づくりセッションの内容について御説明し、市民の皆さんから意見をいただくというようなことで考えておりますので、こちらからも出向き、市民の皆さんで議論をしながら、市役所内部では引き続き部長会議、課長会議等々、その他の必要であればミーティング等も踏まえて、市の職員の意識改革は進めておきながら、市民の皆さんとつくり上げていく、このように考えています。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 杉山議員。
- **〇12番(杉山 誠君)** 職員の意識改革、これが何より必要だと思います。現に平成34年度 には基金が底をつくということで、財政再建団体という姿も想像されるわけですので、それ なりの危機意識を持って進めていっていただきたいと思うんです。

やっぱり自治体経営を改革する基本は職員の意識変革ですので、本当に民間企業であれば、 倒産しそうだというときに、やはりそれを立ち直らせるためには、それ相応の努力が必要な んですけれども、そういった意味で、やはり職員のやる気を起こさせるような、そういった 取り組み、トップダウンで指示することも必要でしょうけれども、やはり一人一人の中に分 け入って声を聞き、そしてやる気を起こさせるような、起こしていただけるような市長の姿 勢、これが必要だと思うんですけれども、非常にお忙しい中を市長、東奔西走されています けれども、そんな中で、庁舎の現場にやはり市長の顔が見えないというような声もちらほら 聞かれますので、庁内のことを役割分担をされているんでしょうけれども、やっぱりトップ が強い意思決定を示すという意味からも、そういった現場に分け入ることも必要であると思 いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- **〇市長(菊地 豊君)** いろいろなところでそういった御指摘は伺っております。非常に苦しいところなんですが、したがって、申し上げましたように、昔は4人の町長が、つい10年前までは4人の町長が、その前は12人の村長さんがこの同じ地域を行政的に統括していたわけ

ですね。少なくとも10年前の町長さんと同じような感覚で、市長もうちょっとまちに出てきてくれと、いや、正直言って期待されるわけです。しかし、そうすると、今度は県や国やそのほかの外との今度折衝がやはりおろそかになってしまう。非常に苦しいところで、私の意思が徹底されるように、今でも効果について100%の自信があるわけではありませんけれども、部長会議、課長会議を隔週で行って、認識と、それから政策を共有しながら進めているつもりではおります。

ただ、足らないところは十分承知をしていますので、今まで以上に配意しながら進めさせ ていただきます。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

杉山議員。

〇12番(杉山 誠君) またそのような努力をしていただきたいと思います。

それから、資産台帳にしても、やっぱり早くまとめるということから、ある程度の権限を 担当部署に与える、これが必要であると感じております。その権限を与えること、それから 各課に協力するような体制、これはやはり市長の意思を示せばできることですので、その担 当課に調査の権限をある程度与える必要があると思うんですけれども、これはいかがでしょ うか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

副市長。

〇副市長(鈴木伸二君) 繰り返して申し上げますけれども、この資産台帳を何のためにつくるかという議論になろうかと思います。

1つは、減価償却という考え方でございます。土地は減価償却いたしません。これは、土地に関しては、通常、地方債を充てません。建物、構築物等については、工事費として地方債を充てる。負債になるわけです。減価償却は当然発生する。この減価償却が行政コストの計算上必要になるということでございますので、土地に関しては、確かに議員おっしゃるように、通常の一定価格を掛けて面積を掛ければ、単純にこれは出るわけです。しかし、それは資産としての価値であって、減価するものではありません。そのときの評価によって変わるものという考えを持っております。したがいまして、工事費であるとか施設の整備費、そういったものが重要になってくるということで、これに関しては、担当課が当然財産台帳等を整備する上で、持っているものでございますので、それを集約して進めるということで、これは通知を出して、1カ所に集めなさいということは当然すぐできる話でございますので、それについては進めてまいります。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

杉山議員。

〇12番(杉山 誠君) 公会計に関連することだもんですから、資産台帳の話になってしまいましたけれども、今、副市長からも答弁ありましたけれども、減価償却しないものもあり

ます。当然それらのものは台帳から、台帳の使い道が違うわけですけれども、台帳整理するのに、各担当が持っている資料を集めて、それに利用状況をプラスすれば、簡単にできるのではないかと思っておりますので、その辺のところから進めていっていただきたいと思います。

それから、公会計改革が進んで、さまざまな会計情報、あるいは財政情報が整っても、それらの情報を活用していかなければ意味がないと思いますので、今までの現金主義、単式簿記の公会計からの情報というのは、人の体に例えれば、身長、体重、血圧などの基礎的な健康診断と言えると思います。太り過ぎだとか血圧が高いというのはわかりますけれども、それだけでは不十分ですので、市長も毎年胃カメラを飲んでいるということを前に聞いたことありますけれども、発生主義、複式簿記のデータは、オプション検査も含めた人間ドックのようなものだと思います。より具体的に悪い箇所が発見できるし、将来負担がどうなるかなど全般にわたって把握できるものですので、国の指針が出てからというのではなくて、できるだけ早く準備を進めて、すぐさま対応できるようにしていく、これがやはり伊豆市にとって改革を進め、また住民福祉を守る上でも必要ではないかと思いますので、準備をスピードアップしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、クラウドファンディングに移らさせていただきますけれども、このクラウドファンディング、私も今回の質問に当たって初めて得た情報なものですから、十分に調べ切れていないんですけれども、伊豆市の状況から見ると、小口資金を集める、そういった取り組みは、今の企業が少ない中で、言われております起業支援として有効ではないかと思い、自分も提案させていただいたわけです。

なかなか起業をしたくても、資金集めということで一番つまずきますので、そのアイデアを生かせるようなシステムとして、このクラウドファンディングが有効ではないかと思います。そういった意味で、市民に対する情報提供であるとか、相談に応じるとか、そういった体制づくりも考えていく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) クラウドファンディングという名前が、どう定義づけるかによって、いろいろ見方が変わってくると思うんですが、その機能については私もずっと考えておりまして、例えばほかの市ではやっていないような事業、出産準備手当だとか、あるいは高校生の通学費とか、通常の行政ではないような事業を伊豆市では大変厳しい財政の中でやっているわけですね。そうすると、その目的に特化した寄附とか、ふるさと納税の中でも、もうこの目的に使いますというお願いの仕方があるだろうということで、実はかねてより財務課には検討を指示してきたところです。

ただ、市民への寄附とかふるさと納税の場合ですと、やっぱり伊豆市にかかわりのある 方々へのお願いですので、より情報発信をして、例えば議員、今、御指摘のような効果を確 認できたのは、4月6日のNHKの「おはよう日本」で伊豆市の状況が放映されたら、いろいろなところから、そんな困っているんだったら助けようかというやっぱり電話がかかってくるわけですね。そういったことを考えますと、情報発信をさらに工夫をして、特別の目的を持った寄附とか、ふるさと納税とか、その他のファンドの集め方というものは、ぜひこれは検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 杉山議員。
- ○12番(杉山 誠君) 自治体としても、税収以外の歳入ということで、非常にこれはありがたい制度であると思いますので、その辺のところをぜひ有効に利用していただきたいと思います。

それから、もう一つは、やはり市長も言われましたけれども、自治体の情報発信、これは厳しい情報発信になってしまったんですけれども、一方では、魅力を発信することも必要であるし、有効であると思いますので、積極的に伊豆市のよさをアピールしながら、クラウドファンディングを取り込めるような、そういった方法を考えていただければいいなと思います。

鎌倉市の例を示させていただきましたけれども、鎌倉市はかなり都会の中ですし、伊豆市とは状況違いますけれども、そういった鎌倉市のときにアンケート調査をしたら、一口1万円でやったそうなんですけれども、それが一口当たりの金額が高いであるとか、観光地は鎌倉だけでないという、そういったアンケート結果が寄せられたそうです。ですから、多くの人たちは、自分の魅力を感じる観光地に投資をしたいというような考えも持っていると思いますので、ぜひそういった魅力発信、これを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、最後、コミュニティスクールのほうに移らさせていただきます。すみません、時間がなくなって。

教育長の答弁にもありましたように、市内では各学校でそういった地域住民、保護者の方たちが協力して学校運営に携わっていただいているというお話を伺いました。また、自分もホームページで検索したところ、コミュニティスクールという名前でヒットした修善寺南小学校が出てきましたので、それを見させていただきましたけれども、正式な認可学校運営協議会ではないということですけれども、本当に地域の皆様が学校運営に積極的に協力していただいているといったことを知りました。

かつて私もコミュニティスクールを一般質問で少し取り上げたことあったんですけれども、 その当時は、やはり学校に意見をするというか、監視するというか、そういうイメージが持 たれていたようで、当時の教育長もそこまではという答弁だったんですけれども、現在、大 分様子が変わってきております。そういった意味で、ぜひこのコミュニティスクールの認可 を早く進めていただいて、有効に活用できるように、今ある住民の力を生かせるように、そ ういった意味で、制度を確立していただきたいと思うんですけれども、具体的にいかがでしょうか。

〇議長(飯田正志君)答弁願います。教育長。

○教育長(勝呂信正君) 今御指摘のとおり、学校の現場からしますと、先ほどの前回の答弁があったと言うんですが、やはりどうしても先生方がその地域の声がたくさん集まってきて、萎縮するんではないか、また教育がやりにくくなるではないかとか、それからいろいるな意見が出てきて、学校の運営が混乱するんではないか、現場はそんな意見があります。

しかし、今進めようとするこのコミュニティスクールについては、やはり学校を一緒になってつくっていくということで、やはり学校はあくまでも学力とか、それから心を育てるとか、人間関係を育てていくというところに特化しながら、やはり地域の方々に子供たちの安全だとか、そういうところでとにかく地域の方々にもその学校の先生になっていただく、そんな思いがしております。

そして、この南小学校は今、先行しておりますけれども、名前としてですね。やはりこれは教育委員会が規則をつくりまして、そしてそれを指定していくということになりますので、それについては、やはりまず南小学校の組織と、小学校とですね、今できている推進委員と話をしながら、ある程度規則をつくって、そしてそれを指定していく、こんな第一歩を踏み出していきたいというふうには考えております。そこから全体に広げていければいいなというふうに思っています。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。あと13秒、一言ですみません、お願いします。
- ○12番(杉山 誠君) コミュニティスクールがうまく機能している地域では、やっぱり学校運営協議会で出された提案などを具体的に実行する下部組織、実行組織を持っている場合が多いそうです。ですので、やはり学校運営協議会が会議を行っているだけじゃなくて、それを具体的に提案されたものを検討するような組織、そういったこともまた取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長(飯田正志君) これで杉山誠議員の質問を終了いたします。 ここで35分まで休憩といたします。

> 休憩 午前10時20分 再開 午前10時32分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 西島信也君

○議長(飯田正志君) 次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

私は、通告に基づき、3件の質問を行いたいと思います。

まず最初に、天城会館指定管理料に係る住民監査請求についてということで、これは前3 月定例会で監査委員に質問をしたわけですけれども、私にとって十分な回答とは言えないも ので、再度質問をするわけであります。

それでは、読みます。

市監査委員は、平成26年1月29日に天城会館指定管理料に係る伊豆市職員措置請求について監査結果を公表したが、その結論は次のとおりでありました。

請求人は、天城会館展示運営業務委託決算書が市へ提出されていないのは、市長の明らかな監督不行き届きであり、この怠る事実の是正を求める。また、伊豆市長は観光協会に対し、指定管理料の交付の決定を取り消し、交付済みの指定管理料を返還させるよう求めると主張している。これは、請求人が言っている言葉であります。

次は、監査委員の言っていることでありますが、本件指定管理は、伊豆市と観光協会との間で契約が締結されているものであり、観光協会が自主事業として実施している天城ミュージアム展示運営業務委託は、観光協会とフィガロとの間で契約が締結されているものである。したがって、伊豆市ではフィガロに報告書を要求する義務はなく、相手方も伊豆市へ報告を提出する義務を負うものではない。しかし、観光協会への指定管理料の算出根拠のため、所定の時期(観光協会の総会後)に指定管理料の検査を実施しており、適正な処置が行われていることが確認できることから、請求人の請求にある「監督不行き届きであり、この怠る事実」には当たらないと判断する。後は省略いたしますが、今言いましたことは、監査報告書をそのまま写したものであります。

それでは、この監査結果について、確認の意味で、次の点を監査委員にお尋ねします。

①監査委員は当局側の主張を認め、天城ミュージアムの展示運営業務は、観光協会の自主 事業として認定しているようですが、これは間違いありませんか。要するに、自主事業です かどうですか。自主事業って、監査報告には自主事業であるというようなことが書いてあり ますけれども、確認の意味で監査委員にお伺いするわけです。

2番目、自主事業としたら、何をもって本体業務とするのか。市は、観光協会に何を管理 させたのか。このことについて、監査をしたのかどうなのか、結果はどうなのかお伺いしま す。

3番目、年間二千数百万円に上る指定管理料は、何の事業に支出されたか伺います。これは3月定例会で執行部のほうからも話があったわけですけれども、これも確認の意味ですけれども、監査委員にお尋ねいたします。

2番目、パールタウン区内の市道の維持管理についてでございます。

中伊豆パールタウン区内の市道の維持管理については、昭和57年に旧中伊豆町、これは甲としまして、株式会社旭新(乙)との間で協定が締結されておりまして、その内容は次のとおりとなっております。今から言うのは、協定書の第何条というやつであります。

第2条、乙は認定道路を当分の間、維持管理するものとする。管理移管については適切な 時期を考慮し、甲乙協議して甲に移管する。

協定書の第3条、乙は認定道路保全のため善良、適切な管理に当たり、改良補修等必要な ときは、甲に協議し施行するものとする。

第4条、認定道路の維持管理に要する費用は、乙の負担とし、災害等により破損したとき も同様とし、費用の負担機関は、管理期間中とするものとする。

そこで、次の項目についてお尋ねします。

1番、当地、パールタウンは昭和40年代に別荘地として開発されたが、現在は110世帯、 200人の居住者が存在しております。それにもかかわらず、なぜ市道の維持管理を早期に市 へ移管していなかったのか、これについてお伺いします。

2点目、この移管についてですけれども、この第2条に「管理移管については適切な時期 を考慮し、甲乙協議して甲に移管するものとする」とありますけれども、いつまでに移管を 完了するのか、その計画は立ててあるのかどうなのかお伺いします。

3番目、公の道路、公の道路というのは、市町村道、県道、それから国道でございますけれども、公の道路は下記の道路法第4条により私権の行使を認められてはおりません。私権の制限ということで、これは道路法の第4条、道路を構成する敷地、支壁、その他の物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、または抵当権を設定し、もしくは移転することを妨げないということですけれども、これは下の底地がだれのものでもあろうと、要するに道路を使用通行料、あるいは道路を通行してはだめだと、そういう私権を設定してはだめだというふうに私は理解しております。それにもかかわらず、管理会社の旭新は、住民から市道通行料を徴収しているとのことですが、このことについて、市はどのように解釈しているか。要するに、市道、公のものなのに、それについて、早い話が、それを使って商売をしているとは、どういうふうなことを市はこれについて考えているかでございます。

3番目、伊豆市型エコツアー運営業務委託費について。

「伊豆市型エコツアー運営業務委託費」として、平成24年11月に99万7,500円が株式会社シードというところに支払われております。この株式会社シードは、御存じの方もあるかもしれませんが、三島市に本社がある会社ですけれども、このことについて、私は実績報告書の開示請求を行いました。

それによると、「平成24年度伊豆市型エコツアー運営業務委託実施報告書」というものが 開示されまして、その内容は、「SBSラジオらぶらじスペシャル・こどもみらいプロジェ クト、てっちゃんと遊ぼう!天城山・八丁池ハイキング1泊2日」というイベントの開催が その内容でありました。

そこで、次の点についてお伺いします。

同イベントの主催者はSBSラジオだと思うが、伊豆市はこのイベントにどういう形でかかわり、市は株式会社シードに何を委託したんでしょうか。前掲の実施報告書では全くわからないので、説明を願いたいと思います。

2番目、株式会社シード社は、不動産・建築関係を主要業務としているが、どのような経 緯、手続で委託先となったのか説明を求めます。

以上です。

○議長(飯田正志君) ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、監査委員。

〔代表監查委員 宮内知秋君登壇〕

〇代表監査委員(宮内知秋君) おはようございます。

西島議員の天城会館指定管理料にかかわる住民監査請求に関する質問についてお答えします。

1つ目の質問についてですが、当局から天城ミュージアムの展示運営業務は観光協会の自主事業として実施していると説明を受け、したがいまして監査報告書で「自主事業」という言葉を使っていますが、これは単に観光協会が指定管理者として企画し行っている天城ミュージアム展示運営業務のことを指しており、伊豆市天城会館の管理運営に関する基本協定第16条の中の「自主事業」という言葉の意味合いで使っているわけではありません。

2つ目の質問の本体業務につきましては、天城会館指定管理業務仕様書に記載があります とおり、天城会館の展示館の管理運営業務であると理解しています。

3つ目の質問の指定管理料は、天城会館展示館の管理運営業務のために支出されたものであると理解しております。

以上でございます。

〇議長(飯田正志君) 次に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長(菊地 豊君) まず、1つ目の天城会館ですが、これは既に司法の場で係争中でございますので、議会での答弁は適切ではないと考えています。

2つ目については建設部長から、3点目については観光経済部長から説明をさせます。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

〇建設部長(佐藤喜好君) それでは、西島議員の2番、パールタウン内の市道の維持管理に ついてについてお答えします。

まず、この質問、①、②、③という質問があるわけですけれども、その前に、パールタウ

ンの市道についての背景について御説明申し上げます。

議員おっしゃるとおり、40年代に別荘地としてパールタウンが開発されたわけですけれども、そのときの会社が箱根観光開発という会社です。この箱根観光開発から、この道路についての寄附受納の寄附受納願というのが昭和47年の9月28日付で提出されています。ここのところの文をちょっと読ませていただきますけれども、「かねてから当社にて施工中の中伊豆大幡野大幡線道路当社所有地1960.52平米並びに町有地がこのほど完全舗装道路として完成いたしましたので、中伊豆町公共用財産として寄附したいので、関係書類を添えてお願いいたします。なお、その後における道路の維持管理については、当社において施工し、その都度寄附するものといたします」、こういう文書が出ています。

ここで認識していただきたいのは、道路を5メートル道路つくっているわけです。延長が1,579メートル。そこについて、箱根観光開発は、広げた分はうちの土地ですよ、これを寄附しますよということを言っているわけです。そして、その後、道路は維持管理をしますよという文書が中伊豆町に提出されたわけです。中伊豆町としては、この寄附受納を受けなかった。ですので、まだ箱根観光開発の土地と伊豆市の道路の土地が存在している道ということになっています。

続いて、この箱根観光開発から昭和55年4月1日に今の現在の株式会社旭新に渡っています。

そして、ここで1番の質問に戻るわけですけれども、なぜ今までこれを移管されなかったのかということですけれども、旭新からは、今度は平成25年8月9日付で初めてこの協定の解除という申請が出されました。箱根観光開発は寄附受納という申請が出たわけですけれども、この旭新からは、この協定の解除という申請が出ました。これは、当時、別荘地を売るで民間会社がもうけるためにつくったところですので、当然売れなければ困るもんですから、県道からパールタウンまでの間を一生懸命草を刈って、お客さん来てもらうということをされたんだと思います。ところが、今現在、もうパールタウンも、この前打ち合わせの中では、旭新のほうから、もう99%売れてますということですので、やはりその辺の節約を図りたいという意味で、この協定の解除が出されたのかなというふうに考えているところです。

そして、現在、解除に向けての協議を、解除はいつかということですけれども、今、その 関係について、株式会社旭新と協議をしているところです。占用物件ということで、前も西 島議員からも質問が出ましたとおり、占用の書類関係等が整備されてません。ですので、今、 工事やるときには、必ず工事届というものを出してもらってやっているわけです。ですから、 まだ旭新のものの土地が道路上にあるということと、占用関係、多分水道とか温泉もあろう かと思います。これあたりが整理されてないということで、まずは問題を洗い出しをやって、 協定解除に向けて協議をしているところです。

合併支援道路ということで、日向のところ、県道のところの移転をやっているわけです。 うちのほうで認定もかけました。ただ、まだいまだに県と協議をいろいろやっています。な かなか手続が多いようです。

通常の寄附受納ですと、道路のところに自分の土地がぽつんとあるだけですので、割と簡単に寄附受納ってできてしまうんですけれども、ここについては、やはり県道から市道への移管と同じくらいに、1,500メートルもあるところですので、やはり問題が起きないような形で我々も引き受けたいということで、今は問題の洗い出しをやりながら、協定解除に向けて協議をしているところです。

最後に、市道の通行料の徴収についてということですけれども、自分もこういうことを聞いてびっくりしているのですけれども、通行料を取っているとは聞いていませんでした。

うちは旭新と道路の維持に関する協定を行っているということになります。そして、旭新 が、管理会社は住民の方とは管理費というのをもらっているんだと思うんですけれども、そ ういうのが道路の補修、維持に回っているのかなというふうに聞いております。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

〇観光経済部長(杉山健太郎君) それでは、西島議員の伊豆市型エコツアー運営業務委託費 についてお答えをいたします。

御質問を2ついただいていますけれども、答弁は一括という形で御理解をください。

私ども伊豆市では、県内の親子や家族連れ向けに、天城の八丁池や渓流、自然体験の魅力を通じて環境保全の意識を高めるために、体験型の「エコツアー」として、より効果的な情報発信、誘客をしたいと考えておりました。

御指摘の事業については、平成24年の9月15、16の1泊2日で、「自然に親しもう」をテーマに、観光協会にも御協力をいただきまして、アユのつかみ取りやバーベキュー、八丁池のハイキング等を行い、参加は応募から抽せんで選ばれました11組37名の親子の方が参加して実施をいたしました。

今回の事業については、事業趣旨等を勘案しまして、広く参加を募るために、その手法を模索をいたしましたところ、SBS静岡放送が取り組んでおります、議員の発言にもあります「SBSラジオらぶらじスペシャル・こどもみらいプロジェクト」、この番組が私どもの事業趣旨に合致し、最適という判断から、当該番組を選択したところでございます。

事業の実施主体ということですが、これはSBS静岡放送になります。

次に、株式会社シードということでございますけれども、この会社はSBS静岡放送の認 定を受けた広告代理店となっておりまして、当該イベントの制作企画運営ができることから、 業務委託し、実施をしたという経緯でございます。

この株式会社シードに委託した業務内容でございますが、ラジオでの広告、イベントの募集、告知業務、さらに番組内でのイベントPR、あわせて伊豆市のPR告知業務、そしてSBSのホームページでの告知業務、イベントの企画制作日として、講師謝礼と企画運営スタ

ッフ等に係る経費等でございます。

このイベントの講師でやっていただきましたラジオ番組のパーソナリティーみずからが伊豆市の自然のすばらしさと大切さ、これをSBSグループを通じて県内の購読者並びにリスナーに当市の魅力を効果的に発信できたことから、大変効果的な事業手法であったと私どもは考えております。

市の職員の取り組みについては、私ども職員が運営の補助、危機管理等に携わりまして、何ら問題は起こってないということをあわせて御報告いたします。

この効果といたしまして、参加者の評判が大変よかったということから、協力をしていただきました観光協会でも、水恋鳥広場のサービス提供、バーベキュー管理運営等、新たな観光客向けの商品としてこれが定着をしておりまして、昨年度の水恋鳥広場の入り込みも大きく伸びたことから、この事業は一定の効果があらわれたものと考えております。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 再質問はありますか。

西島議員。

〇10番(西島信也君) それでは、再質問をさせていただきます。

ちょっと順番を変えまして、先にパールタウン区内の道路につきまして再質問をさせてい ただきます。

このパールタウン区内の道路は、一番下の県道から真光教の境まで入れますと2.5キロあるわけなんですね。それで、さっき部長の答弁でありましたが、昭和40年代からこのパールタウンは別荘地として開発されました。しかし、だんだんと住民がふえてきたということで、昭和50年代だと思うんですけれども、50年代の初めに中伊豆町の町道となったわけですよね。中伊豆町の認定道路となったわけです。中伊豆町の認定道路になったということは、合併して、自動的に伊豆市の認定道路、市道であるということになったわけですね。それで、先ほども言いましたが、常住者は110世帯、200人を超えているということで、今や生活道路であって、住民が頻繁に利用する道路のわけですね。

市道なんですから、市の道路なんですから、いろいろ整備なんかするのは、市が当然やらなければならないし、管理会社がやるべきもんじゃないんですね、大体において。

このパールタウンのさっき③の質問にありましたが、私権の制限、認められてないと、こういうこともあるわけで、これについては後で言いますけれども、とにかく市道なんですからね、市の道路。市の道路管理は市がやるんですよ。道路管理者は市長なんですよ。何で旭新とこういう協定を結んだのか、こういう協定書。維持管理は旭新がやるということ、そういう協定書ができた、これが大体もって間違いのもとなんです。もともと市道なんですからね、市が当然やらなければならない。

平成25年の7月に、これはパールタウンの人から、これは旭新も入ってるんですかね、要望書が出て、26年の3月に回答がありました。どういう回答かというと、移管に向けては、

道路改良、それから水道布設がえが条件だということですよね。大体ね、管理を旭新、要するに民間会社にやらせるというのはどういうことなんですか。私は理解できませんけれども ね

さっき、寄附をあれしたけれども、受納願を出したけれども、受け取らなかったということ話もあるんですけれども、現在は大体どうなっているんですか。要するに、その2.5キロですね、下の県道からの2.5キロ、このうちの何%が市の持ち物、何%が民間の人の持ち物、それちょっと答えてください。それ質問です。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

〇建設部長(佐藤喜好君) 2.5キロ、これは県道の一本松というところから大幡野線にぶつかるところまでの全延長になろうかと思います。この路線名の正式名が市道一本松大幡野線という今、路線名になっています。

ここについての所有区分のパーセント、これについては出してません。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

西島議員。

○10番(西島信也君) この市道の底地の所有者は、ほとんどが伊豆市だと私は思っているんですけれども、とにかくあれです。住民が全部で100世帯、200人の住民がいるわけですよね。その人たちが毎年、例えば固定資産税どれくらい払っているかというと、1軒当たり10万円払っていれば、1年間で1,100万円ですよ。30年あれば3億円も払っているんですよ。それなのに、移管しないとか何とか言うのはまことにおかしい。

何がおかしいかというと、さっき私言いましたけれども、道路使用料を旭新が取っているという話を言いましたけれども、いいですか、住宅等を新築する場合に、工事負担金という名目で建築費の3%を旭新が徴収しているんです。公共物の維持管理という名目、理由だそうですけれども、公共物というと道路くらいしかないですから、だから道路の使用料にほかならないわけです。

せっかく若い人が住宅を建てて移り住もうというのに、伊豆市から100万円もらうとして も、ほとんど持っていかれてしまうわけですよ。私はそんなの払いませんよと言う人も中に はいたそうですけれども、そうすると、水道を通さないと、そうやっておどかしている始末 なんですよ。この水道を通さないというのは、水道法第15条の給水義務というのがあります から、それに確実に違反しているわけですよね。

だから、私が言ったその通行料というのは、管理費とは、さっき部長が言う管理費とは全く別物なんですよ。住宅、店舗を建てるときに金を取っているんですよ。だから、それがもう二重取りではないかということですよ。税金と旭新から取られる二重取り。全くこれは問題と思うんですよね。

要するに、それは最初パールタウンを開発するときは、民間会社はそれはもうけでやった

んでしょうけれども、それは商売だからもうけで。だけれども、30年も40年もたって、もう 今いる人は、そんな最初のことは何も関係ない。もう善意の第三者なんですよ。善意の第三 者が要するに管理会社からお金を取られていると。これは問題ですよ。

だから、何で取るかというと、何で取られるかというと、維持管理は旭新がやるよという、その一文だけですよ。本当は何の権利もないはずなのにね、取られている。だから、要するに不公平、私、違法状態だと思いますけれども、これは本当に犯罪に近いようなことだと思いますけれども、だからこれを速やかに解決するには、協定書を破棄すればそれだけでいい話なんですよ。

どうですか。さっき何か検討しているとかなんかいうお話ですけれども、そこら辺は、だからいつまでにやるのか。底地が何か道路構造基準に満たしてないとかなんていう話も聞きますけれども、そんなのは全然関係ない。これは市がやることなんだから。

だから、とにかく私はね、とにかくこの半年くらいで、この半年くらいでこれをやっても らいたいと思うんですけれども、どうですか、その辺は。質問します。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

〇建設部長(佐藤喜好君) まず、協定自体がおかしい、おかしいと言われていますけれども、 当然協定、伊豆市側、官と民の旭新、こことが合意形成をもって協定を結んだというふうに 解釈をしています。

それと、パールタウン内の管理規程という資料を持っているんですけれども、管理の範囲という中に、見てみますと、それに管理料が含まれているのかなというふうに理解をしています。

それと、ここで議員と自分と話をしているわけですけれども、管理料については、管理料と管理会社、要はパールタウンの住民の方と管理会社との問題であって、うちが管理料をいただいているわけでも何でもないもんですので、そこのところをいろいろ言われても、またちょっとうちも困るというところになります。

それと、うち、道路管理者は、旭新、こことこのままではまずいですねとお互いに問題意識を持って、これの移管に向けての話を進めているということです。ただ、まだこれから問題もいっぱい出てくるかと思いますけれども、そういうのを一つ一つ片づけてやっていくとういことで、今ここでいつまでにできるとは、半年でやれと言われましても、ちょっとそこは答えられないところがあります。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

西島議員。

〇10番(西島信也君) いつまでにやれと言っても困るんだというお話が部長あったわけですけれども、部長さんだってずっと伊豆市役所に未来永劫勤めているわけじゃないでしょう

から、とにかくいる間じゅうに早期にやってもらいたいと思いますね。

それで、管理料云々はどうかというような話ですけれども、管理料を中には払わないと、 裁判に持っていくという人がいますよ。だけれども、そんな裁判なんて嫌だから、そんな何 十万円だか、100万円くらいだから払ってしまえという人も多い。

私が聞いているのは、要するに伊豆市の市道を使って、道路管理料という、名目は道路管理料とは言わないかもしれないけれども、ちょっと公共物のあれですから、維持管理ということで取っているんですから、伊豆市の財産を使って商売をしていいのかどうかということを聞いているんですよ。これは住民が被害を受けているんですからね、パールタウンの。この辺について、市長はどう思いますか、市長は。市長は思わない。思わなければ、市長言ってください。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

〇建設部長(佐藤喜好君) こういう別荘地とこの道路という問題は、いろいろなところであります。伊豆市の中でもいろいろなパターンがあります。管理会社がいなくなってしまって、そこの住民の方だけで管理をしているところもありますし、管理会社がかわりながら、前の約束事を引き継いでないとかというような問題がいっぱい出てます。

伊豆の国市においてもこのような事例はありまして、わざわざ市道に認定をかけておいて、 管理はやってくださいねというような、要は私道がつぶれてしまったもんですので、そこを わざわざ認定をかけ、そのかわり維持管理はやってくださいというようなこともあります。

パールタウンですけれども、パールタウンについては、確かに議員おっしゃるとおり、私、ずっといません。そのために、この話し合いの中でも、4月17日に話し合いを持っています。 旭新と伊豆市と、それにパールタウン自治会ということで話し合いを持っています。そのときにも総務部長にも一緒に同席していただいて、さらに道路管理者である建設部の土地対策課長と建設課長も同席をして、さらに担当の職員まで一緒に、自分と旭新との話し合い、そしてこういうふうに進めていきましょうねというあたりまで、一緒に会議の中で同席していますので、十分このことを引き継いでやっていただくものと確信をしています。

というのは、そこで旭新と話をしたというのは、それも1つの契約ですので、その方向で動いています。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

西島議員。

○10番(西島信也君) 今、部長からそういうお話があったんですけれども、こういうことはずるずるやってはだめなんですよ。もういついつまでにやるという、そんな難しい問題はないと思いますけれどもね。それは底地の一部の問題はありますよ。あるけれども、そんなのはどんどん解決していけばいい話で、そういう計画は立てるおつもりあるんですか、いつ

までにやるとか、そういう計画。言ってください。ありますか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

- ○建設部長(佐藤喜好君) まず解除の文書が出ました。話し合いをしました。そしていろいろな者を整理してくださいというのを相手方にお願いしました。要は、占用物件とか舗装の状態、そういうところの洗い出しをお願いしています。そこの会社がそういうものを出してくれなければ、いつまでたってもできませんので、私どもはほかの開発のところの道路も含めて、同じような形で同じように平等にやらせていただきたいというふうに考えます。以上です。
- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 西島議員。
- ○10番(西島信也君) それはね、相手方がいるもんですから、それはよく話し合うことは必要ですけれども、とにかく早期にやっていただきたいと思いますね。相手の管理会社のほうも、負担嫌だよと言っているわけじゃなさそうですから、ぜひそこは早期にということをぜひ要望をしておきます。お願いしますね。

それから、じゃ次に行きます。次は、伊豆市型エコツアー。

今、杉山部長から答弁あったんですけれども、何だかよくわからないんですよ。よくわからない。要するに、主催者は静岡新聞と静岡放送ですよ。ここにSBSラジオってありますけれども、静岡新聞と静岡放送共催。伊豆市が何を委託したんですかということ。さっきの説明では、何かシードが広告代理店やっているから、広告のそれをあれしたんだと言っていますけれども、そんなんで100万円近い金をそんなとろへ出すのはおかしいじゃないですか。そんな、高額ですよ、100万円といったら。

私、前に情報公開で行ったときに、情報公開でもらったんですよね。これの報告書という やつをもらったわけですけれども、何が書いてあるかさっぱりわからない。だから、私はそ の後、たしか4月21日だと思ったんですけれども、担当課へ行って、ちゃんとした実績報告 書を出せと言ったのに、何も出されないですよ。もうあなた、2カ月近くたちますよ。議員 が言っているんですよ。

それで、内容は何かというと、今聞いたら、この「てっちゃんと遊ぼう」のハイキングの 広告料だ。広告料って、何を広告するんですか、そんな。広告ったって、ちゃんとSBSラ ジオで放送しているわけですよ。伊豆市が何を広告するんですか。どうも全然わからないね。 これは全くおかしな支出だと思いますよ。

大体、広告宣伝料を委託したんですか。それとほかに何があるんですか。ちょっと言ってください。ちょっとお伺いしますよ、それを。使途、100万円の。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

〇観光経済部長(杉山健太郎君) その内容については、先ほど答弁をいたしましたとおりでございます。

そして、議員のほうへと情報公開によって、運営業務委託実施報告書、こちらをお渡ししてある、お手元にあるかと思いますが、そちらのほうに詳しく書いてあるものと理解しております。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
西島議員。

○10番(西島信也君) だからね、ここにあるこれですよ。これじゃ何にもわからないと言っているの。広告もしやったら、何本やって、1本幾らで何だということが何も載ってないじゃないですか。イベントの費用だなんて言ったけれども、何だか一つも載ってない。本当にこれ、この「てっちゃんと遊ぼう」はやったんでしょうけれども、伊豆市も多少手伝ったんでしょうけれども、何も関係ないんじゃないですか、伊豆市の事業としては。伊豆市の事業じゃないでしょう、これは。大変おかしな支出だと思いますよ、こんな100万円をですよ、当初予算が100万円で、ほとんどそっくり使っているじゃないですか。内訳は何もわからない。こんなのでいいんですか。

市長は知っていませんか、このことについて、そんなことで支出したのって。知っている か知ってないか、それもお伺いします。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

- ○10番(西島信也君) 市長に聞いているんです、市長に。市長に聞いている。
- 〇議長(飯田正志君) 観光経済部長。
- **〇10番(西島信也君)** だから、市長が知っているか知ってないか聞いている……
- ○議長(飯田正志君) 静かに。こちらが指名しますので。市長と同じですから、観光経済部長は。

観光経済部長。

○観光経済部長(杉山健太郎君) それでは、お答えします。

お手元の実績報告書、開いていただいて、例えばラジオ展開というページがございます。 こちらのほうにラジオ20秒スポットが136本、8月17日から9月3日と、こういうふうに書 いてあります。これが事業報告書でございます。

次のページには、新聞広告でこのように全県版の半五段を掲載したということ、それらが 載っておると思います。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

西島議員。

- 〇10番(西島信也君) 市長に……
- 〇議長(飯田正志君) 西島議員、どうぞ。

- 〇10番(西島信也君) 市長……
- ○議長(飯田正志君) 質問してください。
- **〇10番(西島信也君)** だから、市長にこの内容について知っているのかと私、聞いている の。市長に聞いているんですよ。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 市長というのは行政の市の責任者ですけれども、伊豆市の場合には5つの部制をとっております。それぞれ具体的な事業については、それぞれの部長がさらに担当する課長を指揮しているわけでございます。この程度の事業であれば、当然部長、課長のもとで判断をし、実施しているということに、市の行政というのはそういう仕組みになっております。

したがって、こういった1事業の詳細は承知はしておりません。

- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 西島議員。
- ○10番(西島信也君) 市の行政はこういうふうになっているなんておっしゃいますけれども、そんなこと私、知っていますよ。そんな、役場に30何年もいたんだから。私は違う意味で何か知らないのかと、そういうことを聞いていたんですけれども、どうも知らないというお話ですね。私もちょっと違う情報を持っていますけれども、きょうはここは言いませんけれどもな、あれです。

じゃ、それでは最後に監査委員への質問ということであれしますけれどもね。

今、監査委員さん、さっき答弁をしてくれたわけですけれども、天城ミュージアムの展示 運営業務は観光協会の自主事業であるかどうかということを聞いているわけですけれども、 何か協定書の16条、私、今持っているわけじゃないからわかりませんけれども、協定書の16 条の自主事業とは違うと言いましたけれども、どういう意味ですか、お伺いします。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

監査委員。

○代表監査委員(宮内知秋君) では、西島議員にお答えします。

自主事業ではないということは、まずここで御説明いたします。その天城ミュージアムの 展示運営業務ですね。

16条については、ここに天城会館運営管理に関する基本協定書とありまして、ここの16条には、天城会館の設置目的に達成するため、各業務の実施を妨げない範囲内において、自己の責任と費用により、自己の責任ということは観光協会でございますけれども、観光協会が自主的に実施するというものを自主事業とするということがうたわれております。

天城会館の展示業務は、指定管理に基づく業務委託ということと理解しております。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

西島議員。

○10番(西島信也君) 今、監査委員さんのあれですけれども、これじゃまるでつじつまが合わないわけですよ。今まで請求人がですよ、住民監査請求の請求人が請求していたのは、あれの入場料収入900万円、それから土産の収入370万円、合計、合わせて1,300万円くらいのですね、フィガロという会社が伊豆市に、フィガロでもいいし、伊豆市観光協会でもいいけれども、報告してないと。監査報告書には、いいですか、それはおかしいと言っているわけ。でも、監査委員さんがおかしくないと。そ理由は何か。

要するに、観光協会、読みますよ。「本件指定管理は、伊豆市と観光協会の間で契約が締結されているのであり、観光協会が自主事業として実施している天城ミュージアム展示運営業務は、観光協会とフィガロとの間で契約が締結されている。したがって、伊豆市ではフィガロに報告する要求する義務は」、だからこれはこれでつじつまは合っているわけですよ。だけれども、今、自主事業だから報告しなくていいと言っているのに、自主事業というのは報告しなくていいと言っているのに、言っているわけですよ。

じゃ、今また自主事業じゃないというのはどういうことですか。じゃ、一応質問します。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

監查委員。

- ○代表監査委員(宮内知秋君) 1月に関係人の陳述が行われまして、そのときに当局から自主事業という言葉を聞きました。聞きました。それについて、私どもはすべてを自主事業という形で監査報告書には記載してございますけれども、そこはやはりいわゆる自主事業、ここで言う自主事業、16条で言う自主事業ではなくて、観光協会が独自に企画して行う事業ということで私どもは理解しております。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

西島議員。

[発言する人あり]

- ○議長(飯田正志君) 傍聴人、静かにしてください。
- ○10番(西島信也君) 言っていることがよくわからない。私にはそういうのは到底理解できないですよ。自主事業だから報告しなくていいと言うのに、また今度、自主事業で、じゃ今度報告する義務はあるんですか、ないんですか。一応言ってください。あるんですか、ないんですか。

要するに、土産の収入、それから入場料収入は報告する義務はあるの。ここにはないと言っていますよね。じゃ、あるということになりませんか。

[「矛盾しているんじゃねえか」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 傍聴人さん、一切発言は認めませんので、静かに聞いてください。

答弁願います。

監査委員。

○代表監査委員(宮内知秋君) 自主事業かどうかということを認定しているようだが、間違いないかということでありますんで、自主事業と認定していないという形で私どもは考えておりますんで、それ以上のことについては、現在、係争中であります。係争中であります。

[「監査委員じゃん、何言っているの」と言う人あり]

〇代表監査委員(宮内知秋君) よって、答弁は控えさせていただきます。

[「監査委員が……」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 静かにしてください。

再質問ありますか。

西島議員、あと1分20秒です。

○10番(西島信也君) 監査委員さんね、別段監査委員さんを怒っているわけじゃないんですけれども、係争中といったって、監査委員が訴えられているわけじゃないんでしょう。訴えられているのは菊地市長なんですよ。私、西島だって、西島だって裁判に直接関係しているわけじゃないですよ。訴えている訴訟人でも何でもない。

だから、監査委員の職務として、こういうのはちゃんと答弁して。これからも呼ぶかもしれませんけれども、ちゃんと答弁してくださいよ、監査委員の職務として。裁判云々は、そんなの何も関係ないじゃないですか。

今、監査委員さんが自主事業でない、ないと言っているわけですよね。自主事業でないというのは、だってここには自主事業と書いてあるじゃないですか、報告書には。それをないと言うのは、まことに不可思議。

じゃ、この監査報告書のとおりに書いてある自主事業、仮にですよ、自主事業としたら、 どういうことかというと、ここに平成24年度の天城会館の収支決算書というのがあるんです、 ここにある。その中に、収入は、指定管理料が2,380万5,000円、その他が102万7,000円、合 計2,483万2,000円。支出は、維持管理運営費用、さっきから言っている天城会館温泉館部分 の維持管理運営費用が246万6,000円……

- ○議長(飯田正志君) 西島委員、30秒過ぎましたので、閉めてください。
- **〇10番(西島信也君)** はい。すぐ閉めます。

展示運営業務委託料が2,236万6,000円。要するに、指定管理料のほとんどが展示運営業務 委託料に行っているということで、今まで市当局が言っていたこと、それから監査委員の監 査報告、全然つじつまが合わない。こういうのはまことに問題ですから、また私はこれを次 回取り上げてやりますから、お願いします。

以上で終わります。

○議長(飯田正志君) これで西島信也議員の質問を終了します。

◇ 室 野 英 子 君

〇議長(飯田正志君) 次に、13番、室野英子議員。

[13番 室野英子君登壇]

○13番(室野英子君) 13番、室野英子です。

左記のとおり発言したいので、通告しておりますとおり、ただいまから一般質問を行います。

1件目、修善寺温泉にゆかりのある文学作品、美術品の活用を。

まず、この6行目のところ、本文の。吉田絃二郎の「絃」という字が弓へんになっていま したけれども、これは糸へんの間違いですから、直してください。

気候風土がよく温泉地である伊豆は、昔から文人墨客に愛され、多くの作品が残っています。伊豆市内の各地にその足跡が見られますが、修善寺については、それらの文化財が十分に活用されていない現状で、観光活性化の面からも惜しいとの声が上がっています。

- (1) 2016年に夏目漱石の没後100年と吉田絃二郎の没後60年に当たります。
- (2) 貴重な美術品を展示するために。
- (3)郷土資料館について。
- (4)2016年は県の文学フェスティバルに伊豆市修善寺を誘致してほしいと思っています。 大きい件名の2番目です。小中学生及び高校生に文学を親しむ活動を。

昨年、修善寺小学校の生徒が「修善寺物語」を演じたことはとても意義のあることでした。 天城では「しろばんば」の劇が毎年のように演じられています。例えば、身近な俳句や読書 感想文に工夫を加えて、この地で育った子供らの心を育てる教育を望みます。

- (1)修善寺に静養中に大わずらいをした修善寺大患と言われていますが、夏目漱石は66 日間の滞在中に75の俳句を残しています。天城出身の俳句の大家もおられます。子供らにもっと言葉の感性を磨かせる教育を受けさせたいと思います。
 - (2) 感想文の対象を広く普及させるためにできること。 以上です。
- ○議長(飯田正志君) ただいまの室野英子議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

当市は、夏目漱石、井上靖、川端康成、また若山牧水など、昔から多くの文人墨客が訪れるばかりでなく、その作品の舞台ともなってまいりました。彼らに愛されたこの風景や風情、人々の素朴な人情は、やはり私たちも引き継いでいくべき貴重な文化資源だろうと考えております。

議員御指摘のように、修善寺温泉にも多くの文人が訪れており、特に文豪夏目漱石や修善寺小学校に「吉田文庫」を建て、当時、名誉修善寺町民でもありました作家、吉田絃二郎は、修善寺を題材に多くの作品を残してくれました。

既に夏目漱石にゆかりの深い鎌倉、松山、熊本の3市の漱石ファン3団体によって「夏目

漱石記念年・実行委員会」が発足されており、東京都新宿区では2017年の漱石誕生150周年に向けた記念館の開設が予定されていると聞いております。また、先般、鎌倉漱石の会の方より、修善寺温泉を初め、全国各地のゆかりの地の間の交流や連携を促進していこうではないかという打診もいただいております。こうした記念の年に、ゆかりの地の文学愛好者や関係する皆様、市民の皆様の交流を積極的に深めてまいりたいと考えています。

県の文化事業である伊豆文学フェスティバルは、一昨年、昨年と伊豆市湯ヶ島地区で開催されました。本年度については、まだ決まっていないと聞いておりますが、2016年の伊豆文学フェスティバルの開催については、県主催の文学フェスティバルの修善寺温泉での開催誘致を計画しており、市民の多くの皆様に参画をしていただき、文学の里としての伊豆市の魅力を全国に発信してまいりたいと考えております。

〇議長(飯田正志君) 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長(勝呂信正君) それでは、修善寺温泉にゆかりのある文学作品、美術品の活用につきまして、(2)と(3)については私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、貴重な美術品を展示するためにということでございます。

先人たちが残してきた自然や歴史的文化遺産は大変貴重なものであり、後世に残していく と同時に、市民が質の高い文化芸術に触れられる機会を拡充して、文化的資質が向上するよ う、公開や活用を進めていく必要があると考えております。

郷土資料館では、平成23年度から任期付職員として実績のある学芸員を採用し、同年10月からは、郷土資料を展示するとともに、伊豆市所蔵の日本画を月がわりで展示し、伊豆市所蔵美術品を余すことなく鑑賞いただける企画展を行っております。

また、日本画の展示以外は、お寺であります修禅寺に伝わる寺宝をお借りすることで、ふだん見ることができない大変貴重な品々を特別に展示しております。今現在、郷土資料館にいて、この展示をしております。ぜひごらんいただきたいというふうに思っております。

また、昨年度は平塚市との友好都市提携を記念しまして、平塚美術館で伊豆市近代日本画の所蔵展を開催し、好評でした。今後も日本画を他の美術館へ貸し出すことにより、貴重な作品の情報発信とあわせて、伊豆市のPRのために活用させていただきたいというふうに考えております。

続いて、郷土資料館についてでございます。

郷土資料館は、昭和56年に開館となり、約33年が経過しております。作品の管理については、日本画は特に大変脆弱ですので、平成11年に湿度等の管理の設備を設置して、その後、紫外線による対策、それから展示台の外壁の補修、のぞきケースをリニューアルするなど、作品の保護と、それから観覧のしやすさに努めてまいりました。

課題としましては、案内の看板を設置しておりますけれども、入館される方が駐車場から 階段をおりなければならなかったり、入り口がわかりにくいと、こういう点が挙げられて、 なかなか入場の増員ということが難しい点がありました。

続きまして、小中学校及び高校生に文学を親しむ機会、活動についてでございます。

伊豆市は、本当に自然豊かで、山海の幸、また人情にあふれ、句材も豊富なことから、文人が訪れて、多くの俳句がつくられました。そのように俳句に親しむことができる恵まれた環境にあり、地元で詠まれた作品を活用することは大変大切であるというふうに考えております。

議員御承知のとおり、子供が俳句づくりを学習することにより、感受性を育て、それから 言語活動を豊かにして、自己表現を育てることも、これはやはり俳句には大きな力を持って おります。

学校での俳句の授業は小学校3年から始めます。まず、五七五のリズムの楽しさを学習して、小学校5年生で季語を習います。季語を考えることで、伊豆市の四季折々のふるさとの自然を知り、また自分の住むふるさとを見詰めることができると考えております。

今後、社会教育課の小学生を対象とした「ふるさと学級」や文学関係のイベントにも俳句を取り入れ、市民が俳句に親しむ環境の醸成に取り組みたいというふうに考えております。

小中学生の感想文につきましては、井上靖作品読書感想文コンクールを毎年実施し、1月に優秀者を表彰しております。本年度は10周年事業として、この感想文コンクールに感想画のコンクールを加えることで、井上靖の作品を子供たちが深く読み込み、感じたことや場面の様子などを感想画として制作していただくということになっております。子供の読解力、それから想像力をはぐくむ新たな事業としてまいります。

今後はですが、伊豆市にゆかりのある作家や作品についても、読書感想文を検討していき たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
室野議員。

○13番(室野英子君) まず、夏目漱石と、それから吉田絃二郎の、ちょうど漱石の没後 100年と吉田絃二郎の60年に当たるというこのときに、何かそれをちょうどいい機会として、 イベントのようなものができないかと考えているんですけれども、今、市長さんのお答えだったら、深めてまいりたいという感じでさらっと言われてしまって、何を計画されて、どういうふうにしたらということにもうちょっと深くお答えが欲しいんですけれども、やっぱり伊豆市というのは、他の市がうらやむほどの多くの文化財とか、そういう作家とかそういう人たちが来て、本当にそれが、そういう宝物が、埋もれている宝物をまだそこに光を当てていないように思うんです。財政がこういう厳しいときだから、知恵を出して、汗をかいて、伊豆市をアピールするチャンスではないかと思います。

皆さんも十分御存じだと思いますけれども、夏目漱石はちょうど明治43年に修善寺に転地 療養で来たときに、持病が悪化して、一時、もう人事不省になるほどの危篤に陥ったという わけですけれども、それが文芸史上で修善寺大患と呼ばれていて、それが漱石の作風、前後 で作風が変わっています。

もう、今、朝日新聞で毎日「こころ」という連載をしているんですけれども、100年たっても漱石というのは現代人にとって文体が本当自然に受け入れられるという非常にすばらしい力がある作家という評価を得て、最近本もどんどん売れるようになってきたと言われています。

漱石に関するものは、修善寺のときにも、昭和8年に設置された自然公園に、漱石は漢詩にもすごく秀でていて、漢詩を刻んだすばらしい立派な漱石の詩碑があるんですけれども、目立たないし、大変そこに行くまでの道筋も、余り案内板がないのでよくわからない。漱石を研究している人は、観光客がわざわざ訪ねて来るけれども、本当にそういうところに伊豆市の扱いがもったいないような状態だということは言われています。

市長さんも吉田絃二郎のことを言ってくださいましたけれども、本当に吉田絃二郎は修善寺をこよなく愛した文学者です。修善寺小学校、私の母校ですけれども、「吉田文庫」というこじんまりした、本当に独立した図書館を吉田絃二郎は寄附してくれて、もうそれはオアシスのような存在でした。その多くの著作の中でも、「小鳥の来る日」吉田絃二郎の作品は当時、ベストセラーになり、大変人気のあったもので、その修善寺町とのかかわりから、町葬、修善寺町のときに吉田絃二郎は町葬の礼をもって葬られているほどの人です。

ちょうどくしくも2人の人が100年と60年という没後記念に当たるときに、これは十分イベントというそういうものをしたときに、まちおこし、観光に光を当てるものになると思うんですけれども、深めていきたいというお答えだけでは、とても私はもったいないと思うんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 議員御承知のとおり、文学、美術に限定しますと、これ、教育委員会社会教育課の所掌になるものですから、私が市長として、やっぱり議会の場で踏み込んだことが申し上げることはできません。ですから、一般論として申し上げざるを得ないのですけれども、私は当初御質問にありました文学というものは、非常に文化力、人間の人生を豊かにし、私たち、自分、ここに住む市民だけでなく、観光で訪れる皆様にとっても、この文学の里である修善寺、湯ヶ島、土肥、あるいは中伊豆地区のこのふるさとのよさを私たち自身も大切にしていくべきだと思っております。

観光交流の視点からさらに申し上げますと、そのような文学とか美術の貴重な受け継いできた財産を観光のお客様にぜひ御紹介して、そして修善寺の魅力度を上げていくことは、これは市長の事業として当然必要だと思っています。

そのような流れの中で、過去2年間の県の事業である文学フェスティバルも、湯ヶ島の地域の皆さんが自主事業として1カ月に及ぶ事業をつくっていただきました。私は修善寺も同

じだと思っておりまして、市長がこうすべきだからこうしなさいということではなくて、その貴重な財産を、文化財産を、地元の皆さんが、やはり地元で大切にするとともに、観光の皆様にも堪能していただくような活動とか仕掛けづくりというのは、私はやはり地元の皆さんによく考えていただき、行政としっかり力を合わせながら、その効果を高めていくというのがあるべきではないかと思っておりまして、市長の側から、このような事業をやりなさい、あのような事業をやりなさいと言うことは、ちょっといかがなものかな。提案はさせていただくことはあろうかと思いますが、できればというか、なるべく地元の皆さんにいろいろな事業を発案し、提案をいただきたいと思っています。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 室野議員。
- ○13番(室野英子君) 前回、文学フェスティバルが天城湯ヶ島で開催されたときに、井上靖の関連の人たちが本当自主的に随分活躍、活動されて、大変成功をおさめられたことは聞いておりますので、私も所属しているふるさとガイドの会で、今回このような発言をする場合に、もし修善寺に誘致された場合には、そのような受け皿として、ふるさとガイドの会とか、修善寺にはいろいろなまちづくりの活動をしているグループがありますから、十分その人たちでフェスティバルを成功させるように努力はできると思います。ふるさとガイドの人たちもそれはよく聞いてくれました。

ほかにも本当に修善寺では、例えば修善寺梅林を1つ、修善寺梅林は伊豆市のものになっているんですけれども、そこにも本当にたくさんの句碑があります。そのようなものも、例えば「修善寺物語」のせりふが刻まれた句碑だとか、「夜叉王」を演じた市川左團次の俳句だとか、尾崎紅葉の俳句だとか、高浜虚子とか、中村吉右衛門と、すばらしい人たちの句碑が本当にいっぱい、えっ、こんなにと思うほどたくさんあるんですけれども、そのような梅林とかそういうもの、それから修禅寺の墓地には川端龍子画博の句碑だとか、川端芽舎の墓とか、そういった本当によその観光地では、もううらやましいと思われるんではないかと思うほどたくさんあるんですけれども、そのようなところをもっと伊豆市の観光にアピールするための方法があるのではないかと思いますけれども、そのようなところに光を当てるための方策というか、そのようなことについて、どのようにお考えですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長(杉山健太郎君) ただいまの室野議員の御質問ですけれども、やはり先ほど市長が申し上げたとおり、私は地域力であろうと思います。それをどのように私ども行政がサポートしていくか。

今おっしゃったように、梅林であるとか各地にある句碑、これもやはり御案内がないとな かなかわからないという部分があろうかと思います。今、議員も御活躍されていますふるさ とガイドの会であるとか、ああいうこれからの地域力を使うには、やはりガイドツアーであ るとか、そのような形へ展開していかなければならないであろうということをただいま考え ておりまして、次年度以降の取り組みになりますけれども、そのあたりの育成を協会等と図 っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

室野議員。

○13番(室野英子君) では、2番の美術館のほう、美術品を展示するためのほうに移らせてもらいます。

美術品は、新井旅館から150点ものすばらしい美術品が寄贈されています。湯ヶ島町でも、 西村愿定さんから油絵をたくさん、60点も寄贈されています。西村さんという方も、大変文 章もすばらしい文章を書かれる方で、本当に湯ヶ島は第二のふるさとだというふうに書かれ て、本当に自分の一生懸命この湯ヶ島をかいたものを寄附してくださっています。工芸品で も、ほかの土肥とか中伊豆にもいろいろあります。

そのような美術品、修善寺の日本画関係のものに関しては、燻蒸と言うんでしょうか、虫食いを予防するための毎年そういう措置を講じていますし、温度とか湿度を管理、調整されている保管にも大変気を配っています。そのようなものを郷土資料館でときたまやるだけでは本当にもったいないと思います。

その美術品というのも、私はちょっと、私ごとですけれども、修善寺町が新井旅館から寄贈を受けるときに、学芸員さんが白い手袋をして、マスクをして、外側の箱書きから一つずつ作品を確認するところに立ち会ったことがあります。本当にみんなすばらしいもので、そのような宝物をちゃんと市民とか皆さんに見てもらうための美術館の建設が必要だと思いますけれども、美術館というのは各地にできて、大変管理運営が難しいというのも聞いていますけれども、平塚市で去年開かれたときのその伊豆市の美術展が大変盛況で、平塚市の学芸員さんは、なかなか美術館の運営は大変だけれども、伊豆市のものを展示する美術館だったら、ぜひつくってほしいというふうに市長さんに言われたというのも聞いています。

前に佐野美術館でも、修善寺町の美術品を展示した、これは「巨匠たちの青春」というテーマで佐野美術館で開催されたことがありました。そのときもすごい大勢入館して、いかにすばらしい美術品の数々だということを証明できたと思います。

その美術館の建設については、どのようなお考えがありますか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

〇市長(菊地 豊君) 教育委員会の所管になりますが、市長としてお答えできる範囲内で申し上げます。

議員、再三御指摘のとおり、私も大田区の川端龍子記念館、二、三カ月前に伺ったんですが、川端龍子さんも修善寺大好きだったんですね。お近くの別荘も活用させていただくよう

な話が教育委員会のほうにはあったそうです。

それから、新井旅館さんから本当に貴重な絵画の寄附もいただき、そのときの約束が、当時は修善寺町ですから、修善寺美術館を建設するというお約束を行政としてはまだ果たしていない。私は、いろいろなことを考えれば、総合的に修善寺美術館の建設というのは、やはりしっかり事業化すべきだろうと思っております。

ただ、その方向で、どのようなコンセプトでどのようなものをつくるかについては、教育委員会にお願いをして、準備会をぜひ編成してくださいというお願いはしているんですが、財政を持っている市長の立場から言うと、オーソドックスな市営、市が建てて市が運営するというもの以外の選択肢もやはり考えなくてはいけないのではないか。建設費も運営費も全部市が出しますということに、果たして伊豆市がたえられるんだろうか。先ほど杉山議員から御指摘いただいたクラウドファンディングではないけれども、もっと柔軟な、もっといろいろな建設の資金の集め方、あるいは運営の仕方というものを考えなければいけないのではないか。そういったことも含めて、教育委員会が設置していただく準備委員会で検討してもらうと、このように考えています。

- 〇議長(飯田正志君) じゃ、次に教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(森下政紀君) 美術館の建設につきまして、今、市長から話がありましたとおり、旧修善寺町時代から、新井旅館さんからの寄贈いただいた貴重なものです。美術館をつくるという約束事がある中で、今年度、まだ立ち上がってないんですけれども、コンセプト、どういった形で持っていくか、そういったところを地元の方、それから専門家を含めた中で御協議をいただいて、市長言われたように、箱物を云々、すぐに箱物を云々ということでなくて、どういう方法もあるのか、そういったものを含めて御協議いただきたいというふうに考えております。

平塚市の美術館でやらせていただいた絵画展、ああいったものも、一月、二月の間に事が決まるということでなくて、2年とか3年とかというスパンでそういった開催が決まっていきます。例えば、静岡の市立美術館、浜松の美術館、そういったところからもオファーも来ています。そういったところもうまく、やっぱり伊豆市の所蔵品ということでPRできるように、そういったところも今、並行して考えております。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

室野議員。

○13番(室野英子君) 今、いいお話を伺いました。

私も、県知事は大変美術関係に造詣が深い方ですから、県立美術館に大量に貸し出しして、 そこで伊豆市の美術品をみんなに見てもらって、それで知ってもらうということも必要だと 思いました。

箱物をつくるというのは、こういう時代ですから、ちょっとやっぱり慎重にしなければいけないと思います。

いろいろ準備委員会ができるということで、大変心強く思いますが、展示方法も、例えば 旭川動物園のように、今までの常識を破るというような展示方法で、高くなくても、ある程 度だれでも入りやすいような入館料で、何遍もリピーターで来てもらえるとか、大変貴重な ものなので、ガードの面は大変大事だろうと思いますけれども、ぜひ準備委員会で、できる ということは、美術館建設の第一歩だと思いますので、それは市民のみんなの希望している ことだと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(飯田正志君) よろしいですか。
 室野議員。
- ○13番(室野英子君) じゃ、3番目の郷土資料館に行きます。

郷土資料館も今、伊豆半島のジオパークの拠点基地になるということで、現在、修善寺地区の、旧修善寺町で郷土資料館として使っていた場所をジオパークの拠点基地として使うことになったので、修善寺のその郷土資料館にも大変貴重なものがたくさんあります。もう皆さん御承知と思いますけれども、御存じのない方もいらっしゃると思うので、ここでいろいろ言わせてもらいますと、もう修禅寺の本尊の大日如来関連の修復のときの内蔵物だとか、それから修善寺紙というのは本当にブランド品だったようで、その修善寺紙をつくっていいという家康からの許可の極印状もあったり、それから旧修善寺町内の遺跡の出土品のさまざまなものもありますし、江戸時代の画家の英一蝶の見事なびょうぶとか、それから徳川幕府を支えた瓜生野の金山関連の品とか、それから加殿の子神社の出土品の鏡だとか、善願上人の舎利瓶、これは骨つぼですけれども、そういうものだとか、本当国宝級の木工作品や、北伊豆地震や狩野川台風の記録など、さまざまなものが今、資料館にあります。それを散失させないように、どのような形の、今後どのように資料館を運営、どこにどういうふうにするのか、その今後のことについてちょっとお聞かせください。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育長。

○教育長(勝呂信正君) 御存じのとおり、郷土資料館、ジオの拠点ということで報道されております。それにつきましては、教育委員会も開きまして、そのことについての確認もして、そして了承しております。

じゃ、今後どうするかということでございます。やはり郷土資料につきましては、修善寺、中伊豆、天城、土肥、それぞれ各町の時代に郷土資料というのを持っています。それらが、今、廃校になった学校の中に土肥にあったりとか、例えば中伊豆でも、資料館にありますけれども、非常に同じものが点在していたり、天城についても、今、改善センターですかね、あそこの中にあったりと、今、散失している状態にあります。

今、修善寺が一番、この郷土資料館という名前の中で充実はしているんですが、やはり将来的に、これを機会にですね、要するに伊豆市の郷土資料館という形で、場所はこれからまたどこがいいかということを考えますけれども、やはりいろいろな伊豆市としての資料、修

善寺、天城、土肥、その中で貴重なものがあると思います。そういうものを展示する、そういう資料館を考えていきたいと、検討していきたい、そのように思っております。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 室野議員。
- **〇13番(室野英子君)** それぞれの旧町の歴史に彩られた貴重な品々を生かすための展示方法をぜひ考慮してほしいと思います。

県には、特に伊豆半島のジオパークの拠点基地としての設置を受け入れたので、県にしかるべき要望はできないものでしょうか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。観光経済部長。
- ○観光経済部長(杉山健太郎君) しかるべき要望という部分でございますが、施設整備等については、当然のことながら、ジオパーク推進協議会、こちらが窓口になって取り組むという形になっております。

議員おっしゃっていたしかるべき要望という意味合いがちょっと私も理解できませんので、 今のところは施設整備にかかわる部分だけという回答にさせていただきたいと思います。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 室野議員。
- **〇13番(室野英子君)** ジオパークにかかわる部分だけは県のほうからということと、まだ 郷土資料館については今後の期待も残されていると。わかりました。
 - (4)の文学フェスティバルのことは、先ほど述べましたので、終わりにして、今度は最後の小中学校、及び高校生の文芸作品に親しむ活動について移ります。

漱石は、やっぱり快方に向かったときには、眠って伏せていて、できるものということで、 俳句に大変親しんで、俳句を日記につけていて、大変修善寺にいた期間中にたくさんの俳句 を詠んだと言われています。

修善寺の地名が入っているとか、その修善寺に頼家とか範頼を入れた俳句も、こんなものがあります。「頼家の昔もさぞや栗の味」とか、「範頼の墓濡るらん秋の雨」とか、本当に今読んでもすばらしいあれだと思いますけれども、子供たちに俳句を教育を、先ほど教育長さんが3年のときから俳句教育を始めて、5年で季語を勉強するとおっしゃいました。これは月ヶ瀬小学校の子供がかつて本当に俳句でいろいろたくさんの受賞をしたことも覚えています。やはりそういう、今、言葉が大変、子供たちには言葉の教育が必要だと言われていますので、ぜひ心してというか、大変そこは力を入れて俳句とかそういう部分に、教育に尽くしてほしいと思います。

やっぱりそういう何か子供のときに経験したこととか、そういうことは本当に子供の将来 にわたって、いつかすごく力になるものがあるのではないかと思います。

私はここに書きましたけれども、天城出身の俳句の人、私の高校の同級生ですけれども、

石寒太さんと今言う方ですけれども、この人も小学校のときに俳句の時間に先生から褒められたということが、今の自分の一番基礎になっているというふうに言っていました。

もう一つは、私は読書感想文というのは、ことしはちょうど10周年で、コンクールを開催 されると言いましたけれども、前にも私は「伊豆の踊り子」というのをもっと読んでほしい、 そういう感想文というのを何か普及できないかと言いましたけれども、実際にそれが普及し ていくために、何がネックになっているとか、何がちょっとそれが実施されるか、できるの かとお思いでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育長。

○教育長(勝呂信正君) そのお答えについては、再度ちょっとさせていただきますけれども、 先ほど最初の御質問の中に、「修善寺物語」で修善寺小学校の子供たちが演じたと。私もそ れを見せていただいて、非常に感動しました。

そのときに、学校が主になってやってきたんですが、そこに藤田弓子さんですとか、それから切り絵で水口千令さんは地元の方、それからPTAも全部で加わって、衣装から何からみんな保護者がつくったと、そうしてつくり上げたものです。

校長先生に、これが、じゃもし長く続くためにはどうしなければならないんだろう。恐らく校長さんだとか、また先生方がかわったら、いや、もうこんな大変です。実際に準備から何から。じゃ、どうしたらいいんでしょうかって。話し合ったときに、やはりこれが修善寺のあの地で子供たちが演じていくためには、やっぱり地域の方がやはりこれを、藤田さんもこれから協力してもらうかもしれません。やっぱり地域の方がそれを、PTAも含めて、それを保存していく、伝えていく、そういうものをつくっていかないと、これは残っていかないんだろうということを2人で話して、提案させていただいたんですが、それが大事だと思います。

それから、確かに室野議員から、2年前でしたかね、最初の私に質問受けたときに、川端康成の「踊り子」とか、そういう感想文をやはり広めて、もっと子供たちに、高校生も含めてということをいただきました。それがなかなかできない。これは、やはり俳句もそうなんですが、学校の中でそれを学校がやるということが今、非常に困難な状態。夏休みに確かに感想文の宿題が出ます。指定された感想文ですね。国、文科省だとか県だとか、これが出ます。伊豆市としても、指定してやることもこれはできると思います。そこで、やはり選択を子供たちがします。そういうことはできると。それらを出しますけれども、ただ、市の指定をするかどうかというと、またこれ問題になるのが、やっぱり読書感想文というのは、表彰を受けるのは、もう県だとか国から、この本に対しての読書感想文に対しての賞になりますので、そこら辺をどういうふうにするかということ。

それから、俳句についても、これ、月ヶ瀬小もやってきました。じゃ、これらの俳句を、 やはり読書感も含めて、この伊豆市の地で残していくのはどうしたらいいか。やはりこれ、 1つの例として、松山がですね、正岡子規のあの松山は、まさに本当の市として、もう本当に住民が、ポストがあって俳句を入れていくとか、そうしてみんなでそれを選ぶ。その俳句を好む人たち、これ、学校という形では、教育機関、公の機関ではなくて、やはりその同好、愛する人たちがそういうものをつくって、そしてそれらをみんなで審査していく。そういうことがこの地でできてくれば、俳句、子供たちも含めて、俳句も出てくるんだろうな。そこのところをいかに、学校教育課というよりも、社会教育課の部分ですね。この部分でそういうものを何とか実現できないかということは、今後模索していかなければならん。学校に頼るということではなくてということも、もちろんそこの中には小学生、中学生、高校生も含めます。そんなことも考えなければならないんだろうな、そんな思いがして、先ほど最後の質問と今言ったことが、ちょうど解決策になるかどうかわかりませんけれども、1つの進むべき方向として考えていきたいというふうに思います。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

室野議員。

〇13番(室野英子君) まず、今、教育長の話を聞いていて、私たち大人も、もっと図書館 に行って、郷土に関係する文学作品を読んで、やっぱりそういう環境づくりをしていかなけ ればいけないんだということを感じました。

やっぱりこの地で育つ子供たちが郷土に対する誇りと喜びを感じるとともに、次の世代を 担う子供たちに自信を持って受け継ぐことができるような思いの積もった教育をしていただ くことを希望して、質問を終わります。

○議長(飯田正志君) これで室野英子議員の質問を終了します。

ここでお昼の休憩といたします。再開を13時、午後1時とします。

休憩 午後 0時08分 再開 午後 0時59分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 小長谷 順 二 君

〇議長(飯田正志君) 午前に続き一般質問を続けます。

次に、9番、小長谷順二議員。

[9番 小長谷順二君登壇]

○9番(小長谷順二君) 9番、小長谷順二です。

通告してある2件について質問をいたします。答弁を市長に求めます。

伊豆市消防団が発足し、10年がたちました。伊豆市消防団を取り巻く環境も次第に変わってきています。私が消防団を退団してから13年が過ぎました。当時との違いや新しく取り組

んでいるさまざまなことについて伺いたいと思います。

1、消防団の現状と課題。

我が国の消防団の現状は、現在の消防団活動をこれからも維持していけるかという点では、 危機的な状況です。本年1月18日に放映されたNHK持論公論「変わるか消防団」でも取り 上げられましたが、深刻な内容でした。

その内容から、消防団の必要性は、近年の相次ぐ大災害等の被災で多くの国民が承知をしていますが、実際の団員数は減り続けています。国の団員数は、昭和40年ころには130万人を上回っていましたが、平成に入るころには100万人となり、現在は87万4,000人ほどです。毎年数千人ずつ減っています。また、若い団員も少なくなりました。昭和40年には20歳代の団員が全体の42.7%と、ほぼ半数を占めていましたが、最近は17.6%と、5分の1を切りました。地方の消防団長は、現在の活動をこれからも維持していけるのか心配だと話しているそうです。

内閣府が平成24年に全国の20歳以上、これ300ではなく3,000でした。3,000人を対象に消防団について調査した結果、消防団に入らないかと誘われても、「入らない」と答えた人が72.6%いたそうです。理由は「体力に自信がない」、「高齢である」を除き多かったのは、「職業と両立できそうにない」という答えが約30%ほどありました。かつてのように小売店や農業をしている人が多ければ、自分たちの判断で仕事と消防団を両立させることができます。しかし、就業構造が変化し、最近は71%がサラリーマンということです。勤務中に火災や災害が起きても、なかなか職場を抜けられなかったり、遠距離通勤者も多く、定時に退社して訓練に参加することが難しくなってきています。また、「家族に反対される」とか「家族との時間を減らしたくない」という理由もありました。そして、一たん本人が入団に応じたものの、夜になって親が断りに来たとか、勧誘に行った事業所で休日を使ってやってほしいと言われたという話もあったそうです。

いかに防災意識が高く、勤めている企業や事業所の理解が得られなければ、また家族がいい顔をしてくれなければ、そこを押し切ってまで消防団員になることは難しいことです。これ以上の減少を食いとめるためには、サラリーマンでも入りやすく、活動しやすい環境を整えるとともに、家族や地域の人たちに理解し、支えてもらえる仕組みをつくることが不可欠です。

伊豆市内は特に環境や地形等で地域性の強い消防団ですが、少子高齢化が急速に進む中、 地域内の問題は地域で解決することが難しくなってきています。そこで伺います。

- ①消防団協力事業所、これ「評議」と書いてありますが、「表示」です。表示制度の状況。
- ②消防団応援事業 (消防団員ならではのサービス) の推進。
- ③消防団組織運営等の行政のかかわりについて。

今回の質問は、行政のかかわりについての部分を詳しく聞いていきたいと思います。

2番、消防協力隊について。

現在、消防団員は年々減少しており、他市町に勤務しているなどで、地元に団員が少なく、 分団によっては団員がそろわず、ポンプ車がすぐに出動できない状況になりつつあります。 そこで、地区内の火災や地震、災害などにおいて、消防団員が手薄または出動できないとき に、地区内で暮らしている方に消防協力隊としての火災の初期消火・災害時の初期活動など をしていただくことを目的としているそうですが、消防協力隊の現状について伺います。

- ①消防協力隊の隊数や人員(はっぴ・ヘルメットの支給数)。
- ②把握している主な活動内容等。
- ③消防協力隊の資機材等の消防・防災用品の購入状況。
- ④伊豆市消防団員等公務災害補償条例について。
- ⑤平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。国及び地方公共団体の責務も明確化されています。この法律の制定を受け、市としてさらにどのような取り組みをしていきますか。

以上質問いたします。

O議長(飯田正志君) ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。 市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

〇市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

実は消防団の件につきましても、全国市長会の折に新藤総務大臣からかなり強いお話がありまして、今の大臣は地方の現状を大変に心配をしていただき、そして消防団の強化についても、幾つか具体的な施策をとっていただいているようで、心強く感じた次第です。

まず、1つ目ですが、消防団協力事業所表示制度の状況について、平成24年4月時点で、 静岡県内では全市町が導入済みで、伊豆市では現在、6事業所で協力事業所の認定を受け、 8名の団員が所属しております。

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」が時限条例として制定されており、認定事業所等に対し事業税減税による支援がなされております。これが制度です。

次に、応援事業の推進ですが、ことし3月に発足した「ふじのくに消防団応援連盟」で4月から消防団支援事業を開始しております。これは県内の消防団員及びその同居の家族が、加盟団体が運営する観光施設、これは消防団員サポート施設という定義づけであるようですが、このような施設を利用する際に、身分証の提示をすると、入場料が半額になるという制度です。現在は、加盟団体は伊豆半島のみであり、県内全域に広めることが今後の課題となっております。

3つ目の行政とのかかわりですが、当市では方面隊ごとに事務局として職員を配置しています。

消防団は平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守っていただ

く極めて崇高な役割がありますが、団員数は合併時の平成16年度から減少傾向に歯どめがかかっておりません。

団員の勧誘、組織の再編、処遇改善などの重要な課題に対し、消防団と地域、そして私ど も行政が一体となって取り組むよう努めてまいる考えでございます。

2つ目の協力隊ですが、現在、消防協力隊を編成しているのは、中伊豆、天城湯ヶ島地区でそれぞれ9地区、修善寺地区は自主防災会消火班として、29地区で活動しております。ヘルメットとはっぴを約600人の隊員に貸与しております。

その活動内容は、地元地区内において火災等が発生した場合、消火活動への協力をお願い しております。

なお、平常時には消火訓練及び可搬動力ポンプ等の点検もお願いをしています。

消防協力隊への資機材等の購入状況についてですが、小型動力ポンプは消防団からの払い 下げを使用していただいている地区もあります。

また、自主防災組織の資機材等整備補助金を利用していただき、情報伝達用資機材、初期 消火用資機材、救助用資機材等の整備を進めていただいております。

次に、公務災害補償条例ですが、消防協力隊員は、同条例第2条、損害補償を受ける権利の中の「消防作業に従事した者(消防法第9条第5項の規定による)」、それから「救急業務に協力した者(消防法第35条の10第1項の規定による)」に該当し、公務災害補償を受けることができます。

最後に、法律制定を受けて市としての取り組みについては、まず1つ目として、消防団員の処遇の改善、日本消防基金の退職報償金の改正を受けて、ことし4月から全階級一律5万円を引き上げるため、6月議会に上程させていただいております。

また、事業所の協力をいただきやすくするために、「消防団協力事業所表示制度」などの 活用をさらに強化してまいる所存です。

地域において消防団への期待は、過去と同様、極めて大きいと認識しております。有事の際はもとより、日ごろから地域で若い人たちが消防団活動へ参加しやすい環境の整備、これも地域の皆さんと話しあいながら、強化をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

- **〇9番(小長谷順二君)** まずは、消防協力事業所表示制度についてですけれども、こちらは何か決まりがあって、例えば事業所に消防団員がいるとか、いないとか、機材を提供するだけでもオーケーとか、その辺の伊豆市の決まりというものは定められておりますか。
- O議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

〇総務部長(伊郷伸之君) 伊豆市では、伊豆市消防団協力事業所表示制度実施要綱を定めて

おります。その第4条で認定基準を規定しております。4つの要件がございます。4つのうちどれか1つ適合していればよいということで、1つ目は、従業員が消防団員として1人以上入団している事業所、2つ目、従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所、3つ目、災害時等に資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所、4つ目としまして、その他消防団活動に協力することにより、地域の消防・防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認められる事業所、これら4つのうち、どれかに適合しておれば、協力事業所として認定をするものでございます。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 小長谷順二議員。
- ○9番(小長谷順二君) わかりました。

平成18年度からこの制度はできているようです。それで、3月の山田議員の質問の中でこのことがわかったものですから、ちょっと調べました。私が持っているのは、県のホームページから、平成25年11月1日現在、452の事業所があるということで、このときは伊豆市は5つでした。1つふえたということで、それはそれでいいんですけれども、今の基準を伺ったところ、そんなにハードルが高い基準ではないと思いますけれども、市町においてはたくさん表示制度を活用している事業所もあれば、例えばこれは古い資料なんですけれども、函南町は1社であったり、伊豆の国市は6社とか、そんなに多くない気がするんですけれども、この辺は事業所が承知をしているのか、周知はしっかりなされているのか、その辺の事情というのは、伊豆市の場合はどうでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) ホームページ等には載っているとは思うんですが、実際に各事業所に商工会を通じて余りPRしてなかったという事実もございます。

ただ、県の事業税の減税の措置等、大変有利な措置もあります。こちらにつきまして、なかなかやはり税金の軽減ということで、条件がハードルが高いということで、こちらが余り前面に出ますと、やはり手を挙げるところがないのかなと。

ただ、当然、伊豆市の中での協力事業所という社会貢献がありますので、市としてもどん どんPRして、商工会等事業所にPRして、登録していただきたいと、そのように考えてお ります。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 小長谷順二議員。
- **〇9番(小長谷順二君)** わかりました。非常に事業所にとってもメリットがあるわけですし、 またこのマークがあちらこちらで見られるようになれば、消防団も活動しやすくなると思い ますので、この辺もぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問です。

消防団員応援事業ということで、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、このNHKの番組でも、実は静岡県の長泉の例を取り上げておりました。商工会と連携して始めると。町内の50店舗余りのお店が消防団員の割り引きなどのサービスをするもので、飲食店などでは、飲み物1杯がサービスされたり、また消防団割引みたいなものがあるお店なんかもあるようです。サービスを受けられた家族の方が感謝してくれたなんていう話もありますので、こちらのほうもぜひ商工会などと協力して、消防団応援事業というものも進めていけたらいいなと思いますが、その辺はお考えがありますでしょうか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 私もこれ、今、抜本的にどうするべきか考えているところで、若い方々が伊豆市を含む地方に多い消防とかでやっぱり土日が忙しい、そういうのがわずらわしくて都市部に出ていくという傾向もある中で、しかし、他方、地域力の象徴である消防団。先般、未来づくりセッションでも、大坪先生が日本の消防団は世界最強のNPOだという御評価をされていたんですね。それだけのものをここで本当に崩壊させてしまっていいものか。じゃ、それを維持、強化するためには、市長として何をすべきか、行政としてさらに何をすべきか、それから観光協会や商工会と話をしながら、一体どうすべきか、これは考えるべきだと思っていて、一番基本的な視点は、若い人たちが消防団に入ることで地域から評価をされるということをどうやって具現して、認識していただくことができるだろうか、そこに尽きるかなという問題認識を現在、持っております。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 小長谷順二議員。
- **〇9番(小長谷順二君)** そうですね。消防団が本当に大事だということは全国民も承知しています。何とか応援事業を進めていただきたいと思っております。

恵那市、岐阜県でしたっけ、あそこが映画で、「ふるさとがえり」という映画で、消防団をテーマとした、このDVDを見たんですけれども、非常に切ないけれども、何か胸にぐっとくるような映画でした。いろいろな形でああいうものが皆さんに知られていただいて、そして消防団に理解していただければと思います。

すみません、それでは次の質問をします。

行政のかかわりについてということで、消防団は毎年減っています。そして、現在、定員が670名、うち593名の団員が伊豆市にはいます。ことしの入退団式でわかったんですけれども、新入団員は35名、退団された退団者は79名。私の感覚なんですけれども、通常は班長や部長まで務めて、任期満了で消防団を退団するというのが一般的だと思いますが、本年は班員の26名がやめています。平団員の26名がやめています。実に退団者の3分の1だったんですけれども、この現象については、何か調査をして、どういう理由でやめたのか、そういうことは調査していますでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 団員の退団につきましては、通常、定年による退団、もしくは自己都合による退団というような理由で整理はしていているんですけれども、実際、自己都合がどのような理由かというところまでは把握しておりません。

退団理由の今の把握の必要性につきましても、消防団のほうと協議しながら、アンケートをやるのか、退団するときに、そういう理由を伺っていいものなのか、いろいろちょっとデリケートな部分もございますので、検討させていただきたいと思います。

〇議長(飯田正志君)再質問ありますか。小長谷順二議員。

○9番(小長谷順二君) そうですね、自分たちが消防団のときにも、必ず出てこなくなった 団員だとか、そういう方もいらっしゃいますし、あるいは本当に仕事がなくて、転出してし まって、3月までは名前を残すとか、いろいろなパターンがあると思いますけれども、いろ いろなデータをとるためには、やはり退団の理由も必要になってくると思いますので、そう いった点でもプライベート、プライバシーに余りかかわからない程度には調べていただけれ ばと思います。

そして、もう一つですけれども、大体消防団員の人員というのは、18歳から30歳ぐらいの年齢の男子が入ると思うんですけれども、そういう人たちが市内にどのぐらいいて、その子たちが消防に入ってくる入団率みたいなものというのは統計とっていますでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 特に統計というのはとっておりません。住民票がある18歳から、 今議員がおっしゃられた32歳ぐらいなんですが、高校を出て、大学生になったりとか、都会 のほうに勉強に行かれる方は、住民票は伊豆市にあるんですけれども、実際住まれてないと いう、そういう事情もあったりしますので、果たして対住民票と入団者の率で判断していい ものなのかどうかというのも、ちょっと難しいとは思います。

ただ、入団数、入団者の数と消防団員の数の減少ですね、そういうのを見ますと、やはり相当減少しているなと。住まれていても、入団されない若い方もいらっしゃるのかなというふうに感じております。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番(小長谷順二君) そうですね、本当に地区にいなくて入らないのか、あるいはいるけれども入らないか、この辺のデータあたりも、都市部に比べて伊豆のほうはかなり消防団員は多いということですけれども、把握していくべきだと思います。

長い目で見た場合なんですけれども、今の子供たちが消防団にあこがれるようにすること、

ふるさとの愛を持たせて、大人になったら普通に消防団に入ることが当たり前というような 施策も考えていかなくてはならないと思います。

実際にそのような取り組みをしている自治体等の情報があれば、教えていただきたいんで すけれども。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 消防署の職員なんかは、よく消防活動ということで広報はするんですけれども、この非常勤の消防団員に対して、いろいろな広報というのは、ちょっと申しわけないんですが、把握しておりません。

ただ、この伊豆市の消防団におきましても、実際に有事の際には火災とか災害とか活動していただいておりますと同時に、市の行事、また地域のお祭りやイベントなどでも、本業といいますか、消防団の活動とは違った地域貢献というのはされておりますので、お子様等も活動の場というのはよく見ているんじゃないかなというふうに思います。

また、ただ、団員の活動のPRとしましても、必要以上にまた団員の負担になってもいけませんので、逆に行政、消防団と一緒に活動のPRができればいいかなと、そんなふうに考えております。

〇議長(飯田正志君)再質問ありますか。小長谷順二議員。

〇9番(小長谷順二君) そうですね、ちびっこ消防団だとか、消防団員がお祭りのときに消防車を持っていって、子供たちに乗車体験をさせるなど行っている分団もあるようです。

それで、私もそうだったんですけれども、よく11月から3月までは夜警で町内を回るとき に消防車がチンチンと行くと、2階の窓ががらっとカーテンがあいて子供がずっと見て、手 を振ると手を振ってきて、毎日この子が見るねなんていう、そういうのをよく見かけました。 要するに、小さな子供って、かなり消防に興味があったり、お父さんが消防に入っている から手を振るとか、いろいろなパターンがあると思うんですけれども、小さい子供に動機づ けみたいなものも、消防団は格好いい、そういうのも取り込めていけたらいいと思います。

続きまして、消防団員をふやすことなんですけれども、地域によって違いはあると思いますが、退団の引き上げ、退団者ですね。今、35歳ぐらいで退団が一般的になっているということなんですけれども、やめていく退団者の年齢の引き上げについては、消防本部と話し合いをしているんでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

〇総務部長(伊郷伸之君) 平成16年、伊豆市が合併したときには、当然4つの町がありまして、それぞれ地域の事情で、基本的に30歳が最後の年で、若干土肥地区が年齢が高かったような記憶がございます。

現在は、おおむね35歳ということですが、やはりそれも地域の事情がありまして、全部が全部35歳ということではないような実情です。当然、団員から引き続き班長、部長、副分団長までやられる方、また同級生がいれば1回退団されるような、いろいろな状況がございまして、おおむね35歳を目安としていると思われます。

今申し上げましたように、退団の年齢に差が出ておりますので、今の時点では、各分団の 状況を見ながら、もう少し引き上げていったほうがいいのかどうかというのは、消防団とま た検討してまいりたいと思います。

- 〇議長(飯田正志君)再質問ありますか。小長谷順二議員。
- ○9番(小長谷順二君) そうですね。以前、土肥町の消防団のときに、平成12年から15年、3年間、式典や訓練には不参加で、有事のときにのみ出動という形で、分団長をやめた人たちが再入団をしたことがありました。また、最近では、副分団長まで上がってから、やめずに、また平団員に戻っていて、団をキープしているという話も伺っております。やはり新しい子が入ってこなければ、古い人が残るというのは、これはしようがないのかなと思いますけれども、先輩が自分の下になるということで、現役の役員がやりにくくなるという部分も出てくると思いますので、またその辺のことをいろいろ検討していただきたいと思います。

続きまして、ちょっとこれ、重たいテーマなんですけれども、分団の統廃合ということで、 どのような考えをお持ちかということを聞きたいと思います。

現在、修善寺方面隊は207名の団員で4つの分団があります。中伊豆方面隊は116人で3つの分団、天城湯ヶ島方面隊は153名で4つの分団、土肥方面隊は91名で3つの分団と。合併のときに減ったところもありますし、逆にふえたところもあるというふうに聞いております。団員の人数は、修善寺方面隊の第4分団が72名と一番多く、30名を切っている分団は、中伊豆の第6分団が29名、土肥方面隊の13分団が23名となっています。このままの体制で新しい子が余り入らずに、年とってやめていくと、いずれは20名を切ってくる分団が出てくるんじゃないかと思います。分団の消防団員のボーダーラインについて検討する必要もあるんじゃないかなと思います。

そしてまた、過去に統合をしたときや、統合した分団とか、合併を機に統合したときに、いろいろな問題点がやはりあったと思いますので、その辺を検証してみて、そういうときがきたら、そういう人数が少なくなったときには、そういう統合の方面も考えていかなければならないという必要性を感じております。

そして、私はこの一般質問をするのに、いろいろ資料を調べたところ、ちょっと古い資料なんですけれども、平成11年3月に土肥町の消防団の新旧分団長会議の書類に添付された記事で、三島市の消防団第15分団が団員不足で活動中止という記事が、この記事がそうなんですけれども、これが出ていまして、「団員不足どうする。サラリーマンと高齢化、各地共通の悩み。前分団長、会社定年後の退職者の復帰も」などということで、これが添付されてい

たんで、多分当時の消防団本部も、こういうことがあるよということで、添付書類につけた と思います。

そして、つい先日ですね、5月28日の新聞に、実はこれに関連して、この15分団が廃団になったという、本当に15年間かけて、ずっと休団していたのが、廃団になりましたという記事が載っていました。

そして、さらに第10分団というのがあるらしいんですけれども、第10分団が休団化か、そういう記事がことしの5月28日載っていました。非常に三島市も厳しい状況が続いていると思います。

そして、三島市の状況を少し調べましたら、日付はわからないんですけれども、広報の抜粋がありまして、第18分団の記事が載っていました。7名で活動していると。それで、30年以上が2人、20年以上が2人、15年以上が2人、5年以下が2人で、合計7人で活動している。

伊豆市の消防団、このまま団員が減り続けると、どのようなスタイルでいくかということもこれ、考えていかなければならないと思います。三島市の18分団のように、少数精鋭でも分団が欲しいということでやるのかどうなのかということも出てくるかと思います。

しかし、この少数でやるというのは、残った団員にも非常に負担がかかりますし、分団の 組織運営については、カバーする分団との関係も出てきます。そうなると、やはりその部分 はある程度市が介入していかなければならないと思いますけれども、その辺はいかがお考え でしょうか。

O議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

市長。

○市長(菊地 豊君) 私は2つの側面から検討すべきであると思っています。1つは、消防団の再編成ですが、これは消防団長にも話はしているんですけれども、やっぱりどこかの地区から、現にある本部をなくすということを先に言い始めると、恐らく進まないだろうと思うんですね。隣接したところで合同して1個単位にして、それぞれの自動車型のポンプとか可搬型のポンプとか使えるようにして、どちらにも対応できるような統合の仕方というものを先行的にやったらいかがだろうか。というのは、地区によって、やっぱり就職先にいろいろな偏りがあったりするわけですから、例えば20人いるから、昼間常に20人いるとは限らないような地区もあるでしょうし、やはり隣接のところと連携して行動をとれるということがよいのではないか、より現実的ではないか。その中で、将来的に統合や本部のそのものもどこかに統合して1カ所にしても、消防力は落ちないという住民の皆さん確信を持ったら、そのときに本部の数も多少整理していく、そのようなアプローチでお考えいただけないだろうかということで消防団の再編成を今、お願いをして、まずは第一義的には、消防団のほうで再編成のあり方を今、検討していただいていると承知をしております。

他方、他方ですね、来年度から女性団員の募集を、9月からでしょうか、手続を始めるよ

うですが、実は田方消防に1人、第一線に女性隊員がいるんですが、この方は消防団に入ったら、余りのやりがいに、職業として消防を選んだという女性がいらっしゃるんですね。

私は幾度か議会でも自衛隊の経験を申し上げましたけれども、若い男性だけとは限らないのではないか。特に、地域でみずからを守る消防団組織のあり方というのは、もう少し視野を広げて、本当に人数が減って、再編成だけが選択肢なのか。もう少し消防団員そのものをふやす別の新たな選択肢がないのか、それもやはりあわせ考えるべきだろうと思っております。その2つの側面を同時並行的に検討していく必要があるだろうと、このように市長としては認識をしております。

- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 - 小長谷順二議員。
- ○9番(小長谷順二君) ただいま市長の答弁にもありましたけれども、消防団は非常に車両が多いです。修善寺方面隊はポンプ車7台、可搬積載車が8台、中伊豆はポンプ車4台、可搬積載車9台、天城湯ヶ島方面隊はポンプ車4台、可搬積載車が16台、土肥方面隊はポンプ車が2台、可搬積載車が1台、これは国から何か貸与されているものらしいんですけれども、古い車になると、もうなかなか部品がなくて、これから対応できなくなる、修理が不可能になるものだとか、あるいは新しい消防車に買いかえたくても、予算が県のほうからなかなか回ってこないんだという話も聞きます。また、車検、保険などにかなりの金額がかかっているんじゃないかなと思います。

そして、これは消防小屋の維持管理についても、やはり同様ですね。この辺も、整理をできる形でいければいいかなと思いますけれども、やはり地域のものというのもあるもんで取り入れられないところがあるのはあります。

ただ、ある分団によると、もう本当に人数が少なくて、だれか何とかしてくれと言う人も中には個人的な意見ですけど、あるんです。要するに、自分たちから統合してくれとか、解散するというのは言えないので、どこかから言ってくれれば、それに乗るよという、そんな意見も実はありますので、方面隊を含めて、そういう話し合いを少しずつしていく方向で行けばと思っています。

そして、もう一つ、消防団には必ず地区の事情というのがあります。自治会が年度始めに 1年間の区費や消防費を集金して、運営をしています。区費、消防費は地区によっても違い ます。まちまちですが、消防費は恐らく1軒当たり年間4,000円ぐらいだと思います。各家 庭の規模によっても、ランク付で集金しているところもあれば、全世帯一律というところも あります。家庭によっては、諸事情で、来年はもう少し金額を下げてくれないかなというこ とで、組長さんが集金に行くと、毎年言われるようでございます。

消防費は、消防団の本当に究極のボランティアの活動費ですので、なるべく我々、特に消防団を経験した人間は、望みどおりかなえてあげたいという気持ちはありますけれども、周りはなかなかそうではなくて、厳しい状態が続いているということです。やはり今は異常気

象等で災害も起こりやすくなってきて、しかし、団員は減っているということで、消防団員の待遇、先ほど一律5万円の退職金アップというのがありましたけれども、こんなことも考えていかなければならないと思いますけれども、この辺の地区の事情というのは、消防本部のほうでは承知をしているんでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 各地区のほうから、消防の協力費といいますか、運営費で1軒幾らなのか、区として幾らなのかちょっとわかりませんけれども、慣例的にそういう支援をされているということは聞いておりますけれども、それぞれの地区がどういう実態でというところまでは把握はしておりません。

いずれにしろ、慣例的に自分ち地域の消防団員の活動を地域として支援していこうということだとは思います。

先ほど議員もおっしゃいました新しい消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する 法律という中で、当然消防団員の処遇改善ということも言われています。退職報償金につい ては、この6月議会で提案させていただいております。そのほかの消防団員の活動の報酬と か費用弁償等も伊豆市の条例で決まっておりますので、今後、その報酬等の必要性につきま しても、この法律の趣旨にのっとりまして、消防団のほうとまたいろいろ検討させていただ きたいと思います。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

〇9番(小長谷順二君) 続きまして、備品関係のことで少しお尋ねをいたします。

自分が消防団のときには、本部あてに各分団の要望書というのがありまして、専用の用紙に自分たちのポンプ車の車検日を記入して、本年度必要なものはということで、こういう形式の要望書みたいなものがありました。これで、これは平成11年の施設整備計画書ということで、備品とか修理等のものを書く。消防車の車検の日付も書く。こういうのを3月に配付されて、11月ぐらいまでの提出しろという、こんなのがあったもんですから、今でもこのような要望書をつくっているのかということをお聞きしたかったんですけれども、その辺はどうでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 消防団の備品、資機材等につきましては、その方面隊ごとに一応 取りまとめて、要望のほうを出すような形になっております。

当然中身を精査しまして、当初予算等に計上できればいいんですが、緊急なものにつきましては、やはり方面隊でまとめていただいて、こちらに上げていただくと、そのような要望

のやり方をしております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番(小長谷順二君) なぜこの質問をしたかというと、やはり最近では多少のものは自分たちで買っているような傾向があります。また、数年前に消防小屋が泥棒が入って、かぎをつけるようになった。昔は開いてたんですけれども、そのかぎのつけかえなんかも、多分ちゃんと要望すれば、市でやってくれると思うんですけれども、金額的に5万円以下だったから自分たちでやったといったような話を聞いたもんですから、ちょっと備品のことが気になったもので、こういう質問をいたしました。

そして、もう一つ、これは要望というか、現状のことを1つお伝えしますけれども、今現在、火災などでは、消防団員に一斉のメールが、どこどこが火事だよという、そういう仕組みをとっているそうです。しかし、この携帯のメールって非常に不安定でして、機種を変更したとか、何かセキュリティーがかかると、突然メールが入らなくことがあるそうです。地区の分団長が、実は火事を知らなかったなんていう話も聞いて、それじゃ分団長の面目もたてないものですから、定期的なテストメールなんかを行っていただきたいという要望があったもんですから、この定期的なテストメールについては、市の防災課としてはそういうことはやられているんでしょうか。あるいは、また入らなければ、何か対策をとっているのか、その辺をお聞きします。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 現在、ちょっとテストメールを行っているかどうかというのは、 申しわけありません、ちょっと把握してございません。

我々職員もそうなんですけれども、非常の場合は職員に一斉メールが入ったり等しておりますので、テストメールも可能ではないかというふうには思っておりますが、ちょっと調査のほうをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番(小長谷順二君) そうですね、特にガラケーからスマホに変えたときに、間違いなく 入らなくなっているそうです。そうすると、何か自分で設定をやれとかというふうに言われ るらしいんですけれども、なかなかそれも機械が苦手な人もいると思いますので、そういう のを調べて、パソコンに明るい方でしたら、こういうふうにすれば解除されるよという、そ ういうことも進めていただきたいと思います。

時間が余りないですね。

それでは、消防協力隊について、少し伺います。

先ほどのことで大体内容はわかってきましたけれども、まず備品というのは、自主防災組織からも、区のほうで要するに3分の2を伊豆市が持ってくれるというものとは別に、消防協力隊として立ち上げた場合には、対象になるんでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

以上です。

○総務部長(伊郷伸之君) 修善寺地区につきましては、消火隊と言いまして、自主防の組織の中で資機材等を支給しています。また、その他の地区につきましては、自主防災組織ということじゃなくて、多分協力隊ということで、独自に、市のほうの補助金交付要綱がございますので、それに基づいて支給しております。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

〇9番(小長谷順二君) ここにその消防協力隊についての用紙がありますが、ここに必要な ものは書いてあります。

実は、土肥地区は、消防協力隊という形ではないんですけれども、自分たちの分団のOBで同じような組織をつくっていまして、こういう組織があれば、つくったほうがいいのか、あるいは何か縛りがあって、活動しにくくなるんだったら、自分たちで今までどおりにやろうかという、そういう話をしています。

そして、先ほどの公務災害なんですけれども、これは火災だとか救急のときには適用されるということでしたけれども、訓練に関してはだめなんですか。訓練のときに例えば消防協力隊がけがをしたのでというときには、適用外ですか。その辺はもし承知していれば教えて下さい。

- ○議長(飯田正志君) どちらですか。答弁願います。
- ○総務部長(伊郷伸之君) すみません、当然消火活動とか水防等の出動のときには、公務災害の対象にはなるんですが、訓練についての対象になるのかどうかというのは、またちょっと調べさせていただきたいと思います。
- 〇議長(飯田正志君)再質問ありますか。小長谷順二議員。
- ○9番(小長谷順二君) わかりました。

そんなに訓練といっても、1年じゅう消防団のようにやっているわけではないと思いますけれども、機械器具を時々、我々、3カ月に一度ぐらい可搬練習を兼ねてやっていますので、そのときにエンジンがからなくて肩を痛めてしまったとかいうこともあって、病院へ行ってこいと言って済ませたんですけれども、草刈りとか水位の点検をするときにけがをしたときには、やはりそういうのが対象になれば安心だと思いますので、消防協力隊がますます地区でどんどん立ち上がっていけば、消防団をカバーできると思います。

最後になりますけれども、消防団も消防協力隊、そして自主防災組織も、自分たちのまちは自分たちで守るという消防精神を発揮して、地域の安全・安心を担っていただきたいと思います。地域でできることは地域で、できない部分に関しては、市がリードして取り組んでいただくことを望み、質問を終了します。

○議長(飯田正志君) これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで13分休憩します。再開を14時とします。

休憩 午後 1時47分 再開 午後 1時59分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長(飯田正志君) 続いて一般質問を行います。

次に、16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

〇16番(木村建一君) 16番、木村です。

3点お尋ねしますが、第1点目、これは医療介護総合法案というのが今、衆議院で通過して、今、参議院で審議中です。したがって、すべてがすべて決まっているわけじゃありませんが、懸念されるところが幾つかありますので、質問させていただきます。

とりわけ、その中で要支援者1、2についてのところが大幅に変えたいということが今、 国のほうで論議されていますが、要支援者の通所介護は、介護保険サービスから市町村の事 業に移されても高齢者のサービスを維持をということが大前提の質問であります。

厚生労働省は、介護保険外の地域支援事業になっても、要支援者へのサービスは変わらないという見解なんですが、そうかなというところで、4つお尋ねします。

1つ目、介護保険から外れることによって、要支援者の生活は変わるのかどうか、この事 例集をぜひとも集約し、検討しないでしょうかということです。

2つ目、要支援者が地域支援事業の移行時、既に非該当、すなわち自立と認定された方もいるんですが、その方との違いはあるでしょうか。洗濯、掃除はボランティアでも可能とのことですが、ヘルパーという専門性をどう判断しているでしょうか。

3番目です。要支援者が介護保険の非該当になったときの支援プランはどうなるんでしょうか。

4つ目です。ヘルパーが行っていたサービスをボランティアが担う場合も出てきます。最 後の質問、これは事業所はどういうふうに影響を受けるのかということは、その1つ、報酬 の影響はどうでしょうか。 大きな2つ目です。20年後の伊豆市の将来、すなわち都市計画マスタープランがもう既に 決まっておりますが、それについてお尋ねします。2つお尋ねします。

第1は、これ読みますと、都市づくりの中で5つの目標というのが決定しておりますが、 人口が将来減少する中でのこの都市づくりの目標というのは可能でしょうか。人口減少に歯 どめがかからない原因を取り除く対策が私は必要と思いますが、基本的な考え方をお伺いし ます。

2つ目です。今お話しした5つの目標の中の目標2で述べております「産業の維持・発展」のために、また目標3で述べている「資源・エネルギーの循環エネルギーの循環利用」にどのような展望を持っていますか。とりわけ、その中で目標3について具体的にお尋ねいたします。

市長は、2期目の初議会で、伊豆市の状況に適した新エネルギー事業、バイオマスや小水力発電の推進というというのを述べましたが、このことは、伊豆市は里山です。田舎です。 里山ならではの地域おこし、雇用の展望が開ける内容だと思います。実現に向けた取り組みを伺います。

最後の質問です。中学校の再編・統合計画というのが今、進められようとしておりますが、 これについて、私は子どもの権利条約を生かす立場からの見直し、検討を求めるものであり ます。3点お尋ねします。

1つ目、学校再編・統合は、子供たちのためと教育委員会は述べています。そうであるならば、子どもの権利条約第12条、意見表明権、これを具体的にこの学校再編計画の中の審議の中で生かすこと、具体的に実行することを求めます。子供たちを置き去りにしたままの大人の都合で私は事を進めてはならないというふうに思います。

2つ目です。生徒数が少ないために、部活動の選択肢が少ない、狭いことを理由に、いわゆる土肥を除いた3校の再編が必要としていますが、土肥中学校には私はこの必要性は該当しないと考えておりますので、その説明を求めます。

3点目、最後です。学力テストの結果を発表するかどうか社会問題になっておりますが、 自分と他の人、他者との比較よりも、生徒を一人たりとも人として落ちこぼれを出さない学 校づくり、例えて言えば、分数の足し算、引き算ができない生徒、伊豆市では絶対に出さな い取り組みをすること、一人一人の子供の人格を大事にした学校づくりが求められていると いうふうに思いますので、お答え願いたい。

以上です。

O議長(飯田正志君) ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。 初めに、市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

〇市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

まず、1つ目の介護の話ですが、これは私は介護保険の外になるのではなくて、介護保険

事業の中で、それを実施する者が国から地域に近い市町に移されるということで、むしろこれまで地方が要望されたことを具現されたのだろうと理解をしております。

したがって、1点目につきましては、既存の訪問介護事業所による身体介護や通所介護事業所による機能訓練などの専門的なサービスは従来と同様に提供されるため、今までと変わらないということです。

2つ目の要支援者の方々は、自立の方と違い、訪問介護、通所リハビリテーションなどの 予防給付によるサービスが受けることができます。

また、要支援者の方々の支援プランについては、今まで同様、包括支援センターがプラン を作成いたします。

最後に、事業所の報酬の影響についてですが、利用料については、市町村がサービスの内容に応じて単価設定する仕組みになっており、事業所の考え方によってここは変わってくるものと承知しております。

2つ目の20年後の伊豆市の将来についてですが、財政見通しで御説明申し上げました平成34年の伊豆市の財政、それから人口減少のよく言われます日本の市町村別将来人口推計、これはいずれも何もしなければということなんですね。何もしなければ、現在のトレンドが継続すればそうなってしまいますけれども、日本人はどうするんですか、伊豆市はどうするんですかという課題が突き詰められているわけです。

特に、人口については、私は議会でも何度も申し上げているとおり、人口減少を簡単にとめられるとは思っていない。亡くなられる方は500人いて、生まれる人が150人では、これはもう戦にならないのであって、社会的流出もずっと継続していることはそのとおりでございます。

ただ、伊豆市は、伊豆半島にあっても出生数が極端に少ない。これは明らかに異常な状況である、こう思っているわけです。したがって、その出生数を、まずは出生プラス流入で何とか200人ぐらいに、もとの300人まで戻せるかどうかは、目標として、10年後の目標としてふさわしいかどうかは議論のあるところだと思いますけれども、とにかく今の150人、160人というのは、伊豆市の潜在能力を逸脱して低いという認識を持っているわけで、まずはそこをどうやって政策として手当てをしていくか。したがって、財政と人口の見通しがそのまま将来の姿だとは考えておりません。その前提で、いろいろな施策をこれから練っていくところでございます。

その中で、具体的に新エネルギーについては、将来展望について、これまでさまざま新エネルギー導入について検討してまいりましたけれども、私はやっぱり伊豆市の状況を考えると、小水力発電はふさわしいのではないかと現時点で考えております。

具体的には、伊豆市商工会青年部の若い皆さんが検討されて、平成24年7月から開始された再生可能エネルギーの固定買い取り制度により、現在、ちょっと青年部とは別なんですが、 民間企業による導入可能地区へのアプローチが行われていると承知をしております。 ただ、どうしてもなかなか小水力発電は、農業のように使ってしまうとか、飲んでしまう 水の使い方と違って、戻すんですが、なかなか地域の御理解を得にくい状況にあるようです。 小水量発電の導入を実現するために、少し行政としてもやるべき課題が残っているように認 識をしております。

また、伊豆市の豊かな森林を活用した木質バイオマス、これも何とか促進をしていきたいと思っております。ただ、木質ペレットにして、ある程度機械管理が容易なようなプラントはどうしてもお金がかかるもんですから、比較的導入が容易な木質チップですね。チップボイラーの導入促進が何かできないか、担当課にも検討はさせているですが、残念ながら今日の時点では、現在の時点では、まだ具体的なめどが立っていないというところでございます。いずれにしても、平成19年でしょうか、作成した伊豆市新エネルギービジョン、これの見直しは必要であると認識しております。

〇議長(飯田正志君) 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長(勝呂信正君) 木村議員の中学校の再編・統合計画は、子どもの権利条約を生かす 立場からの見直し検討を求めますについてお答えします。

まず1点目、意見表明権を具体的に実行することを求めますについてです。

教育委員会は、この学校再編については、常に子供を軸足に置いて、子供にとってよりよい教育環境、学習環境のために取り組んできております。このことは、子供に軸足を置くということです。そのことについては、子どもの権利条約第3条、子供に関係のあることを決めるときは、まず子供にとって最もよいことを考える必要があります。これは成人の立場からということになりますけれども、いわゆる子供の最善の利益に通ずるものと考えます。このことは、教育委員会はしっかりと踏まえながら、進めてきておるというふうには認識しております。

中学校再編にかかわる生徒からの意見については、子供の発達を十分考慮しつつ、教育委員、それから学校教育課職員等が学校訪問、それから学校行事等に出向いた折に、その子供から聞くこと、それから耳を傾けること、これに努めてまいっております。

各学校では、子供たちの発想を生かした活動や一人一人の考えを大事にした教育活動が展開されています。学校再編計画を推進するに当たりましては、今後も子供たちのアイデアが生かせる内容については、十分な意見集約に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の再編の理由の一つ、これは部活動についてです。

中学校の再編の必要性についての理由の一つは、御指摘のとおり、部活動であります。メンバーがそろわず、チームを組織しての競技に取り組みにくくなっている現状は御存じのとおりでございます。再編により生徒数がふえることで、部活動の選択肢拡充を図ることができることは、中学校生活を充実させる一つとなると考えます。

ただし、ただし再編理由の大きな柱、前々から申し上げておりますけれども、充実した学

習環境の中での学校生活を送ることにあります。教員の配置数は法律により定められております。小規模の中学校には、中学の10教科すべての専科教員が配置できません。各校、免許外の授業ができるように申請を出し、専科でない教科の教材研究をしながら授業に臨んでいる教員が多くいます。

また、県費や市費で非常勤講師を配置し、美術、技術科、家庭科、社会科の免許外授業の解消をしております。比較的規模の大きい修善寺中学校でさえ、社会科と家庭科で非常勤を配置している状況にあります。教員の専門性を生かすためにも、再編し、規模を大きくすることが必要だというふうに考えております。

土肥地区においては、通学における生徒の負担を考えると、遠距離の中学校に通うことになるのは好ましくありません。部活動の問題は解決に至りませんけれども、小中一貫校とすることで、専科教員の確保が可能となり、土肥地区においては、小中それぞれの学習を充実させることを最重要課題としてとらえております。

3つ目です。落ちこぼれを出さない学校づくりについてです。

木村議員御指摘のとおり、全国学力・学習状況調査の結果公表という一面だけが注目されている現状があるということは、そういうふうにとらえておりますけれども、伊豆市としましては、結果の公表よりも、子供たちの学びを充実させることを第一に考え、日々の教育活動に取り組んでおります。

学校現場では、日々の授業以外に対応すべきことが山のようにある中で、さまざまな工夫をしながら、子供たちの学力向上に取り組んでいます。ある学校では、地域の力をおかりして、「赤ペン先生」として子供たちの学習支援をいただいたり、一人一人に寄り添った取り組みをしております。

今後も、教員の授業改善への努力と保護者や地域の支援をいただきながら、伊豆市の子供 たちの学びの充実を図り、今、木村議員がおっしゃる落ちこぼれを出さない、そういう学校 づくりを進めていきます。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

木村議員。

〇16番(木村建一君) 介護保険の変更による要支援者や総合事業、事業についてお尋ねします。

今、市長は、介護保険から外れるんじゃなくて、中でやるんだということを言われました。 これは地方が要望してきたことだと。

介護保険の中で、今、要支援1、2以外の方、介護5までの方以外の中で、介護保険の中で、一応介護予防特定高齢者施策というのをやっております。そういう意味では、介護の中なんですね。

でも、そういう介護保険の、介護の会計の中とはいえ、今度、訪問介護と通所介護は市の

地域支援事業に移されるということです。そうすると、今までのサービスと変わらずに、給付から事業になるだけという受けとめ方でよろしいですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 要支援者に関しましては、市長が言ったとおり、通所、要は デイサービス、ホームヘルパーの部分が地域支援に移ります。それと、あとの部分につきま しては、予防給付ということで、今までどおりです。

デイと、それからホームへルパーの関係なんですが、地域支援に移っても、介護保険の給付から支払われる。それは、先ほど言いました地域支援に関することなんですが、事業所の考え方で、今まだ国のほうから基準は定められていないんですが、今までと同様のデイのやり方をやる事業所もございます。それから、要支援だけの方を集めてデイを始める方もいらっしゃると思います。というのは、今は要支援と例えば介護度を持った方が同じ日にデイへ行ってらっしゃいます。定員が20名のところを、要支援が例えば5名、それから介護度がある方が15名という形で行っているということで行っているんですが、これが平成27年の4月1日以降、要支援者につきましては、別に改めてデイの日を決めてもよろしいですし、単価は低くなりますが、事業者の選択の中で、満床といいますか、20名、15名でやるよりは20名でやったほうが、報酬単価は低くなりますが、当然配置の人数は変わらないということになっておりますので、それは事業者の選択になってくるかと思います。

そういうことも考えまして、今までどおり、地域支援になってもデイは行われますし、それからホームへルパーも派遣も可能だということで、ただ、国の言っているのは、職員の配置人数が若干緩和されて、その分単価が下がるというふうなことでございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
木村議員。

○16番(木村建一君) いわゆるこの新たな総合事業における要支援1、2の方は、ヘルパーの専門的サービスというのは受けられますか。

いわゆる今言われた訪問介護と通所介護は市の事業になりますという、この訪問介護、通 所介護に対して、ヘルパーが派遣されるということはできますか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 要支援の方のヘルパー派遣につきましては、生活支援という 形になっております。当然、自立の方にも現在、自立支援という形でホームヘルパーの派遣 を行っています。ということで、要支援の方が平成27年度以降、制度が変わったにしても、 ヘルパー派遣は受けられるというふうに考えていただいていいと思います。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
木村議員。

〇16番(木村建一君) 市はそのようにしようということなのかなと私、受けとめたんですが、この新しい総合事業の中で、幾つかの特徴があるんですけれども、今決められた中で。

1つは、サービスの質にかかわる基準は、今のところ国として一律に定めませんよと。何かガイドラインを、いろいろと担当に聞いたら、8月ごろに示しますよと言っているんだけれども、この新しい総合事業、いわゆる要支援1、2の方の訪問介護と通所介護は、これは市の裁量権にあるよということに今、国は考えているということでよろしいのかどうか。

2つ目です。今、ヘルパーさんが派遣することはできますよということなんですが、そうじゃなくて、ボランティアの方を活用する、いわゆる非専門職によるサービス提供を可能にできますよということなんですよね。したがって、どうなるか。事業者に委託、事業者が何か入れましょうと言ったときに、その中で、NPOとかシルバー人材センターとか、そういう方々が、いわゆる弁当、家に行かれて食事づくりをしたりとか、お掃除したりとかいうことも可能ですよ。今までは、今までの介護保険、いわゆる要支援1、2の方々は、素人の方が出かけて行って、介護保険、今、使われているわけだ。介護支援1、2の人たちが、ホームヘルパー以外の方々がその方々のところへ行って、要支援1、2の方々のところに行って、掃除したり、食事づくりしたりということは今、できないわけですよね。今度は可能ですよということの変更になるということでよろしいですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁求めます。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 議員のおっしゃるとおり、国のほうでことしの8月に報酬単価並びに職員配置等のガイドラインを示すということでございます。

そういうことでございますので、当然単価設定、その他、サービスの内容、例えばデイにつきましては、目的別のデイ、例えばゆっくり楽しむデイであるとか、それとか機能訓練、要は機能訓練ということですので、理学療法士等を使った訓練を中心にするデイサービスであるとか、そういう形でのものはすべて市の裁量権にゆだねられるということで、1点目の答えになるかというふうに考えています。

それから、2点目の要は生活支援、これにつきましても、当然市の裁量でできるということで、当然ボランティアが洗濯を畳みに行くとか、洗濯をしてあげるとか、草刈りをするとか、そういうことは可能になるということでございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

木村議員。

〇16番(木村建一君) ということなんですね。ヘルパー以外でもいいですよというのが今、 国の方針ですよね。したがって、だから出かけていったときの単価が下げられたんですよ。 そういうことですよね。

ホームヘルパーが行くと、今、ちょっと額、僕は認識ないんだけれども、一定の額。そして、国のほうは、結局は食事をつくるとか掃除、洗濯、これはだれでもできるじゃないかという考え方ですよね。

そうしますと、ホームヘルパーというのは、私は単なるサービスの提供者じゃないという ふうに思っているんです。とりわけ要支援1、2の人たちはみんな元気かというと、そうじゃないです。いろいろ市の状況もちょっと聞かせていただきましたけれども、約370人の要支援者のうち、30人の方がいわゆる認知症です。認知症。その方々も、同じようなサービスを受けるわけです。ホームヘルパーさんどうしているかというと、ただ単に食事をどうぞと言ったりするということじゃなくて、食事を出すときには、いろいろなその人それぞれの生き方を大事にする、例えば配膳を毎回できるだけ同じように並べて、利用者にわかりやすいような配慮をしてあげるとか、できるだけ寝食、いわゆる寝るところと食べるところの分離を図って、食堂や食卓へ移動して食事を行うとか、さまざまな気遣いをしてやっているわけですよ。

そして、いわゆるボランティアでいいということになると、私は大きく違うなと思っているのが、いわゆる今現在は介護保険を受ける、介護保険を受けたいという例えば要支援者は、いわゆるホームへルパーという資格を取って、これは別に国家資格ではないんだけれども、ホームへルパーという講習を受けた人、修了した者に与えられる認定であるという位置づけですよね。その方しか今、要支援1、2にしか、ほかの人は行けないですよ、要支援1、2でも。今度は行けるようにしましょうということじゃないですか。本当に大きく変動するし、国のほうでやっているのは、じゃ、いや、本当にいわゆるヘルパーさんという専門的な方を派遣していいですよと言ったときの基準は何となったら、はっきりしないという状況なもんで、私はただ単に食事を与えればいいという問題じゃないというふうに思っています。

したがって、ヘルパーをどのように位置づけられているかということについてお尋ねしたいのと、今、市が考えているのは、まだはっきりとしないんだけれども、ヘルパーさん以外、いわゆる単価が安くなるわけですから、NPOとかシルバー人材センターとか、民間の人たちがそこに食事づくりを、要支援1、2の人は、今度は総合事業に移ったときに、そこに行ってもよろしい、そういうふうに幅を広げていきましょうという構想を今お持ちなのか、お尋ねします。

〇議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

O健康福祉部長(鈴木 正君) 1点目のヘルパーの派遣に関しましては、当然、要支援1、2の方には、包括支援センターのほうでケアプランをつくります。ケアプランをつくるということは、ケアマネジャーが一人一人の生活に合ったプランをつくるということですので、例えばヘルパーの派遣に関しましても、例えば病院から退院してきたときと、それから3カ

月、4カ月たったときでは、当然状態が違うと思います。その状態に合わせて、毎月ケアプランをつくるわけですので、当然ケアマネジャーのほうで、人によってはちゃんとした規律正しい形のヘルパー派遣が必要になるであるとか、例えばこの方については、ある程度生活が安定してきて、ボランティアの派遣であるとかというような形で、ヘルパーといっても、当然その形態が変わってくるというふうには考えております。

それから、2番目の単価等につきましても、当然そういうようなことになってくるのかと。 当然、事業所によっては、先ほど言いましたように、この平成27年から平成29年の改正に向けて、伊豆市のほうも平成26年のことしの2月から事業所と話し合いを進めております。その関係で、まだここでははっきりとは申し上げられないんですが、13事業者のほうから、ヘルパー及びデイについての提案がございました。その関係で、今、話し合いを進めて、伊豆市として、どういう事業が本当に要支援の方、自立をされている方に提供できるのということで、今現在、話し合いを進めている最中でございます。

以上です。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

木村議員。

○16番(木村建一君) ちょっとまとめが悪かったんですけれども、次の課題がありますから。

今でも介護予防の特定高齢者施策と言って、ちょっと元気な人と要支援1、2になりそうな人を分けまして、チェックリストで、25項目か、いろいろなことをチェックして、そういう介護予防事業を介護保険の中でやっていることはわかります。なんだけれども、なんですが、そうすると、今度はその方々と、今度また総合事業に移りましょうって、本当は今、ヘルパーのホームヘルプのサービスを受けていた要支援の方々が、いわゆる市の介護予防特定高齢者施策的なものに入ってくるわけですよね。ということは、ヘルパーさんを受けられないから。そうすると、この今現在の介護予防の特定高齢者の方々と、今度要支援1、2がそちらのほうに移ったときのその差というのは何でしょうかねということわからない。

2つ目です。いわゆるケアプランはつくりますよということなんですが、こうなりませんかね。同じ人が訪問介護と通所介護はだめですと言われたんだけれども、要支援、今まで1、2の方は、ほかの以外の看護とか云々といろいろと受けられたのかな、訪問事業だとか。そうすると、片方は総合支援事業というところでサービスが来ると。もう一つは、今までどおりの介護保険のサービスとして来ると。1人の人が2つの給付という事業と、給付というその中身と、総合事業という別のメニューが一緒になって、ケアプランを包括支援センターがつくるということでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 今現在、介護の認定者と自立の方の生活支援という形で行っ

ているんですが、その方に行くヘルパーに関しましては、同じ事業所から行っていただいております。ですので、今後も、平成27年度以降も、そういう形で進めていきたいということでございます。

それから、2点目につきましては、当然1人の方に2つのプランは必要ございませんので、 同じケアマネジャーが1人の方のプランをつくると。ですので、一本でつくるということで 御承知いただければと思います。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

木村議員。

- ○16番(木村建一君) 事業所も結構私、お尋ねしたら、戸惑っているんですよ。というのは、市も戸惑っているんだけれども、なぜか。国がちゃんと自由にやっていいですよと言うから、全国の結構の自治体がばらばらなんじゃない、サービスがということを心配している。もう一度見直せということなんだけれども、こうなりますか。1つの介護事業所にホームへルパーがいて、ボランティアがいて、NPOなんか混在すると。サービスにね。人がいると。いわゆるマンパワー、いろいろな人たちが。そうすると、これらの方々に対する報酬というのは、ホームヘルパーさんが同じようなところに行ったときに、幾ら幾らですと。今度は、悪いね、きょう私、仕事がちょっと難しいから、ボランティアの人行ってくださいよと。同じ時間帯で行ったときに、この報酬単価というのはどういうふうに今、お考えでしょうか。
- 〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

O健康福祉部長(鈴木 正君) 例えば、ホームヘルプサービス、それからデイサービスにつきましては、同じ単価で考えています。ただ、生活支援の中の例えば洗濯だけであるとか、そういうものについては、多分差をつけさせていただくというふうになってくるかと思います。まだその具体的なこれとこれは差をつけますよというような形のものは、まだ案はございません。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

木村議員。

- ○16番(木村建一君) 次に移りながら、最後のお尋ねです。
 - 一番事業所の方々がいろいろ聞くと困っているのは、そのあたりが決まってないから、さ あ、どうするって。

結局、国の方針というのは、事業所に委託する場合の単価というのは、いわゆる要支援1、2の人ですよ。訪問介護、通所介護、いわゆる介護保険では以外、総合事業としてやりますよと言ったその報酬については、報酬以下とするという国の方針ですよね。そうしますと、一介護事業所がいわゆる総合事業の中で、今まで要支援1、2の人だった人が、訪問介護と

通所介護でやろうとしたときに、ヘルパーさんが行ったら、単価が安くなるかもしれない。 それから、同じ仕事量なのに、ボランティアとかNPOなんか報酬が安くなってしまうと。 そうすると、当然事業所はその働いている人方々にお支払いする給料も下げざるを得ない。 本当にやっていけるんだろうかなねという心配なんですね。

今でも現在、介護保険のヘルパーさん等々初め、いろいろな介護を受けている方々というのは、一般企業と比べて7割くらいですよね、賃金が。これをやることによって、また下がるんじゃないのと。本当にそれで保障してくれるんでしょうかねという、経営的にどうなんでしょうかねと心配をしているもんですから、まだ国のほうが決まってない中で、ちょっと部長に具体的にというと、酷かもしれないんだけれども、市としてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 先ほど申しましたとおり、各サービスの報酬の上限等を国の ほうがガイドラインとして8月ごろ示すというのを聞いております。その結果、どのくらい の単価が出てくるのかという部分も、まだ未定でございます。

それから、ホームヘルプにつきましては、例えば20分であるとか、40分とか、そういう分刻みのサービスの仕方を今現在、介護保険の国の定めているほうではとっております。それを、例えば30分であるとか、1時間であるとか、その部分の裁量は、要支援以下の方は市のほうへ任されるということになりますので、その辺は今後、うちのほうで検討していきたいというふうに考えております。

それと、単価が下がることによって、どうなるのかという部分ですが、例えば先ほど言いましたが、デイサービスにつきましては、職員配置が当然、自立支援のほうが緩くなります。そうなった場合、そういう日を別に設けてやるのか、それとも先ほど申しましたように、介護度の方と一緒にやるのかというのは、あくまで事業者の選択だというふうに私のほうは考えています。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

木村議員。

○16番(木村建一君) いろいろなところに課題が私はたくさんあるなと思うんですね。未知数はたくさんあるんですよ。したがって、全国でモデル事業というのを幾つかやっているのを私、読ませていただいたんだけれども、ぜひとも伊豆市の中における要支援1、2の方が総合支援事業に移ることになったときに、どういうふうな支援ができるのか、それから事例集って、全国にいろいろなこと出ていますけれども、そのあたりのちゃんと実態に基づいたやっぱり調査をした上で、本当にどうなんだろうということをやっぱりやるべきだと思う。それは、サービスを受ける高齢者と、それを受け取る事業所の方々に本当に不安を与えては

ならないと思うんですね。

したがって、私は別に平成26年、来年度にやる必要がないと思っているんです、私はね。 なぜかというと、8月ごろ、やっとこさ国が何だかこうとかいうのが出てくるというわけで すよね、基本的に。モデル的というか、基準を。あくまでも基準を。それから事業所にどう しましょうかと言ったときに、一応今、市のほうでは、来年からやりたいという方針のよう ですけれども、別に慌てる必要がないと私、思っているんです。

何で来年実施なのか。もっと先に延ばして、じっくりと見て、今、冒頭市長が言われたように、介護保険の制度の中でやるんですよとなると、何も変わらないんだったならば、別に新たな制度、事業所、保険者も戸惑いのないように、来年からやる必要がないと思いますけれども、この件についてお答え願いたい。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

O健康福祉部長(鈴木 正君) この介護予防の関係につきましては、全国で13地区で先行してモデル事業を行っているのは十分承知しておりますし、また職員のほうも、そういうデータをもって事業所との話し合いを現在、進めておりますが、できるところからやりたいということで、来年度からはデイサービスとホームヘルパーだけはやっていきたい。その部分についてはやっていきたいと考えております。

ただ、慌てる必要はないというようなお考えもあるかと思いますが、やりながら、事業所のほうも悪い点があれば直していくということで、現在、ことしの2月から既に話し合いを事業所とも進めておりますし、改善できるところはその都度改善していくという形で、デイとホームヘルパーにつきましては、平成27年から、当初からスタートさせたいというふうに考えています。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

木村議員。

○16番(木村建一君) 一番肝心な大きく変わるデイとホームヘルパーを移行しようとするということですよね。一番変わるところを先にやりましょうというのは、今一番事業者にとって困っていることなんだから、それ以外、余りないんですよ、はっきり言って、部長言われるように。そこが一番大きく変わるんだから、そこを先行じゃない、一番の中心点先にやろうとするから、まだ国がまだ決まってない。8月ごろやっと出てきて云々というのは、僕はやっぱりもうちょっと延ばすことを求めていきたい。ぜひ要求します。

次に行きます。都市計画マスタープランについて。

市長言われるように、何もしなければ、そうなるということだと思うんですね。私もそう 思います。

それで、時間の関係がありますので、これで読むと、20年後の人口予測は、現在の3万

3,000人から2万2,000人、1万1,000人という、何もしなければこういう状況になりますよと。そうすると、天城地区と土肥地区に匹敵する人がこの伊豆市から、前も一般質問でやった。いなくなってしまう。別に土肥と天城だけでいなくなるんじゃない。全体として、ますます、ぽつんぽつんと人が住むような状況になる。量が減るんですよね。だからお尋ねしている。この都市計画マスタープランは、人口にする計画になっているのかどうか。今、3万数千人の中におけるこういう計画なのかどうか。

関連してもう一つお尋ねします。この文章の中で、この計画をやっていく、この減少傾向、いわゆるどんどん少なくを穏やかにするためにという言葉が入っているんです、この都市計画の中には。穏やかにと意味は、えっ、いや、もうこの都市計画やるから、穏やかにじゃなくて、このあたりでストップさせて、頑張ろうというところじゃなくて、また、ただ右肩下がりをちょっと緩やかにするんだけれども、やっぱり減っていくという計画として私は見たんですが、この計画を人口の維持とか人口増のきっかけにしたいということではないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

建設部長。

○建設部長(佐藤喜好君) まず、このマスタープランなんですけれども、人口が減るということが41ページですね、ここに書かれています。そして、この人口減少になるときに、どうやってまちづくりをやるんだという質問だと思うんですけれども、我々もこのマスタープランを通して、都市づくりという表現をしてありますけれども、この前の未来づくりセッションのときにも、久保田先生という方がちょっと言われていました。伊豆市さんは横浜、川崎のような繁華街を望んでいるんですか。そうじゃないですよね。我々もこの都市というのが、伊豆市にとってふさわしい都市づくり、要は久保田先生の言い方ですと、まさしく田舎、住みやすい田舎をつくりましょうということになろうかと思います。

そして、人口が減る中で、木村議員御指摘の都市づくりの目標ということで、5項目を挙げてあります。この5項目、まさしくこの都市計画マスタープランのところで、一番メーンになるところです。これ以降が個別のことについて、さらに小さい詳細について記載されています。

そして、この都市づくりの目標の前のところ、ここに将来都市像、これが載っているわけです。その将来都市像の中に、「住みたい 住み続けたい 訪れたいまち伊豆市」ということで、これを我々は目標としてやっています。これの5つの目標、今のこの大きい全体の目標、これをやることによって、人口の減少を緩やかにする、これは表現的にはプラスではなくて、マイナスなんですけれども、緩やかにしていきたいということで、このマスタープランをうたっています。

まさしくこの今の目標、これが一番重要、41ページのこれが重要です。そのために、この 言葉を一番表紙のところにまで書いて、我々はこれを目標にして、人口減少を緩やかにしな がら、このまちづくりを進めていきますというのがこのマスタープランというふうに御理解 いただきたいと思います。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
木村議員。

○16番(木村建一君) 次、具体的に入ります。里山ならではのということで、今、木の関係、木材の関係、山の関係で、ちょっと時間ないので、それのみに絞ってお伺いします。 いわゆる山で地域おこしを生かすことについて、提案しながら質問します。

ある製材所では、木くずをトラックいっぱい、バタというのね、切った後の端っこをトラックいっぱいにして、どこか遠くへ持って行っているらしい。 1 杯1,000円だそうです、持っていくと。ガソリン代にもならない、人件費にもならない。なんだけれども、置いておくと産廃になるから、焼却場は燃せないから、向こうへ持っていくというところんですね、今ね。

でも、丸ごと木を使うという発想で、木質バイオマスを使った発電所を建設して、自然エネルギーで伊豆市が電力の自給が進めば、電力会社に払うお金が私は減ると思うんです。もうそういう時代になったね。発電した電力を電力会社に逆に売る。今、固定制になっています。高いですからね。市の財政どうのこうのっていろいろな心配することなんだけれども、市の財政支出を削減できますから。

それから、いろいろと調べましたら、まさかと思ったのは、コンクリートにかわる建築材料として、これまでの木材パネルに比べて耐火性や強度にすぐれた、鉄筋コンクリートよりも軽い集成材パネル、直交集成材板という、板の繊維の方向が交差する、90度、90度になるように、そういうものをつくっている。そういう、もう既にそれを住宅会社なんか、建設しているところもあるんですね。

一番敬遠されるのは、基準はどうなのということで、私は質問した後でいろいろ調べたら、 一般質問の通告だ。平成25年の12月に農林水産省が直交集成板、今言った材の日本農林規格 を制定しています。

いわゆる山から切ってきた木をただ単にチップだけじゃなくて、大いに利用できると。市長も言われていた山に今、財産が眠っている。それを引き出していこうという、そういう対策をやっぱり私は自然エネルギーということで、市長が言った平成19年2月にこの伊豆市地域新エネルギービジョンということで、もう一度改めて読みましたけれども、確かにもう大分前なんで、データ的にも古いのもあるんだけれども、でも基本的なところは共生できるようなやっぱりまちづくりをしていく。田舎ならではのまちづくり、地域づくりというのを私はできると思うもんで、ぜひその点は、そろそろ軌道に乗せて、これは行政だけじゃないですよね。民間の方々も、いろいろな興味のある方々も、商工会も話をしましたけれども、ぜひともその点は具体的にやっぱりやっていって、1960年、木材が輸入自由化されてから、本

当に田舎というか、里山というのは、もう物すごく経済でも落っこちていましたよね。でも、今、あらゆるところの地域が、いわゆる里山が今、何とかこれを残していこうということをやっています。ぜひとも農産物の直売関係も、地産地消の運動もやっているし、いろいろなこと、やっぱり伊豆市は何もやっていんじゃない、芽出しが出てきているもんで、それらを全部ひっくるめて、里山ならではの私は伊豆市をつくっていくことが、本当に伊豆市、ああ、住んでみたいなという、住んでいる人もここに行きたい、いわゆる雇用も生まれると私は思っているもんで、そういう里山ならではのまちづくりというのをぜひとも具体的に軌道に乗せていただきたいと思うんですが、基本的な考え方、述べていただきます。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 新エネルギーについては、これは国のマクロの政策がもうはっきり効果に影響すると。私が見聞きしている中では、太陽光パネルですね、これが全国でもう、なぜかというとこれ、投資できる方にとって確実に事業になる。確実にリターンが望める。したがって、国内である程度投資的な投資する能力がある方はみんな今、一気に太陽光に行っているわけです。影響があると、国土狭感を持っている風力はほとんど進まず、それから小水力については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、市内で数カ所出ているところも、新しいことはやりたくないとか、うちの用水は嫌だとか、そういったことで、私が知っている範囲では一つも進んでいない。そうすると、やはり国がちゃんと政策誘導しているソーラーパネルだけが進んでいるような状況にあるわけです。

私としては、伊豆市の中にある83%の森林を使うためには、木質をより広範な活用をしたいんですけれども、木質バイオ発電については、全く木が足りません。これは、兵庫県でやっている、豊岡市でしたっけ、45万立米の木を産出できるところで、ようやく発電所が1カ所なんです。そうすると、静岡県で1カ所。木質バイオ発電の事業者の方は、何件か伊豆半島、伊豆市も含めて視察とか下見をされましたけれども、結局伊豆半島では木が足りない。静岡県で1カ所できるかどうかというような量なんですね。

そうすると、先ほど申し上げたように、それを熱エネルギーに変えるというのは、エネルギーの使い方としては、やはり効果的ではない。熱から電気にね。熱から電気にエネルギー変換するのが非効率なので、そのまま熱エネルギーとして使うことのほうが、現時点では効果的かな。そうすると、またペレットにするコストを考えると、何とかチップにして、遊歩道をつくるとか、チップボイラーを導入するとか、身の丈に合った木の使い方というものが現実的だろう。残念ながら、まだ一部の遊歩道整備以外には進んでおりませんけれども、方向としてはそういう方向なんだろうと思っています。

それから、木材の利用、CLTを含む新しい木の建築での使い方というのは、技術革新で相当変わってきました。イタリアとイギリスでしょうか、9階建ての木造ですね。木質じゃなくて木造の、9階建て、10階建てを高層ビルと言うのかどうか私にはわかりませんが、こ

れは日本の技術で検査して、そしてヨーロッパで建築し始めているというような状況にある とも聞いております。

残念ながら、国内、市内で進まないのは、やはり建築費が高くなる。市内で何カ所か新しい建築に木を使っていただくようにお願いをしたんですが、いろいろな建材とか建築の人工が高くなっている中で、さらに建築様式を変えて、木をふんだんに使って、さらに高くなるというところはではビジネスの論理としては行かない。そこで、ここはやはり国の施策で、政策的により国内の木材を使っていくような政策誘導が必要なんだろうと思っています。

ただ、それが大前提なんですが、ただ、伊豆市の林業について言うと、これは切らないから売れてないだけであって、外材のほうが安いからという時代はとうに終わっていて、これは私が市長になってから、どの会議でも、もう価格ではない。年間の安定的な量が確約できれば、ちゃんと売れるということは、どこからも話を伺っているんですが、残念ながら安定的な量を生産、産出できるだけの管理能力がまだ田方森林組合にないというところで、伊豆市の行政としては、まず田方森林組合の企画能力、管理能力の強化というところが当面の焦点になっているのが現状でございます。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 木村議員。
- ○16番(木村建一君) 相当長期にわたって私は里山づくりでやっていきたいと思いますので、できるところからぜひともね、いろいろな課題があるでしょうけれども、初めて木質ペレットをつくるって、設備投資、当然必要なんです。全国のところでやっぱりやって、私も勉強していきますけれども、ぜひとも、やっぱり生きる道って私はそこしかないのかな、極端な話、と思います。

あと3分しかありませんので、中学の統合問題について、途中で終わります。また後ほど9月議会で続行しますが、意見表明権大事ですよと言っているんだけれども、よく聞いていると、耳を傾けていますという話で終わっているんですよ。どこで耳を傾けたんですか。どういう意見ですか、中学生は。

- ○議長(飯田正志君) 答弁願います。
 教育長。
- ○教育長(勝呂信正君) これ、当然1年生、3年生、中学生ですね。それぞれの学年違いますので、当然入学してきたその1年のときに、今の学校の様子どうですか、それから3年生については、例えば今の学習の状況の中で、先生方の例えば1人、社会科の授業だとか、そういうのはどうでしょうかという話をしてきております。

それは、意図的に、例えば学校行事のほうもそうですね。運動会、体育大会のときでも例えば見て、例えば今の行事の中で、一クラス、一クラス、二クラスと一クラスで分かれて、それで一クラスは一学年だったところが2つに分かれて、それぞれのところへ行く、こういうのはどうでしょうかということで、その子供の意見を聞いていると、傾けているというこ

とです。そうです。当然いろいろなところでそれをやっています。

ただし、今、恐らく大人、地域の方、それから保護者の方に説明したような子供たちを集めて、または学校の中でやると、説明をしたり、意見を聞くということはしておりません。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 木村議員。
- ○16番(木村建一君) 結論から、やってないということですよね。一般論、一般的な形で、今の学校どう、それはだれしもできること。要は、大事なところは、この学校をなくして、みんな一緒にやりたいんだけれども、どうという意見はなかったのかなと私は思っています。あと2分しかないから、一番最後のところは、また次やりましょう、子供をどうする。土肥中についてお尋ねしますね。

部活ができるかどうかというのは理由じゃないんだというお話をなされました。私は別に 土肥が小中一緒になることは、別に何も否定はしませんが、3校一緒になる大前提が2つあって、先生の忙しさと、部活が選べない、それが子供たちのためにということだったですね。 そうすると、今聞いていると、いや、そうじゃないんですと。部活はとりあえず横に置いて おくんですよと私は受け取ったんですが、違いますか。

- ○議長(飯田正志君) 答弁願います。
 教育長。
- ○教育長(勝呂信正君) 先ほども説明をさせていただきましたけれども、部活を選択する、 拡充を図ることは中学生活を充実させることの一つとなるというふうに説明させていただい ております。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。あと1分7秒です。お願いします。
- ○16番(木村建一君) したがって、1つだけれども、土肥には当てはまらないということですよね。それをはっきりした上で、こっちを3つにすれば、部活が選べるとか選べないという論議は、私は今後のところで、私はやっぱり1つかもしれないんだけれども、学校をどうするという1つかもしれない。それを余り前面に出す必要性はないし、おかしくなってしまうと思う。

それから、最後に閉めますが、新しい学校をつくりたいということで、平成30年か32年ごろって、たまたま伊豆市の長期財政シミュレーションで見ると、いや、本当に大変だなと。ちょうど平成30年とか平成32年というと、積立金がなくなってしまうというところ、今の財政状況だと。このときに中学校、でかいサイズで何十億円になるかわからない、つくりましょうということですよ。

いや、本当に財政大丈夫。片方ではどんどん厳しい厳しいと言っておきながら、中学校をつくるということは、私はそれらも含めて、やっぱりゼロにしろとは言いません、前の3月議会でもう決まったんだから。財政論からも含めて、やっぱり私は今必要なの、平成30年、平成32年に必要なのということは、ちょっと考えざるを得ないということを求めて、質問を

終わります。

○議長(飯田正志君) これで木村建一議員の質問を終了します。 ここで15分程度休憩といたします。

> 休憩 午後 3時00分 再開 午後 3時12分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長(飯田正志君) 一般質問を続けます。

次に、14番、森良雄議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

質問をさせていただきます。

まず、疑惑の入札。

私は、笑うんじゃないよ。私は何も難しい質問しているんじゃないんだ。事実を求めているんだ。いいですか、議員諸君。何も難しいこと言ってない。品確法だ、閣議だ、それを根拠に市長、あなたは業者の技術を守りたいから、公表できないんだと言っているんです。私がこれから質問するのは、品確法のどこに業者を守れ、閣議のどこに業者を守れということが書いてあるんだということをこれからお聞きしたい。

し尿処理場の入札方法について、施工について質問します。

田代に現在建設中のし尿処理場です。この質問は、6月議会、9月議会、12月議会、そしてことしの3月議会でも質問していますが、まともな答弁はありません。今まで私の質問は、今言ったとおりなんだ。品確法のどこに業者を守れということが書いてあるか、閣議のどこに書いてあるかということを質問しているだけなんです。それを何だかんだ、全然公表してないのが今までの経過ですよ。議員の皆さん、それでいいんですか。それを守っているのはこの議会だ。

入札記録をごらんください。真っ黒でしょう。これは前回お見せしていますね、疑惑は高まるばかりです。疑惑で真っ黒ですよ、市長。答えないということは、隠そうとしていることと同じです。議長の飯田正志君は答えさせてください。

市長は、私の質問したことに答えればいいんだ。透明で公正な隠し事のない伊豆市をつくりませんか。

市長は、9月議会で品確法について説明をしました。品確法とは、平成17年3月31日の法 律第18号ですね。公共工事の品質確保の促進に関する法律です。 品確法第8条、薄いところは、読む必要がないもので、薄くしてありますんで、御了承ください。基本方針。

第8条、政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本 的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。

- 2、基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一、公共工事の品質確保促進の意義に関する事項。
- 二、公共工事の品質確保促進のための施策に関する基本的な方針。

以下、3、4、5とあります。

とありますが、市長の言う品確法第8条による受注者の保護とは、この法律のどこにありますか。いいですか、はっきり答えてくださいよ。また9月議会にやらなければならないなんてというようなことはよしましょうよ。時間の無駄です。

どこに受注者の提案内容を保護するようにと書いてありますか。受注者の保護についての 法律の説明を求めます。

市長は、品確法のどの部分に受注者の保護をうたっているのか、受注者の保護をうたっている部分を読み上げてください。飯田正志君は答えさせてください。

閣議で受注者の保護をうたっているとのことですね。それはいつの閣議ですか。

閣議とは、平成17年8月の閣議ですね。何日の閣議ですか。

受注者の保護をうたっているとのことですが、その文章を読み上げてください。よろしいですか。読んでくださいよ。ここが受注者の保護をうたっているんだという部分を読み上げてください。議長は読み上げさせてください。

何月何日の閣議なのか、閣議のその記録を読み上げてください。

市長は、5月12日の議会で、設計価格を受注者が算出し、知り得ると述べていますね。間違いありませんか。確認したい。

本件の場合も、受注者が設計価格を知ることはできますか。

設備の内容を他社に知られないようにするため、設備の内容を公表しないようにするとは、 伊豆市から提案しましたか、業者から提案してきましたか。

企業の意向で事業の内容を公開できないのですね。

特定の技術を非公開に求めてきたのですか。どんな内容ですか。その内容とは何を指しますか。

設備全体を指しますか、それとも特定の設備ですか。設備名を教えてください。

以上、市長は質問されたことに答えてください。余分なことは言う必要ありません。 続いて、予定価格に移ります。

この議会の初日に、総行行第13号、総務省自治行政局長名の予定価格の適正な設定とか、 静岡県交通基盤整備部長及び建通新聞の資料が配付されておりますが、これは私の質問を想 定してのことでしょうか。この配付をしたのは市長ですか。これについても答えてください よ。予定価格の適正な設定について、これが今回の答えなんでしょうかね。

質問に移ります。

予定価格。

先月、5月12日の臨時議会で、市長は予定価格についての見解を述べています。

市長は予定価格をどのように考えているのですか。

予定価格とは何なのかお聞きしたい。

予定価格はだれが決めるのですか。

予定価格はどのように決めていますか。

議会での発言のとおりですか。予定価格は設計価格と同じですか。

議会では、業者は設計価格を正確に知り得ると言っていっていましたが、そのとおりですか。業者は知ることができるのですか。

それはなぜですか。どのような手段で知ることができるのですか。

市長は設計価格と予定価格が同じと言っていますが、その根拠はなぜでしょうか。

入札参加者が設計価格を知り得るとわかっていて、予定価格を変更しないのはなぜでしょうか。

落札率が100%のものがありますが、このままでよいと思いますか。

次、乳幼児の不明者はいませんか。

乳幼児の所在が確認できない事例が問題になっています。

伊豆市ではそのような事例はありませんか。

所在不明の子供はいませんか。

乳幼児の健診はどのように実施していますか。

健診を受けに来ない乳幼児はいませんか。

健診を受けない子供に対し、どのような対応をしていますか。

安否の確認をしていますか。

どのように安否の確認をしていますか。

続いて、学力テストの結果を公表しませんか。

ことしも文部科学省による全国学力テストが実施されました。昨年の静岡県の小学生の学力テストの結果が思わしくなく、川勝知事の発言が全国的な話題を集めました。

昨年の全国学力テスト以後の対応と今年度の学力テストについて伺います。

平成25年度の学力テストの成績を分析した結果はいかがでしたか。

分析結果をどのように生かしておりますか。

本年度の学力テストにどのように対応しましたか。

対応の様子を伺います。

先生方への指導はしましたか。

それは今年度の結果にあらわれていますか。

子供たちへの対応はいかがですか。どんな指導をしましたか。

指導の様子を伺います。

テスト前に準備テストのようなことはしましたか。

今年度の学力テストの結果はいかがですか。

今年度の学力テストの分析はされましたか。

学力テストの結果を公表しないで、伊豆市の子供たちの学力を向上できると思いますか。 次、倉庫。

修善寺駅の北口に倉庫らしいものができておりますが、その使用目的を伺います。

温泉場の道路計画。

修善寺温泉場の一方通行が実施されました。地元の方はもとより、観光客は戸惑っております。

道路の建設計画がありましたが、いつごろ建設されますか。

スナックのコーナー部分ではこすったりする事故は起きていませんか。

臭いトイレ。

これは9日にも質問しておりますが、修善寺駅のトイレについて伺います。

こんな臭いトイレ、汚いトイレは、日本じゅうを探してもありません。私の知る限りでは、 世界で最も汚くて臭いトイレだ。全く観光のまち伊豆市としては恥ずかしい限り。

臭い理由はわかっていますか。

消臭は考えていますか。

掃除はしているのでしょうか。

掃除はどこがしているのですか。

いつまでこのトイレを利用するつもりですか。

観光地として、臭くて汚いトイレでは恥ずかしくありませんか。市長さん、答えてください。

8月までということは伺っておりますが、8月までこのトイレで我慢しろと言うんですか。 発注者は市長、菊地豊君、君だ。伊豆箱根となぜ交渉しないんだ。速やかに交渉して、き れいなトイレに、たとえ仮設といえども建てかえるべきだ。

いいですか、皆さん、議員の皆さん。工事中であろうと、あれは工事現場の仮設トイレなんですね。少なくとも、各市町の表玄関になるであろう駅の建設中の仮設トイレは、新設のトイレと同じようなものがつくられている。そう思いませんか。職員の皆さん、そう思いませんか。私はそう思いますよ。あちこち歩いてみて、この間も言いましたけれども、函南駅の建てかえ中でも、三島の駅でも、仮設トイレは新設のトイレとほとんど変わらない。いいですか。日常使うトイレなんです。もっときれいな、衛生的なトイレをつくってください。掃除もしっかりしましょう。

以上、よろしくお願いします。

○議長(飯田正志君) ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

まず、1つ目ですけれども、議員の質問書、発言通告書の中に、第8条、これ第1項ですね。基本的な方針を定めなけければならないと書いてありますね。これは議員、よろしいですね。議員の発言通告書の中に、基本方針を定めなければならない、御確認いただけますね。それに基づき、根拠はここです。これに基づき、平成17年8月26日、これも過去の議会で申し上げたとおりです。平成17年8月26日、閣議決定により定めた基本方針。

この中で、私は過去、受注者を保護するとか、受注者の保護とか申し上げてないと思います。

基本方針のとおり読みます。基本方針の3、技術提案の審査・評価の実施に関する事項。

(2)技術提案の適切な審査・評価に、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」と書いてあるわけです。これは過去、私がもう読み上げたとおりです。

受注者の保護ではなくて、提案内容に関する事項が他者に知られることのないように、よ ろしいですね、過去も私は答弁していますので、しっかり確認したければ、過去の議事録で 御確認をください。

そのほかについては、過去既に答弁を申し上げているとおりです。

2つ目、予定価格ですが、まず予定価格の定義づけですけれども、競争入札に付する事項 について、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行 の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、適正に定めるとなっております。

入札執行に関しまして、契約金額を決定する基準として、市場価格を考慮し、適正な設計を行い、算出した設計額をもとに決定するものが予定価格と考えております。

予定価格は、一般指名競争入札については、市長が決定いたします。随意契約については、 伊豆市事務決裁規程による金額により決裁者を定めています。予定価格によって、副市長、 部長、課長が決定することとなっています。

予定価格の決め方ですけれども、設計額をもとに予定価格を設けています。

予定価格は設計額と同じでございます。

それから、設計価格を正確に知り得ると私が過去の議会で申し上げたということですが、 予定価格の積算に用いるための単価を国・県は公開しています。ホームページなどから閲覧、 ダウンロードすることも可能です。また、積算ソフトについても、多種多様な製品が販売さ れております。公表に関しては、積算内容の明確化、情報公開等の関係で公表が行われてい ます。したがって、こういったソフトを活用されている業者さん方の中では、100%か、100.1%なのか、99.9%はともかくとしても、ほぼ正確な積算ができるということでございます。

これは過去の答弁でも申し上げましたけれども、それがどのように実務で行われているか、 ぜひ必要でしたら、議会のほうで建設業者さん等を参考人で呼んでいただいて、どのような 作業をしているか、ぜひ御確認をいただきたいと思います。

それから、設計価格と予定価格が同じとしていますけれども、その根拠は。

先ほど県内の落札額、落札率の資料とともに、その根拠については、議会の冒頭で配付をさせていただきました。事務方に根拠文書を出せということで、最新のもの、平成26年度になってから出ておりますけれども、そこにあるとおり、法律は比較的古い法律、新しいほうでも平成21年の法律に基づくものでございますので、過去類似の指導的な文書というものは逐次出されております。要するに、設計価格と予定価格は同じにしなさいということです。

ほかには、ちなみに落札率が100%のものがありますということですが、平成25年度、落 札率100%のものはありませんでした。建設工事の場合には、落札率が約91%、119件の平均 が91%で、最高が99.3%、最低が54.8%。コンサルの落札率は、15件で平均が約87%。

議員がしばしば落札率100%と言っているものは、随意契約のことを指摘されているんだろうと思います。随意契約は、あるいはプロポーザルの場合には、提案を審査をした上で、形の上では随意契約にしますので、当然これは100%になります。それを指摘して100%と言われても、それは明らかに別の意図を持った表現の仕方であって……

[「笑えるじゃないよ、君」と言う人あり]

〇市長(菊地 豊君) そこはお気をつけいただきたいと思います。

次、乳幼児の不明者について。

市内で乳幼児の所在が確認できない事例は、現時点ではございません。

乳幼児健診の実施方法ですが、乳児期は医療機関において、幼児期は集団にて実施しています。

健診を受けていない乳幼児は、年に二、三人程度でございます。

受けていない乳幼児の対応は、就園前は電話あるいは家庭訪問にて安否確認や発育チェック、育児相談などを行っています。そのほかに、転入時については、訪問などを実施し、安 否確認などを行っております。

学力テスト、これは教育長、これは教育委員会ですね。

それから、残りの3件は、すべて建設部長から説明をさせます。

トイレについては、私は森議員がさすがに全世界を回っているということは承知していなかったんですが、当然仮設トイレですから、新品のような完成したものとは当然品質的には違ってまいります。要するに選択肢であって、8月完成するまでの間、これまでの駅舎とかトイレとか、問題があると判断したがゆえに、市長としては、駅周辺整備、駅舎の改修を決

定し、実行してきたわけでございます。

この時点で、8月までの間、仮設のトイレを設置するほうがよいか、もちろん完成品、新品のようなものにはいかないけれども、設置したほうがよいか、それとも8月まで、駅については、お客様にとってのトイレがないほうがいいか、それを判断すれば、しばらくの間、真新しいとは言わないけれども、しかし、トイレ機能がやはり必要ではないか。これは選択肢の問題であって、そのような判断に至ったわけでございます。

詳細について、それぞれ建設部長から説明をさせます。

〇議長(飯田正志君) 先に教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長(勝呂信正君) 森議員の学力テストの結果を公表しませんかについてお答えをいたします。

平成25年度の学力・学習状況調査の結果につきましては、昨年度の12月議会でもお答えしましたとおりです。伊豆市の結果は、端的にお伝えすることはなかなか難しいんですが、例えば小学校の結果の一部をとらえてお話ししますと、ことわざ、国語ですね。ことわざや、算数では図形に関する定着度は高かったです。ただ、文を書いて答える問題や、問題文を読み込む問題は正答率が低い傾向がうかがえました。

伊豆市では、昨年度の調査結果をとらえて、調査問題の中から、各学校で自校の正答率が低い問題を選び出し、なぜ正答率が低かったのか、さまざまな観点から分析、考察し、それらの改善に向けた具体的な方策を、これ、全教職員です。6年、ただ担当の6年とかということでなくて、中学3年ということでなくて、全職員のやはり目で共有して、共通理解を図るようにしてきました。

また、全国学力・学習状況調査の問題や結果を活用して、学習指導要領が求める学力の確認をするために、昨年度の、昨年度ですね、学力・学習状況調査を各校で5年生、要は昨年度、今度は6年になるその5年生の段階のときに、5年生に実施するよう指示を出しております。あくまでもこれはならすということ以上にということではなくて、それも当然裏からはあるかもしれませんが、結果的に目的は、やはり先生方がこの学力調査が求めているものはどういう学力なのか、それをまず押さえましょうと。みんなで押さえましょう。子供たち自身も、その学力、問題で何を問われているのか。これから自分の学習する指針となるようなということで、そういう昨年度の過去問、これを実施して、取り組んできているということです。

各校で取り組んだ結果、本年度はもう4月に終わりましたけれども、学習指導要領が求める学力、児童生徒の状況が確認できたなど、確実に生かされているというふうに思っております。

本年度の結果ですが、正式な結果が届く、これは8月なんですが、次第、昨年度と同様に、 伊豆市及び各校における分析や具体的な方策の検討については、それぞれで進めてまいりま す。

結果の公表につきましては、平均正答率などの数値による公表ということは考えておりませんけれども、その公表の仕方については、当然これは検討しております。市の教育委員会として公表する。もちろん各学校は学校で、それぞれの独自の公表という形で、保護者ないし市民には伝えて、示していきたいというふうには考えております。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

〇建設部長(佐藤喜好君) それでは、森議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、倉庫についてですけれども、駅前区の防災倉庫をつくっています。もともと旧駅北 広場、ここに防災倉庫がありましたので、これを、今回駐車場の下に防火水槽があります。 その防火水槽とともに併用活用できるということで、防火水槽のそばに防災倉庫をこしらえ ています。

活用といいますと、この防災倉庫の中には、駅前区は可搬ポンプを持っているということで、より近くに可搬ポンプがあることによって、速やかにいろいろなものに対応できるんではないかなというふうに考えています。

続きまして、温泉場の道路計画についてお答えをします。

今、工事を発注済みです。この工期が平成26年9月30日となっていますので、9月末の供 用開始を目指して施工中ということです。

そして、事故の確認なんですけれども、平成26年5月17日にスナックかずより電柱に衝突 する事故の連絡が日直に入り、そこを建設部では事故が起きたことを確認をしています。

続きまして、トイレですけれども、構造はため込み式と言うですか、の水洗トイレという ことです。そして、トイレには男女それぞれに上層と下層に分けてファンで換気をしていま す。そのために、駅、ホームのほうにはにおいは流れて行きません。

この前、報告のときもちょっとお話しさせていただきましたけれども、女子トイレについては、汚れ、異臭等を感じることはありませんでした。男子トイレのときの小便器のブースに入ると、においがあるということです。

原因は、やはり小便器のところの水洗い、これが自動ではなくて手動になっていますので、 そこのところでの水洗いが足りないのではないかなと考えています。今後、使用後の水洗い の協力依頼の掲示、そして芳香剤の使用を考えています。

清掃については、伊豆箱根鉄道さんのほうが、日に2回から3回の実施をしているところです。

そして、トイレですけれども、市長と議員の方からも、8月と言われましたけれども、8月に観光ブースができ上がりますので、当然トイレはその前にでき上がります。今の時点では、7月25日を目標に頑張っているところです。あと1カ月ちょっとですので、何とかこの

トイレで我慢というか、協力をしていただきたいということで、よろしくお願いします。 以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 森議員。

- **〇14番(森 良雄君)** ようやくね、疑惑の入札のところでは、どこに業者を保護しろということが書いてあるか。どうも市長のところの文書には書いてあるようですね。それはあれですか、閣議の報告書から出してあるんですか。その出ている閣議の報告書をここで読み上げてくださいよ。お願いします。
- ○議長(飯田正志君) 答弁願います。 市民環境部長。
- **〇市民環境部長(山口一範君)** 私が今、ここに持っているのは官報の写しでございますが、 閣議決定事項ということで、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進する ための基本的な方針について」ということでございます。

この中に、基本的その方針、これ、公共工事の品質確保の促進に関する法律、先ほど市長のほうから読み上げていただいた基本的方針ということでございます。 以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
森議員。

○14番(森 良雄君) 官報からということですね。私は国土交通省のホームページからダウンロードしているんですけれども、ここには業者の技術を守るなんていうことはどこにも書いてないんですね。

逆に、大きな3番、技術提案審査・評価の実施に関する事項で、(1)、(2)、(3) 技術提案の改善というところには、透明性の確保のため、概要を速やかに公表すると書いて あるんですよ。そっちのほうには何ですか、官報のほうは公表しないでいいと書いてあるん ですか。

〇議長(飯田正志君)答弁願います。市民環境部長。

○市民環境部長(山口一範君) 基本的な方針の中に、3番、(2)の中に「発注者は、説明 責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公 表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産である ことにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」とい うふうに記されております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
森議員。

- **〇14番(森 良雄君)** それはね、市長もよく聞いてよ。入札時のことでしょう。私は入札 が終わって、業者が決まってから聞いているんですよ。きょう時点もです。きょう時点もそ れが何であるか公表されないの。なぜ。きょう時点だったら、もう入札の内容は公表しても いいんじゃないですか。市長、答えてください。
- 〇議長(飯田正志君)答弁を求めます。市長。
- **〇市長(菊地 豊君)** 技術的な内容が含まれていることに対してですよ、当事者である民間 企業が、これは秘匿してくれと言うものを、私が事業者の意に反して公表することができる と思いますか。それが市民に利益になると思いますか。

市長が当該企業から、これは公表しても結構だ。うちの技術提案は、これは汎用性のある ものだということだったらともかく、各企業が、それぞれの企業が、これは部外に公表して もらっては困るというものを、私がその企業の意に反して公表することが正しいとお思いで しょうか。

- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 森議員。
- ○14番(森 良雄君) 市長ね、言っていることが全くちぐはぐでわからん。私が今言ったように、市民環境部長が言ったことは、入札時のことを言っているんですよ。きょう現在の国土交通省のホームページにおける同じ内容の文章では、概要を速やかに公表しろと書いてある。要は、入札が終わったら、もう公表しなさいということなんですよ。市長は、入札が終わったきょう現在も、まだ公表しない。それで、前回は言ってますね。完成したら、どうも公表すると。

じゃ、それで確認します。完成したら公表するんですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長(山口一範君) 今回提案されたものは、著作権、知的財産というところになります。この知的財産、これにつきましては、公表の可否について、業者のほうに確認をしております。その回答によりまして、回答が否であったというところで、非開示とさせていただいているものでございます。

以上です。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 森議員。
- **○14番(森 良雄君)** 確認しますけれども、それはきょう現在の話ですね。もう設計書も 出ているんでしょう。詳細設計はまだ出てないんですか。設計書が出ているんだったら、詳 細設計出てないにしても、何をつくろうとしているかぐらいは承知しているんでしょう。そ れでも公表できないんですか。市長、答えてください。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

- **〇市長(菊地 豊君)** 技術提案自体が提案者の知的財産である。知的財産であることを認定 しているのであれば、それは契約、入札の前後にかかわらず、秘匿というか、保全すべきで あるだろうと私は思います。
- **○議長(飯田正志君**) 再質問ありますか。 森議員。
- ○14番(森 良雄君) 市長ね、じゃ何なんですか、その業者の知的財産って。答えてください。具体的に答えてくださいよ。ろ過器のあそこのところが知的財産だ。じゃ、その部分だけ抜かして公表すればいいじゃないですか。あなたが今やっているのは、全部ですよ。あなたの公表している入札状況は、もう真っ黒で、何が何だかさっぱりわからない。その部分だけ、そんなにいっぱいあるわけじゃないでしょう、知的財産が。何カ所かだけでしょう。その部分だけ公表しないで、公表するということはできないの。答えてください。
- 〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長(山口一範君) 今回の技術提案の書類でございますが、提案の内容ですね、 工事目的物自体についての提案を求めている設計施工一括発注方式であり、安全対策や環境 への影響、工事の縮減など、施工上の提案、ライフサイクルコスト等の工事目的物の性能等 が該当するものと思います。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
森議員。

○14番(森 良雄君) 議長さんね、再質問、再質問と言うけれども、当初この質問から私は何も変えてないんだよね。何で公表できないんだということを聞いているだけなんですよ、私は。

きょう現在の品確法のあれですね、閣議の決定事項については、これは僕はこっちのほうが新しいと思いますよね、国土交通省のホームページ。そこには公表しなくていいなんていうことは何も一言も書いてない。ちょっと確認してくださいね、私も間違えることがあるから。

この品確法も最近変わっているようですね。その辺もあわせてちょっと。

それで、市長さん、もう一回確認しますけれども、でき上がったときは全部見せてくれる んですね。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

〇市長(菊地 豊君) 当然ほかの通常の情報公開制度と同じように、内容が保全すべきもの

であれば、それは秘匿する必要はあると思います。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 森議員。
- ○14番(森 良雄君) 保全すべきものがあるって、それ、伊豆市の財産でしょう。伊豆市民に見せないんですか、そんなものがあっても。保全すべき、具体的に言ってくださいよ。何を保全しなければいけないのか。ろ過器のどこどこの部分が公表できないメーカーのものだから、これは公表できない。何が何だかさっぱりわからないで、全体を公表しないんですよ、今現状、市長、あなたは。

そんな全部が公表できないなんていうことはあり得ない。公表できないのはほんの一部のはずだ。見せるんでしょう、全体を。まさか落成式のときに、その部分だけ幕を張ってあるなんで、そんなことはしないでしょう。するんですか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁を求めます。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 先ほどから申し上げてあるとおり、我々が行政として保全すべきは知的財産であって、当然施設は、完成した施設は、これは市民の財産ですから、もちろん落成式だけではなく、平素から市民の皆さんには施設の全体についてはごらんいただくことに何らやぶさかではないし、むしろ新しい施設で、衛生環境施設ですから、積極的にごらんいただきたいとは思います。

施設は当然、それから機能については当然しっかり公表しますけれども、我々は法律に基づいて知的財産は守りなさいということですので、そこはやはり全部オープンというわけにはいかないと思います。

- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** 私は知的財産が何であるかということを聞いているんだよね。知的 財産だったら、現時点でわかるはずでしょう。この部分が知的財産だから、公表できないと。 このものができ上がったって、伊豆市民には見せられない。そんなことあっていいの、あな た。保守点検はどうするんですか。

伊豆市に引き渡しを受けた時点では、それは伊豆市民の財産ではないんですか。答えてください。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

- ○市民環境部長(山口一範君) 物を見せられないということではありませんので、その技術、 それからノウハウ、これが知的財産というところですので、そのように御理解いただければ と思います。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

森議員。

〇14番(森 良雄君) さっぱりわからない。見れば、何が知的財産ぐらいは私はわかりますよ。たびたび言っているけれども、私は水質1種の公害防止管理者ですからね。

だから、この部分は見せられないと。見せられないんだったら、現時点で公表しなさいよ、この部分は見せられませんよということを。具体的に言ってくださいよ、これが知的財産ですから、これは見せられません。なぜ答えられないんですか。答えてください。

〇議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長(山口一範君) 今回の提案の内容で、技術とかノウハウのところですね、そこのところはやっぱり知的財産ということで、見せられないと。当然、公表できるかできないかというのは、開示請求とかそういうものを出していただいて、その中で判断をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
森議員。

〇14番(森 良雄君) いいですか、本当に今、こちらから気の毒だという話が、本当に気 の毒なんだな。入札時点の関係者はこの中にはだれもいないんだ。それで、市民環境部長に 答えさせているのは私も気の毒だと思います。

市民環境部長、私の質問したところをちゃんと後で教えてくださいよ。官報のここのところは公表できないというふうに書いてあるじゃないかと。私は、現時点の国土交通省のホームページではそんなことは書いてないと。速やかに公表しなさいということを書いてある。 私が知る限りではね。最後突き合わせしましょう。

それと、情報公開の書類は、もう僕は出してあるけれども、返ってきたのは真っ黒だと。 今言っているのは、全部真っ黒ということはあり得ないと。この部分は公表できませんけれ ども、ほかは教えますよ、その辺あると思いますね。

ここだけで終わってしまうとまずいから、ちょっと先へ行きますけれども、市長ね、あれですよ。公表できない。あり得ないんですよ。落成式のときに、この部分は公表できませんなんてということはあり得ません。そんなことをやったら、一体伊豆市は10億円もかけて何をつくったんだということになってしまいますよ。市長、そう思いませんか。そこのところだけちょっと答えて。

〇議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

市長。

○市長(菊地 豊君) 何度も繰り返しになるんですけれども、先ほど議員が指摘された事後速やかに公表するようものとなっているのは、技術提案の評価結果及び落札結果ですよね。ですから、評価結果と落札結果は既に公表しているわけであって、そのすべての技術の内容

まで、そして企業が秘匿してくれと言っているものまで公表すべきであるとはここには書いてないわけであって、そこはやはりしっかり担保されているんだろうと思います。

したがいまして、当然、伊豆市民にとって非常に大事な、また約10億円の事業費をかけた施設ですから、当然市民の皆さんには、その機能とか、でき上がった後の姿とか、あるいはロビー等では社会教育もできるようにしてありますので、その使い方とか、当然積極的に公表していく、それはそのとおりでありますけれども、しかし、繰り返しますが、企業が秘匿すべき、保全すべき情報について、すべて無条件でオープンにしなさいということについては、やはり私はそれは一定の線を引かざるを得ない、こう判断しております。

- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 森議員。
- ○14番(森 良雄君) 同じことばっかりおっしゃっていますけれども、汚泥処理の技術で、公表できないのなんていうのは、ほんの一部しかないはずです。もうでき上がった技術なんですよ、市長。もう何十年、戦後何十年って、戦前から恐らくやっていますね、汚泥処理というのはね。その中で公表できないなんていうのは、本当の一部。恐らくはろ過装置の一部だと思います。それ以外はもう大体でき上がっている技術だと、そう思いますよ。実に10億円から施設ですから、市民に何でもかんでも公表してください。

もう一つ、ここのところで質問します。後でいいや、答えはね。要は、だれもいないんだ もんね。参加していた人ね、入札のときに。

入札審査会にこの施設を設計したというか、コンサルタントは参加していたのかどうなの か伺いたい。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

- **〇市民環境部長(山口一範君)** すみません。ただいまの質問は、確認させて、また、じゃ回答させていただきます。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 森議員。
- 〇14番(森 良雄君) 予定価格を聞きます。

この予定価格の僕の質問に対して、この総行行第13号などの書類が出てきたと思うんですけれども、そうですか、市長さん。

- ○議長(飯田正志君) 答弁願います。 市長。
- ○市長(菊地 豊君) さきの臨時議会、どっちだったかな。3月議会、臨時議会どちらかで、 私がお答えする形だったでしょうか。要するに、西島議員の御質問だったでしょうか。静岡 県で落札率が一番高いという、その根拠を示してくださいというときに、いや、調べてない というお話でしたので、私がその時点で知っていた建通新聞のデータ、これはただし新聞で

すので、コピーして皆さんに配付できませんので、うちの事務方がとったその新聞の基礎と なったデータを、それはコピーして構わないということでしたので、それを皆さんに配付し たわけです。

それから、予定価格、設計価格、これも私、当時の議会で申し上げましたけれども、私が市長になった時点で、それは変えないように、要するに歩切りをしないようにという指導ですので、歩切りをしないで、もう伊豆市としてはやめたいということであったので、私が市長になってからはしていない。

そこにですね、最新の、本年度に入ってからの文書だと思いますが、そういったことをしないようにという国からの、昔は通達と言ったんですが、今は課長文書でしょうか、というものをつけさせ、参考、これはあくまでも参考までにつけさせていただいたわけです。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

森議員。

- **〇14番(森 良雄君)** この文書の内容は、歩切りについてのことだと思いますけれども、 建設部長、歩切りって何ですか。
- ○議長(飯田正志君) 答弁願います。
 建設部長。
- **〇建設部長(佐藤喜好君)** 森議員の言われている歩切りというのは、設計額に対して予定価格を下げることを歩切りと言っているんだと思います。よろしいでしょうか。

[「よろしくない」と言う人あり]

- **○議長(飯田正志君)** 再質問ありますか。 どうぞ。
- **〇14番(森 良雄君)** よろしくないんですよ。これはね、この歩切りというのは、予定価格と、これ、表題がよろしくないね。いいですか。予定価格じゃないんですよ。この場合の歩切りは、あくまでも設計時における歩切りをするなということなんです。これはちゃんと国土交通省に確認しましたよ。予定価格は関係ありませんと言ってましたよ。

設計委託、例えばボルト1本100円10銭だと。じゃ10銭切ってちゃえ。切ってしまえ。そういう歩切りはするなということがこの文書なんですね。だから、予定価格については、私はこの文書は言及してないと思いますよ。

ですから、伊豆市の市長さん、予定価格は、ここではっきりしてしまったのは、伊豆市は 設計価格と予定価格は同じであるということははっきりしてしまいましたね。それでよろし いですね。

- O議長(飯田正志君) 答弁願います。 市長。
- **〇市長(菊地 豊君)** そのとおりです。予定価格というのは定価ですから、定価の時点で市 長が何か数字を作為とするよりも、ある定価に対して企業で競争していただく、それはそれ

で私は正しい姿だと現時点で判断しております。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** 予定価格で市長さんいろいろおっしゃっておりましたけれども、平成25年度の予定価格は私は全部知り得ていないんですよ、今。きょう現在は知り得るんですかね、知ろうと思えば。伺いたい。
- 〇議長(飯田正志君) 平成25年度、平成26年度。
- **〇14番(森 良雄君)** 今、平成26年度だから、平成25年度ですよね。
- 〇議長(飯田正志君) 前年ですね。
- 〇14番(森 良雄君) 前年。
- ○議長(飯田正志君) 平成25年度の予定価格はわかりますかと。 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 平成25年度の入札一覧ということで、多分森議員から情報公開の 開示請求いただいて、こういう細かい一覧、予定価格、契約額、率、落札業者、入札方式と 工事名ですね、この一覧はもう既にお手元のほうに行っているかと思いますが、よろしいで しょうか。

[「よろしくない」と言う人あり]

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** ここでどうこう言っていてもしようがないから、ともかく私のところへ来てないものは出してください。もし出ているというふうにお考えならば。いいですか。 随意契約を含めて。

要は、何で言うかいったら、その時点ではまだ3月ごろのやつはできてませんというお答 えだったんだね。そういうこともあるし、随意契約については、予定価格なんて考えていま せんというお話もある。それもまたおかしい。

ここのところをちょっと市長に聞きますけれども、随意契約は予定価格立てないんですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

- 〇市長(菊地 豊君) 定めています。
- ○14番(森 良雄君) 定めている。いるんだね。はっきり答えて。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか
- ○14番(森 良雄君) いやいや、何って言ったの。
- **〇市長(菊地 豊君)** 定めています。ごめんなさい。定めています。
- **〇14番(森 良雄君)** いますだね。はい。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
森議員。

〇14番(森 良雄君) 定めているんだったら、総務部長ね、速やかに出させてください。 随意契約、求めたものが出てこないというのが伊豆市の現実なんだ。だから、お願いしますよ、総務部長さん。

次に移りますね。乳幼児。

これ、あれですね、教育長。小学校入学時の子供についても、そういうことはないという ふうに理解してよろしいですか。

〇議長(飯田正志君) 教育長。

[「小学生ですね」と言う人あり]

- ○14番(森 良雄君) うん、小学生。質問外かもしれないけれども、関係……
- 〇議長(飯田正志君) 3番目ですか。
- ○14番(森 良雄君) 乳幼児の不明者……
- ○議長(飯田正志君) はいませんか。

それでは、健康福祉部長。

小学生。じゃ、教育長。名前が書いてないから、教育長というのは。

- ○教育長(勝呂信正君) ございません。
- **〇14番(森 良雄君)** ございません。
- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** 次、学力テストに移らせていただきます。

学力テストはなぜやるのか。これはもう教育とは何ぞやというところから僕は出ていく思うんですよね。僕は、教育とは、子供たちの学力アップを主目的にしているものだと思うんですけれども、教育長、いかがですか。

O議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育長。

- ○教育長(勝呂信正君) そのとおりです。学力アップのためです。
- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** それで、ぜひお願いしたいのは、テストをやって、結果を公表しないで、次のステップに進めると思いますか。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。教育長。
- **〇教育長(勝呂信正君)** さっき、学力アップが目的ではない、のみではないですね。それだけは確認してください。心も人間関係も育てなければならないところでございます。学力ア

ップも大事な要素です。

それで、公表ですね。公表はします。ただし、平均正答率がどれでできたか、そのところに特化してやるということは避けたいと思っております。公表はします。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 森議員。

〇14番(森 良雄君) 公表していただけるということなので、どういう内容のものが公表 されるのか、興味を持って待っています。

事前の採点みたいのは、伊豆市ではまだやってないんですか。

〇議長(飯田正志君)答弁を求めます。教育長。

○教育長(勝呂信正君) 特にやっておりません。各学校では確認していると思うんですが、 それを集計するということはやってございません。

1つ加えさせていただくなら、これは平均点ですね。正答率、平均点というのが、子供の立場から考えますと、こんなこと言うとあれですかな。私自身は石川啄木の「一握の砂」の中に、「働けど働けど、なお我が暮らし楽にならざりけり」、やはりこれを子供の立場で言うと、「頑張れど頑張れど、なお我が成績上がらず。じっと平均点にいる」。平均点が上がれば、その子の幾ら頑張っても順位は上がらない。やはりある程度到達点があって、それに向けていく、そういう教育、一人一人の学力をアップしていきたい、そんな思いを持っています。

以上です。

森議員。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

〇14番(森 良雄君) 公表していただいて、次のステップどう進むかということがやっぱり一番大切だと思うんですね。

私は、教育というのは、いわゆる当然教育者、それから家庭、それから今は塾も協力して くれないと、子供たちの学力アップはしないんだろうと僕は思っていますね。ですから、ぜ ひテストの結果を公表して、みんながね、どうすればいいのかわかるように公表してもらい たいと思う。

1つだけ、今回の平成26年度の4月のテストというのは、事前テストみたいなのは実施しなかったのですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育長。

○教育長(勝呂信正君) 事前テスト、先ほど申しましたように、昨年度の過去の問題については、5年生が、要するに学力、一体何を求めているのかということで、教員も、それから生徒も実際にそれに立ち会っているということです。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 森議員。
- ○14番(森 良雄君) 各教育委員会、各学校では、いろいろな子供たちの学力アップのための、またそのテスト対策というのはいいか悪いかという問題がありますけれども、テスト対策も、いわゆる県段階、市町村段階でみんな一生懸命やっていると思います。ぜひ伊豆市も、子供たちの学力アップのために頑張っていただきたい。

きょうもいろいろ議論しましたけれども、僕は伊豆市の子供たちをふやすなんていうことは簡単なことだと思っているんですよ。子供たちの学力アップ、伊豆市は日本一だというふうなことになれば、伊豆市へ編入してくる子供が僕は絶対出てくるんじゃないかと思うんで、ぜひ教育の伊豆市、日本一の教育のまち伊豆市をつくってもらいたい。

次に行きますけれども、倉庫、これがね、駅前の一等地じゃないですか。あそこであれですよ、もし倉庫つくるんだったら、たい焼き屋でも開いたほうがよっぽどいいんじゃないかと思いますけれども、市長、どう思いますか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- **〇市長(菊地 豊君)** 市民の皆さんにとって必要な施設であれば、必要な場所につくるということに尽きると思います。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
- 〇14番(森 良雄君) あと何秒だ。
- ○議長(飯田正志君) あと40秒。
- **〇14番(森 良雄君)** 40秒。これで終わりだ。
- ○議長(飯田正志君) お願いします。
- **〇14番(森 良雄君)** 市長さんね、幾ら駅前広場横だからってね、駅前の一等地に倉庫をつくるというのは、ちょっといかがなものかと思いますけれどもね。

温泉場の道路計画は、これ、9月までにはできるということでよろしいですね。道路は9 月までにできるんですね。

要は、一方通行にするのはいいんだけれども、あそこでみんなうろうろしている。もうちょっと方向をあっちに行きなさい、こっちに行きなさいという指示があってもいいと思いますよ。

それから、出口も……

- 〇議長(飯田正志君) 時間です。
- **〇14番(森 良雄君)** ああ、そう。じゃ、もうちょっとわかりやすいようにちょっと相談とかできませんか。
- ○議長(飯田正志君) 答弁願います。
 建設部長。

〇建設部長(佐藤喜好君) 一方通行については、市道だけではなくて、県道とセットですので、また交通システムが主導でやっていますので、またそちらにいろいろ諮っていきたいなと思っています。

我々のところ、市道については、やはり一方通行で走りやすい道ということで、今、施工をやっていると。

その中で、さらに、もう電柱が問題だというのは当初からわかっていましたので、電柱については、もう4月の時点で東京電力のほうへと電柱移転の申請はしているところです。

ただ、東京電力からの回答では、移転には時間がかかるよという回答が来ましたので、それではうちはどうしようかという中で、今度は東電さんのほうへ、じゃ、その電柱が目立つようにしてくださいというようなことを言っているところです。

どちらにしても、我々は、交通に対して、安全に走行ができるようにということで、常に そういうことを考えながら動いているところです。

以上です。

〇議長(飯田正志君) これで森良雄議員の質問を終了します。

◎散会宣告

〇議長(飯田正志君) 残る一般質問については、6月12日の午前9時30分から行います。 本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

平成26年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議 事 日 程(第3号)

平成26年6月12日(木曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番 永 岡 康 司 君 2番 三 田 忠 男 君

3番 小長谷 朗 夫 君 4番 山 下 尚 之 君

5番 山田元康君 6番 青木 靖君

7番 大川明芳君 8番 梅原正次君

9番 小長谷 順 二 君 10番 西 島 信 也 君

11番 森島吉文君 12番 杉山 誠君

13番 室 野 英 子 君 14番 森 良 雄 君

15番 飯 田 正 志 君 16番 木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

鈴木伸二君 市 長 菊 地 豊君 副 市 長 育 総務部長 伊郷 教 長 勝 呂 信 正 君 伸 之 君 山口一範 市民環境部長 君 健康福祉部長 鈴木 君 正 観光経済部長 建設部長 杉 山 健太郎 君 佐 藤 喜 好 君 教育委員会 森 下 政 紀 君 会計管理者 植田博昭君 事務局長

+ 1/1 /N X

職務のため出席した者の職氏名

事務局長飯田勝久 次長杉山和啓

主 幹 鈴木康子

◎開議宣告

○議長(飯田正志君) 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立 いたしました。

これより平成26年第2回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

会議中に、議会報の関係で事務員が写真を撮りますので、ちゃんと目を開いて胸張って、 いい写真が撮れますようによろしくお願いいたします。

◎一般質問

- ○議長(飯田正志君) それでは、昨日の会議に引き続き一般質問を行いますが、昨日の森議員の質問に対し、市民環境部長から発言の申し出がありましたので、これを許します。 市民環境部長。
- ○市民環境部長(山口一範君) 昨日の森議員のし尿処理場の質問の中で、総合評価審査委員会にコンサルが入っていたかの質問でございますが、中日本建設コンサルタントが入っておりました。

以上でございます。

〇議長(飯田正志君) それでは、本日は、発言順序7番の梅原正次議員から発言順序10番の 小長谷朗夫議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇梅原正次君

○議長(飯田正志君) 最初に、8番、梅原正次議員。

[8番 梅原正次君登壇]

○8番(梅原正次君) 皆さん、おはようございます。8番、梅原正次です。

発言通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、大きく、中学校3校の再編と、広域のごみ処理施設の問題について、市長並びに教育長にお尋ねをいたします。

まず、中学校を新しく、中伊豆と修善寺中学校、天城中学校の3校のことですけれども、中学校3校の再編計画について、内容は、第2次伊豆市学校再編計画では、土肥中学校を除いた修善寺中学校、中伊豆中学校、天城中学校の3校を1校に再編する計画になっております。再編時期は平成30年4月を目指し、最長でも平成32年4月までに再編成をする計画になっております。

それで、質問の要旨は、1として、学校の用地の場所ですね、おおむね。日向、加殿地区

になるのではないかと思われますが、場所、面積などの見込みというか、目途をお尋ねをいたします。

それから、2番目に、建設予算の計画ということについてであります。土地買収から始まって一通りの施設をつくると、莫大なお金がかかるのかなという、金額はわかりませんが、気がしておりますので、その辺わかる範囲でお伺いをしたいと思います。

それから、3番目は、市内関係者なんて書きましたが、保護者であるとか、その関係の 方々、それはかなり大きな仕事になると思います。市民の理解が必要ではないかと思います ので、その辺のところも円滑にうまくいくようにということで、そんなようなことをお願い いたします。

それから、その次の件名ですが、伊豆市・伊豆の国市広域一般廃棄物処理施設用地の公募 と今後の取り組みについてということでお尋ねをいたします。

広域焼却施設の公募は、伊豆市内の4地区から応募がありました。4地区5カ所と聞いておりますが、過去に伊豆市、伊豆の国市、苦い経験と書いてありますが、うまくいかなかったことがございます。今回の応募地区の中から確実に焼却場の建設ができるように、行政による建設候補地の決定から建設の同意をいただいて、工事へと着実に進められるように、行政の皆様方、我々も協力はいたしますが、十分な取り組みと施策をお考えいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(飯田正志君) ただいまの梅原正次議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

〇教育長(勝呂信正君) 皆さん、おはようございます。

それでは、梅原議員の中学校3校の再編について、まずお答えをいたします。

1点目ですが、学校用地の場所、面積などの目途についてです。中学校3校の再編につきましては、第2次学校再編計画でお示ししたとおり、修善寺地区内に新たな学校用地を求め、新たな校舎の建設を目指しております。校地の選定に当たっては、修善寺駅より近く、そして3中学校の生徒がバス、車等を利用しても安全に登校できる場所で、なおかつそれぞれの部活動が、十分な子供たちの活動ですね、全般的な活動が、十分な練習スペース等活動場所が確保できるということ。それに対しまして、加殿地区と日向地区2カ所の農地を候補地として選定し、地権者、役員にお集まりをいただき、それぞれの公民館をお借りして説明会を開催しました。現在、地権者に向けた意向調査を実施しております。今後はその調査結果を受け、校地選定を進めてまいります。校地としての面積は3.5~クタール程度を予定していますが、詳細については、本年度、新中学校の建設基本構想を策定し、明らかにいたします。

2点目の建設予算計画についてですが、基本構想策定に伴い事業費の見積もりを行います ので、現段階での予算計画はありません。建設事業費としては用地取得費、校舎、体育館、 防災倉庫などの建設費、それから備品購入費などの費用がありますが、これらの経費の財源 につきましては、国庫補助金や地方債、一般財源などが考えられます。

3点目の市内関係者への周知についてですが、平成30年4月の開校に向け、本年度は校地の選定と新中学校の建設基本構想策定を進めております。今後は、地域、保護者、学校関係者などによる再編準備委員会を立ち上げ、協議を開始いたします。また、再編計画の実現に向け、市長部局と連携し、全庁的な取り組みとして、国・県との連絡調整や市民への広報など、皆様の御理解を得られるよう努力してまいります。

以上でございます。

〇議長(飯田正志君) 次に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

まず、2つ目から先にお答え申し上げます。

皆さんに御心配をいただいております広域一般廃棄物処理施設建設に関しましては、御承知のとおり、昨年度、公募方式という形に場所の決定の仕方を変更したところ、5月12日に議員の皆様に報告させていただいたとおり、4地区から応募をいただいております。今後は、広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会にて候補地の評価を実施していただきます。その結果を受けて、伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会において、地区や地権者の方々に説明をさせていただき、その上で候補地を選ぶ。このような手順で進めてまいります。

なお、本年度中に建設地を確定したいと思っておりますので、できれば年内には地元の同意が確認できるように進めてまいりたいと考えております。

次に、中学校の予算につきましては、建設事業費としては、一般論を申し上げますけれど も、用地取得費、校舎、体育館、防災倉庫などの建設費、備品購入などの費用については、 国庫補助金や地方債、一般財源などが考えられます。

ここで皆さんにぜひお考えいただきたいのは、そもそもこういう議論はどこから出てきたのかと、やはりこれは合併したから、合併したときに私たちはここまで考えてやってきたんだろうか。ちょうど10年前、私たちは何を目指して、何を目的として、何を目標として、どのような事業を考えて合併の道を歩んだのか。そして、6年前に私が市長になった時点で、火葬場と、それから県の事業である合併支援道路、日向の道路については完成し、あるいは進められておりました。しかし、し尿処理施設、それから学校の再編成、それから、ことし終わりましたけれども水道料金等々、こういったものは合併に伴う事業であって、本来は学校の再編成も合併に伴う事業であるはずだった。平成22年でしょうか、第1次の学校再編計画が出てまいりました。その中で中学校の統合時期は決められていなかったわけですが、ここであえて教育委員会が時期をお決めいただいた。このような枠組みの中で本当は財源も考えなければいけないのですが、ただ、国のほうは合併特例債の期間を延長しておりますので、

本当にこの中学校を統合するということをやるのであれば、国や県と財源のあり方について もしっかり話した上で、私は合併の事業として進めるべきだと思っております。

先ほど2つ目の質問にございました広域一般廃棄物、いわゆる2市でのごみ焼却場も、本 当は可能であれば、伊豆の国市も合併した市ですので、合併した上で2市の合併事業という ことで着手し、全体の枠組みを早く固めておけばよかったんですが、これは私の不手際もあ って、多分合併特例債は使えないと思いますけれども、そのような広域事業であったことを しっかり認識して進めるべきだと、このように考えております。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。
- ○8番(梅原正次君) それでは、中学校 3 校の再編のほうで、人数的には、平成30年、修善寺中学校は353人、天城中学校が120人、中伊豆中学校が165人、3 校で22学級638人という数字があります。32年になりますと、修善寺中学校は304人、天城中学校が134人、ちょっとふえております。中伊豆中学校が118人、20学級で556人。年度が35年に近くなっていけばだんだん減っていきますが、35年度だと、修善寺中学校270人、天城中学校は121人、中伊豆中学校が124人、19学級515人という、そういう数字を教育委員会のほうで出されておりますので、そういうことだろうと思いますが、この 3 校の再編ということは、特に天城中学校、中伊豆中学校の少人数化が顕著であるよということだと思います。人数が余り減ると、専門の教科の先生方が足りなくなったり、単学級での運営、クラスがえもできなくなると、部活動あたりもできなくなると、生徒にとって良好な学習環境ではなくなるよということだと思います。再編によりバス通学もふえたりもしますけれども、体育祭あたりをやっても盛大な体育祭は、いいことですから、やればですね。

それで、そういういいこともたくさんあって、伊豆市唯一の中学校ができるわけですけれども、まず校舎が、その30年のときには22学級といいますと、教室が最低22あって、特別教室やらいろんなところでかなりの建物になるのではなかろうか。部活動を一生懸命やらせてやりたいということになりゃ、体育館あたりも2階あたりのかなりのものを建てたり、それから運動部、バレーだ、バスケットだ、卓球だ、柔道とか、剣道とか、そういう方は体育館の中で、それから、グラウンドは野球部、陸上競技部、テニス部あたり、サッカーもしているのかもしれません。

そうすると、3.5~クタールというこの面積は、大体その辺を、これに食堂あたりもつけるかどうかなと、それは僕の全くの予想ですけれども、そういうことをある程度加味しての3.5~クタールということですか。教育長にもしお答えできましたら。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(森下政紀君) 3.5へクタールおおむねという意味で説明させていただきましたけれども、これ、基本構想の業務委託を今年度発注します。その中で、適正な校

舎規模、グラウンド規模、そういったもろもろのものを策定していただいて、正式にそれが3.5になるのか3.8になるのかが決まってくる。ただ、現状の修善寺中学校の規模とかそういったものを鑑みて、3.5から3.8というようなちょっと答弁としては曖昧な表現になりますけれども、正式には業務委託を発注後に出てくる数字ということで御理解いただきたいと思います。

- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。
- ○8番(梅原正次君) 用地は3.5~クタールということで、お金の算数をしたらちょっと失礼な話ですが、市が平米1万円ぐらいで学校を買えたと仮にしますと、加殿地区、日向地区、平米1万円としてですが、これは仮の話みたいなものですけれども、相当に3億から4億についてかかりますね、土地代だけで。それに、この規模の広さで校舎、体育館とか、グラウンドとか、食堂、いろんなものが建ってきますと、おおむね土地代だけで1万としても3億、4億。すると、全部のでおおむね規模としてどのくらいになると、もしわかれば。細かい数字は要らないです。そんなに正確な数字はまだ出てこないと思うんですが、概算でどのくらいかかるであろうかという話で結構です。
- ○議長(飯田正志君) 答弁願います。
 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(森下政紀君) 概算経費につきましても、根拠のない数字をここで申し上げるよりも、基本構想の策定業務、この中で概算経費も出していただくような仕様になっておりますので、そのものを受けて報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。
- **○8番(梅原正次君)** それはいつごろ大体出ますか、おおむねの大体の予算的なものというのは。わかったら。
- 〇議長(飯田正志君)答弁を求めます。教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(森下政紀君) この業務の発注につきまして、今答弁にもありましたように、加殿地区と日向地区の地権者、役員の皆さんにまずの説明をさせていただいている状況にあります。その中で、今現在、各地権者にアンケートをお出しをさせていただく作業をしておりまして、加殿あるいは日向、そのどちらかを候補としているわけですけれども、そのものを受けて次の作業に移るという予定をしています。そういう中で、8月、9月ごろ発注の予定になろうかと。いずれにしましても、この業務委託は年度内でお願いをしますので、はっきりとしなくて申しわけないんですけれども、そういった8月、9月ごろの発注、

年度内に校舎のレイアウトとか、概算経費とか、そういったものが年度内には手元に来るのかなというふうに感じております。

以上です。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。
- **〇8番(梅原正次君)** この計画はまだこれから、中学校、生徒が入るまでには五、六年ぐらいのものはかかるんじゃないでしょうかと思うんですが、今のペースでいって、平成30年というのはなかなか忙しい話だと思うんですが、その辺はどうですかね。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(森下政紀君) 議員御指摘のとおり、非常に問題といいますか、クリアしなければならない課題というのは本当にたくさんあるというふうに自覚もしております。ただ、子供たちのためにこういう再編計画を立てて、これに向かって進めているという中でございますので、一つ一つクリアをしていきながら何とか30年、最長でも32年というところのこの目標に向かって努力していきたいというふうに考えております。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。
- ○8番(梅原正次君) この問題は資金のめどということではなくて、どのくらいかというのがわからないと次に進まないので、これはこれで終わりにしますが、これはどう見てもすごいお金、何十億とお金がかかるんじゃなかろうかと思いますので、市内関係者というか、いろんな方の御理解を得て、その時期には処理場であるとか、うまくいけばこの後やります廃棄物処理場も同じような時期になってくると、なかなか伊豆市の台所もきつくなるような気がいたしますので、我々も協力はいたしますが、市民の理解を得るようにしてもらいたいと思います。

それでは、次へまいります。

次の焼却場のほうでございますが、伊豆市・伊豆の国市広域ということで、広域というのは、隣の伊豆の国の市長様は、去年の伊豆の国市の一般質問で、単独では伊豆の国市だけではとてもできませんから、伊豆市と一緒にやらせてもらうという発言をされておりまして、単独でやったらそれこそ経費がもったいない話で、我々、去年になりますね、行政視察で長野県のほうとか千葉県のほうに行って、広域の市町が組んで、公募して、今回伊豆市がとったようなやり方でやっていました。行ったところ2つは、応募で何件か出していただいたんですが、それで選定も選定委員会、議会の何十人もの方が集まってつくった結果、それもやっぱり結果的には反対が出ちゃって、頓挫しているような今状況だと思います。

まず、焼却施設のほうをお伺いいたします。焼却設備は、処理能力1日85トンくらい、建 設費のおおむねでありますが80億ぐらいかかるようなことを聞いたことがありますが、おお むねその辺でしょうか。もしお答えをもらえたらと思います。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

- ○市民環境部長(山口一範君) 建設費のところでございますが、やはりこれも設計等をしてみないと何とも言えないところがあるんですが、処理能力約85トン、経費のほうにつきましては、試算でございますが、これも数字がひとり歩きするという、先ほどの話じゃないですけど、可能性があります。試算で70億から80億ぐらいかなというふうには考えております。あくまでもそれも概略ということになりますが、その可能性がございます。
- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。
- ○8番(梅原正次君) 80億ぐらい、それでも維持費とかそういうのが、これからのそれではすごくかかってくるのではないかなと、専門の方々が運転して、管理をしてというやり方になるかと思いますが、大きなお金がかかるということで、それでも伊豆市、伊豆の国市にとっては、既存の焼却施設がかなり経過をしております。あと五、六年ぐらいでできないと、また古い焼却施設に大金をつぎ込まなきゃならないようなことも出ると思いますので、これはなくてはならない施設じゃないかと思います。すんなり建設に向かってもらいたいと思っております。

それで、4地区5カ所、伊豆市のみ、大平柿木あたり2カ所ぐらいということを聞いておりますが、伊豆の国市からの応募はなかったんですよね。うわさではなかったんですが、何かちょっと寂しい残念な気がいたしますが。その4地区5カ所で間違いはないでしょうか。 大体今それで選定委員会が動いておられるということですか。部長でも結構です。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長(山口一範君) 公募ということで、この3月末まで公募をさせていただきました。伊豆の国の話もありましたが、伊豆の国のほうも地域で検討していただいたところもあったようでございます。最終的には計画した時分のところでございますが。応募していただいた地区、4地区5カ所ということで変わりございません。

以上でございます。

O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

梅原議員。

○8番(梅原正次君) 今、4地区5カ所というのが正式に出されて、選定委員会といいますか、伊豆の国市民、伊豆市民、有識者、10人ぐらいの方々が候補地を絞っておられるということではないかと思います。26年7月末をめどに候補地の審査を大体現地調査や会議をたくさんやりまして、それでこれは最終的に選定委員会のほうが候補地審査、後で行政がすんなり決めるんでしょうが、5カ所の中で、選定をしてくるのは1カ所じゃ怖いですよね。一番

条件のいいところから来るに決まっておりますが、反対運動や何か危険性もあるのでという ことですが、やっぱり選定委員会というものは1カ所を選定して、両市に報告するんですか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

- ○市長(菊地 豊君) 選定委員会という中がちょっと後で考えると必ずしも適切ではなかったかなと思うんですが、ここでは1、2、3、4、5というそういう順位はつけません。その評価だけです。極めて適切であるとか、あるいは適切であるとか、こういう問題があるとか、そういった評価をしていただくだけであって、最終的には2市の準備会で決めるということになります。
- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。
- ○8番(梅原正次君) これからがちょっと書いてしまって、反対運動みたいなものとかそういうことを言いましたが、候補地を26年度中ぐらいには行政のほうでも最終的には決定していくんでしょうが。それから、決まったにしても、施設の基本計画をやったり、生活環境調査みたいなことをやったり、工事に入るまでは、どこか資料がありましたが、五、六年ぐらいは楽にかかるんじゃないかなと思うんですが、今、1位がどこかランクをつけないよというのは、私はつけてもらいたいのも内々にあるけれども、順位をつけて、ここが最有力だなと。一番心配しているのは、過去にもあった反対運動というのが出てきますよね、当然。出てこないことを祈りますけれども、全国各地でも、応募でやったところも反対運動に遭って、頓挫して中断をしているところが数多くあるようですので。

この間、磐田市のを3月5日に見せてもらいました。磐田市は市有地のもとの処理場の近くへ新しいのを23年から稼働しているのをつくって、それで向こうの方にちょっと聞いたら、古いほうはまだ解体しないでありましたが、これは解体して公園にしておきますと、古いほうですね、23年に稼働したほう。それで、この23年につくった新しいほうがまた何十年もしたら、古いほうの跡地を公園にしておりますここへまた持っていくようになるじゃなかろうかということで、住宅地もいっぱい近くにありましたけれども、今の設備は性能がよくて公害も出ないということで、我々も見たんですが、においも排出ガスなんかのものも。それから、ごみを7,000立米、ごみというか焼却後にためる貯留場みたいなものがありまして、それで、ハッカーというのでかき回していましたけれども、空気も全部中へ吸っているんですね。すき間から息なんて入れたら吸っていくのがよくわかります。においも外に出さない、音も当然ですが。それで、ダイオキシンやらそういうものは、国の基準よりもよっぽどクリアしている、上をいっている。それで、その入り口には、電光板で今の規制値なんかの値が幾らだよと、誰でも見られる状態でやってありました。

その磐田市の見学をさせてもらって、自分らの部落でも現地視察に行ったと思いますが、 みんなびっくりしたはずなんで、女性陣もお母さん方もかなり行きましたけれども、ああい う施設でなぜ反対が起きるのかなって自分じゃ残念に思えるんですが、全くいい設備で、あれをずっとうわべの説明を受けて見てきただけであっても、そんなに迷惑施設かなと。必要な施設でありますから、なきや困る施設ですから、迷惑施設なんて言う人もいますけれども。 [発言する人あり]

- ○議長(飯田正志君) 静かにして。
- ○8番(梅原正次君) それでは、過去の反対運動を踏まえて、今回どうやって反対運動を出さないで、上手に、せっかく応募した中から伊豆市へと建設をしていくか。余り細かい作戦みたいなことは言えないと思いますが、そういうような決意は、決意というか、そういう気持ちをちょっとお聞かせ願えたらありがたいと思います。市長でも結構です。どなたでも結構ですが。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 一部繰り返しにはなりますけれども、これは当初、堀切が候補地として決められないかというような課題が私が市長になった直後からあり、いろいろな問題を経験する中で、行政が1カ所に決めて、そこの場所にお願いしますというやり方ではやはり決められないということを私は感じたわけです。なぜそこなのか、ほかはどこなのかということにやはり答えにくいんですね。当然幾つかの候補地の中で決めたんですけれども、しかし、そういったところを明らかにしないで1カ所だけに限定してお願いするというのは、結果として決められなかった。それで2回繰り返したわけです。

私は、ひとつは、複数のところに同時にお願いをするやり方はいかがか、あるいは今回の ように公募で、あえて市民の皆さんから手を挙げていただくやり方というものを選択肢とし て最終的に考える。伊豆の国市の市長と話し合った結果、公募方式をということで今回、現 時点では幸いなことに4地区から手を挙げていただいたわけでして、ただ、そこはあくまで も候補地であって、今回の応募することに同意をいただきました。そこにごみ焼却場をつく るかどうかの同意ではないわけです。したがって、行政の責任が残る。私と伊豆の国市長の 責任が残る。行政がしっかり責任を持って最終的に、選定委員会のほうでこことこことここ であれば場所として適切であると、これ比較優位性ですからね、絶対的ではなくて。その4 地区5カ所の中で比較優位性を見ていく中で、恐らく複数箇所と同時並行的に話をさせていた だきながら、最終的には2人の市長が責任を持って決めるという形になるんだろうと思います。 その中で、当然やり方もいろいろ地元から御意見が出てくると思いますが、まだそこまで 残念ながら具体的な話はできません。様式が決まっておりませんので、ストーカ方式でやれ ば、パッカー車の台数も決まってきます、経路が決まってきますけれども、最終処分、つま り焼却灰の処分という課題が出てきて、これは焼却灰から放射線が検出されたときと同じよ うに、何かあったときにほかで受け入れないリスクを来し、あるいはランニングコストが高 くなったりするという問題が残ります。他方、袋井市にあるような灰溶融炉をあわせ持つも

のであれば、今度は逆に、ほかのごみ焼却場から焼却灰を持ってきてもらう。料金をいただいてそれを処分する。施設は高くなり維持費も高くなるけれども、しかし、ランニングコストのところで今度は別の収入が入ってくる可能性もあるわけですね、可能性も。そういったものをプロのコンサルを入れて全体的に総合的に検討した結果、どちらがよいかということを議論していただく。それも当然最終的に候補地となったところとはしっかり話をしながら、地域の皆さん、それから全体の経費の見通しの中で、何がベストかというものをしっかり話しながら進めていくと、そこのプロセスの透明性というものをこれから大事にしていきたいと考えております。その中で、なるべく多くの市民の皆さんから御理解をいただいた上で建設に進めていきたいと、このように考えております。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 梅原議員。

○8番(梅原正次君) これは最終的に決定してですね、候補地が。それで、いろいろな調査をやったりし出すと、反対、反対というそういう人が出てこないようにということをよく言いますが、やっぱり候補地の今までの例、ほかの地区だとか近くの地域から反対運動がよく、ここの伊豆のこの地域でつくって、三島のほうの人、反対の人は変わり者でなきゃあんまりないとは思いますが、そういう決まった時点では……

[発言する人あり]

- ○議長(飯田正志君) 静かにしてください。
- **〇8番(梅原正次君)** じゃ、訂正します。候補地の近くの方々に丁寧に説明をして、お願いをして、説得をして、円満に施設ができるようにお願いいたします。

それから、ごみの減量化の推進ということもある程度行政でも考えてやっていただきたい と思います。一応これで質問を終わりますが、よろしくお願いいたします。ありがとうござ いました。

○議長(飯田正志君) これで梅原正次議員の質問を終了します。

◇ 青 木 靖 君

〇議長(飯田正志君) 次に、6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番(青木 靖君) 6番、青木靖です。

発言通告書に基づいて質問させていただきます。

日曜・祝日・夜間の保育等の子育て支援について、質問をさせていただきます。

私たちの伊豆市周辺地域は、静岡県の中西部や東部の一部地域と比較しても比較的平野部が少ないために、大規模な工業地帯や広範囲な商業地域というのはほとんど存在していない現状であると思われます。一方、観光、それから医療、介護の分野については、今後も引き続き雇用や就労のニーズは見込まれるのではないかと予想されます。

その観光という分野については、いわゆる一般的な企業等の休日などがむしろ繁忙なのであり、また、医療や介護の分野で働いている方々も、日曜・祝日もなく、また夜間の勤務もあるのも当然であります。こうした当市に根差している観光、そして医療や介護の分野で働いている子育て中の方や、これから働きたいと思っている子育て世代の方々に対しては、現在の子育て支援策では対応し切れていない部分があると思います。

家族で子供を育てるということが基本であるということには変わりはないとは思います。 しかしながら、例えば家族全員が観光または医療や介護の分野等で働いている場合、あるい はこれから働こうとしている場合などにあっては、日曜・祝日・夜間に安心して子供を預け られる、そんな仕組みが必要なのではないでしょうか。

そこで、当市においても日曜・祝日・夜間の保育等の事業を利用しやすくするように検討しませんか。また、それと同時並行的に、子育て世代に対する相談や情報提供等、親に対する支援の取り組みを強化しませんか。

以上、質問いたします。

○議長(飯田正志君) ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。 市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

現在、市内の保育園やこども園では、平日と土曜日の朝7時から18時30分まで保育を実施していますが、日曜・祝日・夜間の子育てに支援できる事業は、ファミリーサポートセンターのほうで実施をしております。今後、市では、幼保連携型認定こども園を整備していくに当たり、日曜・祝日も対応できるよう協議を進めるとともに、ファミリーサポートセンターの体制を強化する必要があると認識しております。

相談事業については、市内6カ所の子育て支援施設に支援員を配置し、利用者からの子育 てに関する相談にも応じております。そのほか、伊豆市健康ホットライン、月1回の健康相 談、妊婦・両親教室、離乳食教室、また、支援が必要な幼児には言語相談、療育教室、育児 不安がある保護者の皆さんにはベビープログラムなど、各種の教室を開催し、育児不安の解 消や親同士の交流、情報公開の場にもなっております。

情報の提供については、ホームページの改善も必要かと思いますが、市民の皆さんに多く聞いていただいておりますFMISを積極的に活用したいと考えております。現在、御承知と思いますが、桃太郎助産院の小柳先生に出ていただいていますけれども、非常に聞きやすい、わかりやすいと思います。多くの若いお母様方には聞いていただきたいと思っております。

そもそも論になるんですけれども、議員御指摘のとおり、伊豆半島というのは製造業の産業ではない。ないというのはなぜ断定するかというと、県の総合計画にはそう書いてないんです。県の総合計画には、国際観光交流圏で伊豆半島は生きていきなさい。つまり、サービ

ス業で生きていきなさい。サービス業であれば当然、休日等、夜間の保育は必要であって、 そこのあたりの総合計画にのっとった具体的な施策というものを、県と市がしっかり協力を しながらそのような環境整備を進めてまいりたい、改めてそのように考えているところでご ざいます。

〇議長(飯田正志君)教育長。答弁を願います。〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長(勝呂信正君) それでは、青木議員の御質問ですが、当市において日曜・祝日・夜間の保育等の事業をと、等に当たる部分かなというふうに思いますが、教育委員会が今現在かかわっておりますのが放課後児童クラブというのがあります。放課後児童クラブにつきましては、こういう規定で伊豆市は行っているんですが、働く女性がふえたり核家族がふえている中で、共働き家庭や母子・父子家庭などは、小学生の子供たちは、小学校から帰った後の放課後や春休み、夏休み、冬休みなどの学校休業日には、親が仕事をしているため、子供だけで過ごすことになります。このような共働きの家庭や母子・父子家庭の小学生の子供たちの毎日の放課後の生活を守る施設ということで現在やっております。

現在、授業が終わった後やっておりますが、なるべく親御さんたちの放課後の働く時間等を考慮しながら、今年度からですが、開設時間を平日は下校から18時30分、土曜、長期休業日は朝7時30分から18時30分、本年度から6施設全てが始まり、30分前倒しで終了を30分延長ということで、なるべく保護者の共働きだとか母子家庭、父子家庭のそうした援助、支援をしていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。
- ○6番(青木 靖君) 今回、質問の件名のとおり、ターゲットは絞られていまして、今の市長の答弁にもありました、これから検討していただけるということですので、ぜひその方向に進めていっていただきたいんですが、今、教育長にも答弁をお願いした子育て支援部分での親とのかかわりの部分です。今お話がありました放課後児童クラブは小学生も対象になるもんですから、教育長にも質問させていただきたいと思いまして答弁者の欄に教育長もお願いしてあります。

それで、この預かりの部分で、要するに日曜・祝日・夜間に預かるという問題とセットで、その背景のところですね、子供の問題と親の問題、両方ここにはあると思います。その両方をワンセットにしないと、預かることだけをやってしまうと、ただ預ければいいのかという議論に必ずなってしまうと思うので、そこをもう少し精査をさせていただきたいと思いまして、今回そういう議論をさせていただきます。

それで、先に総論的といいますか、周辺の話からさせていただきますけれども、先日来、 ニュースでも出ていますけれども、要するに親のほうの問題の件ですけれども、先日も修善 寺で講演があったようですが、いわゆる親のネグレクトですね。 5 歳の子供が餓死したまま 9年間発見されなかったというような事例があって、その件の講演もあったやに聞いておりますが、要するに親のかかわりという部分が欠如してしまうと、ただ預かる仕組みだけつくってもやっぱり足りない部分があるということが表われた一面だと思います。そういった面もあるので、やっぱり親とのかかわりが大事なんだということから話をさせていただきたいと思います。

そういった部分で、きのうも質問の中で出ていましたコミュニティ・スクールであるとか、 今話題になっています。教育者再生実行会議の中での地域とのかかわり、地域の皆さんに入 ってもらって、意見を伺うだけではなくて、ある程度責務を持っていただくんだと、積極的 に教育にかかわってもらうんだという部分で、その部分で親とのかかわりを持ちながら、子 供をどうやって安心して預けていただくか。教育とはまたちょっとずれますけれども、どこ までが保育でどこまでが教育かというと、幼児と学童という分け方をしているんだと思うん ですけれども、逆にいうとゼロ歳児教育という言葉もありますし、胎教なんていう言葉もあ ります。

恐らくそこは切ってはいけない部分なのかなと思いますので、先に教育長に伺いますが、 先ほど話したような事例も含めて親とのかかわり、コミュニティ・スクールというようなこ と、地域とのかかわりの中で子供のことを考えた場合に、子供が少なくなって子供が大事で すという中で、でも親は働かなきゃいけないという状況の中で、子供をどうやって地域で育 てていくのかという、今現在でいいので、その将来像といいますか、目指すべき姿、親と学 校とのかかわりの中で、これからどういう方向にいこうとしているのかということを総論的 で結構ですから伺います。

O議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育長。

○教育長(勝呂信正君) 大変これは難しい課題だなというふうに思っています。私自身が聞いたところで、昨今のニュース等でも出てきます。確かに待機、要するに子供たち、保育園ですね、そういう保育の待機施設である保育園について、待機児童が非常にふえているという状況、それをゼロにするという施策、これは当然しかるべきと思います。ただ、一方、そこだけの視点で果たしていいのかという思いも、教育の立場からそう思います。親がその全てをそこだけで考えているとは思わないですが、ただ、本当に預ける、朝早く預ける、そして遅く引きとる、その実態はとにかく家庭では生活ということで、経済的な基盤がないとできないことがあるんですが、その子を預けられることが親にとって、朝早く、遅くまでということになる。本当にこれで日本の子供たちが育っていくんだろうか。そういう一方の思いも持っております。

じゃ、そういう家庭を支援するにはどうしたらいいのか。そこには地域だとか行政のほうであると思うんですが、そういう仕組みで子育ての仕組み、先ほどコミュニティ・スクール、コミュニティという部分をやはりもっとつくりながら、そこにいる子供たちが、要するに放

課後児童クラブもそうなんですが、そういう中で、ただ預かるんではなく、その中に子ども・子育てという、そういう一面をとにかく持たなくてはいけない。放課後児童クラブに限ってみますと、これからただそこで預かるという一方と、預かるだけではなくて、そこに子供を何らかの形で、心も、それから、せっかく児童クラブに行っているわけですから、ただ勉強だけではなくて、いろんな学習、本を読むとか、そういうことの中でその子供の成長を助けていく、そういう一面は必要であろうということは常々思っております。行政がその子供たちをとにかく、そうした環境にある親御さんの子供をやはり行政が守ると、育てていくということ、もちろん親はそれが一番大事な役目です。役目ですけれども、それからあと地域でその子たちの見守りをしていくと、そういうシステム等が必要かなという思いは持っております。

以上です。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。
- ○6番(青木 靖君) 地域での見守りということと地域のかかわりということから今お話を いただいて、今後の方向性はでてるのかなと思います。

そして、それに関連しまして、例えば保育園と幼稚園の差みたいなところで、勉強をどれくらい入れるのかというようなことも、そして、放課後児童クラブで勉強、宿題をやっていいのかだめなのかというような話もちらっと聞いたりしています。今さっきちょっと言いましたこれ、けさの新聞にも出ていましたけれども、教育再生実行会議の中で、今後、学制も含めて、6・3・3も含めて、今後検討しますよということも聞きました。それで、その中には3歳から5歳児の教育を段階的に無償化して、5歳児も義務教育化するということまでも検討に入れますよというような話もあったんですけれども、その辺の小中以下も制度化するみたいなものも出ていますが、その辺も含めて、預かりの部分での教育のこれからのかかわり、幼児教育とか初等教育が教育の再生の鍵だと盛んに言われていますが、その辺については、これも総論で結構ですので御意見いただきたいと思います。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。教育長。
- ○教育長(勝呂信正君) 確かに今、きょうの新聞で5歳児から義務教育ということで、それから下に下ろしていくと。今の伊豆市の放課後児童クラブの実態でいきますと、1年生が現在伊豆市内で51名、1年生の数は188です、現在。そのうち51名の1年生が放課後児童クラブを利用しています、約27%。2年生が22%、3年生が17%、4年生が10%、伊豆市の場合は年齢制限、小学校のを設けてありませんので、5年生がこれをもとに4%で、5・6年生になると2%、それぞれ妥当な線だと思います。やっぱり大きくなれば自分たちで仲間で遊ぶと、そういうことが出来ると思うんですが。

そういう中で、ここの子供たち、どういうふうに育てていくかという部分があります。逆

に今度は、1年生の70%が親と自宅で生活しております。そういう中でいろんな対応があります。児童クラブのところだけということではなくて、全体でこれから子供たち、もちろん就学前の子どもたちも含めて、教育というものを家庭教育、それから幼児教育、そういうものを考えていかなきゃならないだろうなというふうに思っております。現在、放課後児童クラブについては、本来は厚生労働省が出しているところです。文科省ではありませんが、それを今、伊豆市のほうでは教育委員会がやっております。

伊豆市の場合については、市長のほうが認定こども園、こども園の仕組みのそれを、私はそれ賛成ですけれども、そういう認定こども園という形でやっておりますので、それは文科省と厚生労働省が一緒になったもので、現在、市長部局のほうでやっておりますけれども、教育という形で、とにかく就学前から、それから小中も含めた一貫の教育をとにかく形づくっていかなくてはならないという思いは持っております。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。
- ○6番(青木 靖君) 今は教育のほうからいただいたんですけれども、今回この質問をさせていただくきっかけというのが日曜・夜間なんですけれども、伊豆市民への子育て支援策というのは、実はすごく子育て世代の方からは好評価を受けていまして、子育てガイドブックというのもあって、ここに全て網羅されているんですけれども、今、人口が減っていない長泉町の子育て支援策と比べても、こちらのほうがすぐれているんじゃないかというふうにお母さんたちも言っていました。そこの中で、今回この日曜・祝日・夜間ができれば、ほぼ、いわゆる特別保育と言われる部分もカバーできるのかなというふうに思います。その中で、先ほど言いましたけれども、子供のほうの問題と親のほうの問題があるんだよということだと思いますけれども、その親世代、子育て世代に対する市としての働きかけ、そこを今度は教育から離れて、先に、健康福祉部長に聞く前に、市長としてその辺の親とのかかわりの部分はどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 私は、地味な話ですけれども、極めて大切な視点だと思うんです。よく幼稚園、保育園の先生と話をすると、親がと言うんですね、まず親が子供を抱いて、親が愛してください。そうですよ、どの親だって。だけど親御さんと話をすると、非常に厳しいわけですね。働き盛りの御主人が特にリーマン前後であればリストラになったり、状況によっては御両親2人ともがパートさんで働くような世帯もあって、年に1回のイベントもなかなか行きにくい。そこで園長先生から、親がこう言っておられます。行きたいけど行けないから非常につらい。それぞれよかれと思って主張しているんだけれども、そこでお互いの状況と認識が合っていないということが、私は幾度か見てきた。これを行政が解決することは、多分正しい解決なんていうのはない、きれいな解決は。しっかり話し合うしかないと思うん

ですね。幼稚園、保育園の先生には今の社会をしっかり認識していただき、親御さんには厳しい社会環境の中でも、やっぱり自分が第一責任者として、しっかり子供さんに愛情を注いでもらうということを、当事者同士で、けんかするわけではなくて、しっかり話し合って、お互いの立場を理解した上でということが私は一番大事だろうと思っていて、そこの橋渡しは行政がすべきだろうな、このような認識を持っております。

- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。
- ○6番(青木 靖君) それと、それを踏まえて各論に入っていきますけれども、一つずつ整理していきます。今お話にあったように、いろんな背景がある中でこの問題もあって、これがそろえば全部そろいますと言ったのです。実は最初の話もファミリーサポートセンター事業というのがあって、これは皆さん御存じの方も多いと思うのですけれども、預けたい方と預かってくれる方が両方が会員になって、預けたいよという事例があったときに、預けたいですとファミリーサポートに言うと、預かっていただける方のどなたかのところに子供を預けられる。これについては、今も料金が違うだけで日曜・夜間も対応している制度になっています。

そこでなんですけれども、この利用状況というのはどうでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 25年度のファミリーサポートセンターのまず会員のほうから 先に報告させてもらいます。依頼会員のほうは86名、それから協力会員、これは協力するほ うですね、サービスを提供するほうです、それが41名。それから両方の依頼もされるし協力 もするというのが7名ということで、134名の登録がございます。

一方、利用状況なんですが、25年度、保育園等の終了後の預かり、これが1件です。それから保育施設等への送迎、これが407件、それから放課後児童クラブのやはりお迎えですね、これは小学校終わってそのまま放課後児童クラブへ行きますので、これが60件です。それと、保育園等の休日の預かりが1回と、それから、保護者等の病気や休養、病児の場合は今病児保育ができておりますので、休養等で預かった場合が7件、全部で476件の利用がございます。

以上です。

- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。
- ○6番(青木 靖君) 休日等は1件ということを言われましたけれども、実はこういう声があって、ファミリーサポートセンターという制度があるのを知っているんだけれども、預けにくいという声が幾つかありまして。ベビーシッターにインターネットで頼んで預けたら、とんでもないことになったという事件が報道されたんですけれども、要するに顔が見えない

ので、最初のハードルとして1回利用してみれば送迎とかをたくさん利用されているので、 1回利用して見れば、またお願いしたいということになるんだと思うのですけれども、今使 われていない人というのは、多分ちょっとニーズがまた違うのかなということなのです。要 するに自分が子供を預けたいと思ったときに、誰が預かってくれるのかわからないので、非 常に使いにくいという意見があるのですけれども、例えばですけれども、預かってくれる方 と、これから預けたいと思っている方の交流の場を事前に持つとか、そのような制度がまわ るような、方法って何かないでしょうかというか、というかそういうふうにしてやりません かということで、よろしくお願いいたします。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) おっしゃるとおり、どうしても最初に利用される場合は、まず市のほうへ電話をしていただいて、その後、預かる方との1回面接といいますか、それをやってから日を決めて預かると、そこまでの間が随分かかるので、1回預けちゃいますと、電話で相互でやっていらっしゃる方が結構いらっしゃるという話を聞いております。ですので、ファミリーサポートセンターの利用方法を、今の話じゃないんですが、もう一度検討させていただきまして、なるべく交流の場等を設けて、預かりやすいというような形でいければというふうに考えております。

もう一つ言わせていただきますと、夜間については延長保育、保育園の場合ですと延長保育がございます。そのまま預かっていらっしゃるという方も実際、利用形態としてありますので、そういう形では夜間の保育のほうのある程度問題も解消していける一つの手段になるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。

○6番(青木 靖君) せっかくある制度ですので、ぜひ、改善していただきたいということです。

それで、先ほども言いましたけれども、既にメニュー的にはそろっているんですね。一時保育、延長保育、病児保育、病後保育等もそろっていますし、これは要するに最初、親の働き方の問題等々がありますということでお話もしたんですけれども、今、時代の流れが実は変わっているようでして、都市部から地方に住みたいと思ってらっしゃる方もいっぱいいるんですね。特に30代、40代で子育て世代までの3.11以降に、実は地方の安心・安全なところで暮らしたいと思って、30代、40代の子育て世代がいっぱいいるという背景が実はありまして、そういう人たちというのはアンテナが高いですから、ホームページとかでどういうような自治体が子育て支援が充実しているかというのをちゃんと見ています。伊豆市がこの後にこういう対策だと思えば、ここをターゲットとして来られる方も出てくるというのが当然出

てくると思うんですね。それはもちろん何十人も何百人も来るということはないかもしれませんけれども、そこはやっぱり我々も地域として整えるべき仕組みなのかな。制度の部分と、いわゆる子育て環境ということでいうと、自然環境は既にあるわけですから、子育てをするのによい所なわけですから、ぜひ進めていきたいんです。それで、そういった意味での宣伝の仕方、あまりそれだけをどんどん宣伝すればいいということではないと思うんですけれども、宣伝もしないといけないと思うのですがせっかくいいものもあるし、もっとよくなろうとしているということ。

それともう1点、ついでに言っちゃうと、さっきとっさに出して、これは非常によくできていて、網羅的に健康福祉部だけじゃなくて、教育委員会の所轄のものまで全部入っています。ただ、前回の会議の時も言ったのですけれども、これからはワンストップ的なものが必要になってくるんじゃないかなということがありますので、例えばですけれども、ほとんどいろんな状況の方が子育てをしている関係もいらっしゃるわけでして、確かにこれだけメニューがそろっているみたいに見えるのだけれども、1人の人で家庭児童相談室ってありますね。家庭児童相談をしたい家庭状況の中で問題もあるんだけれども、上の子は育児相談をしたくて、下の子はもうひとつの相談をしたい場合、別々だと、これは学校関係だから教育委員会へ、これはこども課で、これは健康増進課という、結局、1人の人が3つにかかわって3カ所回らなければならないという話になるわけで、そこはワンストップ化できるようなことというのは、どこか取り組みがあってまねできるようなものがあるのか、あるいは誰もそこでやっていないのか、これからそういう方向に進んでいるのか、どう思いますかという質問です。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

O健康福祉部長(鈴木 正君) 健康福祉部の中では、こども課と、それから健康増進課等ありますので、ある程度教育委員会と協力して、職員を一つの場に集めまして、相談業務等はやってはいます。ただ、子供さんによって幾つか事業があるもんですから、議員おっしゃるとおり、5歳をやっているときに、下のお子さんは別の日であったりというふうなことは現実にございます。その辺はまた教育委員会のほうと相談をさせていただいて、なるべく利用のしやすいような形でやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

- 〇議長(飯田正志君) 教育長。
- ○教育長(勝呂信正君) 総合中学校に限ってはですが、学校の校長、教育委員会へある問題が、虐待だとか、それからいろんな家庭環境で非常に子供が大変だと、そういう場合については教育委員会に連絡があります。それで、教育委員会はそれに対して、それは教育委員会だけでは解決せずに、家庭の問題、それからいろんな地域の問題とかがもしあったとした場合には、それは当然、こども課、直接言うのなら家児相に連絡して急遽、ケース会議を開き

ます。すぐにその場所でその保護者なりだとかに行ってもらうのではなくて、そこで集まって、それで必要ならば、その保護者の方に来ていただいて、いろいろ相談をさせていただく。そんな仕組みをとって、親御さんはもしかしたら家児相のほうへ小学生の相談に行くかもしれません。しかし、そこであったものが既に学校教育課へ連絡が入って、そこで問題を共有して、あっちでこっちでということがないような仕組みはとっているつもりです。

- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。
- ○6番(青木 靖君) せっかくこれはラインナップが充実しているので、横の市ではないのですけれども、ワンストップ化みたいなことも進めていくべきだと思うんです。市長どうですか。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 平成28年度の総合計画の中で、組織の改編を見直さなければいけないと思いますが、こども課と教育委員会が離れているのがいいのか、幼児教育と学校教育が一体化されたほうがいいのか、これは一つの論点になろうかと思います。ただ、幼児教育と児童福祉のところまで一緒にするのは、組織としてはなかなか難しい。そこのところは運用のほうで改善を図るしかないと、そのように配慮していきたいと思っております。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 青木議員。
- ○6番(青木 靖君) さっきのPRという点で、ホームページになりますけれども、こちらのほうもぜひFMISを利用してやったらいいのではないかと思います。健康ホットラインなんかもFMで流れていまして、24時間相談していいですよなんてこの間も話したのですけれども、そんなことを知らない方もたくさんいると思うんですね。ぜひFMを使ったらいいのではないかと思います。ぜひPRのほうもよろしくお願いいたします。

それで、核心に入っていきますけれども、要するに日曜・祝日夜間に預かるニーズというのはそんなに大きいパイではないと思うんですけれども、すき間で今まで救えてなかった部分があったんだけれども、恐らく見えていないということと、さっきお話ししたように、子育て世代の働き方とか意識が変わってきている中で、多分これから潜在的なニーズとして出てくるんだと思います。

それで、実際に現実問題として、病院とかは自前の託児所をもっていたのですね。今まで。 介護施設になると、介護事業をしている業者さんなんかも、当然夜間の勤務の方がいますの で、自前の託児所だとか民間保育園みたいなものを持っていた、最初から持っていたという こともあります。さっきもお話ししたように、ここは介護分野ですが、相当しばらく当市で もなくならないというか、重要な一つの雇用先というか、働く場であることに間違いないと いうことと同時に、それと同時に介護の現場であるとか介護事業というのは、本体事業のほ うがますます今、ひろがろうとしていて、実は本体事業でない保育事業については民間に放 すような動きが既に出ているんですね。

御存じの方もいると思いますけれども、伊豆の国市では古奈にある託児所、民間保育園ですけれども、そこに既に福祉事業所で持っていたものをやめて、それを民間みたいなほうに委託したほうが安上がりなのでやっているという事例が幾つかあります。要するに、事業として成り立つだけのニーズが伊豆の国市さんにはあるようです。大きい病院もありますし、いろいろなそういう条件からそうなっているのだと思うんですけれども、恐らく伊豆市でも大きいニーズではないけれどもニーズはあるはず。確かにこれから減ることは恐らくないんじゃないか。だけど事業者がそれに取り組むのには、事業としてそれだけで事業が成り立つことのパイではないのかと。そうすると、やっぱり最初は行政がかかわるべき分野なのかなと思うんですけれども、具体的にですけども、市内でそういった形の祝日・夜間の預かりができるような事業者さんをお願いして、伊豆市でもそれを支援して実現するということが可能性としてどのくらいあるかということを具体的にしていただければぜひお願いします。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

〇市長(菊地 豊君) 先に可能性の前に、福祉可能性だったら部長から説明する。必要性の ほうから、先ほど子育て支援を強化したら何十人、何百人とは言わないけれどもこちらに来 るのではないか。私は何百人は無理だと思います。何十人は誘致したいと思います。という のは、伊豆市はサービス産業が多いですから、はっきり言って仲居さん。各旅館は特に、実 は私が市長になった直後から、土肥の旅館の皆さんから休日・夜間保育何とかしてくれと。 昔は旅館で託児所を持っていたところもあるんですね。そういったところがなかなか仲居さ んの確保ができない。そうすると、やはり当然夜間・休日保育が必要になると、状況によっ ては、母子家庭の働くお母さん方をある程度こちらに環境整備をして来ていただく必要があ ると思います。つまり、我々からすると、30代、40代ぐらいの女性にもっと来ていただく必 要性があるわけです。そこからさらに具体的な可能性があれば部長から補足させますが、例 えば、社会福祉法人の中で、特別養護老人ホームとこども園をやっているところが現にある わけです。そういったところにノウハウがある。そしてスタッフを一定量抱えていらっしゃ るところに、さらに付加サービスとしてお願いすることのほうが現実的なのではないか。そ こだけを、切り離して行政とか民間がやるというよりも、既に機能も、ノウハウも、スタッ フも持っているところにお願いすることが可能性としてはあるのではないかと思っておりま す。

補足があれば部長のほうから答弁させます。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 私のほうから、実は今年度、子ども・子育て計画をつくりま

す。その関係で、休日保育のニーズ調査を行っております。回答率は42.9%だったんですが、その中に休日・日曜・祭日の保育を望むという方が実は129名いらっしゃいました。その内容なんですが、サービス業であったり、それから、休日が出勤可能であれば就労の幅が広がるというような意見が結構ありました。あと、たまに月に一、二回程度、土日の出勤があるというような回答がございました。その中で、129名の中の半数以上の方が掃除・洗濯をしたい、息抜きがしたいとか、あとは平日できない用事をしたいということでした。ですので、60名前後の方の祭日のニーズがあるのかなというふうには考えております。

先ほど市長が言ったとおり、修善寺地区にはあゆのさと、ここにつきましては特別養護老人ホーム等がございます。そういうことで、当然、職員の中にも休日・夜間の配置する職員がいらっしゃいます。実は伊豆中央ケアセンター春風会のほう、先ほど議会の当初に皆さんに説明したんですが、月ヶ瀬のほうにこども園の建設ということで、春風会のほうからの実はそういう要望がございました。ということで、今後になるんですが、そういう民間のこども園の運営事業者と話し合いを進めていきたいというふうに考えております。実際、熱海なんかは民間の保育園のほうで休日等の預かりをしておりますので、そういうところを参考にしながら話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木議員。

○6番(青木 靖君) 今、具体的な事業者名が出てきましたので、おそらく具体的に進むのかなと理解しました。逆になぜ今までなかったのかなということの疑問のほうが大きいけれども、恐らく何らかのハードルがあるのであろうと思われますが、そういう状況ですがぜひ進めていくべきだろうと思います。

それで、今、未来づくりセッションも始まりまして、その中でも次世代を担う人づくりということが入っています。こちらの担当の相模女子大の久保田先生が先日おっしゃっていたのが、親が保護者になる必要があるという話をされています。要するに、子供を持てば親なのですけれども、保護者までになってもらわないと困りますよねと。子育てが地域づくりで、地域づくりが国づくりですと。子供が大事だから、それには親がしっかり子供を保護するという保護者にならなければいけませんねという話が久保田先生からありました。さっきの質問のように制度のほうの教育再生実行会議ですが、その中のくだりの中にマザー・テレサがこう言ったと。愛情の反対は憎しみではなくて無関心だと。要するに逆に言うと関心こそが愛だと。その辺から幼児教育とかその辺をやっていかないと、教育の再生はないんじゃないかという話もありました。未来づくりセッションが始まって、全体の中でも最後に幼児教育とか子供の関係をどうするのか、市長からちょっとお願いいたします。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

- ○市長(菊地 豊君) 以前にも私は1回申し上げたことがあるかもしれませんが、去年の全国市長会の折に、白梅大学の先生から幼児教育は極めて大事だと、これは実は実証されたデータがあるということで、同じ内容の記事が去年の日経新聞に載って、ハーバード大学のイチロー・カワチ先生の投稿記事として、問題はここまで幼児教育が大切だというと、幼稚園の先生、保育士さん、そうだそうだと言います。じゃ、いい幼児教育というのは何なのか、具体的に。親はどういう役割がある、園長先生はどういう役割だ、地域はどうなのか、そこをしっかり具体的に話し合っていく、それで私はその未来づくりセッションに期待しているわけです。いい幼児教育、いい教育まではみんな言う。その中身の具体性を市民の皆さんで話し合っていただきますが、それは極めてことしの大切な課題だと、このように考えております。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
- 〇6番(青木 靖君) 以上です。
- ○議長(飯田正志君) これで青木靖議員の質問を終了します。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分 再開 午前11時08分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 三 田 忠 男 君

〇議長(飯田正志君) 次に、2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

〇2番(三田忠男君) 多分、午前中最後の発言になるかと思いますのでよろしくお願いいたします。2番、三田忠男でございます。

通告に従いまして、平成26年度第1回伊豆市議会定例会での市長の施政方針の各項目の進 捗状況についてお伺いしていきたいと思います。項目ごとに一般質問いたします。

まず初めに、市長に伺います。

大きな1として、安心・安全なまちづくりについて伺います。

(1) として、地震・津波対策について述べておられますが、津波避難タワー整備1億6,800万、土肥地区のヘリポート整備等に1,000万等々、提案されておりますが、その後の準備等の進捗状況、工事等の進捗状況等について伺います。

次に、(2)の公共交通(路線バス)確保について伺います。

中伊豆方面のバス便が夜遅くまで出るように利便性が高まりまして、実際の乗車状況等を いかが把握しているか伺いたいと思います。特に高校生の通学費補助1,950万円、その利用 状況はいかがでしょうか。その利用状況につきまして、親御さんの評価の把握はいかがでしょうか。今後の改善点等があるか、細かく後ほど伺いたいなと思います。

次に、先ほどの青木議員とダブりますが、子育て、高齢者支援について伺います。

在宅医療推進事業等がありますが、その目的、内容、会議体の構成員、今後の予定等について、改めて伺わさせてください。

地区開催敬老会等の各地区の状況等の把握状況がわかったら教えていただければありがたいかなと思います。

次に、大きな2として、活力あるまちづくりについて伺います。

- (1)の光ファイバー網整備事業について、これは5億2,135万でしょうか。中伊豆、青羽根地区等の準備状況、工事開始の見込み時期等について伺いたいと思います。
- (2)の産業振興については、地域ぐるみで実施する対策のと書いてありますが、具体的な内容について伺いたいなと思います。

次に、大きな3の美しい環境に囲まれたまちづくりについて伺います。

これも再三いろいろなところで取り上げられておりますが、(1)の汚泥再生処理工場についての順調に進捗しているのか、何%の進捗なのかということで伺いたいと思います。

これも先ほど梅原議員とか出ましたが、(2)の一般廃棄物処理施設の建設について、特に審査状況等が順調に推移しているのか等について伺いたいなと思います。

最後に、教育長にお願いします。

大きく、第2次学校再編計画、教育長部局ということですので、中学校の用地の確保、再編基本構想策定等について、住民説明会を先ほどしたと伺っていますが、その中で特にどんな住民の声があったのか伺いたいと思います。

また、業者に委託する基本構想が300万円と出ておるかと思いますが、委託内容等について伺いたいなと思います。

以上、雑駁な質問項目で申しわけございませんが、答弁後、各細かいところを再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(飯田正志君) ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

まず最初の、防災ですが、津波避難タワー整備については、国の社会資本整備総合交付金、このうちの都市防災総合推進事業交付金を活用し、今年度、八木沢地区、それから平成27年度、小土肥地区に建設を予定しております。建設用地や施設の規模がほぼ決定いたしました。現在、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域・特別強化地域に指定され、補助率のかさ上げとなる必要書類を作成しているところです。小下田のヘリポート整備につきましては、候補地の選定を終え、現在、土地所有者に用地取得の交渉を行っております。

次に、公共交通について、高校等にバスを利用して通学する生徒の保護者の負担軽減及び路線バスの利用の促進を図ることを目的として、この4月1日から伊豆市高校生バス通学補助事業等補助金制度を施行しました。まだ施行してから2カ月しか経過していませんが、4月については定期券購入者が128名、販売金額が498万9,710円、市の補助金が202万3,000円で、5月については定期券購入者が42名、販売金額が84万5,540円、市の補助金が36万3,300円という状況です。4月分だけを見ますと、バスの定期券を購入する生徒数が前年比35名の増であり、販売金額も前年比234万5,190円の増となりました。一定の効果がまずあったかと思います。

また、駅前ロータリーの送迎渋滞も、駅の北口広場の供用開始もあわせてということだと 思いますが、先月よりは緩和されているようにも感じられます。現時点では一定の効果があ らわれていると認識をしております。

次に、子育て、高齢者支援については、在宅医療推進事業は、静岡県の在宅医療連携拠点 事業のモデル事業として始めたところです。第1回の在宅医療連携推進協議会を開催し、本 年度の事業計画を了承していただきました。今後は、講演会や関係機関への事業の説明、研 修会など、計画に沿って実施していく予定です。

敬老会事業については、昨年、ことしと2回、区長会で説明いたしました。7月の区長会でも再度、各区長の皆様に説明し、お願いをしたいと考えております。事業計画書の提出期限を9月1日としたため、地区ごとの出席者や氏名についてはまだ把握できておりません。

次に、活力あるまちづくりについて、まず光ファイバーにつきましては、4月22日を期限に、中伊豆局、青羽根局を整備区域として、実施事業者を公募したところ、西日本電信電話株式会社静岡支店1社のみの応募となり、県及び市関係各課で提案内容を審査後、事業者として決定し、通知いたしました。6月4日に事業者から市に対し補助金交付申請が提出され、今月20日前後に補助金交付額が決定し、その後、事業着手となります。事業期間は、設計、資材調達、工事、実績報告などに着手から約9カ月を要し、3月末のサービス提供開始を予定しております。

産業振興について、これは少し多岐にわたり答弁申し上げます。

まず、農業振興策として、特別栽培米推進事業については、減農薬・減化学肥料による栽培指示に基づいて生産された安心・安全で、また、おいしいお米を地域内で栽培し、消費するとともに、新たなブランド米づくりの事業として取り組み、ことしで2年目となります。今年度については、特別栽培米栽培講習会を旧町単位で開催し、周知などに努めた結果、現在1,500俵の集荷計画に対し1,261俵、63農家の計画がなされているところです。今後は、ネーミングや袋のデザインなどについて検討し、伊豆市の新たな特産品、ブランド化に向けて取り組んでまいります。

続いて、農業振興にかかわる国の制度を活用した経営体育成支援事業については、伊豆市

の人・農地プランに位置づけをされている一つの経営体からの事業計画に基づき、国と支援 計画承認に向けた事前協議を行っている段階です。今後は、計画の承認、内示、補助金交付 決定を受け、農業機械等を導入される見込みで、集落営農的組織が地域農業を担い、主体的 な農業経営が展開されるものと期待をしております。

続いて、特産品の一つである原木シイタケ栽培について、椎茸生産奨励事業補助金の交付 事業を行っております。この事業は、本年度が3カ年事業の最終年度になります。補助金交 付要綱上、本年8月31日までに購入した種菌の購入費用の一部を補助することとし、その補 助金交付申請の受け付け期限は9月30日までとなっております。今後、生産者の方から補助 金交付申請がなされますが、過去2カ年の実績から、前年と同程度の規模となるものを予想 しております。当初予算額は参考までに1,400万円となっています。

なお、3カ年事業の最終年度となりますが、風評被害による販売数量や価格の低迷が続き、 生産者の経営環境の悪化が続いている現状を鑑み、伊豆市椎茸組合やJA伊豆の国椎茸委員 会などからは、この生産奨励事業の継続について要望をいただいています。今後、全般状況 を総合的に勘案し、事業の継続について検討をしてまいります。

次に、森林整備については、市有林をモデルに利用間伐を進めてまいります。平成23年度から今までの切り捨て間伐から、間伐材を搬出して売却する利用間伐に切りかえております。 今年度も引き続き利用間伐を実施し、8月を目途に約80~クタールの森林整備、この内訳は、 利用間伐、間伐及び作業道開設で搬出見込みの木材の数量ですが、2,400立米を発注する予 定で、現地調査に基づく事業計画を現在検討しております。

また、林業事業体に対する支援としては、国と県からの間接補助として、今年度は3事業体、5台の林業機械の導入について予算計上しております。既に1事業体の1台分について補助金交付決定を行い、事業体において購入手続を開始しております。残りの2事業体の4台分についても、県からの補助金交付決定があり次第、事業体に対して交付決定を行ってまいります。

次に、観光交流について、ジオパーク推進事業は、現在、平成27年度の世界ジオパーク認定を目指し、伊豆半島ジオパーク推進協議会が中心となり事業に取り組んでおります。また、世界認定に向け、伊豆半島全体のジオ資産を紹介するとともに、関連する調査研究などのあらゆる活動を進める上で必要となる事務局機能を有する全体の中央拠点施設については、修善寺総合会館1階に設置すること、これは報告で申し上げたとおりです。今後は、運営主体となる推進協議会により整備が行われますが、関連する市町の皆さんと連携をしつつ事業の促進を図ります。

駿河湾海上交通活性化協議会、これは昨年から実施しておりますけれども、本協議会が実施したフェリー料金割引事業や、首都圏、県内への積極的な広告宣伝事業などの構想をし、フェリー利用者は輸送人員ベースで前年比7万1,000人増の24万8,000人、車両台数ベースで約5割増、4万台余りと大幅な増加となり、静岡市や伊豆半島西海岸地区の各町と相互交流

と市観光活性化にも寄与したと承知しております。今年度も引き続き関係市町や観光協会、 交通事業者が連携して、フェリー利用促進による静岡地域と伊豆地域の市民交流や、また、 インバウンド誘客事業とも連携し、海越しからの富士山を売りとして、さらなる観光活性化 につながるよう取り組んでまいります。

次に、住宅リフォーム補助事業ですが、6月1日現在で申請11件、補助金額で102万3,000円になります。また、市内の事業者への経済効果としては、1,751万7,000円となります。

次に、企業立地事業費補助について、1件の申請が、これはベアード・ブルーイング社のベアード・ブルワリー修善寺ですが、こちらから提出されており、市の審査に向けての準備をしております。創業者支援事業補助については、現時点で申請はありません。

なお、企業誘致については、引き続き、経済アドバイザーが首都圏を中心に誘致活動を継 続して実施しております。

それから、大きな3番目、美しい環境に囲まれたまちづくりについて。

汚泥再生処理センターの工事進捗状況ですが、5月末の時点で、地階躯体1階基礎部の建設が終了し、あわせてプラント機械の工場製作を進めてまいりました。引き続き1階と2階の躯体の建設、それからプラント機械、電気盤の製作及び現場への搬入等を行い、完成を目指してまいります。

また、広域一般廃棄物処理施設建設候補地については、先ほど答弁申し上げましたとおり、 4地区からの応募をいただいております。広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の 評価作業ですが、これは当初予期したとおりのスケジュールで審査を着実にしているところ でございます。

私からは以上でございます。

〇議長(飯田正志君) 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長(勝呂信正君) 三田議員の第2次学校再編計画についてお答えいたします。

中学校用地確保についてですが、先ほど梅原議員の質問でも説明はさせていただきましたけれども、加殿地区と日向地区、2カ所の農地を候補地として選定し、地権者、役員にお集まりをいただき、そして説明会を開催いたしました。現在、地権者の方々に向けた意向調査を実施しています。今後はその調査結果を受け、校地選定を進めてまいりたいというふうに考えております。どんな声があったかということですが、それにつきましては、今、意向調査をしてございますので、その結果を集約した中で判断をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、再編の基本構想策定につきましては、現在、この基本構想策定の業務委託に向けた仕様及び入札方法について最終的な調整を進めております。業務委託する内容としては、必要な敷地面積、施設規模、設備、レイアウト及び概算経費等を盛り込んだ基本計画を策定していくという状況でございます。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) ありがとうございます。

この質問に至った経緯は、よく声として、今の答弁で順調に推移していると私は理解したんですが、住民から見て、いつ事業が始まっていつ終わるのかと、何やっているのかよくわからないという声があったりですね。広報等を見ても、関心がないとなかなかわかりづらいという声をいただくものですから、改めてこの議会の場で、議事録に残すような意味で確認させていただきました。また、26年度は四半期が過ぎたので、四半期の総括を踏まえながらPDCAサイクルで、変更点があれば変更していくだろうと、そんなところで若干記録させていただきたく、取り上げさせていただきたいと思います。多岐にわたりまして、十分深まるかわかりませんですが、1つずつ、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに、安全・安心なまちづくりの津波避難タワー等についてですけれども、いわゆる観光客等にもわかりやすい案内標識というのは非常に重要で、建っているだけじゃなくて、そこに行きつくまでがないと、アクセスがないと、本当に避難が難しいと思うんですが、そういった何ていうんでしょうかね、八木沢地区だったでしょうか、見させてもらったんですが、今後、案内標識等についても、非常にわかりやすい案内標識をぜひお願いしたいということで、周辺環境というんですかね、そんなものの整備状況とか検討状況というのは、担当部長で結構ですけれども、いかがでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

- ○総務部長(伊郷伸之君) 現在、避難タワーの特に今年度、八木沢地区、地権者の方にお願いしまして、まず場所を決めて、今年度建設するということで進めてまいります。当然議員おっしゃるとおり、地元の方にはわかりますけれども、やはり観光客の方にも避難タワー等の存在をですね、知っていただけるような方策というのは検討してまいりたいと思います。以上です。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

〇2番(三田忠男君) ぜひ土肥の観光ということで、お客さんが来ないと経済も困りますので、安心・安全な土肥温泉だよというアピールだけはぜひ、これはいい意味でのホームページ等で情報発信していただければありがたいかなと思います。

次に、公共交通ですが、非常に高い評価をいただいている声を聞きます。よかったということを聞きます。さらに利便性を高めて、テナントまでいかないんですが、積極的に使ったらどうかというアピール、これは予定の人数よりはまだ到達していないと理解しています、予算上の予定の人数まで。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

〇市長(菊地 豊君) まず、後ほど総務部長から、先ほど私のほうから答弁漏れをしておりました9時台の中伊豆行きと土肥行きのバスの乗車状況について説明をさせます。

それから、高校生については、まだ予算の予期したところまでいっておりません。どこか 使いにくいところがあるのか、初めての試みですので、利用している皆さん方の意見を聞き ながら、もし改善すべきところがあれば、そこは改善してまいりたいと思います。

- 〇議長(飯田正志君) 続いて、総務部長。
- ○総務部長(伊郷伸之君) ただいま市長のほうからありました、土肥行きと中伊豆の筏場方面行きの最終バスの時刻の変更についてでございます。

まず、東海バスの土肥行き、あと土肥から修善寺駅に来るというバスについてですが――松崎行きのバスですね、すみません。修善寺駅発、松崎行き21時5分、これは4月1日から時刻をずらしまして運行しております。4月の第1週につきましては2人とか、そういう利用でしたが、4月につきまして1便当たり約5.8人の利用、5月になりまして7.9人ということで、この土肥方面に行く利用者、最終バスですね、ふえているというふうに認識しています。

あと、中伊豆の筏場行きのバス、こちらも40分程度最終バスをおくらせまして、4月7日から、土日・祝日は運行していないんですが、学校やっているときには運行するということで見てみました。当初、中伊豆行き、若干4月の初めのころは利用客少なかった。これは高校なんかが部活動がまだ本格的に始まっていないのかなという気もするんですが、4月が1運行3.1人、5月はやはり周知されたこともあろうかと思います、4.7人と、こちらも利用者のほうは伸びております。今後もぜひ利用できるように、周知漏れがないように、高校生には広報してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) 地域性で申しわけないんですが、中伊豆方面に行く遅いバスができると非常にありがたいと思います。私も高校時代にちょっと野球部に入ろうと思ったら、湯ヶ島の方は便があるんですが中伊豆は帰らないといけない。先輩たちにもレギュラーになれなかった人がいて、やるならレギュラーになりたいなと思いながらやめてしまったんですが、余分で申しわけないですが、それじゃ、部活の方がふえることを願っております。

それから、公共交通というと、私は市直営のバスみたいなイメージで、まちが責任を持っている路線を確保して、それを民間に委託するということで公共交通を伺いたいのですが、なかなか規制緩和といっても難しいみたいですが、今の東海バスとか伊豆箱根さん以外に民間のバス会社がそこに参入するなんていうことは制度上まだまだ難しい気がします。つまり、

そういった制度上、小回りがきく業者が入ると、小まめな便で、先ほどニーズがふえたといってもマイクロバスの人数だということを踏まえると、ああいう大きなバスは減らす、小まめに動けないかなみたいにイメージを持つのですが、それは自主路線バスになるのでしょうか。どうですか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 別のバス会社、東海バス、伊豆箱根バス以外に参入するというのは、これ、いろいろ制度的にというのは多分ビジネスとしても考えにくい。ただ、自主運行バスで市が東海バスに委託をして走らせているという形態がありますので、乗っている方から見ると同じ東海バスなんですが、走らせ方等の観点から見れば違うということがあるわけです。そこで、私も空のバスがよく走っていたので、最初これはもう少し集約しなければいけないのかなと思ったんですが、いろいろなことを今やっていますが、まずは今ある路線バスをしっかり確保することを最大限努力してみたんだろうか。その上でどうしてもだめなら集約もあるかなと、こう考えを変更して、今、70歳以上の方とか、高校生も含めてとか、なるべく使ってもらうように努力を変えてきたんですね。ここからは市民が、民間企業であっても公共交通です。それを本当に守る気があるのか。中学生に申しわけないんですが、前から教育委員会に言っているんですが、中学生は本当に乗っていないですよね。中学校は伊豆市の学校なんだから、もっと中学生がしっかりバスを使えるような、朝8時前後のスケジュールをちゃんと組んでいけないのか、学校はもっと中学生を乗せてもらえないのか。それから、おとなもね、9時にお酒飲んだら、お母さんに迎えに来させないで、何とかバスに乗ってもらえないだろうか。

我々がバスを守っていくという、そこはやはり原点として忘れてはいけないのではないか。 市民の皆さんにお願いする、行政としてはいろいろな形態の公共交通システムを維持してい くということだろうと思います。

- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 - 三田議員。
- ○2番(三田忠男君) 今の質問は、本当にバスがないと、それこそ若いお嫁さんたちが来ないとか、あるいは地域の産業育成という意味では、土肥とか中伊豆とか修善寺にも民間バス、民間の交通を事業としている方もいるみたいですけれど、そういう人たちの活用は可能かどうかという観点から質問させていただきます。財源のことについて確認させていただければと思うんですが、また私が調べたところでは、高校生の中に遠距離通学で、小学生が4キロ以上ですか、中学生が5キロ以上だと補助金が出ると、国庫の方で。そんなようなことがちょっと出てきたんですが、伊豆市内で今通っている4キロ以上の小学生とか、5キロ以上の中学生とかがいらっしゃるのですか。あるいは再編にからむとそういうことが出るんですか。筏場から修善寺辺りまで来ると出るんですかね。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 今の学校再編をしました。学校統廃合によって、議員おっしゃられたように、今、伊豆市では小学校だけですので、小学生の4キロ以上の生徒につきましては5年間補助金のほうが出ると、ちょっと補助率のほうは……。5年間ですね、ですので各再編した小学校の児童で4キロ以上のお子さんには、申しわけない、補助率はちょっと出てこないんですが、補助金のほうは5年間に限り出るという制度はございます。

[「人数」と言う人あり]

- ○総務部長(伊郷伸之君) 人数のほうもちょっと、すみません、今持っていません。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

〇2番(三田忠男君) すみません、通告内容が箇条書きで非常に答弁を先に考える余地を与えなかったので、議長の方で整理していただいて、これは、通告外だとか整理していただければと思います。どんどん質問項目が出てきますので、よろしくお願いします。

次に、(3)の子育て支援のところにいきたいと思います。

まず、医療関係ですが、在宅医療推進事業等については、新聞等での報道がありますので、 18名ぐらいという、いろいろな学識だとか、介護の関係だとか、いろいろ関係した都市整備 の関係だとか、一つの構成メンバーとか、先ほど市長が事業計画の書面に触れて、どんな計 画をつくったのか。どんな計画でやるのかということをお伺いします。

- 〇議長(飯田正志君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 正君) 内訳ですが、病院長を含めまして医療関係者が6名、それから介護の関係なんですが、施設長を含めまして、ケアマネジャー等を含めまして6名、それから訪看というんですかね、医療と介護の関係する訪看の所長を2名、それと市民から2名、それから東部の保健所長をお願いしまして、それと副市長を含めて行政から2名ということで、18名でございます。

それから、内容なんですが、先進地の視察、それから今現在行っています備えの検証、それと、人材育成ということで研修会等、それから地域包括ケアセンターとの会合を開きまして、介護のほうの何が今必要なんだというところの検証ということでございます。それと、どうしても行政だけでやるのではなくて、市民に周知が必要であろうということで、市民への研修会等、講演会等の啓発事業、それから、最終的にはネットワークの構築ということで事業計画を承認していただきました。

以上です。

- 〇議長(飯田正志君) 再質問、三田議員。
- ○2番(三田忠男君) これは国が政策している極めて重要な事業で、介護保険の仕事で大変 絡めているものですが、ちょっと伺います。この在宅医療というのは何でしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

- O健康福祉部長(鈴木 正君) 病院等から退院をされて、在宅で医療の必要な方を診るということになっていますので、どうしても訪問看護であるとか、かかりつけ医というんですかね、先生の退院後の病状の確認であるとか、そういうことをやりながら、当然介護も必要になってくると思います。そういうことで、在宅で生活していく上での健康管理というんでしょうか、そういうことを一体的に行っていくものを構築していきたいということでございます。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) 高齢者の医療ではないんですね。在宅というと、市民、生まれたての 赤ちゃんから全てだという理解で、決して高齢者だけのことじゃないという理解をしたいと 思います。かつ、在宅で医療を続けるには、いわゆる専門家と言われる多職種の人が連携し ないとできないと。その連携の中にも、きょう後ろにいらっしゃいますが、民生委員等の地 域の支援を担っている方々の声ももちろん反映した上で進めないと、うまく回らない。

このモデル事業ということですけれども、静岡県で3市、静岡市と、磐田市とうちだと。 伊豆市が選ばれた理由は何かあったら教えてください。立候補したのか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 伊豆市が選ばれた理由といいますと、医師会等から強力な後押しがありまして、県のほうからも都市部だけでなくて、伊豆市、過疎地という言い方をしていいのかどうかわからないんですが、そういうところでもある程度の検証をしていただきたいということでございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) 人口3万というところの過疎ということとか、過疎地の訪問看護とか、あるいは温泉病院等は、災害時の避難との訪問看護ステーションの役割とか、色々なところで発表したり研さんしていますので、ぜひそうした知見を利用しながら、本当に市民のためになる在宅医療をすすめていただければありがたいかなと思います。

また、そこで私は多職種と言いましたけれども、前から言っておりますけれども、いわゆるリハビリ特区みたいなリハビリの関係者が多い地区ですけれども、この構成の中にリハビリ関係者も入っているんでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

- **〇健康福祉部長(鈴木 正君)** 通所リハビリのやすらぎの所長さんを1名お願いをしております。よろしいでしょうか。
- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 三田議員。
- ○2番(三田忠男君) セラピスト、理学療法士と理解してよろしいでしょうか。ここの中に子育て支援というものがありまして、青木議員が先ほど、伊豆市は他と損色ないよという話だったんですが、県の資料の中で、こども医療費助成市町実施状況一覧というのがあるんですが、その中に、伊豆市は自己負担は日に500円、入院の場合に。4日いただいているのかな。1ヶ月以上たつと無料になるか、どうでしょうか。

あるいは食事の助成もあるということになっていますが、35の市町村の中の自己負担があるのは13、つまり、この分野はまだ先進的でない。他は自己負担がない。食事の助成があるのは16ですから、どちらかというと先進的ではないかと思います。通院について自己負担が伊豆市はあるんですが、ないほうのほうが先進的では少ない数だということで、子育て支援のところは、私は行政課題ではなく、政治課題かなというイメージがありまして先ほどの論議を聞いていましたけれども。大たんに切り込んで、本当に伊豆市にとって、総合的なメニューの中で、この子育て支援をうまく育てることが、人が言う人口増とか、あるいは定住化とか、産業育成とか、所得の改善とか全部結びつくような気がして、出発点になるような気がします。

そうすると、他の町がやっているのを見てやっても、青木君ではないですけれども、ヒットしてこないのではないか。こんなことをやっているんだというようなメニューも、財政問題もあるんでしょうけれども、やはり私は必要かなと思うんですが、いかがですかね。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) こども医療費を無料化することは、いろんなところから御要望をいただいています。私はこれはやはり無料のサービスというのはないんだろうと思っています。例えば通学費なら、小学校が4キロ中学校が5キロという基準を私はよくわからないですが、ちゃんと憲法に普通教育は無償と書いてあるわけ。学校の隣にいる子は無償でお金もかからない。3人子どもがいれば、今までかつてはですよ、3万円9年間で81万円、これはやっぱり憲法のコンセプトからいって、全く合わないではないか。本当は国がやるべきだと思うんだけれども、国・県がやらないので市がやるということで、教育費は私は行政の義務として、通学費は負担すべきだろうと考えています。

他方、不幸な病気、けがもあるけれども、しかし、子供さんが病院に行くことは義務ではないので、そこはやはり私は500円、上限でも月に2,000円ですから、これも無償にするというのは私は政策としてはやはりどうしても納得がいかないということで、最低限の負担はお願いすることを続けております。もしその財源の問題であれば、それだけの財源を仮に措置

できるようであれば別の事業、本当に伊豆市にとって必要でかつふさわしい別の子育て支援 事業に充てるべきだろうと、現時点ではこのように考えています。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) 憲法が出ましたけれども、私は児童福祉法、児童憲章の中の子供を含めて実際に育てるというのが社会の責務であるところから、これを話させていただきました。もしわかればで結構ですが、仮に全額無料としたら、国保とか、その中でも給付はどのぐらい財政がふえるかみたいな唐突過ぎますね質問が、そこのところを教えていただければありがたいと思いますけれども、それが伊豆市で変えられないのかどうか、検討させていただければと思います。

ただ、敬老会のほうについては、あれは区長を兼ねたもんですから、ぜひしっかりやったほうが私はいいだろうという立場で準備しまして、役員会等に諮ったら、9月等については家でもやるだろうし、農作業も忙しいだろうと、夏祭りを兼ねてやろうなんていう、7月過ぎにやろうなんていうことを計画しているんですが、ちょっと準備が早すぎて当局を困らせてしまうところがあるのですが。あと、お年寄りの皆さんがこれをどう捉えるかということで意見をまとめて、最終的にはお年寄りから7月にやっていいかというのをもらっていませんので、ちょっとここでは何とも言えないですが、要は敬老会は秋に入って一斉にイメージしていたのですが、もうちょっと長い単位で考えて見て、そのあたりは確認なんですが、どうなんでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(鈴木 正君) 先に子供医療の負担なんですが、25年度で1,749万4,460円で す。自己負担ですね。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

〇健康福祉部長(鈴木 正君) それと、敬老会のほうにつきましては、広く皆さんがやっていただけるということで考えておりますので、担当課のほうもそういう形で皆さんの協力をしていくということで考えております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) それで、市長の施政方針の中の発達障害というものがあったもんですから、市長は7市町の首長として県庁等にもかけあっていただいて、東部地区でも発達障害の支援センターとか、できるだろうという機運を感じておりますので、これは引き続きよろしくお願いいたしたいなと思うわけです。また、その勉強会等もやっていますので、関心のある方は出ていただいて、障害があっても等しく市民としてここで暮らせるように、行政施

策をよろしくお願いしたいなと思います。

あと、5歳児健診等については、非常に健診についての捉え方もあるみたいですけれども、これは他市よりは優位性があるということを聞いておりましたので、どんな事情でも子育て支援のことを前に言ったでしょうかね。他との比較の表みたいなもの作って。伊豆市だけのブックだと、よその町が何をやっているのか比較できませんので、比較表みたいなものをつくっていただけませんでしょうかねというお願いをしたら、また仕事が忙しくて大変でしょうけどね。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

- **〇健康福祉部長(鈴木 正君)** ちょうど子ども・子育て支援計画をつくる年になっておりますので、そういうものを資料としてつくらせていただきます。 以上です。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
 三田議員。
- ○2番(三田忠男君) 次に、活力あるまちづくりについて伺いたいと思います。

光ファイバーについては、市のホームページ等で仕様書とかいろいろ出てきまして、つい に開始されたなと理解していたんですけれども、具体的にはここまで進んでいるということ で安心いたしました。

そんな話でちょっと気が早いですが、工事終了後、今度は加入するということが起きているのですが、加入してもらうのも大変なのですが、加入等についてどのぐらいの時期から広報されるのか。あと、加入料というのはNTTのことですから、聞いていいかどうかも迷いますが、でき上がった後の想定で、伊豆市がどのようなイメージに変わるのかみたいな、どんなものができるのか。わかる範囲で結構です。いかがでしょうか。教えていただければと思います。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 加入につきましては、NTTのサービスとなりますので、NTTのほうで加入促進へのいろんな住民向けの説明会とか広報等をして、加入促進をしていただけるというふうに伺っております。

また、どのようなサービスかというと、当然、各家でつながっておりますインターネット等、光になりますので、速度等断然に広がるということと、あと、事業者、企業とか個人事業主の方、今の光が行っていませんので、いろんな情報量とか支障があると思っております。これが今年度、工事が終わりますと、来年度早々、4月申し込みをして契約をしてということになりますが、4月早々には利用できるようなサービス提供を受けられるというような今、工程で実施しております。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) (2)の産業の振興について伺いたいと思います。

先ほど私は売れなかったので、シイタケ原木等の継続をということが、要望があるということですが、これは私もいろいろ農家の出身でこういう声を聞くと、この制度が非常に助かったと、1個1円ですね。そうはいっても伊豆市のしいたけ農家は10万とか15万で打ったというので、10万、20万の補助金をいただいて非常に助かるという声を聞いています。政策というのは内部環境等もあり、外部環境にも左右すると。それをみると大雪等の外部環境が当初の計画では付加されたということを踏まえて、ぜひ単年度でも結構ですので、といっては失礼ですが、最終年度にしないで要望等をさらに踏まえて、継続のほうの検討を進めていただければと、産業振興にさらに良い方向に行くのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

- **〇観光経済部長(杉山健太郎君)** 制度の継続については、先ほど市長が述べたとおり、もろもろ諸般の状況を見させていただいた上で、27年度どういうふうにするか、また御提案をさせていただきたいと思います。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) ぜひ前向きに意見を集めて結果を出していただけばありがたいかなと 思います。

3番目の美しい環境等の汚泥処理のところですが、順調に推移しているということですが、 現場見学会とかそういうのは企画する、貴重な財産を作っているわけで、これは学校教育の 子供たちに見せる必要があるような気がするんですが、工事で危ないということも加味して の上ですけれども、また住民見学会、子供の見学会、途中経過を見せて、時間をかけてるっ ていう作業が必要な気がするがいかがでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

- ○市民環境部長(山口一範君) ただいまの見学会ということでございますが、過程のところを子供たちとか、そういうふうなのを見ていただくというのもやはり必要かなというふうには私、感じております。ただ、工事をやっていますので、その辺も調整ができればというようなことで考えております。
- 〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

- ○2番(三田忠男君) ぜひ安全に配慮しつつ、検討をお願いします。
 - (2)の一般廃棄物の件ですが、私も委員会として見させていただいて、非常にその時に住民の理解に大切だなと思ったのは、やはり勉強会、学習会だったんですね、研修。先ほど梅原議員も行ってみて初めてわかったというような声がありましたけれども、何らかの不安感とか、先入観とかを前提で対話を重ねても、余り交わり点がないというような気がしますけれども、いわゆる今の日本の管理技術の精度に基づく視点を住民の皆さんと共有することが、理解の促進に寄与するんじゃないかと思うんですが、どこの段階でやるか、私もちょっと提案できませんですが、住民との研修とか学習とか、教育活動みたいな点についてはいかがお考えでしょうか。
- O議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

三田議員。

- ○市民環境部長(山口一範君) 施設とはどういうものかというものを見ていただく、候補地手を上げていただいたところがですね、視察を今までもやってきております。そこの実際に現場を見てもらって、例えばにおいとか、そういうものが今、こういう高度な施設になっているんだよとか、やはり現場へ行って見てもらうのが必要かなということで、そういうものは計画をしてまいりましたし、まだ見ていない法人についてはやはり行ってもらうというふうに考えております。
- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。
- ○2番(三田忠男君) 直接的なところは見学でいいんでしょうが、市民全員連れて行くわけにもいかないでしょうし、先ほど梅原議員も周辺のところがという言い方もしましたけれども、市民向けにやる方が私は効果的かなと思うんです。そういう中で、ゴミゼロ社会みたいなことも含めて、ランニングコスト等も調整していかないと、作ったからいいんだでは、ないような気がする。ぜひ機会があれば検討していただければと思います。

最後に、先ほど教育長のみにお伺いした点ですが、私はここで、市長もありましたので、ぜひお答え願いたいんですが、学校再編に絡んでのことなんですが、私は、住民の皆さんの賛成の意見、賛成の理由、反対の意見、反対の理由等をまず聞いて、みんなでこれを考えることが大事だ。伊豆市の財産になるわけですから、伊豆市としての中学校をどうするかという観点から、より多くの方に関心を持ってもらう必要があるんじゃないかなと思うわけですね。それと、どこかで出ていましたけれども、子供の教育は保護者のみならず、社会が育てるのだと。地域の子供は地域で守り育てるという観点からいくと、中学校は地域の社会資源の財産になりますので、より多くの声を集約して新しいものを作っていただきたい。その中に例えば、市長が言ってます、伊豆産の材木を使うんだとか、いろんな意見があるかと思います。そういった意味で、私は基本構想を委託する前に、もうちょっと住民の意向を踏まえたような情報を全部流して、その中で業者が日本全国、世界を見て、これがいいかなっていう

ものを提案してもらった方が良いのかなと思って、そこで、基本構想を発注する前に、前提 としてのこういう中学校づくりを伊豆市は望んでいるみたいなことがあってもいいのかなと 思って質問しているんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(森下政紀君) 議員のおっしゃることは本当にそうだと思います。うちのほうも一方的にものを進めるということでなくて、広く皆さんの御意見を聞いて、どういった方向がいいのか、そういったものを、教育委員会だけでどうのこうのじゃなくて、今、私、市長部局を踏まえて、市だけでどうのこうのということでなくて、今後進めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。
- 〇議長(飯田正志君) 再質問、三田議員。
- ○2番(三田忠男君) 最後になると思いますが、せっかく中学校の用地が新しくできるということと伊豆市の中心部になるということを踏まえて、文教地区みたいな、あるいは生涯教育地区のところを合体して、例えば図書館とか、歴史博物館と絡んで、市民の教育・学習の最良の環境をつくるようなイメージで、付帯施設として市もそういうようなものができて、ただ中学校を確保するのではなくて、教育ということで広く捉えて、用地の候補地周辺に何か、もっと市民教育も含めた形の設備ができて、それもまた中学生が使った上で、さらに拡張も踏まえた構想を私は描くんですが、財源の問題はある点での前提でいかがでしょうか。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) これは本当に極めて重要な課題なんです。校地選定というのは、柏久保の山の上から下の田んぼに移す、こういう事業ではないんです。そうではない。伊豆市の将来のありようとして、修善寺、中伊豆、天城湯ヶ島で、天城にもある、中伊豆にもある中学校を本当になくすの、修善寺に集約する。そうすると、土肥は一貫校ということなんですが、伊豆市のこの中伊豆地区3町の地域で、駅、中学校、日赤、市役所、図書館という都市機能がほぼここに集約されるわけです。そういう新たな中心地ができていくわけです。その観点からこの事業は、その中の主要な核であるという認識をまず共有しないと。その周辺は引き続き農地がふさわしいもの、住宅地なのか、そのほかの文化施設なのか、そういった観点から、したがって、都市計画と同じタイミングで今やっているんです。私の立場で申し上げました。そういった新しい伊豆市の都市機能のありようというものをしっかり考えなければ、単に中学校が狭いから、古いから移すという事業ではないんですね。これからも都市計画の見直しとあわせて、そのような観点から、これ、地主の皆さんも当然ですけれども、市民の皆さんとしっかり議論しながら、この1年間は進めていきたいと思っております。
- ○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田議員。

○2番(三田忠男君) 平成22年12月の国立教育政策研究所というのがあるそうなのですが、全国の合併、学校の再編についてアンケートし、またそれを分析している資料が出ていたんですが、それによりますと、1,781の自治体のうち178校が選択方針が出ている。静岡県は伊豆市と浜松市だけなんですが、そういった他の市町村の視点も学びながら、30年、40年の建物になるでしょうし、市長が言っておられる伊豆市づくりそのものだと思いますので、ぜひ市民の英知を集めた形での建設を望むものですから、より多くの声を拾い集めて、なるべく教育委員会がいつの間にかつくっていたというイメージを持たれないようにしていただけることをお願いして、質問にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(飯田正志君) これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開を13時とします。

休憩 午後 0時04分 再開 午後 0時59分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長(飯田正志君) 一般質問を続けます。

次に、3番、小長谷朗夫議員。

〔3番 小長谷朗夫君登壇〕

○3番(小長谷朗夫君) 3番、小長谷朗夫です。

通告書に従いまして、大きく2点ほど質問させていただきます。

そのうちの1点目ですが、地域づくり協議会事業の推進についてということで、肯定的な立場で御質問をさせていただきます。

昨年の年度初めに提案された地域づくり協議会事業は、本年2年目を迎えます。新たな地域づくり制度として、地域の特性を一番よく知っている地域住民、地域に責任を持っている住民が、自分たちの理想とする地域を自分たちで考えて活動し、効率的でしかも満足度の高い新しい地域自治を実現することとあります。また、今までの単位自治会ではなく、旧小学校区単位、要するに平成16年4月1日現在の旧小学校区単位という広域的な枠組みの中で、協議会を設置することとされています。

安心で住みやすいまちづくりの試みとしては大いに期待するところです。なお一層の事業 拡大が推進されるよう願い、市長に4点ほどお尋ねをいたします。

そのうちの①でございます。 2年目を迎える地域づくり協議会の設置の現状をどう押さえておるでしょうか。

- ②既に2つの小学校単位で、ここで言う協議会の前段階の設立準備会の立ち上げがあると 聞き及んでいますが、この地域については、進捗状況等をどうお考えですか。
- ③として、事業を推進するための概要等を含めた情報提供は十分にされているとお考えですか。
- ④地域づくり協議会支援要綱第5条の後段のただし文に、次のような文章があります。 「地域の実情に応じ、市長が特に認める場合は、この限りではない」とありますが、どうい う場合かを教えていただければ幸いです。

大きな2点目ですが、これについては、現在、参議院で審議中ですので、本決まりという ことではありませんので、感想程度の答弁でも結構ですので、お答えしていただければと思 います。

要するにどういうことかといいますと、教育委員会制度を見直す地方教育行政法の改正案が5月20日衆議院本会議を賛成多数で可決され、参議院に回されました。6月22日までの会期中に可決され、平成27年4月1日には施行される運びとなります。

ご承知のとおり、戦後間もない昭和23年に生まれた教育委員会制度は、一般行政から独立 を掲げ、政治的な中立性を保ってきました。昭和31年に一部改正があり、首長が委員を任命 する制度になり、そして今回の改革案では、さらに首長のかかわりが強くなる60年ぶりの抜 本的改革がなされようとされています。

今後、伊豆市においても、教育の転換期を迎えることも予想されます。また、具体的な動きについては来年の4月以降になることと思いますが、現段階でどのようなお考えをお持ちか、市長にお尋ねします。

①今回なぜ現在の教育委員会制度を改革しなければならないのか、もし背景についてお考 えがあるならば伺います。

次に、中に網羅されてきます内容について、具体的に4つだけお尋ねします。最後の4つ 目は直接関係ありませんが、お尋ねいたします。

②設置されるであろう教育総合会議について、どうお考えですか。

次に、新たな教育長を議会の同意を得て直接任命・罷免ができることについては、どのような感想をお持ちでしょうか。

④として、新教育長の任期3年と首長の任期4年のかかわりはいかがでしょうか。

最後に5番目ですが、これは直接関係ありませんが、この教育委員会制度の改革が日の目を見たときに、今まさに伊豆市で問われております第2次学校編成計画に影響を与えること はあるでしょうか。

以上、御質問します。よろしくお願いいたします。

○議長(飯田正志君) ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。 市長。

「市長 菊地 豊君登壇」

〇市長(菊地 豊君) いずれも私の政治課題、行政課題にとって極めて大切なテーマについて御指摘いただいたものと伺いました。

まず、1つ目の地域づくり協議会ですが、その設置の検討状況については、それぞれの自治会が、あるいは地域ですね、地区が抱える課題や進むべき方向性がはっきりしている小学校区は、協議が進みやすいように見ております。また、小学校区の中でもそれぞれ自治会の特色や住民の年齢層が異なれば、協議会の目的や想定している事業内容のすり合わせに時間を要し、いささか話し合いに苦労しているやに聞いております。

現在、設置状況としては、2地区で協議会の設置を進めており、このほか、6地区の方々からお問い合わせをいただいているという報告を受けています。

2番目ですが、そのうち湯ヶ島小学校区と土肥南小学校区が協議会設立準備会を既に立ち上げており、両地区とも年内の設立総会に向けて、役員名簿、会則、事業計画、収支予算案などについて協議を重ねておられ、地域の方々が主体となって進める体制が整いつつあるように感じております。

3つ目ですが、この事業については、去年の8月に実施したタウンミーティングで、概要、市の考え方については御説明をいたしました。その後は、御依頼のあった学区の皆さんと、説明や意見交換を実施してまいりました。今年度は、学区をモデル地区として設定させていただき、協議会設立から事業実施及びその効果について、市民の皆さんに広報紙やホームページ等で広く御紹介することで、市内全域への協議会活用推進の機運を盛り上げていきたいと考えております。

市役所内の体制として、各学区に5名の市役所職員を支援員として配置をいたしました。 各学区の状況に応じて、その要望に従い、支援員が伺い、運営をサポートいたします。私ど もにとっても初めての事業でございますので、職員ともどもしっかり勉強して、先行例を研 修などで知見を広めながら進めていければと考えております。

最後ですが、各学区で面積や人口の規模、あるいは地区内に中山間地や比較的市街地を抱えるなど、地域としてまとまりがつかない場合には、例外的にそのほかの地区割りもあり得るのだろうなと考えております。ただし、あくまでも旧小学校区という枠組み自体も私どもの一提案でございますので、進めていく中で別の地区割りというものがあれば、それは真摯に受け承ってまいります。

次、教育委員会制度、これも極めて大きな問題だと思っております。

政府のほうが教育委員会制度改革についてここまで進めてきた直接的な要因としては、大 津市のいじめの事件であろうと認識をしております。事件への対応をめぐり、教育長と教育 委員長と2つ長と名のつく役職があり、また、市長とかなり認識が異なる、あるいは事件の 対応が異なったということが発端となったというように承知をしております。

ただ、私自身は、やはりこれは世界の大きな変革の中で、何度か別のテーマで申し上げま したけれども、私は、幕末以来の本当に世界の大きな構造が変わっている21世紀初頭だとい う時代認識をしておりまして、その中で、新しい時代に合った教育のあり方を考えるという 意味では、これは原因と結果はひょっとしたら異なるかもしれませんけれども、極めて適切 なタイミングで教育の見直しがなされている、それも抜本的になされている。このような見 方をしております。

総合教育会議ですが、これは多少運用に入るのかもしれません。これまで私は、伊豆市教 育委員会にあっては、形骸化することなく、極めて真剣でかつ率直な意見交換、議論がなさ れてきたものと承知をしておりますし、教育委員会と市長部局の情報共有、意見交換という ものはなされてきたというような印象を持っておりました。しかし、私自身も、学校の現場 の問題が、伊豆市特有の問題ではなく、かなり普遍的な問題であることに気づくまで5年半 を要したことも痛感をしており、制度として市長部局と教育委員会が恒常的に意見交換でき る、情報共有できる制度ができるようであれば、より望ましいという認識を持っております。 それから、任命・罷免については、市長が教育長の任命を行うことで責任の所在ははっき りするんだろうなと思っております。それから、次に、新教育長の任期と市長の任期が重な らない、ずれることで当然、何回か任命という政治的な課題が出てくるわけですが、ここで マスコミ世論と私の認識にいささかギャップを感じるのは、政治的な中立性ということが何 を意味しているか。私は正直に言って、市長が関与したら政治的な中立を損なうということ が正直言ってよくわからない、今でもよくわかりません。どんな事業であれ、市内の全域か ら御意見をいただき、いろんな賛成、反対の意見がある中で、市長は中立な判断をしている つもりでおりますし、それが教育に限ってほかのことをしようとは当然思っておりませんし、 仮にそのような市長がいれば4年ごとに落ちるわけですから、私はそういったことで首長が 関与することがネガティブな側面と捉えられているか、いささか疑問があるところでござい ます。伊豆市の行政職員の中で、市長が一番市内の状況を承知しているわけですから、そこ と教育委員会がしっかり意見交換をして、御意見のすり寄せをすることについては、私は危 惧よりもプラス効果のほうが大きいだろうなと考えております。

最後の第2次学校再編成計画への影響ですけれども、現在、教育委員会が作成をした具体的な計画である第2次学校再編成計画には影響はないと考えております。しかし、それよりもより高いレベルで、伊豆市の義務教育のあり方そのものについてはどのように考えるかについては、ゼロベースで考え直す機会になるのかもしれません。まだ固まっておりませんので、現時点ではそのような感想を申し上げておきます。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番(小長谷朗夫君) 今お話を聞きまして、安心したところが大意であります。例えば1つ目の地域づくり協議会からいきますと、私が知り得た内容よりももう少し詳しく今市長の説明がありましたので、なるほどなというところが実際に幾つかありました。しかしながら、

幾つかその中で質問させていただきますが、それは、一議員として、一市民として、こんな考えもあるんじゃないかなということで、提案まではいきませんが、考えを述べながら質問をさせていただきます。

その視点としまして、要するに地区割りと情報提供、ここらを中心にちょっと質問させていただきますが、2年目を迎えるわけですが、過日、私、出られなかったんですが、未来づくりセッションの中の新聞記事で読んだんですが、この地域づくり協議会に通じる提起、提案があったように私は、新聞を見ながらそんなふうなことも考えました。

それから、昨年この事業が提起されたときに、やはりこれだなというふうに心の中で思ったんですが、今2つの地域が、ちょうど手順の中のマニュアルの中の手順の1から6まであるうちの3番目の段階、要するに準備段階まで来ていますというお話ですよね。そうすると、できれば13地区全部がもろ手を挙げてですね、どうなるかわかんないんだけどこの事業に邁進してほしいなという思いがございます。だから、ちょっとその辺がいまいち乗りが悪いのかなという、要するに無理がどこかにあるのかなということがあります。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですが、まず最初に情報提供ということで、昨日の議会の中でも、タウンミーティングにあわせてこれをもう一回また説明しますというお話がありました。それはそれでいいと思うんですが、要は、単位自治会の区長さんが窓口になって、その集団が校区になるというわけですよね。そうすると、区長さん方に御説明をするときに、本当に十分だったのかなという話があります。それはなぜかというと、実際に区長さん方からお話を聞きますとね、何だかよくわかっているとか、この辺の言葉で言えばそういう発言がございます。それはどうしてか。区長さんのほうの聞き方が悪いのか、または行政側の説明の仕方がもう少し丁寧でなかったのかとか、いろいろあるわけですが、一番大きいのは、区長さんの任期が単年度だということなんです。これ、1年ごとまたスタートラインに戻るんですね。だから、上手に区で引き継ぎをしていれば、その次の区長さんが途中までやっていけば、よし、この続きだなということで、みんなで集まろうねということでやり出すわけですけれども、悲しいながら単年度だということなんですが、その辺、市長、いかがでしょうか。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) 今御指摘いただいた中で、2つ大きな問題を感じたんですが、1つは、どうして全部同時にいかないのかと。これは私はやはり同時ではないだろうなと、当初から予期をしておりました。先ほどの質問にもありましたとおり、例えば修善寺地区では駅舎も変わった、学校も集中しそうだ、病院もある、市役所も図書館もある。そういったところと、残念ながら学校もなくなった、昔あった町役場もなくなったというところで、それは当然状況がかなり違います。そうすると、同じようなペースで地域づくりの必要性を感じることはないだろうと、こう予期はしていたわけです。もちろん全部同時がありがたいです。したが

って、まずは幾つかここで、うちでやってみようというところは手を挙げていただいて、それを本制度にまでのせる前に、モデル地区として実施をしていただいた中で、共通的な問題点が浮き上がってくれば、他の地域にも情報提供しながら参考にさせていただくということになるだろうなと、そういった進み方をするであろうということは予期をしておりました。

そこで、実際にやる場合の区と区長の問題ですけれども、これは議員御指摘のとおり、区の役員さん1年限りですから、なかなか地域づくりの継続性の観点から難しい。そこで、実はある区では、区そのものをNPOにできないかというようなお考えを私は承ったことがあります。従属的な役員を決めて、そして区というまとまりの一体の中で、区の役員ではないリーダーでやっていこうと。言ってみれば地域づくり協議会もそうなんです。ただ、立ち上がるときには誰に話してやったらいいかというところがありますので、ある程度の話が進むまでは区長さんにお話をして、区長さんにそのまま役員になっていただきたいということではなくて、その中でどういうチームをつくったらいいかをお考えいただきたいということを提案申し上げた。

そこで、具体的な一例とか、チームのつくり方とか、事業についてこちらからより詳細に申し上げないのは、それそのものも地域で考えていただきたい。ですから、土肥南小学校区、湯ヶ島小学校区、八岳小学校区、あるいは中心地にある修善寺南小学校区、それぞれ全然課題が違うはずなんです。それを市のほうから提案をして、こういうものはどうですかというのではなくて、その地域の課題を皆さんで話し合っていただいて、皆さんでそれを解決していくあり方についてを考えていただきたい。そうしないと、また今までのように、市長がこう言ってきたから、じゃ、こうやったら市長にこれ頼めばいいやということにはならないように、私はやはりそういった、前にも申し上げましたけれども、新たな村をつくり直すと、新たな村をつくっていくという意味では、やはりコミュニティづくりの中心は、主体は地域の皆さんであってほしい。ですから、制度設計だけは御説明しましたけれども、それ以外のところは踏み込んでは御紹介とか御説明はしなかったということでございます。

〇議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番(小長谷朗夫君) 行政側の内容説明の趣旨というか、スタンスは今市長から聞いてよくわかりました。要するに、具体的なことはあなたたちが決めるんだよと、簡単に言えばそういうことなんですね。だから、具体的なことはあなたたちが決めなさいということなんだけれども、今お話にもありましたけれども、なかなかキーマンになる人がいなくて、音頭取りといったらいいですか、そういう方がなかなか地域に見当たらないということで、どうしたらいいんでしょうかというところが今現状じゃないかなと思います。

そして、この情報提供については、とかく行政から説明のある話で、先ほど三田議員の中で敬老感謝祭の話が出ましたけれども、これについても行政側は一クラブ、要するに老人クラブにもちゃんとお話を通してありますとかなんとかと言って、あと区長さん方に説明をし

て、これで終わりですという話で来ているんだけど、わかってないんですよね。だから、三田議員は議員さんでもあるし区長さんであるから、その事情をわかっているから歓迎した。私もあの事業そのものは歓迎している。だけど、それを受ける区がなかなかわかっていない。そういうところがほかにもある。だから、これにもありますよということで、今後ぜひ、もう一度皆さんにわかって理解してくれるには概要説明、要するに制度説明でもいいです、そこでストップで。それをもう少し何度も何度もやっていただければなと思います。

じゃ、次にいきます。

地域の地区割りのことでちょっとお話しいたしますが、支援要綱を読まさせていただいて、 5条にあって、さっき市長の説明によると、こういう理由の場合はこの限りではありません というお話がありました。そこで、平成16年4月1日の小学校区というのは12小学校区です よね、本来は。そうすると、この13番目に入った校区というのはどこでしょうか。ちょっと お聞きします。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 私は確かにおおむね、かつて平成16年度の12小学校区と申し上げたとおりで、それが13になったのは白岩地区、昔、白岩小学校というのがあったんですが、そこが社会福祉協議会の地域福祉委員会の枠組みなんです。こういった地域づくりをやるときに、社会福祉協議会の枠組みと違わないほうがいいだろうなということで、提案としては、白岩小学校区を別にして、そして13校地区ということで提案はさせていただきました。
- 〇議長(飯田正志君)再質問ありますか。小長谷朗夫議員。
- ○3番(小長谷朗夫君) 私、そういう意味では間違った捉え方をしておりました。というのは、社会福祉協議会の枠組みがそこにあるから、そのほうが校区としてはまとまりやすいだろうという配慮ですよね。ただ、御承知のとおり、白岩小学校というのは、昭和47年に当時の大見小学校に編入された統合された学校なんですね。そういうことでいえば、直近で統合された例えば船原小学校というのは昭和50年なんですよね。そうすると、このマニュアルに書いてある「おおむね小学校区」というのは、お互いの顔の見える範囲としての例示です。例示だからいいんですね。例だから。だけど、お互いの顔が見えるならばやっぱり船原小学校も、いや、船原の方がどう思っているか、それは関係ない。だけど、そういう地区割りの仕方もあるのかなというふうに私は思ったもんで今の質問をしましたら、福祉協議会の一つの固まりであるということですから、仕方ないかなと思います。だから、それが例えば人口だとか、住民の数だとか、面積だとかといったら、それはちょっと違うんじゃないでしょうかという話なんですが、理由はわかりましたので、結構です。

そこで、先ほど話に出ました湯ヶ島小学校区、それから土肥南小学校区ですか、ここらが 準備段階まで来ているということで、ちょっと本年、26年4月1日現在のそれぞれの校区の 人口を調べさせてもらいました。顔が見えるというふうにうたっているわけですから、顔が見えなければやっぱりなかなか進むものも進まないというところがありますので、調べてみました。そうしたら、土肥南小学校区は1,281人の住民のことしの4月1日現在、私の調べた数ではそういうふうになっています。それから、湯ヶ島小学校区は2,063人で、先ほど言った例えば大見小学校区と白岩小学校区がもし仮に一つであるならば4,966人です、ここは。だからここ2つに分けて、大見小学校区2,997人、白岩小学校区1,961人、これは妥当性があるのかな。ただ理由は、なぜ13番目に入ったかというのはわからなかったので聞いただけのことであって、そこはわかるんです。要するにどういうことかというと、人数が少なければ顔が見えるはずなんです。私はそう思います。ですから、多くなれば顔が見えないわけですよね。

例えば、私が住んでいる地区で申しわけないんですが、恐縮しますが、修善寺南小学校区で5,421人住んでいる、そうすると、さあ行くぞといったときに、ここにも例示がございます。具体的な取り組みの例というか、これ例ですから、このとおりやらなくていいわけですけれども、防災マップから始まりまして、ひとり暮らしの高齢者の安否、地域買い物支援や空き家対策などと幾つか書いてあります。そうすると、やはり1,000人台の地区と5,000人以上の校区というのはおのずと、さっきも市長が言いましたけれども、共通課題というのがなかなか見当たらないですよね。ですから、その辺に少し無理があるのかなと思います。だから、ことしはもうこの支援要綱でやっているわけですから、ことし1年じっくり、モデル地区等も設定するようなお話ですので、来年度にその辺ちょっとお考えになったほうがよろしいんじゃないかなと思います。

これはちょっと余談ではないんですけれども、例えば土肥小学校区で、私、土肥小学校区で育ちました。教育長さんは小土肥で育ちました。同じ土肥町です。同じ小学校区、でも土肥と小土肥は全く違うんですよ。文化から何から。だから、同じ校区であっても違いますよというところをぜひ理解してほしいなと思います。

それから、1つのこれ例ですが、かつて修善寺地区なんかにおいては、町民体育大会が盛んなころ、例えば下半横瀬だとか、大年だとか、それから柏古というすみ分けがありました。そういうすみ分けもあるわけですね。だから、いろんな校区のすみ分けがあるということで、ぜひ来年度につなげていっていただければなと、そんなふうに思います。

それから、ここのところで最後にもう一つ言います。私は、ここに書いてある具体的な取り組みの例、これは例ですからあくまでこのとおりやらなくてもいいわけですけどね。そこの協議会が考えてくれたことを推進すればいいわけです。ところが、よくよく市長さんのお話を聞いていて、昔の村のイメージ、それから、きのうあたりの議会でも出たけれども、地域力が弱くなっているから地域力を高めようとか。私は、もしそうであれば、足元を固めるというのは、きょうの議会でも簡単にちょっと過疎という言葉が出ましたけども、過疎という言葉をどういうふうに押さえていくか、ちょっと僕は疑問に思います。要するに人がいな

くなることを過疎と多分言ったんですね。だけど、そうじゃなくて、地域社会の機能が失われたときに初めて過疎なんですね。それはなぜか。消防団、老人クラブ、こども会、民生委員さんの数、みんな今激減しているじゃないですか。だから、こういうところを過疎にしちゃいかんていう、そこを各地区でやっていただければ、私が願っている一流の田舎町になる。一流でなきゃだめなんですね、田舎町、一流で。

そんなことで、ぜひ参考になる点があったらお考えください。

それから、じゃ、2つ目にいきます。

教育委員会制度の改革ですが、市長さんの話を聞いていて、忌憚のない感想を言うと、意外と穏やかだったなという私の感想でございます。じゃ、どういうところが穏やかだったかということで、ちょっと質問させていただきます。ただ、先ほども言ったように、これは今国会で可決されればの話ですので、100%完全ではないということですので、御承知ください。

背景に至ってはやっぱり大津なんですね。大津のあのいじめ事件がある。大津から発信したのはここ、我が国ではふたつ大きなものがある。1つは、昨年のいじめ防止法。だから日本の世の中って、現実があるとそういうものができてくるという、本当の意味の成熟した社会じゃないわけですので、それはそれでいいんです。今回の教育委員会制度も、大津から始まっているわけですね、まず。

もう一つ見方を変えたときに、これは菊地市長がそうだじゃなくて、一般論として、要するに選挙で選ばれた知事や市町の首長にこそ民意を反映できるという考えがあるんだよというのが、もう一つのかなり軽骨な一般論ですが、考え方なんですね。これについては、市長、いかがでしょうか。そういう考え方について、どんな感想を。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 私は、選挙によって民意で選ばれた市長だからということではなくて、 行政の長であるという、つまり全体の予算を総括している行政の長であるということと、それから市長にはもう一つ、市民の代表という位置づけがあるんですね。そういった意味で、 教育委員会等をもっと制度的にしっかり意見交換する制度があったほうが、今よりベターではないかということを考えています。
- O議長(飯田正志君) 再質問ありますか。 小長谷朗夫議員。
- ○3番(小長谷朗夫君) 新教育長は、従来の教育長と教育委員長を一本化した形でできるわけですが、その辺の権限というか、その辺は、市長さん、いかがでしょうか。
- 〇議長(飯田正志君)答弁求めます。市長。
- **〇市長(菊地 豊君)** やはり私も多くの方が指摘されたのと同様に、教育委員長が形式的に

は教育委員会の最高責任者になっています。実態は教育長ですよね。そこはやはり形式的な 責任者と実態の責任者を合わせるほうが妥当だと私は考えています。

- O議長(飯田正志君)再質問ありますか。小長谷朗夫議員。
- ○3番(小長谷朗夫君) そこで、次に、一番に今回の改革制度の中で問題なのは、総合教育会議を首長が主催するわけですね。そして教育振興策の大綱をつくらなきゃならない。伊豆市に当てはめれば、市長が主催して総合教育会議を開いて、そのメンバーは教育委員さんも入ったり学識経験者も入ったりして、要するに市長が一人で決めるわけじゃないんですが、会議の中で決めていくわけですが、要するに大綱づくりをするという大変責任重大な役目が首長にかかってくるわけですが、このことについてはどうでしょう、市長さん。
- 〇議長(飯田正志君)答弁を求めます。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 義務教育は、私が申し上げるまでもなく、憲法の中にあるわけですね、普通教育として小学校と中学校が。そして、内容も学習指導要領が当然決まっているわけです。先生も県内、人件費払って、事実上、田方郡の中で運用されているわけですね。じゃ、新しくそれ以外に教育の要素を入れるとしたら、地域に関する教育とか、あるいは地域みんなでいろいろなさまざまな多様な大人が子供の人格を形成するとか、そういったもの、地域にふさわしいものにする。そうすると、そこは本当に学校の先生だけがいいんでしょうか。私はやはり市長を含む多様な市民が、大人が参画していって、国が決めたルール以外のところを伊豆市の子供たちに人格形成とか地域教育をするという意味では、私は不安よりもむしろ望ましいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(飯田正志君)再質問ありますか。小長谷朗夫議員。
- ○3番(小長谷朗夫君) 我が伊豆市の菊地市長さんみたいなお考えの方ばかりでないもんで、 先ほど一般論で言わせていただいたんですが、要するに全国的に心配しているのはね、そう いう市長なら市民も支持をしているよと、さっきも質問したんですけれども、要するに4年 任期なんだから4年でかわるわけですよね。そうすると、少なくとも人がかわれば大綱の中 身ももしかしたら変わるかもしれません。そうすると、4年スパンで考えていくようなこと も危惧されるわけですよね。その辺を心配しました。

ただ、日ごろから市長は教育を大切にしているというお話をいろんなところでお話ししておりますので、安心しているわけですが、仮にとんでもない市長さんで、この大綱の中に、学力向上アップのためにこういうことをしなさい、それから、今話題になっている全国学力学習状況調査を公開しなさいなんて、大綱の中にですよ、盛り込まれたら公開しなきゃならないわけですね、それは。だけど、それを聞いた教育委員会が反発してもいいわけですけれども、制度上は反発できるわけですよね。だけど、多分できないと思うんです。

そういうことで、ここの④番にもかかわってくるんですが、市長さんの4年の任期と、新 教育長の3年の任期というのは、要するに直接罷免もできるわけですから、意にかなわなか ったということも、事によったら自分の任期の中であるわけですよね。

だから、いろいろな意味で教育が変わるということで、ぜひ来年の4月以降、今度実施されたら教育長にお尋ねしますけれども、きょうは市長に尋ねましたけれども、次は教育委員会にお尋ねする予定でおります。ですから、そういうことで、4月以降、大変になりますけれども、ぜひこれに対処していただければと、そんなふうに思います。

質問を終わります。

O議長(飯田正志君) これで小長谷朗夫議員の質問を終了します。 これで一般質問を終了します。

◎散会宣告

〇議長(飯田正志君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 次の本会議は6月16日午前9時30分から開催します。 本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでした。

散会 午後 1時37分

平成26年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議 事 日 程(第4号)

平成26年6月16日(月曜日)午前9時30分開議

日程第 1 議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)

日程第 2 議案第47号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

日程第 3 議案第48号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)

日程第 4 議案第49号 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)

日程第 5 議案第50号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)

日程第 6 議案第51号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1 回)

日程第 7 議案第52号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)

日程第 8 議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて

日程第 9 議案第54号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一 部改正について

日程第10 議案第55号 伊豆市税条例等の一部改正について

日程第11 議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第57号 建設工事委託に関する協定の変更について(土肥浄化センター)

日程第13 議案第58号 市有財産の譲与について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永	岡	康	司	君		2番	三	田	忠	男	君
3番	小長	小長谷		夫	君		4番	Щ	下	尚	之	君
5番	Щ	田	元	康	君		6番	青	木		靖	君
7番	大 .	Ш	明	芳	君		8番	梅	原	正	次	君
9番	小長谷		順	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君	1	0番	西	島	信	也	君
11番	森	島	吉	文	君	1	2番	杉	Щ		誠	君
13番	室	野	英	子	君	1	4番	森		良	雄	君
15番	飯	田	正	志	君	1	6番	木	村	建	_	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊 地 豊君 副 市 長 鈴木伸二君 教 育 長 勝呂信正君 総務部長 伊郷伸之君 市民環境部長 山口一範君 健康福祉部長 鈴 木 正君 観光経済部長 杉 山 健太郎 君 建設部長 佐 藤 喜 好 君 教育委員会事務局長 森 下 政 紀 君 会計管理者 植田博昭君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長飯田勝久

次 長 杉山和啓

主 幹 鈴木康子

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長(飯田正志君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、平成26年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

〇議長(飯田正志君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案訂正

〇議長(飯田正志君) なお、議案審議の前に、総務部長より訂正の報告がありますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 議案の訂正をさせていただきます。

議案のページの3ページ、4ページの報告第7号 平成25年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について、この議案につきまして報告をさせていただきました4ページの繰越計算書でございますが、4ページの表の下から2つ目、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名が市道整備事業、翌年度繰越額8,630万円、この金額には変わりございませんが、右側の財源内訳のところで間違いがございました。その他としまして、580万円をそちら記載してございますが、これにつきましては地方債の欄にその580万円が来るべきところを記載誤りでその他のところに記載してございます。ですので、この580万円につきましては、その他ではなく地方債ということで訂正をさせていただきたいと思います。

それに伴いまして、地方債の合計欄、一番下の合計額、3億8,140万円を3億8,720万円へ 訂正をお願いいたします。

あと、その他のところの合計ですが、957万6,000円ですが、377万6,000円へ訂正ということで、お配りさせていただきました明許費の計算で差しかえのほう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎議案第46号~議案第52号の質疑、委員会付託

○議長(飯田正志君) 日程第1、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)から日程第7、議案第52号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)までの

7議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、質疑に関しましては、会議規則第55条第3項に「議員は、質疑に当たっては自己の 意見を述べることができない。」また、伊豆市議会運営規定により、「委員会付託案件に対 する質疑は、議案の趣旨又は必要性の確認、提出された経過等の大綱とする。」ということ になっておりますので、留意されるように申し添えます。

初めに、議案第46号について、14番、森良雄議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

何か議長から細々した注意がございますけれども、我が議会はどうも自由な討議ができないようですね。それはそれとして、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)について質問させていただきます。

14番、森良雄です。

まず、12ページの第2表、債務負担行為について。

シルバー人材センター新規開拓事業委託ですか、160万円。 I ターン促進事業委託200万円。 被災農業者経営体育成支援事業利子助成金、よくわからない。技術伝承プログラム支援事業 委託833万3,000円。これらの事業の26年度補正予算との関係、事業の総額、その内容、相手 先について詳細な説明を求めます。

2款1項1目弁護士訴訟謝礼94万1,000円、費用弁償58万7,000円。訴訟ではなく和解はできないのかというふうに書いておきましたが、私もこの件については、天城会館へ行ってみたけれどもさっぱり様子がわからない。わからないということは、書類を見せないんですね。議員の皆さん、これが天城会館の現実ですよ。皆さん、議会が動かないでどうするんですか。私は、訴訟などではなく公明正大、全部公にすべきだと思いますよ。

続いて、7款1項3目観光施設整備事業530万円。事業の詳細を伺いたい。場所や利用者 状況、事業総額、御説明いただきたい。

10款 3 項 1 目土肥中学校管理運営事業1,423万円。事業の詳細を伺いたい。 以上でございます。

○議長(飯田正志君) それでは、答弁願います。 市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

- **〇市長(菊地 豊君)** 皆さん、おはようございます。 それぞれ担当する部長から説明させます。
- ○議長(飯田正志君) それでは、答弁願います。 観光経済部長。

[観光経済部長 杉山健太郎君登壇]

○観光経済部長(杉山健太郎君) おはようございます。

ただいま森議員のほうから質問をいただきました観光経済部所管の事項について、説明を いたします。

まず最初に、債務負担行為と26年度補正予算との関係ということで4件いただいておりますので、そちらから説明をさせていただきます。その後、観光施設整備事業のほうを御説明いたします。

この債務負担行為における各委託事業については、緊急雇用創出事業の地域人づくり事業、 こちらを財源として平成26、27年の2カ年にわたり実施をする事業となります。

総額についてでございますが、シルバー人材センター新規開拓事業委託、総額は240万円、 そして、Iターン促進事業委託、総額は600万円、技術伝承プログラム支援事業委託、総額 は2,000万円ということになります。

第2表の債務負担行為については、27年度の限度額ということで御理解をください。 個別に説明をいたします。

シルバー人材センター新規開拓事業委託でございますが、平成26年度は80万円の予算計上 となっております。

内容でございますが、新規の会員を確保し事業受注減の中、経営の安定を図ることを目的 に民間企業や一般家庭を営業訪問し、会員の就業機会と生活収入を確保するために行う事業 であるということです。

相手先は、シルバー人材センターでございますので、伊豆市シルバー人材センターという ことになります。

この内容が、先ほど述べた事業の内容、これが緊急雇用創出事業の雇用拡大プロセスの就職支援型というものに該当するということで、今回提案をしております。

なお、この事業については、事業期間は26年10月から28年3月ということで予定しております。

続きまして、 I ターン促進事業委託でございます。平成26年度400万円の計上です。

内容でございますが、市内外の求職者と市内求人間の雇用のミスマッチを解消するための 事業を行い、地域事業所の人不足の解消と移住、定住の促進を図る事業で、こちらも雇用拡 大プロセスの就業支援型という事業項目に該当するということでございます。

事業の相手先ですけれども、事業者の能力というものに主眼を置きまして、企画、提案能力のあるもの、これを基本に公募型、市内業者を予定しておりますが、公募型のプロポーザル方式での募集ということを考えております。

事業期間については、26年8月から28年3月ということでございます。

続きまして、1つ飛びまして技術伝承プログラム支援事業委託、こちらの御説明をいたします。

平成26年度については、1,166万7,000円の予算計上となります。

こちらの内容でございますが、若者等を雇用して、個人事業主や企業の持つ技術を伝承する人材育成プログラムを実施する企業などを応援することで、市内企業の後継者の育成を図る事業で、こちらは雇用拡大プロセスの直接雇用型というものに該当いたします。

相手先につきましては、その事業の提案内容に主眼を置きまして、優秀な提案をしたものを選ぶ方式として公募型、当然これ事業対象次第でございますけれども、公募型のコンペ方式での募集を考えております。

事業期間については、26年8月から28年2月ということで予定をしております。

続きまして、農業の関係でございますが、被災農業者の経営体育成支援事業利子助成金についてでございます。

こちらにつきましては、5月の議会でも申し上げたとおり、26年2月の大雪によりまして 大きな被害が発生しました。農林業、こちらについて、国において農業生産施設等の再建支 援のために被災農業者向け経営体育成支援事業、こちらを実施することになりまして、5月 の臨時議会におきまして農産物生産施設の撤去及び再建、復旧等の費用を助成する補正予算、 これを議決いただいたところでございます。

今回の補正予算につきましては、被災した農業者等が今後も意欲を持って事業を継続し、 そして市の農林業等の産業の保持、継続のために、市の単独事業として被災農業者経営体育 成支援事業利子助成金制度を創設したことによる補正予算でございます。

この制度は、施設の再建、修繕に係る設備資金の借り入れと、もう一つは、作物等への被害により収入が減少した農業経営体に対して営農継続のための運転資金の借り入れ、これを対象といたしました。

設備資金については、年利0.5%を上限として最長10年間の利子助成、運転資金につきましては、年利0.5%を上限として最長5年間の利子助成を行うものでございます。

なお、利子助成期間を先ほど述べたとおり最長10年としておるために、平成35年までの債 務負担行為を設定させていただきます。

今回の補正予算額につきましては、農業経営体が自己負担する事業費の10分の1、約4,400万に対する返済利息分を計上してございます。

そして、続きまして、7款の観光施設整備事業のほうの説明を続けてさせていただきます。 お手元に補足資料として湯道の周辺図というものをお配りしてあると思います。こちらの グリーンで塗ったところが今回の事業対象です。

今回の測量設計委託をする箇所、この箇所については湯道のルートとして指定をしてございますが、実は未整備になっておる区間がありまして、今回、その大滝の橋が大雪によりまして落橋という事案が発生し、その復旧を契機に整備の優先度を高めるということで計画をしております。県の補助金を利用しての再整備を考えているために必要な測量及び基本設計の委託ということになります。

以上で、私のほうからの説明を終わります。

〇議長(飯田正志君) 次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

〇総務部長(伊郷伸之君) 議案第46号の2款1項1目弁護士訴訟謝礼について、お答えいた します。

この弁護士訴訟の謝礼でございますが、今回、昨年度末に提訴されました住民訴訟に対する弁護士の謝礼でございます。

この事件に対応するために、1年間の報償費の見込み額と当初予算の計上額を差し引きました不足額として94万1,000円を追加させていただくものです。

同様に、費用弁償につきましても、この訴訟に対応するため58万7,000円を計上させていただいております。

なお、訴訟ではなく和解できないのか、訴訟する理由でございますが、当然この補正で対応させていただきます訴訟は、平成26年2月24日付で静岡地方裁判所に伊豆市長を被告として提訴された損害賠償請求権等行使事件に対するものでございますので、当然市としてはこれに対応するためのものでございます。

以上でございます。

〇議長(飯田正志君) 次に、教育委員会局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

〇教育委員会事務局長(森下政紀君) それでは、私のほうから森議員の議案第46号、予算書 のほう59ページでございます。

10款3項1目の4土肥中学校管理運営事業の13節委託料でございます。施設改修工事設計委託料についての御質問にお答えをさせていただきます。

本業務委託は、第2次伊豆市学校再編計画で報告をさせていただきました土肥地区の小中 一貫校の開校に向け、校地となる土肥中学校の施設改修工事の設計業務を委託するというも のでございます。

既存の建物は3階建てで、普通教室棟、それから美術室とか木工室とか入った特別教室棟、 それから図書室、音楽室棟の3棟、それと体育館という構成がされております。必要教室等 の配分を考慮し、既存の建物の改修をベースに事業を進めるものでございます。

本年度中に全体の改修計画をまとめ、概算事業費を算出し、実施設計までを予定をしてございます。

土肥地区の小中一貫校は、平成27年度、来年度と28年度で改修工事を進めまして、平成29年4月の開校、ここを目指すというものでございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

森議員。

○14番(森 良雄君) 款ごとに話していいですか。

それでは、一応第2表で言ってしまったもので、このところはまとめて質問しますけれど も、まず、シルバー人材センターですね。要は営業範囲を広げたいために営業活動すると。 今まではこういうことやっていなかったのかどうなのか、まず1点お聞きしたいですね。

I ターン促進事業委託、これはこれから誰がやるのか募集したいということですね。現状 平成26年度予算の中でも、何というんですか、住宅建設の促進とかいろいろやっていると思 うんですけれども、それとはまた別に促進事業をやりたいということなのかどうなのかです ね。

それから次に、被災農業者経営体育成支援事業、これは総額どのぐらいになるのかという ことはわからないのかどうなのかですね。

次に、技術伝承プログラム支援事業委託、この事業については現状の観光経済部のほうで進めるんですか。シルバー人材センターとか I ターン促進事業はどうも人を雇うようなふうに見えるんですけれども、技術伝承プログラムはそういうお話はなかったように見受けるので、その辺をお聞きしたい。

以下、2款とか7款、10款についてはまた別途質問させていただきます。 以上です。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長(杉山健太郎君) まず第1のシルバー人材センターの新規開拓事業をやって おらなかったかということでございますが、従来からこれはやっておりましたけれども、今 回の事業メニューの中にこのあたりが該当するということで、今回の事業提案をさせていた だきます。

伊豆市シルバー人材センター、現在、事務局長以下7名のスタッフで各担当業務を行って おります。国及び伊豆市からの補助金も年々減額される中、業務拡大に対する担当の確保や 現状予算でも雇用も厳しいため、この事業を使って事業の継続を願っていくということでご ざいます。

それと、Iターンですけれども、従来の事業とは別にやるのかということでございますけれども、これはおっしゃるとおり別にやるということで御理解をください。

事業の目的といたしましては、先ほど来、私が申し上げたとおりでございまして、求職者と事業者とのミスマッチ、これが非常に顕在化しているということから、これをうまくマッチングさせていくという形でやるということで御理解をください。

それと、被災農業者支援事業の総額はということでございますが、今回22万円の補正を計上させていただきましたが、先ほど申し上げたとおり、想定する事業費4,400万に対しての22万円ということでございますので、総額についてはこれから借り入れ、運転資金等もございますので借り入れ等が発生した場合には変わってくるということで、総額は確定をしてお

りませんので、あのような書き方で債務負担行為を設定させていただきます。

それと、もう一つの技術伝承プログラムのほうでございますが、これは説明したとおり、 企業が直接雇用する、これに対しての事業委託ということでございます。

ですから、シルバーについては先ほど申し上げたとおりの雇用拡大プロセスの中の就職支援型、そして技術伝承については直接雇用型ということの仕分けになっております。 以上です。

- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** この第2条債務負担行為について、3回目ということで質問させていただきます。

まず、シルバー人材センターとIターン促進事業委託については、人を雇いたいというふうに理解してよろしいですか。現状7名ぐらいいるということで、普通の企業体、事業体だったら日常活動として、シルバー人材センターですけれども、日常活動として業務の幅を広げたい、新規開拓するというのはやっているべきなんですけれども、今のところ余りやっていないというふうに理解してよろしいですか。それは、これから人を雇って本格的にやるんだと。どういうふうにやるのかは、ちょっとシルバー人材についてはお伺いしたい。

I ターン促進事業、これはよくわからないんだけれども、ちょっと飛ばします。

被災農業者経営体育成のほうの22万円ですか、この22万円というのは26年度だけの金額ですか。それとも5年間というふうなお話がありましたけれども、それを含めてなのかどうなのか。

次、技術伝承プログラム支援事業委託。これは、これから各事業所にPRしてやりたいということなのかどうなのか伺いたい。

以上です。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長(杉山健太郎君) シルバー人材センターの事業のやり方ということで理解をいたしましたけれども、先ほど来申し上げているとおり、シルバー人材センター事務局人員が非常に限られております。その中で、実際に1名増加するのか、それともその中で時間を増加するのか、そのあたりのやり方についてはまだこれからということですけれども、とにかく営業力の強化という形でこれから事業提案を受けていくというふうに御理解をください。それで、被災農業者の22万ですけれども、平成26年度の積算の中で提案をさせていただくということでございます。

あと、技術伝承型プログラム、これについては、市内各企業から応募いただきまして、その中を精査して、その中で事業者さんにやっていただくというふうに御理解をください。 以上です。 ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
森議員。

- ○14番(森 良雄君) 次、弁護士訴訟謝礼なんですけれども、はっきり言わせてもらって、ここ五、六年訴訟、訴訟ですよね。新たにこれをまた。当初予算のときには、このあれは入っているのかなというふうに僕は理解したんですけれども、これは全く新しい、特に天城会館に対する新たにこの弁護士訴訟謝礼が発生したというふうに理解してよろしいですか。
- O議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 当初予算では、弁護士の訴訟謝礼ということで特に特定の事件を 想定したものではなくて、いろいろ弁護士に裁判も含めて法的な手続等依頼する場合もござ います。その場合の謝礼として42万円を計上しておりました。

今回の訴訟につきましては、平成26年2月24日付で裁判所のほうに提出されております。 ですので、当初予算のときに、編成しているときには訴訟等届いておりませんでしたので、 当初予算につきましては今回の訴訟とは別になります。

ですので、今回は当初予算で計上してあった予算額の不足額ということで追加させていただきます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
森議員。

- **○14番(森 良雄君)** これは当初予算プラスここにいる約150万近い予算が計上されておりますけれども、総額だとちょっと当初予算まで見てこなかったんですけれども、プラスということでよろしいですか。ずいぶんというか、なぜそんなに訴訟費用が、1年間ですよね、これ、訴訟費用がかかるのかどうなのか。
- O議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 当初予算に対する不足分として計上していただいておりますので、 当初予算プラスということではございます。あくまでもこの事件に対する弁護士の訴訟謝礼 の合計額に当初予算で計上してあります42万円、この不足分を計上したということでござい ます。

それで、期間につきましては、1年間ということでございます。予算上は1年でございます。

以上です。

O議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。 次に移ってください。3回やりましたよ。

〇14番(森 良雄君) 弁護士訴訟謝礼について、3回目の質問させていただきます。

- ○議長(飯田正志君) 3回やりましたね。3回やりましたもの。
- **〇14番**(森 良雄君) 3回やった。
- ○議長(飯田正志君) はい。最初登壇して今2回やりましたので3回です。次、7款に移ってください。
- 〇14番(森 良雄君) 次7款でしょう。
- 〇議長(飯田正志君) はい。
- **〇14番(森 良雄君)** 次、観光施設整備事業ですね。湯道の改修ということなんですけれども、橋が落ちたから、あわせて周辺道路の整備をしたいということなんですけれども、まず、これは設計委託で530万円かかるというふうに考えていいわけですね。

それともう一つ、通常見ていたら、利用者いるのかなというふうに感じるんですけれども、 その辺どういうふうに考えているのか。前の出会い橋のときも、当時の建設部長が相当利用 者がいるというふうなことをおっしゃっておったけれども、どうもそれは周辺住民の人口を 言っているだけなんですね。今回はその辺どうなんですか、お伺いしたい。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長(杉山健太郎君) まず、第1点目の設計のみかということでございますが、 今回は測量設計ということで、測量の全長が195メーターということでもくろんでおります。 そして、利用者のお話ですけれども、当該湯ヶ島周辺、大滝地区ですか、周辺と、あとは 観光客の利用ということで御理解をください。

以上です。 〇議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

森議員。

○14番(森 良雄君) 事業の内容はこれからどうも決まるようですけれども、これだけの 事業をするにはやはり今後数千万円の事業費がかかると思うんですけれども、総額どのぐら いの金額になるのかということは考えていないのかどうなのか。

それと、考えていないのだったら後でもいいですけれども、利用者はどのぐらいいるのかどうなのか。例えば、利用者は1日50人いますよとおっしゃるんだったら、やはり50人ぐらい観光客を呼んでくるぐらいの気持ちがないと。50人いますよと言ったけれども、実際はほとんど使っている人がいないというようなことにもなり得ると思うんですけれども、現状はおりませんか。考えていませんか、どのぐらい利用になるのか。

総額どのぐらいの事業になるのかということと、利用者はどのぐらいになるのか考えているかどうか伺いたい。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長(杉山健太郎君) 事業費総額でございますけれども、これは、これから測量

設計の中で工法等が検討されていきます。当然、構造物が多くなれば事業費は乗します。だから、そこはやり方でこれから低廉でなおかつ安全な施工方法、それを考えていきたいというふうに考えております。

それとあと利用者の部分ですけれども、地元とも既にお話し合いをしてございまして、要望書についてはとにかくつり橋を直してくれという要望書が非常に早く出ております。

そのあたり、あとは森議員のおっしゃるように観光客の利用者、50人か100人なのかということでございますけれども、これについては現状カウントをしてございませんので、現状が何人だから、じゃこれを直して何人ということは、現在は答弁はできないということで御理解ください。

ただ、私が申し上げたとおり、これは湯道のルート設定、回遊路湯道というルート設定になっておりますので、これの整備によりまして、さらに湯ヶ島の地区の回遊性が高まるというものと理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

森議員。10款にいってください。

〇14番(森 良雄君) 次に移りますけれども、悪いけど天城湯ヶ島地区の観光がどんどん こういう整備をすることによってふえていくんだったらいいんですね。ぜひそうしてください。

次、土肥中学校管理運営事業に移ります。

ここの1,423万円の事業費、総額どのぐらいの事業になるのか考えているかどうなのか。 それから、せっかく教育委員会の人がいるから、そうですよね。どのぐらいの教育効果の 向上を狙っているのか。例えば I Tに対する、例えば全教室にコンピューターが設置できる ようなことを考えているとか、ほかの学校のことですけれども、 i Pad とかパソコンを児

童1人当たり1台支給すること、使わせることを考えているだとか、何かそういう特別な今までやっていないようなこともやることを考えているのかどうか伺います。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(森下政紀君) それでは、森議員から総額どのぐらいになるんだというところにつきまして、話をさせていただきます。

今回の1,423万、この補正予算で基本設計、それから実施設計という作業をしてまいります。ここの実施設計を踏んでこないと総額どのぐらいになるか、そこについてはここの席で、おおむねでもどのぐらいになるという部分につきましてもちょっと根拠のない話になりますので、総額についてはこれから算出されるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 教育長。

○教育長(勝呂信正君) 教育効果についてですが、教材、教具等、先ほどiPadとか電子 黒板等々だと思うんですが、それにつきましては、やはり今後、土肥中の一貫校含めまして 学校再編、第2次の中で伊豆市としてそろえなければならないというものについては考えて いきたいと思っております。

また、土肥中の先ほどありましたように設備につきましては、また今後の設計ということ で御理解いただきたいと思います。

- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** 今後の設計ということで考えているということなんですけれども、 少なくとも仕様書にこういうことまでやりたいというようなことをここで述べなければ、設 計業者はやってくれないと思うんですよね。

特にあれでしょう、市長さん、今度どんどん西海岸へ光ファイバーが敷設されているということになったら、それをやっぱり教育部門で利用しない手はないです。早い話が、各教室でそれに対応できるようにしておかなければ、せっかく光ファイバーができたって、また新たにということになっちゃいますよね。その辺はまだ全然考えていないの。

O議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(森下政紀君) この改築といいますか、改修にかかわりまして、土肥小学校、土肥中学校の校長先生始め全ての教職員の皆様から御意見をいただいて、特に中学校の校舎に小学生の小さい子供も入る施設になります。ですから、特にそこらの御意見、現場の先生方の御意見というものを本当に真剣に聞いた中で、事業を、仕様のほうも進めております。

以上です。

○議長(飯田正志君) これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

私は、議案第46号につきまして何点か質疑をさせていただきます。

まず最初に、ページでいきますと21ページ、2款弁護士訴訟謝礼ということで、今、森議員の質疑を聞いておりますと、弁護士訴訟謝礼が94万1,000円、それから費用弁償、これも弁護士絡みのような感じがしたわけですけれども58万7,000円、それと当初予算に42万円ですか、あるということなんですけれども、どういう弁護をされるのかわかりませんけれども、何か金額が高いような気もするわけですけれども、そこでこの点についてお伺いいたしますが、弁護士を頼むと、天城会館指定管理料に係る問題で菊地市長が訴えられている件ですけれども、どちらの弁護士を何人頼むおつもりですか、お伺いいたします。それが1つ。それ

をお答えいただきたいと思います。

それから、その下ですけれども、09-01費用弁償ということですけれども、これについて何か余りはっきりした答弁というか説明がなかったんですけれども、これは弁護士に対する旅費とか日当と、そういうことなのでしょうか。

費用弁償というのは、非常勤職員に出すものだと思うんですけれども、誰か職員を雇うのか。費用弁償という言葉が、市で雇っている常勤職員については旅費ということでやっていますよね、旅費ということで。それで、我々議員であるとか何とか委員とか、そういうものは、委員とかそういう非常勤の職員、議員も一応職員とすれば――そういう旅費日当については費用弁償ということを言うんですけれども、何で費用弁償という、こういう項目でやっているのか。弁護士訴訟謝礼の中に含まれないのか。何か私、大変違和感を覚えるんですよ、ここで費用弁償という言葉を使ってくるということは。

これについて、どういうわけで費用弁償という、そういう項目で、出すのは9節でいいんですけれども、費用弁償というのを何でつけるのか、私、非常に違和感がある。これについてお答えをいただきたいと思います。

次に、その下ですけれども、公有財産管理事業、15-41小下田ふるさとセンター駐車場整備工事ということで、今、図面が出てきましたですけれども、ここに軽自動車10台分、それから普通車11台分と書いてあるわけですけれども、議案の説明では、小下田ふるさとセンターが投票所になっているから、そのために駐車場が必要だということを説明したですよね。それで、それだけのためにこんなに10台も11台、合計21台もそんなに駐車場が必要なのかどうなのか。

それで、西伊豆眼科クリニックの前にやるということ、これでは通れなくなりますよね。 こんな広い道路というか、道路みたいなところですけれども、広い道路ではないのに、こん なところへ駐車場をつくって。つくったら、前のほうに軽自動車でも置いたら、奥のほうの 人は行かれないじゃないですかと私は思うんですけれども。

要するに、何のためにつくるのか、21台の駐車場を。小下田のこのふるさとセンターは、 選挙人名簿に登録している人が恐らく400人台だと思いますよ。そんな何千人もいる投票所 ではないんですから、そこら辺は必要性についてお伺いします。

それともう一つ、これは投票所に行く人のため、あるいは小下田ふるさとセンターへ行く 人のためだけにお使いになるのかどうなのか。選挙なんていうのは1年に1回あるか2年に 1回あるかそんなものですから、どうもそこら辺がよくわからない。それを1つお伺いしま す。

それから、普通車のほうは、これは何ですか、西伊豆眼科クリニックの奥ですから崖みたいになっていますよね。そこを崩してつくろうと、そういうことなのかどうなのか。何でそんなことをする必要があるのか。これはほかの人が使ってもいいのかどうなのか。ほかの例えば西伊豆眼科クリニックへ来た人のために使っていいのかどうなのか、それともだめなの

か。あるいは富士見園とか何とかという旅館に来ますよね、そこの人がとめる可能性はある のかないのか、そこら辺をお伺いいたします。

それから、次へいきます。

その一番下ですけれども、総合計画策定事業ということですけれども、政策調査専門員報酬と、それからその下に臨時職員社会保険等保険料ということなんですけれども、まずその下の04-13は政策調査専門員の社会保険料なのかどうかということを1点お伺いします。

いいですか、それから、政策調査専門員、これは何の説明もなかったんですよね、今まで 一回も説明がなかったものですからお聞きするわけですけれども、政策調査専門員という人 は何をやるのか、どういうことをやるのかの説明をお伺いいたします。

それから、専門員への報酬ということですね。この専門員というのは恐らく雇うんでしょうけれども、これもまた非常勤の職員なんですよね。報酬をくれるのは非常勤の職員、非常勤ということは要するに日割りでやっているわけですよ。我々議員は日割りではないですよ、月割りですよ。だけど、その他の非常勤の職員は日割りでやっているんですね。月に何日ぐらい勤務するのか、お伺いをいたします。どこで勤務するのかということですね。そのことについて、政策調査専門員と保険料のことについてお伺いいたします。

それから7款へいきます。

47ページですけれども、技術伝承プログラム支援事業委託料ということで、今、森議員も 質疑がありましたが、まず、これは国・県支出金が事業の予算の全部、収入を占めているわ けですけれども、これはどこの関係の、要するに国だか県かわかりませんけれども、国だと したらどこの省庁から来る補助金ですか、何ですか、わかりませんけれども、1点お伺いを いたします。

それから、技術伝承プログラムということですけれども、先ほど直接雇用で企業にお願いするというお話があったんですけれども、技術伝承というとどのようなことをやるのか。ただ単に人を雇えばいいというものではないと思うんですよね、雇用の拡大といっても。ですから、どのようなことが対象になるのかということを1点お伺いします。

それから、支援事業と書いてあるわけですけれども、これはどういうこと、先ほど今の質問にも関連するわけですけれども、これは技術者、要するに技術のある人が若者へ技術を伝承するというようなことだと思うんですけれども、どっちへ支援するんですか。技術者へ支援するんですか、それとも雇用された人を支援するための事業なのか、それとも技術者にもそういうあれは出るのか、そこら辺をお伺いします。

それから、先ほどの説明ではよくわからなかったわけですけれども、技術伝承というから 具体的に言うとどういう、例えば職人のやる竹細工であるとか、何か彫刻をやるとか、ある いは何かわかりませんけれども、どういうことをイメージしているのか、そこについてお伺 いをいたします。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長(伊郷伸之君) ただいまの西島議員の御質問にお答えします。

まず、訴訟の謝礼、どこの弁護士で何人かということでございますが、東京のさくら共同 法律事務所、委任する弁護士は3人でございます。

費用弁償は弁護士に対する旅費日当かということでございますが、そのとおりでございます。

費用弁償は非常勤職員に出すものと思うが職員を雇うのかということでございますが、費用弁償につきまして、議員おっしゃるとおり、職員につきましては旅費ということで普通旅費で対応しております。職員以外の非常勤職員とか、その他お願いした方につきましては、費用弁償で費用を弁償するということで、この費用弁償で今回対応させていただいております。

謝礼にこの費用弁償等含まないのかということでございますが、弁護士の謝礼につきましては、1年のこの事件に対する謝礼ということでございます。費用弁償は実際に裁判所等へ出向かれた時の旅費や日当を回数に応じて支払うというものでございますので、謝礼には含んでございません。

次に、小下田ふるさとセンター、投票所であるからこれだけの理由かということでございますが、小下田ふるさとセンター、今年度から広域避難所としても指定してございます。また、日常、小下田連合区の方々が多目的に利用もしています。ですので、週末になりますと西伊豆眼科クリニックセンターのほうでも患者さん等多く利用されておりますので、やはり駐車場は不足しているということで、それら全て含めまして、今回駐車場のほうを整備するものでございます。

投票所とセンターの利用者のためだけかということですが、先ほど申しましたように、避難所でもございます。センターの利用者、投票所また西伊豆眼科クリニックの利用により大変車の数が多くなるということで、御理解いただければと思います。

普通車側は崖だということで、崩すのかということでございますが、普通車側、ちょっとかぎになっているんですが、絵では大分かぎにはなっていますが、実際ここは一段高くなっているのり面といいますか、一部石積みがありまして、それからのり面になっているところ、そこを擁壁ブロック積み等で造成しまして、つくるというものでございます。

利用者の区分につきましては、先ほどの必要性のところで申したとおりでございます。

次、政策専門員の御質問ですが、社会保険料はこの政策調査専門員かということでございますが、そのとおりでございます。

専門員は何をするかということですが、いろいろ今年度と来年度で第2次の総合計画のほうを策定する準備を今、進めてございます。いろんな行政の諸課題等、いろいろ整理すると

いうことと、ただいま市民セッションのほうを今年度新たに開催しております。これから個別セッションを含めて、1年間で一応8回の予定をしております。その市民セッションの中でもいろいろ論点整理や分析をしていただく、そういうお手伝いを一緒に職員とやっていただくということでございます。

報酬につきましては、先ほど、議員、月何日かということで日割りではないかということですが、この専門員につきましては、時間1,200円の報酬ということで予算のほう計上してございます。1週間大体30時間から31時間ということで勤務のほうを考えております。

どこに勤務するかということでございますが、総務部の政策推進課のほうで総合計画の策 定をしておりますので、そちらのほうへ所属するということでございます。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長(杉山健太郎君) それでは、御質問にお答えいたします。

まず、事業所管ということでございますが、こちらは厚生労働省でございます。

対象事業と人とか企業が対象かとか、具体的イメージということで3つほどいただきましたけれども、これらについては、今回考えている技術伝承プログラム支援事業の事業対象は、 農業、林業、漁業、製造業、情報通信業という5業種を想定をしております。当然、企業さんからの提案でこの事業を行いますので、対象となるのは企業が対象となります。

具体的に言いますと、例えば、林業でございますれば山林知識であるとか木の伐採技術の習得、漁業でありますれば操船技術の習得と、製造業であれば金型の製作とか、そのような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

西島議員。

〇10番(西島信也君) それでは、再質疑をさせていただきます。

2款は2款ごとでやるわけですかね。4点あるわけですね、大分錯綜しますけれども、それではまいります。

まずは、弁護士訴訟謝礼ということで、東京の弁護士を3人頼む、これから頼むんでしょうけれども、そういうことですけれども、まず1点質問は、何で東京の弁護士を頼まなければならないのか、伊豆市にも顧問弁護士を雇っていると思うんですけれども、東京の弁護士も顧問弁護士になっているのかどうなのか、何で近くの弁護士に頼まないのか。それで、費用弁償も後から言いますけれども、東京から来るのでは当然旅費だってかかるし、それだけ身体拘束されるから高いものになるわけですよね。

何でそこで費用を節減しようと、こういうお考えがないのかどうなのか、あるのかないの かどうなのか。それとも東京の有名弁護士でなければ勝てないような訴訟なのかどうなのか、 ここら辺を1点お伺いしたい。これは市長さんが頼んでいるのかもしれませんけれども、もしあれだったら市長さん、答えてください。それを1つ。

それから、弁護士費用が大変高額になっているということなんですけれども、部長以下専門の役場の市の職員がいますから、そんな弁護士に頼まなくても、そんな様子がわからない弁護士に頼まなくてもいいじゃないかと、市の職員でも、最低限のところだけ弁護士に頼んで、あとは市の職員が、自分たちがやってきたことですからね。架空のことやっているわけではないんですから。当然、それだけの法律的根拠があってやってきたことでしょうから、何でこんな高額な弁護士費用になるのかお伺いします。

それから、その下にいきまして、費用弁償ですけれども、常勤の職員は確かに旅費日当出 すわけですよね。

それで非常勤の職員に、非常勤の職員ですよ。職員に出すのが、誰だって出していいというものではないです、費用弁償というのは。非常勤の職員に出すのが費用弁償というものなんですよ。費用弁償を出す人のあれは条例で決まっているでしょう。誰が幾らで、それは議員もそうですけれども、議員だって議会に行けば2,600円とか2,000円とか。あるいは、ほかの費用弁償を受けられる委員の方たちもそれぞれ決まっているわけですよ。

だから、伊豆市の頼む弁護士というのは伊豆市の非常勤職員ではないわけですよ。ここは おかしいと私は言っているけれども、どうですか、お伺いをいたします。

それから、小下田ふるさとセンターですけれども、避難所になったから、避難所へ車で行く人なんていないですよ、大体において。みんな通れなくなっているんだから、みんな歩いて行きますよ。私はおかしいと。それで、投票所がどうとか、投票所のことはもう撤回したわけですかね。

ここに軽自動車をやると通れなくなるじゃないですか、ここのところ。広いところではないですよ、西伊豆眼科クリニックの前の道は。こんなところへ軽自動車を10台やったら通れなくなると思いますけれども。一番出ているところと軽自動車のところとどれくらいあるんですか、幅は。それをちょっとお伺いします。これじゃ、あなた、恐らく2メートルなんてないと思いますよ。

こんなことにそんな1,800万円も金を出すなんて大体おかしな話で、もっと有効的に使ってもらいたいと思うんですよね、費用対効果で使ってもらいたいと思うんですけれども。それはさておき、ここの間はどれだけあるのか、それをお伺いします。

それから、政策調査専門員ということで時給1,200円で週30時間から31時間払うということなんですね。私が言いたいのは、項目の立て方が、費用項目の立て方がおかしいんですよ。何でこれが報酬になるんですか、報酬に。さっきの費用弁償もそうですよ。何でこれが報酬になるのか。いいですか、報酬の額というのはそれぞれ条例で決めなければならないことになっているんですよ、条例で。決めてあるんですか、この専門員の人は、報酬の額を。決めてはいないでしょう。だからこうしている。賃金なら賃金のほうがよっぽどいいわけですよ。

ほかの臨時職員と同じように賃金なら賃金で。

それと、さっき言った週30時間というのもおかしな話ですよ。週30時間というと常勤の職員です、非常勤ではないですよ。臨時職員だけれども常勤の職員ですよ。常勤です、この人は。そこがおかしいと。だから、私は頼むということは、それはいいかもしれないけれども、政策でそういう人を頼むということはいいかもしれないけれども、項目の立て方、要するに予算科目の立て方がおかしいと言っているんです。

さっきの弁護士の費用弁償もそうです。この報酬もそう。だから、これについて何かあれがありましたら、いやそうではないんだという話がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(飯田正志君) 答弁願います。
 - 市長。
- **〇市長(菊地 豊君)** 費用弁償とそれから報酬の項目立てについては、総務部長から説明を させ、ふるさとセンターの駐車場の距離については、総務部長から説明させます。

まず、弁護士なんですけれども、伊豆市って極めて異常な状況にあるんです。

私は3月から法務省の総合法律支援に関する有識者検討会というのに首長代表として参加をしてまいりました。委員さんは皆さん法律の専門家ぞろい、日本を代表するような方々の中で、雑談の中で伊豆市は非常に行政訴訟が多い。それで、えー、そうなんですか、そうしたら、議員とか元議員が起こすんですと言ったら、法律の専門家の皆さん、えーっとおっしゃるんです。毎年あるんです。まずほかにはない。

それから、先般の全国市長会の折に、財政見通しに関する勉強会がございましたので、私は、これは総務省の自治財政局長に、何度も私が議会で申し上げたとおりです。国も今とにかく施設を整理統合しなさいと、こう言っているわけですね。我々はまさにそう、4町が合併しましたから、いろんな施設が統合したり、あるいは不要になったもの、あるいは効果がないもの等整理しなければいけない。そのときに、必ず安く売るか安く譲渡するか、状況によっては無償で譲渡するか、あるいはほかのことに転用するか、つまりその施設の当初の建設目的とは違うことをやる。目的外使用するか、要するに安く処分するか。不良資産処分と同じなんですね。だから、その都度その施設に応じた最適の処分の仕方を我々が考えて、議会に提案しますので、ですから議会でお諮りしますという言い方をずっとしてきているわけです。そのたびに議決されたことが、こういった訴訟になるわけです。

したがって、こういう状況では住民訴訟のハードルが低すぎて、我々のような大胆なことはできない。そのために市の職員こんなに、1回目の訴訟準備でこんなに準備するんですよ。こんな厚さの文書を。そうしたら、こう局長はおっしゃたんですね。そもそも行政訴訟というのは、例えば、昔、町の助役さんが公金持って逃げちゃったとか、そんなときに議会で、議員でなくて議会にいなくて追及できないときは、町民とか市民がそういったときに訴訟できるようにしようと思って行政訴訟をつくったところなんです。

今は、議決をされたものまでこうやって訴訟になっていくわけです。その中で、伊豆市は極めて特別な状況の中にある。これが今、伊豆市の置かれた状況であって、市の職員は物すごい負担を、余計な負担をいっぱいしているわけですね。そういう状況の中にあるということ。したがって、顧問弁護士も今、2事務所というか2名といいますか、にさせていただき、対処せざるを得ない状況というわけです。

そして、具体的にこういった訴訟になった場合、これ議決が行われた費用なんです。こういった非常に、職員としてはちゃんとやっているつもりのところが、毎年のように訴訟になっている。そのときに私は市民の利益を守らなければいけない。私が被告になったのは、市民の代表、行政の代表として市長になっているけれども、市有財産をどのように使うか、処分するかというのは、まさに市民の利益なんです。市民の利益を私は守らなければならない。そのケースに応じて最適な弁護士さんをお願いするというのは、私は市長としての責務だと思っておりますので、ケースに応じて最適と判断される弁護士事務所をお願いしているわけでございます。

それから、小下田ふるさとセンターについては、何も眼科医院のために駐車場を整備するわけではないけれども、小下田地区にとって今、非常に高齢化が残念ながら進んでいる小下田地区の中で拠点となる施設なんですね、このふるさとセンターというのは。米崎の方も大雨とか先般の津波のときにはあそこまで避難された。大雨は今、先行的に、物すごいどしゃ降りになって歩いて行かなければいけないような状況ではなくて、その前に、危ないという見通しで、できれば独居老人とか高齢者のお二人とか障害のある方とかを近くの方が車で行けるような状況でなるべく避難勧告なんかを出そうとしているわけです。

それから、いろんな集会を行うときにも、小下田は基本的に拠点はあそこしかないわけであって、むしろ、しっかり駐車場なんかも整備すべきであろうと思っておりますし、そのときに、たまたま偶然患者さんの多い土曜日、日曜日に結果として目の患者さんが使うことを、ここは公共施設だから使っちゃいかんということも、それは不適切と思いますので、状況に応じて、その日その日の状況に応じて使っていくというのは、私は、こういった地方行政のあり方としては適切だと思っています。

そもそも設計するときに、駐車場で埋めちゃって通れないような設計をするわけはないん であって、そこの距離の実測値については総務部長から説明をさせます。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) まず、弁護士の関係の費用弁償の科目の考えでございますが、先ほど申しましたように、非常勤特別職、その他市民の方を旅費等お願いした場合もこの費用弁償で支払っていると、そういうことで、この弁護士につきましても費用弁償の科目で計上してございます。

あと小下田ふるさとセンターの病院の前の通路ですが、当然今、眼科クリニックの前に軽

自動車10台分を予定しております。細かい実測数につきましては申しわけありません、今、 手持ちないんですが、当然、病院の前と駐車場、奥のふるさとセンターに通り抜けできるよ うなスペースは十分確保する予定で計画いたします。

あと政策専門員、報酬になるのかということでございます。

伊豆市の非常勤職員の報酬と費用弁償を定めております条例の規定で、専門員という位置づけがございます。その中で、日額ではなく時間での報酬を定めることができるような規定となっております。

次に、週30時間は常勤であるということでございますが、常勤というのはやはり1日7.75時間、週5日、我々職員と同じ条件で勤務する者を常勤と考えております。

伊豆市には、任期つきの短時間職員もおります。この任期つきの短時間勤務職員につきましても大体週31時間程度で勤務しているということで、今回の政策調査専門員につきましても週31時間程度を考えておりますので、非常勤職員ということでございます。

科目の説明につきましても以上でございます。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番(西島信也君) 今、市長から最初にいろいろと長いお話があったわけですけれども、 私が言っているのは、市長が言ったのはその時々最適の弁護士を選ぶ。経費の節減というこ とは考えていないのではないですか、それでは。何で近くの弁護士、顧問弁護士がいるのに、 その人ではだめだということですか、それも3人も雇って。そんなおかしいじゃないですか。 伊豆市でやっていることがもっと正々堂々と、間違いがないというんだったら、弁護士さんというのはちょっと文章書くだけでいいんですよ。あとはみんな、職員、秘書なり職員なんかがこれはこうだということでやればいいじゃないかと、そんなあなた、150万も200万もかかるような、そんなことではないんですよ。全く経費の節減ということを何にも、市長はですよ、考えていませんね。

それから、費用弁償は市の仕事を頼んだ人にやると、費用弁償は非常勤職員ということになっていると思うんですね。そういうときには、例えば実費弁償するとか、そういうことだったら、それはそれで民間の人に頼んでそれは実費弁償で、それは例えば裁判の証人に頼んだとか、そういうのは実費弁償ということになっていると思うんですけれども、費用弁償というのは、私は納得がいきませんね。

それから報酬。報酬も条例で幾ら幾らにしろと言うことでもなきゃおかしいじゃないですか、報酬と言う名前を使うんだったら。何で賃金とか、そういうことでやらないんですか。 給料にはできないですよね、正規職員ではないんだから、給与というわけにはいかないけれども。

ただ、名前、報酬のほうが何となく格好いいからということでつけたとしたら、それはまことに問題だと思います。

時間も時間ですから次いきます。

7款の技術伝承プログラムですけれども、今、技術伝承ということでお話が農業とか林業とか漁業だよということであったわけですけれども、これはなかなかそういう国からの補助金というのは中国人を雇う時にはどうだとか、云々そのようなたぐいのものかなと思うものですけれども、私、さっき聞き漏らしたかもしれませんけれども、省庁ですね、補助金の出どころはどこなんでしょうか。

[「厚労省」と言う人あり]

- ○10番(西島信也君) 厚労省ですか。本当、そうですか。
- 〇議長(飯田正志君) いいですよ、答弁求めます。

観光経済部長。

- **〇観光経済部長(杉山健太郎君)** 先ほど述べましたとおり、厚生労働省です。
- 〇議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
- 〇10番(西島信也君) ありません。
- ○議長(飯田正志君) これで西島信也議員の質疑を終わります。

ここで10分程度、11時まで休憩とします。

休憩 午前10時48分 再開 午前10時59分

○議長(飯田正志君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

〇16番(木村建一君) 16番、木村です。

議案第46号 平成26年度一般会計補正予算(第2回)について、質疑を行います。

今、2人の議員が質疑を行ったいわゆる雇用関係のことについて、同じようなところ項目 を挙げておりますが、この財源の出どころというのは当然当初予算のときに説明されました。 緊急雇用創出事業臨時特例のための対策事業のためにということなんですね。

それで、そもそも離職を余儀なくされたというか、非正規労働者とか中高年の人たちに対して、失業しましたと、次の雇用までいわゆる臨時的に短期的に雇用や就業の機会を国として何とかやろうというところが趣旨でいろんな提案がされているなと思いますので、いわゆるそういう困っている人、働き口に困っている人をどうするかということでいろいろ提案されているのかなということで、ある程度わかったんですが、一つ一つちょっとまたお尋ねします。

最初、シルバー人材センター新規開拓事業委託料について。

いろいろお話聞いていますと、事務局員が限られているもので営業力の強化だというとこ

ろまでわかったんですが、そうしますと、この委託料というのは、冒頭私がお話をしました 国が求めている雇用の関係だというように思うんですが、そうすると新しく人を雇うのか、 じゃその人が本当にシルバー人材センターの営業をやるためには、シルバー人材センターそ のもののさまざまな事業内容、メニューを知っていませんと、なかなかその方はできないの かなということを考えながら聞いていたんですが、いわゆる営業訪問等々とも言われていま したので、少しその点がわからなくなりましたので、いわゆるその雇用された方が営業訪問 やるんですかということなんですね。

I ターン促進事業委託料についてお尋ねします。

いわゆる出身地とは別の地方に移り住む、その方々が田舎に移り住むということで I ターンと言っているようですが、いわゆる部長がお話ししました働きたいよという人と雇いたいというその関係がミスマッチがある、すごく多いということだったもので、じゃ、伊豆市にとって I ターンをするための具体的な中身について、企画提案能力のある者というお話をしましたが、当然そうしますと委託料ですから、何を委託するのかなというのが、いろいろと私、考えていました。

というのは、事業者が手を挙げたらそこに委託するから、そこで雇用してくれという委託料なのか、それとも誰かがつくりまして、市の状況を調査してそしてその方に委託するのかなということで、もうちょっと何の委託なのかお願いします。

それから、技術伝承プログラム支援事業委託料についてですが、それぞれの企業等々に、いわゆる団体等もあったようですが、事業の提案をやってもらうんだと。そうしますと、これも同じです。それぞれの諸団体、企業、今お話聞いていますと農業、機械やっている方、漁業やっている方、その方たちがこういうことを若者に技術を教えたい、だから人を雇用したいんだと、いわゆる臨時的でも雇用したいからということでその中身を委託するのかどうか、少しわからないものでお願いします。

別に移ります。

観光商工の関係では同じですが、7款のその他観光施設管理事業の中に観光施設維持補修 工事というのがありました。当初提案の説明ですと、だるま山の給水施設が故障したため補 正予算を提案しているということなんですが、そうしますと、今議会で、結果として予算が 可決をして執行されるまでの期間の影響、対策、この給水が故障したことについて、どうい うふうな対策をしているのかお尋ねします。

10款教育関係です。

天城給食センター事業、修繕費と。その中身は、自動火災報知器故障の修繕が終わるまで ということなんですよね。今、故障しているのかな。そうするとその間の安全対策をどうし ているのかなという気がちょっと、一番大事なことですから、気がかりなものでお尋ねしま す。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

- 〇市長(菊地 豊君) 観光経済部長から説明させます。
- 〇議長(飯田正志君) それでは、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

〇観光経済部長(杉山健太郎君) それでは、木村議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目のシルバー人材センターの業務委託でございます。

新規開拓とはということでございますけれども、先ほど来説明している中で、事業の内容は御理解いただけたかと思います。そして、御質問にあったシルバー人材センターの事務局に増員するかということだと思います。私ども、この事業については確認をとってございまして、既存人件費の充当でも構わないと。新規に雇用しても構わないし、既存人件費の充当でも構わないということでいただいておりますので、そのあたりを人材センターと今後どのようにしてやっていくかということで進めていきたいというふうに考えております。

そして、Iターンについてですけれども、これは企画提案型でございますので、逆に伊豆市の現状、これを提示をいたしまして、これに対してどういうふうにIターンを促進していくのかというところ、その企画提案書をいただいた中での事業展開というふうになります。 それによって受けてくれる事業者を選定していくということになります。

特に現在はサービス業、特に介護分野の人材の不足が顕著であります。天城の杜、特養の中伊豆、伊豆赤十字病院等で長期間の募集をしても応募者が足りない状況が続いているという現状に鑑みましてこのような事業を考えて、どのようなミスマッチを解消するための提案が出るか、それを審査をして事業者を委託するということでございます。

そして、技術伝承型でございますけれども、これについては、実際に市内で製造業を営んでいる事業所は、平成20年には98事業所あったものが24年には76事業所というふうな減少でございます。要因としてはリーマンショックとかもろもろあろうかと思いますが、やはり内的な要因としての後継者不足、これは非常に大きいものというふうに、25年にアンケートを実施しましたところ、そのあたりが出ております。

そんな関係で、市としてもやはり産業が停滞することは望ましくないと。本来、持っている技術伝承は会社が行うべきというふうに考えておりますが、そのあたりを支援することによって市内の事業者の事業継続を狙っていくということで、こちらについては事業者さんからの提案で、こういう技術伝承をしたいよという提案書をいただいた中で審査会で決定をして委託先を決めるというふうな流れになっていきます。

続きまして、県有観光施設の補修、その他観光施設管理事業の関係ですけれども、だるま山の関係でございます。こちらについては、修理するのは残留塩素計の修繕とろ過材、除濁のろ過装置のろ材の取りかえということになります。

残留塩素計については3月に故障をしておりますが、現在は代替機を借用して対応しています。

ろ材のほうの取りかえについては、前回のろ材の交換から10年が経過しておりまして、ろ 材の摩耗や硬化の現象が発生してろ過器の閉塞等も発生するという状況であり、今回交換を 実施したいというものでございます。

その交換までの間というのは、逆洗といいまして機械の操作でろ材を転換させるような操作がありますので、それの回数をふやして現在は対応しております。ですから、水質的には何ら問題がないということで御理解をください。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

- **〇教育長(勝呂信正君)** 天城給食センター事業、修繕費につきましては、事務局長より答弁 させます。
- 〇議長(飯田正志君) では、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長(森下政紀君) それでは、木村議員の質疑にお答えをさせていただきます。

予算書65ページの天城給食センター事業の修繕費、安全対策についての質疑でございます。 天城給食センターの施設は平成8年度に建設され、自動火災報知器につきましても同時に 設置をされました。年2回の定期点検を実施しております。

今回につきましては、本年4月に職員が異常音、異常ブザーによりまして異常があるということに気づきまして点検業者に依頼をしたところ、非常電源にかかわる箇所が原因で、緊急修繕は行いましたけれども、基盤の取りかえが必要という診断といいますか、結果でございました。

現状につきましては、自動火災報知器は通常どおり稼働しております。安全は保たれておりますけれども、今回の故障が非常電源にかかわる箇所ということで、停電時などの安定運用を考えた場合、早期の修繕が必要と判断をして、今補正予算に計上をさせていただいたというところでございます。

以上です。

- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 木村議員。
- ○16番(木村建一君) 大枠、大分何を提案しているのかとわかりましたので、Iターンと技術、確かに目的が少し違うようですが、中身を聞いていますと、いわゆる企画提案を出していただいて、それでどこかで審査をするなり、何かやるでしょう。そうして事業者を選定するというルートかなと思いました。そうしますと、委託料というのは、結局どっちにして

も1事業所、企業が雇用するわけですよね。もともとこの緊急雇用創出事業というのは失業者に対する短期の雇用、就業機会をつくっていくんだと、提供していくんだという目的ですから、そうしますと、この委託料との関係でお尋ねします、今回提案されている。雇用しました、そうすると、それに対する人件費相当分なのか、それともその手続をやるための手数料としての委託料なのか。多分基本的には、中身的には、内容的には、Iターンも技術伝承も同じなのでお尋ねしたい。そこのところだけもうちょっとお願いしたい。

それから、天城給食センターの……

- ○議長(飯田正志君) 款ごとでいいですか。
- ○16番(木村建一君) いいです。一緒にお尋ねします。いわゆる非常用電源がちょっとおかしくなったということですから、通常だったら何もおかしくないということですね。そうすると、逆に急に電気がどこかで今もいろんなほら異常気象が起きているもので、パーンと壊れる、電気が行かなくなりましたと、主電源が行かなくなったらそれへの対策は今のところとれないということですか。
- 〇議長(飯田正志君)答弁を求めます。観光経済部長。
- **〇観光経済部長(杉山健太郎君)** お尋ねのありました I ターン、技術伝承、委託料と人件費 との関係ということでございますね。

Iターンのほうにつきましては、要するに先ほど来申し上げているように、こちらの雇用のミスマッチを解消するために、その現状に鑑みて、どのような事業をやることによってIターンを促進できるかという内容をいただくものでございます。そちらのほうについては、人件費が主体で積算をしてございます。そのほかに、新規雇用の人件費プラスそのモデル、要するにインターンシップみたいな事業が恐らく提案されるだろうということで、それらを含めまして、現在積算をしてございます。

もう一方の技術伝承プログラム、こちらのほうでございますけれども、こちらについては 雇用者1人当たり500万円以下ということがもう明示をされております。それに基づきまし て、私どものほうでは現在、そちらプラスあとはOJTの研修であるとか、その辺の費用を 見まして今回委託料積算、予算枠としては積算をしてございます。ただ、これも内容によっ て若干の差異が出てくるというふうな理解をしております。

以上です。

- ○議長(飯田正志君) 次に、教育委員会事務局長。
- **〇教育委員会事務局長(森下政紀君)** 天城の給食センターに関しまして、議員御発言のとおりということで御理解いただきたいと思います。
- 〇議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
- ○16番(木村建一君) はい、ありません。
- ○議長(飯田正志君) これで木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第52号までの7議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第53号~議案第56号の質疑、委員会付託

〇議長(飯田正志君) 日程第8、議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第11、議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第53号から議案第56号までの4議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第57号の質疑、委員会付託

〇議長(飯田正志君) 日程第12、議案第57号 建設工事委託に関する協定の変更について (土肥浄化センター)を議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第58号の質疑、委員会付託

O議長(飯田正志君) 日程第13、議案第58号 市有財産の譲与についてを議題といたします。 質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第58号について、10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

私は、議案第58号 市有財産の譲与についてにつきまして質疑を行います。

まず、この土地ですけれども、これは伊豆市持越にある面積が1万9,273平方メートルという大変広大な土地であります。これを一般社団法人持越報徳社というところに無償譲渡するという、こういう議案であります。

まず、この当該市有地、今、市有地になっておりますが、これの概算でいいですから、評価額は合計でお幾らになるのか、どれほどの評価額があるのかを1点お伺いいたします。

次に、この持越報徳社、もしも仮にこれを取得したら何かに使うんじゃないかと思われる んですけれども、この持越報徳社がどういう利用計画を持っているのかをお伺いいたします。 それから、3番目、無償譲渡の理由ということですけれども、地方自治法第237条に財産 の管理及び処分という条項がありますが、これをちょっと読みますと、前段は抜かしますが、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、 出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は」、次が大事ですけれども、「適正 な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」と、こういう地方自治法が あるわけですけれども、当然当局側はこれも御存じだと思いますが、それでは、しからばな ぜこの土地を無償譲渡しなければならないのか、この理由についてお伺いをいたします。 以上です。

○議長(飯田正志君) それでは、答弁願います。 市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

- 〇市長(菊地 豊君) 総務部長に答弁させます。
- 〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

〇総務部長(伊郷伸之君) 議案第58号の西島議員の質疑にお答えいたします。

市有財産の譲与につきまして、まず概算の評価額ということでございますが、本議案の近傍の原野の評価額でございますが、1平方メートル当たり9.1円でございます。合計面積1万9,273平米でございますので、6筆の評価額の合計は17万5,382円相当となります。

2つ目の利用計画でございますが、現在利用計画については伺っておりません。

3つ目、無償譲渡の理由でございます。提案させていただきましたときの補足説明で申し上げたとおりでございますが、本議案の土地は、破産会社でございます旧株式会社湯ヶ島高原倶楽部の破産手続に伴いまして、当時の破産管財人と地元等の協議によりまして、裁判所の許可を得て一時的に市が所有し、地目変更した後で報徳社へ無償譲渡するということを約した覚書に基づきまして、今回無償譲渡するものでございます。

そのほかの細かい経緯につきましては、補足説明のときに申し上げたとおりでございます。 以上です。

O議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番(西島信也君) それでは、再質疑を行います。

まず、この該当の土地の概算評価額は、1平方メートル当たり9.1円ということで、17万5,000幾ら、合計ですね、余り大したお値段ではないわけですけれども、それはそれとしまして、この持越報徳社の利用計画は伺っていないといった答弁ですけれども、何でできないんですか。当然、無償譲渡、有償にしたって何にしたって、当然市の財産を誰か、これは要するに民間の団体ですけれども、一般社団法人ですから、これに譲り渡すと、有償であれ無償であれ譲り渡すということになれば、何で聞かないんですか、そんなことを。何か意図が

あるから持越報徳社はこれを欲しいよと言ってきたんじゃないんですか。ただくれてやるという、あなたたちがただくれてやる、覚書があるからだたくれてやるということなんですか。それはおかしいと思いますよ。いいですか、この面積が、こっちが1万9,000平方メートルですから、今まである持越報徳社の持ち分と合せれば、恐らく5ヘクタールを超える1カ所にまとまった土地ですよ。私が聞いた話ですが、うわさではあそこへ太陽光発電をやるんじゃないかとか、そんな話も聞いているわけですけれども、利用計画を伺っていないというんだったら、聞いてください、それはちゃんと。こうやって議案に出してくるからには、あるんじゃないですか。これは市長がよく知っていると思いますから、市長にお伺いいたします。これが1点。いいですか、市長さん。

次に、無償譲渡の理由ということで、今その覚書がどうだこうだなんて言いましたが、覚書なんていうのは、そんなのは全然こっちは知らないことであって、それだったら覚書また出してください。

私が言いたいのは、この議案に、地方自治法第96条の第6号に基づいて議決を求めるというお話だったんですね。第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるということですね。この96条の第1項第6号は何かというのを、いいですか、よく聞いてくださいよ。第6号、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」

さっき私は地方自治法237条を言いましたね。要するに地方公共団体は原則として適正な対価なくしてこれを譲渡しまたは貸し付けてはならないという、こういう地方自治法があるわけです。それで、だけど条例で定める場合を除くほかは議会に諮ってもいいですよということが書いてある、第6号で。条例で定める場合を除くほか。

伊豆市は条例で定めてあるかどうかということですけれども、伊豆市は条例で定めてあるんですよ。いいですか、伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、これが平成16年4月1日に条例第56号であるんですよ。これだってインターネットのあれで載っていますよね、伊豆市の条例ですから。

それにはどう書いてあるかというと、趣旨として、第1条、「この条例は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、」これは私がさっき言った条項ですよね、「規定に基づき、伊豆市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるものとする」と。要するに、条例で定めてあると。なぜ定めてあるかというと、条例でこういう場合は適正な対価なくして譲渡してもいいですよということが条例で定めてある。こういうことなんですよ、わかりますか、市長さん。

その3条に、いいですか、第3条、「普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、 これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる」とある。こういう場合は 低い価格とかあるいはただでやってもいいよということが載っているんですよ。

いいですか。1番として、「他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共

用又は公益事業の用に供するために普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲与又は譲渡するとき。」要するに、ほかの地方公共団体、あるいはここもそうかもしれませんけれども、あるいは公共団体が、公用もしくは公共用に使いたいよというときは、まけてやったりただで譲渡することはできるよと書いてある。 2 号も同じようなこと。

3号、4号は、要するにAという人から寄附を、土地なり何なりの寄附を受けて、その土地がもう要らなくなったから寄附をした人に返すよというときはじゃ無償でいいよと。もともと寄附でもらったものだから、そういうことが書いてあるんですよ。これはどうですか。これは今の新しい議員さんは御存じないかもしれませんけれど、東京ラスクはまさにこれと同じなんですよ、東京ラスクが。これについて市長はどうお考えですか。

こういう地方自治法、条例があるのに、何でここで議会に諮るんですか。だって、だめだと書いてあるじゃないですか。条例、地方自治法とも、だめだと書いてあるのに何でやるんですか。おかしいじゃないですか。2つ答えてくださいよ。さっき言った何のために持越報徳社がこの土地を必要としているのか、これが1点目。

2点目は、こういう地方自治法、伊豆市の条例があるにもかかわらず、何でただでやらなければならないのか。公共用でも、相手方が地方公共団体でも公共団体でもないと、あるいは寄附をもらった人に返すわけじゃないと。おかしいじゃないですか、こんな議案が出てくるのは。これは市長さんしか知らないかもしれないから、市長、答えてください。

〇議長(飯田正志君) 答弁を願います。

市長。

〇市長(菊地 豊君) 本当に伊豆市特有の議論と言いますか、基本的な法律の解釈、全くも うよくここまで間違えるかなという感じなんですけれども。

地方自治法には、要するに条例で決めなさい、決めてもいいですよと、それはそのまま無償とか減額の譲渡でして結構ですと。それは法律で決めます。そして、ほかについては、そういうことをするときは議会の議決を求めなさい、そういう法律。だから、一般的に条例化する場合には、継続的で安定的な何かの条件があればそれは当然条例にする。でも、そうでない場合については、その都度議会に諮りなさいという法律になっているわけです。

西島議員及びその同じ政治活動をやっている皆さんの全くの法律解釈の誤りは、それ以外は禁止していると言っているんですよ、条例で。条例は法律を上書きしてはいけないんです。これ、地方自治法の大原則であって、それは議論はありますけれども、日本の法律においては、条例は法律を上書きしてはいけないんです。法律で認めたことを条例で禁止してはいけないんです。その基本的な法律解釈というか、極めて常識的な知識なんですけれども、何度も何度も間違った発言を議会でされ、あるいはチラシで……

[「何、言っているんだ、おまえは」と言う人あり]

〇市長(菊地 豊君) 完全に間違えている、法律解釈間違えているわけです。そこはしっかり、多くのほとんどの議員の皆さんにはちゃんと理解いただいているんですけれども、こう

いう法律解釈が議場でなされること自体に私は大変に危惧をするところです。

それから、2つ目の無償譲渡。無償譲渡は無償譲渡で手続としてはそうしていますけれども、当初説明があったように、裁判所が本来は地元の住民団体、つまり報徳社に所属させるのが最適であると、それは裁判所の判断、裁判所は破産したところの土地についても、地元の住民団体、持越報徳社に返すべきであると判断しているんです。

ただ、農地であったがために、それが今度は別の法律でできないから一時的に市が所有を して、そして農地から原野でしたっけ、に変える手続を行う、これはもう当初説明したとお りです。

これに対して、おかしいという疑義を持たれることが、私は大変に違和感があって、別の何かの目的があって発言されているんでしょうかという気もしますけれども。法律的に、およそ誤解のしようのないような判断なんです。持越報徳社の利用計画については、総務部長から再度答弁をさせます。

〇議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) 利用計画についてでございますが、先ほど伺っておりませんというお答えをさせていただきました。

これにつきましては、利用計画がまだないということで、私のほうから伺っておりません という答弁になりましたけれども、利用計画はまだ決まっていないということでございます。 以上でございます。

O議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

西島議員。

〇10番(西島信也君) まず、利用計画も決まっていないのにこうやすやすと市の財産を移転するというのはまことにおかしい。

いいですか、幾ら平米当たり9.1円としても固定資産税がかかるわけですから、持越報徳 社へやればそれだけ固定資産税が、大変な固定資産税ではないでしょうけれども、2,000円 か3,000円か知りませんけれども、そんな程度のあれかもしれませんけれども、かかるわけ ですよ。

何かメリットがなければ、ここの報徳社のほうで何かなければ、そんなくれると言ったって何もなければ断りますよ、そんなのは報徳社のほうで。何かあるから、それはおかしいです。それは市長は知っているんですよ、あんたは、それなのに答えないと。総務部長は知らないかもしれませんけれども、これは問題ですよ、1つ。

それから、今、法律のことがるる説明が、あんなの説明にも何もなっていませんよ。私はこの237条と伊豆市の条例についてどう考えるかということを聞いたんですよ。それは条例は法律の上に行ってはだめなんてそれは当たり前のことです。そんなのは誰も承知ですよ。だから、私が言いたいのは、法律、条例で決まっていることをひっくり返してこの議会に提

出しているのは菊地市長のやり方だということなんですよ。

おかしいじゃないですか。だって、要するに市有財産の譲渡、譲与、無償譲渡あるいは減額譲渡、これはだめだと書いてあるんですよ。幾ら覚書や何があろうと。そうしたら全部覚書を出してください。そんなのもの出さないでやるというのは全くおかしいと。これは、きょうは議決する場ではありませんから、私はこれ以上申しませんけれども、第1委員会ですか、委員の皆さん、よくよくそこら辺を審査していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

[「質問もしていないのに何だよ、あんた」と言う人あり]

- ○市長(菊地 豊君) 今、明らかに市長は知っていると、平成18年は私、伊豆市にいませんよ。私が何かを知っているという理由を、議長、これね、こんなことが議会で答弁されたら市長としてたまったものではないので。私が何かを知っていて、何を知っていて、その根拠は何かちゃんと説明してください。
- ○議長(飯田正志君) 西島議員、何かありますか。
 〔発言する人あり〕
- ○議長(飯田正志君) 静かにしてください。

これで西島信也議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

◎散会宣告

○議長(飯田正志君) 以上で本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は、6月25日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時39分

平成26年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議 事 日 程(第5号)

平成26年6月25日(水曜日)午前9時30分開議

日程第 1 議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)

日程第 2 議案第47号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

日程第 3 議案第48号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)

日程第 4 議案第49号 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)

日程第 5 議案第50号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)

日程第 6 議案第51号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1 回)

日程第 7 議案第52号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)

日程第 8 議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて

日程第 9 議案第54号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一 部改正について

日程第10 議案第55号 伊豆市税条例等の一部改正について

日程第11 議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第57号 建設工事委託に関する協定の変更について(土肥浄化センター)

日程第13 議案第58号 市有財産の譲与について

日程第14 請願第 1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第10号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償 の額の決定)

追加日程第2 報告第11号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償 の額の決定)

追加日程第3 発議第 2号 「手話言語法」制定を求める意見書について

追加日程第4 発議第 3号 最低賃金大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書 について

追加日程第5 発議第 4号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書について

出席議員(16名)

1番 永 岡 康 司 君 2番 \equiv 田 忠 男 君 3番 小長谷 朗 夫 君 4番 下 尚 之 君 Щ 君 5番 康 君 6番 青 木 靖 山 田 元 7番 大 川 明 芳 君 8番 原 君 梅 正 次 10番 9番 小長谷 順 君 島 也 君 西 信 11番 森 島 吉 文 君 12番 杉 山 誠 君 13番 室 野 英 子 君 14番 森 良 雄 君 15番 飯田 正志君 16番 木 村 建 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

_ 市 長 菊 地 豊 君 副市 長 鈴 木 伸 君 育 教 長 君 総務部長 郷 之 勝 呂 信 正 伊 伸 君 市民環境部長 範 君 健康福祉部長 木 正 君 山 鈴 観光経済部長 建設部長 佐 藤 杉 山 健太郎 君 喜 好 君 教育委員会 森 下 政 紀 君 会計管理者 博 植田 昭 君 事務局長

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田勝久 次 長 杉山和啓

主 幹 鈴木康子

◎開議宣告

○議長(飯田正志君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

会議の前にちょっと説明いたします。

本日、手話通訳の方が入っておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

◎議案第46号~議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(飯田正志君) それでは、日程第1、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)から日程第7、議案第52号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)までの7議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第46号及び49号から52号までの5議案について、第1委員会委員長、杉山誠議員。

[第1委員会委員長 杉山 誠君登壇]

〇第1委員会委員長(杉山 誠君) 皆さん、おはようございます。

第1委員会委員長の杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第46号及び議案第49号から議案第52号の5議 案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)所管科目については、 補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、議案書49ページの萬城の滝キャンプ場管理事業、六仙の里管理事業、修善寺自然公園管理事業、天城ふるさと広場管理事業、湯の国会館管理事業、その他観光施設管理事業において改修工事費や修繕費などが計上されているが、具体的に何をするのかの質疑に対し、萬城の滝キャンプ場は、夏休みのキャンプシーズンを控え、滝へ向かう遊歩道の空積みの補修を行いたい。また、六仙の里の管理棟及び天城ふるさと広場のクラブハウスは、2月14日の大雪で破損したためその修繕を行うが、公有建物災害共済の保険で対応する。修善寺自然公園については、やはり大雪の被害で危険木や折れ枝があるため、その伐採や撤去を行いたい。湯の国会館については、冷蔵庫の解体と設置を予定している。その他、だるま山レストハウスの残留塩素計、急速ろ過器の補修、大雪で被害を受けた湯道の危険木撤去を行

いたいとの答弁がありました。

議案資料21ページの政策調査専門員は、第2次総合計画の策定等に携わるということですが、採用される方が特定されているなら、その方がどのような仕事をしてきたのか経歴などを聞きたいとの質疑に対し、大学で社会情報学を専攻し、各種政策研究の機関に勤務していた方であるとの答弁がありました。

関連して、時給1,200円ということだが、専門性のある方が1,200円で来てくれるのか。伊豆市の総合計画を策定するのに伊豆市の職員がやらなくていいのかという質疑に対し、伊豆市には、ほかにも顧問、専門員の方がおり、用地専門員や地籍調査専門員の方々も時給1,200円となっているので、同額にさせていただきたい。また、総合計画策定には職員も充てていますが、他の計画との整合性などいろいろリンクしてくるので、そのあたりのお手伝いをお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

また、弁護士訴訟謝礼については、訴訟内容は天城会館の経理問題だと思うが、話し合いで解決できないのかという質疑に対し、今回の訴訟については、相手側から提訴されているものであり、その前提となるものは市の違法な公金支出ということですので、市としては当然その正当性を争っていくものですとの答弁がありました。

議案資料49ページの湯道大滝地区測量設計委託料について、つり橋の利用者はどのくらいあるのか。見ている範囲ではほとんど利用者はないと思うが現状はどうかという質疑に対し、利用者のカウントについては、現在も過去もしていません。現状はどうかと言われると、地元からは橋が落ちたその直後に復旧の要望が出ているということは、そこに生活者の利用がなされていると理解している。市が市道として認定している位置づけと観光施設としての位置づけがある中で、やはり壊れたものは復旧し改善していくということが私どもの責務であると思っていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第46号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)については、 当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決しました。

次に、議案第51号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

以上、議案第46号及び議案第49号から議案第52号までの5議案について、委員長報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 次に、議案第46号から48号までの3議案について、第2委員会委員長、 木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長(木村建一君) 木村建一です。

第2委員会の委員長報告を行います。

議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)の所管科目から議案第48号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)までの3議案について、審査の経過 と結果を報告申し上げます。

まず、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)の第2委員会所管分について、補足説明はなく、質疑を行いました。

健康福祉部所管科目の質疑として、議案書31ページの児童福祉費、臨時職員賃金及び社会 保険等保険料77万4,000円について説明を求めたのに対し、産休に入る職員がいます、その 職員の補充ということで10月から臨時職員を1名雇用するということですとの答弁でした。

次に、市民環境部所管科目として、議案書37ページの環境衛生費の臨時職員賃金及び社会保険等保険料74万5,000円について説明を求めたのに対し、前年度より正規職員が1名減少となった状況で業務を行っていましたが、業務に支障を来すため臨時職員で対応しますとの答弁でした。

次に、教育委員会の所管科目として、議案書59ページの土肥中学校管理運営事業の施設改修工事設計委託料について説明を求めたのに対し、4つありますから1つずついきます。1つ目、この委託料は基本設計と実施設計の両方を合わせた額です。2つ目、住民の代表やPTAの方が参加して3つの委員会をつくり、皆さんの総意を得て、基本設計に反映させ、さらに実施設計にも反映することを考えています。3つ目、基本設計の中には建物の危険を判断する耐力度調査費用も含みます。その判断に基づいて、新築にするのか改築にするのか判断します。最後は4つ目です。また、児童生徒の安全対策にも力を入れています。校門前にある金山橋という橋が太鼓橋――膨らんでいる状況なものですから非常に見通しが悪いということもあります。建物だけではなく周辺整備も含めて検討していますとの答弁がありました。

次に、議案書57ページの小学校管理費、施設備品購入費、いわゆる遊具の購入費について、修善寺小学校はうんていの購入ということだったが他の小学校は何を購入するのか、また、設置がこの時期になった理由について説明を求めたのに対し、熊坂小学校は水平うんてい、修善寺東小学校は滑り台や他の遊具が重ね合っている複合遊具、土肥小学校は登り棒、天城小学校は山型うんてい、中伊豆小学校はブランコです。通常は当初予算に間に合うように遊

具の点検を行いますが、点検を実施してきた業者が倒産したため、2月、3月に別の業者に 点検を依頼しました。その結果、子供たちに危険が及ぶため取りかえが必要ということにな りましたとの答弁がありました。

次に、2月の雪害による雨どい修繕、第2委員会所管施設10カ所の発注について、いろいろと委員会がまたがっているものですから全般に説明を求めたのに対し、各部署で管理している施設について部署ごとに対応しています。緊急性を要するものについては平成25年度予算の流用などで対応し、急を要さないものについては、今回、今議会で、補正で対応しています。見積もりは市内の業者からとっていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第46号は全会一致で原案のとおり可 決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第47号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、市民課長から補足説明を受け、質疑を行いましたので、その経過と結果を御報告申し上げます。

議案書77ページの高額療養費及び79ページの償還金について、今回の支給漏れになった原因と経過について詳細な説明を求めたのに対し、平成20年度の医療制度改革の際に、国民健康保険施行令等の運用を誤り、所得区分が低所得者に該当する方のうち、限度額認定証の申請をしていない方について、限度額の基準を一般区分の方の限度額を適用してしまいました。この支給に関するシステムは、三島市、伊豆の国市、伊豆市の3市で同じシステムを使用していますが、3市で認識を誤っていました。昨年11月、システム業者から3市で、軽度ないわゆる軽いという意味ですが、軽度なエラーが出るということが判明し、調査したところ今回の誤りが発覚しました。支給のさかのぼりは制度上2年間、平成24年5月ということですが、で時効になりますが、今回市で要綱を策定して、時効の該当分についても支給します。ただし、利息分は支給できませんとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第47号は全会一致で原案のとおり可 決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第48号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)について、 補足説明はなく、質疑を行いました。

議案書86ページの地域支援事業繰入金について説明を求めたのに対し、地域支援事業は、 生きがいづくりなど市町である程度自由に実施できる事業です。これは包括支援センターの 事業になりますが、修善寺地区の包括支援センターは市職員が運営していますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第48号は全会一致で原案のとおり可 決すべきものと決定いたしました。

以上で、第2委員会の委員長報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書 を議長に速やかに提出願います。

> 休憩 午前 9時46分 再開 午前 9時49分

○議長(飯田正志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第46号から議案第52号までの7議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

最初に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

〇10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

私は、平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)に対し、反対討論を行います。

2款1項1目第8節弁護士訴訟謝礼ですが、これは当初予算と合わせれば136万1,000円、 9節費用弁償が58万7,000円、これは弁護士の旅費との説明がありましたが、合計で194万 8,000円もの予算が天城会館指定管理料の弁護士費用に投入されようとしております。

この裁判は、伊豆市民が天城会館の指定管理料の支出が違法、不当であるとして、住民監査請求を経て、伊豆市長に損害賠償請求を求めているものであります。裁判の内容はさておき、行政の正当性を主張するのになぜ200万円もの大金をかけなければならないのか。聞くところによると、東京の弁護士を3人も頼むとのことで、なぜ伊豆市の顧問弁護士では用が足りないのか。東京の弁護士を3人も雇うほど難しい裁判なのか。天城会館の指定管理業務は法律にのっとって、行政が手順を尽くして進めているものと一般市民は思っているはずでありますが、そうではないのか。伊豆市は何か問題のあることをやっているのか、問題点がなければこんな多額な弁護費用は必要がないと思うのは私だけでしょうか。非常に疑問の残るところであります。

また、弁護士の旅費交通費として費用弁償が計上されておりますが、これは予算科目の計 上誤りであり、正しくは弁護士訴訟謝礼の中に含むべきものと考えます。その理由は、地方 自治法第203条には、地方公共団体の非常勤の職員が職務を行うために要する費用の弁償を 受けることができるとされております。その額と支給方法は条例で定めなければならないと、 こう規定されております。費用弁償が支給されるのは自治体の非常勤職員だけであります。 弁護士が自治体の非常勤職員でないことは明白でありますので、費用弁償を支給するのは法 律違反と、こういうことになります。

次に、公有財産管理事業、15節小下田ふるさとセンター駐車場整備工事1,840万円であります。この駐車場は、当局側の説明によりますと、小下田ふるさとセンターへ投票に来る人のため、また、小下田ふるさとセンターが避難所になっているので、大雨とかそういうときに避難してくるときに使う、そして21台分の駐車場を整備すると、こういう説明がありました。

しかし、投票に来るとかあるいは防災上避難するとかというのは、1年に1回あるかなしかでしょう。実際に駐車場を使用するのは、隣接して開業している眼科医へのお客さんではないんですか。今までその人たちは富士見園グラウンドへ駐車をしておりましたが、このたびその富士見園の敷地が旅館へ売り払われてしまったので、とめる場所がないと。そこで、市がまた市の土地へ1,800万円使って駐車場をつくってやる、これがいいのか悪いのか、これは議論のあるところだと私は思いますが、こういう肝心のところを議員に説明しないで、隠して事を進めようというのはまことに問題であります。なぜもっと正々堂々と議会に提案してこないのか。ごまかそうごまかそうとするやり方は、いいかげんにしたらどうかと思うところであります。

よって、本議案は賛成する価値なしと認め、私の反対討論といたします。 以上です。

○議長(飯田正志君) 次に、賛成討論を行います。

6番、青木靖議員。

[6番 青木 靖君登壇]

〇6番(青木 靖君) 6番、青木靖です。

議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)に対し、賛成の立場から討論 を行います。

本案は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ167億8,690万円とし、あわせて債務負担行為の追加による債務負担行為の補正を行うものであります。

その主なものは、各部署にわたる定期異動に伴う職員給与や共済費の増減等に関するものと、ことし2月の雪害による市内各所多数の施設の雨どい等修繕費が大半を占めております。ほかに額の多いものは、小下田ふるさとセンター駐車場整備工事、土肥地区小中一貫校実施に伴う工事設計委託料、緊急雇用創出事業に係る技術伝承プログラム支援事業委託料、湯道大滝地区測量設計委託料、自然公園内危険木伐採工事、市内6小学校の校庭遊具購入費などであります。

債務負担行為補正については、県支出の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金を受けての I ターン促進事業委託、技術伝承プログラム支援事業委託などに関するもので、来年

度にかけて事業の効果が期待されるものであります。

これらいずれの内容も、本第2回議会定例会において可決することが妥当な事業であると 考えます。また、その他の補正内容も含め、全般にわたり条例・規則等にのっとった正当な 行政手続が行われていることが確認できるものであります。

以上のことから、議案第46号は本案のとおり可決されるべきものであると考え、多くの議員の皆さんの賛同をいただけることをお願いし、賛成討論といたします。

○議長(飯田正志君) 次に、反対討論を行います。

14番、森良雄議員。

[14番 森 良雄君登壇]

○14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

本日は傍聴者の方もいらして、どうも傍聴者の皆さん、私の妻も、もう今いないんですけれども手話教室などは娘といっしょに通っていたことを覚えております。

傍聴者の皆さん、伊豆市はお金がないんじゃないんですよ。要は何に使うかなんです。この補正予算、私は伊豆市のターニングポイントだと思っております。額こそわずかな補正予算ですが、その内容は大変意味のあるものだと思っております。

きょう現在の伊豆市の人口は3万3,200人ぐらいです。恐らく今年度中に3万3,000人を割ると私は思っております。10年後、伊豆市の人口は3万人を割るでしょう。20年後、2万人台のどの辺にいるかです。確実に伊豆市の衰退は進行します。なぜでしょう。ただ問題ないから賛成しますじゃ、伊豆市はよくなりません。どこに問題があるかなんです。

伊豆市を発展させるための基本姿勢がなっていない。いいですか、市長、あなたは伊豆市の外へ行って何を言っているんですか。伊豆市の悪口を言っているんじゃないですか。これでは、伊豆市はいいまちだ、誰も思いませんよ。家庭の中で、もし父親や母親が、うちの家庭は悪い悪い、こんなことを言っていたらその家庭の平和は保てますか。いいですか、議員諸君、わかりますか、私の言っていることが。小学校の統廃合は賛成だなんていう元校長先生もいらした。180人いた先生が90人を割ったら、伊豆市の小学校の教育はどうなりますか。35人学級がいいんだいいんだと。10人で教育を受けるのと、どっちが教育効果が上がりますか。要は、伊豆市には町の振興策も学校教育も心棒が抜けているんです。目的を忘れちゃっているんです。学校教育の目的は何だ、子供たちの学力向上じゃないですか。民間では何をやっていると思いますか。目的は何なんだ、そのための、目的遂行のための手段は何なんだと常に考えているんです。残念ながら伊豆市は、目的を忘れて一生懸命手段を議論しているんです。これでは伊豆市はよくなりませんよ。

まちの発展もそうです。どうしたらまちが発展するか、考えなきゃいけません。きょうの 伊豆日日新聞をごらんになりましたか。修善寺駅周辺整備の渋滞が問題になっている。これ を解消することなんて簡単なんですよ。修善寺道路を無料化すればいいんです。残念ながら この中で修善寺道路無料化を考えている人は何人いますか。私以外にいますか。修善寺道路 を無料化すれば、天城・湯ヶ島方面の方も中伊豆の方も近くなるんですよね。鮎見橋を通るという利用方法がある。こういうふうに、私たちのまちは、まちをどうやって発展させるかという基本的姿勢がない。どうしたらいいか、都合が悪いことは目をつぶってしまう。子育てや福祉、教育、この辺についても同じですよ。私は、住みよい伊豆市をつくらなきゃいかんと思っています。しかし、私は第2委員会には出ない。第2委員会の諸君、君たちは率先して僕の発言を妨害しているじゃないですか。これが伊豆市の教育や福祉の実態ですよ。その行政の遂行責任は当局にあるんですから、当局の皆さんはしっかり考えてもらいたい。

債務負担行為というのが予算書の冒頭にある。シルバー人材センター新規開拓事業委託 160万円、この中身は一体何なんですか。先日、シルバー人材センターの総会があったようですね。仕事がどんどん減っている、そのために予算を投入して仕事をふやそうという考えなら、私も大いに賛成したいし協力したい。実態は何ですか。最悪の場合、職員が山分けしてしまうことだってあり得るんですね、これ。きょう、インターネットで私の発言を聞いている方、傍聴者の皆さん、伊豆市の予算の執行はそういうこともあり得るということですよ。私は荒唐無稽なことをここで言っているんじゃないんだ。恐らく来年9月の決算では、私の言ったことは実証されるでしょう。 I ターン促進事業200万ついていますね。債務負担行為です。本気になってやる気があるんだったら、どうしたら I ターンでみんな来てくれるか。やっぱり伊豆市を住みよくしなければだめですよ。本当に住みよいですか。

先週、私の住んでいる瓜生野で太陽光発電の設置についての地元説明会というのがありました。農家が田んぼを潰してソーラー発電をやると。ところが、もうこれは決まっちゃっているんですね。決まっちゃっているけれども地元説明会をやる、市長、何かおかしいと思いませんか。これが伊豆市の行政の実態ですよ、本当に市民のことを考えていない。これは農家対非農家の争いになりますよ。しかし、反対してもだめですね、観光経済部長。きょう午後から東部農林事務所が来て認めちゃうと。ところが、先週の土曜日ですよ、瓜生野では地元説明会をやっている。その前にはこれはどこでやったんですか、やっぱり観光経済部ですか。要するに、市の審査は終わっちゃっているんですね。もう地元のいわゆる周辺の方が、どういうところにソーラー発電ができるとしたら、ここへつくるとしたら、住宅がこうやってある、周りの人は嫌だと言うに決まっていますよね。そんなことは全く無視。Iターンで、皆さん来てください来てください。どんなに伊豆市が一生懸命やっても、伊豆市の実態というのはよくなりませんよ。やっぱり心を込めて、伊豆市はいいところだ、住みよいところだというふうにしなければ、Iターンもなかなか難しいんじゃないかと思います。

同じページに、被災農業者経営体育成支援事業利子助成金というのが載っております。これは平成35年度まで続く。去年の大雪でもって被災を受けた人たちに対して、支援事業に利子補給しましょうと言っていることは大変いいことです。これについては反対する必要はないと思います。

しかし、皆さん、きのう東京でひょう害が発生したようですね。御当地ではひょう害というのは余り問題にはならないと思いますけれども、すごいんですよ、ひょう害って。作物全滅です、まともにひょう害を受けたらですね。そういうのも、きのうニュースでありましたね。あの方、テレビに出た方はしようがないや、これからやり直そうやと、農業をやっている人は本当に一生懸命やっています。

同じページに、技術伝承プログラム支援事業委託費830万円、来年度も行います。どんな 技術をどんなふうに伝承していくか、ある程度やはり基本的な調査を進めていく必要がある と思います。結果的には最初のシルバー人材と同じように、何も技術伝承が行われなかった、 これでは困ります。市長以下職員、粉骨砕身頑張って、伊豆市の技術伝承に努めていただき たい。

この予算書の中には、先ほど弁護士訴訟謝礼というのがありましたね。伊豆市の基本姿勢は何だというと、訴訟を受けたからやるんだと。先ほどの西島議員のお話もありましたけれども、何なんですか、これは私もいわゆる天城会館、何度か足を運んでいるんですよ。会計帳簿を見せようとしないんだ。そんなところでまともな経営がなされていると思いますか。 天城会館で行われている何とかミュージアム、議員の皆さん、お客さんが来ると思いますか。 私はおとといも、あるツアーに参加して諏訪のほうに行ってきました。皆さん真剣になって観光発展のために努力しているんですね。

しかし、この弁護士訴訟謝礼に象徴されることは、伊豆市の観光発展のために天城会館が 頑張っているとは思えない。本当に頑張っているんだったら、市民の前に自分たちの会計帳 簿を公開すべきです。見せようとしないんですよ。先ほども少し話がありましたけれども、 和解できないのかと言ったのは私です。なぜ和解できないんですか。何も裁判が目的じゃな いはずですよ、この訴訟を起こした人は。要は、経営が公正に行われているか、透明に行わ れているかどうかを求めているだけです。裁判に勝ってどうこうなんてことは考えていない はずです。私はそう思います。

伊豆市で最も欠けているのは、透明で公正な行政が行われていないということだ。真っ黒なんですよ。市民の皆さん、議員の皆さん、何でも賛成では伊豆市はよくなりません。おかしいことがあったら追及していかなきゃだめだ。その辺がこの予算書は、額は小さいですけれども象徴的な事項が幾つかあります。政策調査専門員、私が言っているのは、なぜ職員ができないんだ。民間企業だったら企画部門というのは花形ですよ。その会社の精鋭が集まって企画を立てる。残念ながら伊豆市は外部に委託しなければできない。なぜそうなってしまったんですか。自分らでやろうとしないからです。最近、ビッグデータという言葉をよく聞きますね。行政にはビッグデータが集中して集まるんです。我がまちのビッグデータ、何がビッグデータか職員がどこまで理解しているかですよ。わかっていない。

環境美化運動なんていうのもありますね、74万5,000円。臨時職員賃金ということですから恐らく掃除してくれる方を雇ってくれるんでしょう。ぜひ伊豆市をきれいにしてください。

傍聴の方、男の方もいらっしゃいますけれども、修善寺駅のトイレを見ましたか。女性トイレはきれいなんだそうです、私は見ていないですけれども。男性トイレは、私はこの席で何と言ったか。議員の皆さん、見た方いらっしゃいますか。臭くて汚くて、私が観光客だったら二度と伊豆市には来ないでしょうね。世界一汚い、臭いと言っても過言じゃないと思いますよ。こんなのは直そうと思えばすぐ直せるんです、施主もそこにいるんだ。受注者に、おい、トイレきれいにしろよと言えばいいんです。いいですか、私は土木業界にいたことがあるんです。ある大手の元請、月に1回、現場代理人が一生懸命トイレ掃除やっているんですよ。それがその会社の決まりだからと言いました。民間ではそのぐらいのことをやっているんですよ。現場のトイレを元請の現場代理人――現場代理人というのは社長の代理ですからね。いいですか、そのぐらい現場をきれいにしよう、トイレをきれいにしようと考えているんです。

伊豆市じゃ、市長、そんな考えないでしょう。私の言っていることが間違いなら、あの東京都議会で今問題になっていますね、発言が。議員としての倫理におとると。ぜひ議員諸君、 倫理規定違反でもって私を告発してくださいよ。

予算書の中に、シルバー人材センターとか I ターン促進事業という金額が載っていますが、 ぜひこの辺もしっかり、森にこんなこと言われて恥ずかしい、あのやろう、こんちきしょう、 森は悪いやろうだと言う前に、ぜひ奮起していい政策を行ってください。

天城の人には悪いですけれども、湯道大滝地区測量設計委託料が、530万円載っているんですね。測量設計で530万円ですから、本予算では幾らになるんでしょうか。安くて何千万円、高ければ億単位になるでしょう。これで天城湯ヶ島地区が発展するんだったら、私は何も言いませんよ。発展するとは思えません。まず、地元要望だと言うんだったら、地元の方はどうやったら天城湯ヶ島地区が発展するか考えるべきです。あそこに出会い橋がありますね、近くに。出会い橋をかけかえるときに何て言いましたか。やはり地元要望だと。しかし数十人しか使っていないですね。きょう現在、一体あそこを観光客が何人通りますか。ひょっとするときょうは平日だから誰も来ないかもしれない。これが伊豆市の観光の実態ですよ。私は、だてに日本中、世界中を歩き回っているんじゃないんだ。みんな、どうやってお客さんを集めようとしているかです。先日の信濃路というんですか、諏訪湖、みんな一生懸命やっている。まちはきれいだ。バスの帰りのときはもう従業員総出で手を振って送ってくれる。土産物の宣伝も一生懸命、これはおいしいとかこれはいいですよとか、説明が行き届いている。みんな一生懸命やっているんです。地元の方がしっかりやらなきゃ、幾らお金を投入してもお客さんは来ませんよ。私はそれを言っておきたい。

この予算書の下に、萬城の滝キャンプ場管理事業というのがあります。80万円載っています。萬城の滝、ここにはそうそうたるメンバーがいるんでしょう、構成員が。土木技術者しかり、植木屋さんしかり、何十人というメンバーがいたはずですよね。なぜ自分らでできないんですか。

私がこんなこと言っちゃ、伊豆市の人に申しわけないです。私は箱根でボランティアをやっております。道の補修なんていうのはボランティアでどんどんやっていますよ。あの駒ヶ岳の上の道路も直します。そのときの資材はどうやって運ぶか。ロープウエーが協力して運んでくれるんです。ただ、上から100メートルも200メートルも下へ運ぶのは人力ですね。みんな頑張っています。天城の方も中伊豆の方も修善寺の方も土肥の方も、やっぱりもっと市民が参加して、伊豆市の発展にためにどうしたらいいかということを考えないと、幾ら予算を投入しても、これは湯道の話じゃないけれども、湯水のようにお金は流れていっちゃう、それが現実でしょう。伊豆市の観光の衰退はどこにあるんですか。市民が本気になっていないからです。ただ行政からお金をもらえばいいやと。それじゃ伊豆市は発展しませんよ。この予算書はその集約されたものです。危険木があったら、関係者が行って切ればいいじゃないですか。そのぐらいのことはやっていますよ、ほかのまちではね。こんな伊豆市みたく、行政からそれこそ湯水のようにお金が出ていく、これじゃ、福祉や教育にお金が回らなくて当然なんですよ。ぜひ、まずは議員の皆さんが考えていただきたい。

土肥中学校の施設改修費、これは設計だけで1,400万円なんですね。それによって伊豆市の教育効果が上がるんだったら、私は何も言いません。あの学力テストーつとっても、あれ何のためにあるんですか。国が何億というお金をかけて全国一斉の学力テストをやっています。子供たちの学力をアップするためにやっているんですね。ただ一つですよ、教育の目的というのは。子供たちを教育する、学力アップする、それ一つなんです。ぜひ無駄に使われないように、伊豆市の子供たちの学力アップを考えていただきたい。

余り長くなるといけませんものでこの辺で締めますけれども、はっきりしているのは、いいですか、市民の皆さんぜひ見てください、傍聴者の皆さんごらんになってください。伊豆市議会で反対しているのは決まっちゃっているんですよ。大多数が賛成です。これでは伊豆市はよくなりません。問題点を洗い出す、ぜひ議員の皆さんは、何が問題なのか、いいことなんていうのはないわけはないんですよ、これだけのものを一生懸命、400人の職員が考えてつくっているんだから。この中に欠陥があるかどうかを見きわめることができるかどうか、それが議員の仕事じゃないんですか。土肥の議員さん、市民をだましちゃいかんですよ。ふるさと広場駐車場、誰が見たってあれはクリニックのための駐車場でしょう。それを何かね、ふるさと広場の駐車場です、そんなこと言っちゃいけませんよ。クリニックが必要ならクリニックの駐車場が欲しいんだ、言えばいいじゃないですか。そういう欺瞞に満ちた予算書であることは確かです。

私は、反対しているのはほんの一部なんですね。ただ、この中では、今回の予算書では大 半になってしまいます。だから、この予算は伊豆市のこれからを占うものだと思っておりま す。ぜひ真剣に考えていただきたい。終わります。

○議長(飯田正志君) 次に、賛成討論を行います。

2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

〇2番(三田忠男君) 2番、三田忠男です。

第2回6月定例議会、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)の賛成 討論を行います。

平成26年度当初予算164億6,000万は、平成25年度の前年に比べて8億3,700万円増であり、 平成27年度からの地方交付税の合算による特例措置終了を見据え、今やらなければ今後実施 が困難になると思われる事業の取捨選択を行った予算であり、具体的には、新規に光ファイ バー網整備事業、恋人岬のボードウオーク改修事業、修善寺グラウンド大規模改修事業、継 続事業として、新し尿処理施設建設事業、修善寺駅周辺整備事業、八木沢地区に津波避難塔 建設事業との大型予算でありました。

5月の臨時議会で第1回補正予算追加され、2億6,660万円が、農業振興費として2月の豪雪による被災農業者経営体育成支援事業補助金として歳入に算出され167億2,660万円となりました。今回、第2回は、それに6,030万円が追加補正され、合計167億8,690万円とするものであります。

内訳は、賛成、反対の議員が述べておりますが、主に職員の定期人事異動による給与等の 款項区分補正、臨時職員補正、2月の豪雪による公共施設等の雨どい等の修繕料、天城の湯 道測量設計業務委託530万、ふるさとセンター駐車場整備事業1,840万、中伊豆の萬城の滝遊 歩道石積み補修工事80万、湯の国会館厨房冷蔵庫改修工事100万、危険木撤去工事等、観光 地伊豆にとっては早急に整備しなければならない事業や、子供の教育環境整備の土肥地区小 中一貫校実施に伴う工事設計委託料1,423万や、市民の安心・安全のためのがん検診推進事 業費164万7,000円等であります。県支出金緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金 1,646万7,000円を活用した債務負担行為に伴うシルバー人材センター新規開拓事業委託160 万、Iターン促進事業委託200万、技術伝承プログラム支援事業委託833万3,000円、雪害被 害農業者経営体育成支援利子助成金等であります。

これらは、いずれも市民の健康を守り、安心・安全な暮らし予算、観光の振興を図り、交流人口をふやし、所得の確保、雇用の確保を図ろうとしているものと判断しております。子育て環境整備、後継者の育成に必要不可欠な補正と判断し、賛成するものです。

今後とも、戦略的視点から市民ニーズを的確につかみ、市民の目線で市民生活の隅々まで 気配りの行き届いた政策的事業展開を期待し、賛成討論といたします。

○議長(飯田正志君) 以上で討論を終結いたします。

これより議案第46号から議案第52号について、分割採決いたします。

初めに、議案第46号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(飯田正志君) 起立者多数。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について採 決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)について採決いた します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。 ここで10分程度、45分まで休憩といたします。

> 休憩 午前10時35分 再開 午前10時44分

○議長(飯田正志君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第53号~議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇議長(飯田正志君) 日程第8、議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第11、議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

本案についても各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

最初に、議案第53号及び議案第54号の2議案について、第1委員会委員長、杉山誠議員。 〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

〇第1委員会委員長(杉山 誠君) ただいま議長から報告を求められました議案第53号及び 議案第54号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第53号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑では、消防団員の退職金が一律5万円アップになるということですが、現在消防団は 団員が不足しており、再入団や降格ということが発生している。例えば、副分団長をやった 後、退団せずに降格して班員になった後退団した場合の退職金についてどのようになるのか との質疑に対し、副分団長を1年以上務めたのであれば、最上位の階級の退職報償金を受けることができますとの答弁がありました。

また、再入団に関して、一度退職報償金をもらって、後に再入団し3年以上勤めた場合は 再度退職報償金がもらえるかとの質疑に対し、一度退職報償金を受けるとその時点でリセットされ、再入団後3年以上であれば再度退職報償金は受けられますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第54号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第53号及び議案第54号の2議案について、委員長報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 次に、議案第55号及び議案第56号の2議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長(木村建一君) 議案第55号 伊豆市税条例の一部改正についてと議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についての2議案について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第55号 伊豆市税条例の一部改正について、補足説明はなく、制度についての質問を 行った後、討論はなく、採決の結果、議案第55号は全会一致で原案のとおり可決すべきもの と決定いたしました。

続いて、議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

条例改正によって影響を受ける人数について説明を求めたのに対し、5割軽減で415世帯、 2割軽減で136世帯が減額となります。被保険者数では、5割軽減の方が696人ふえます。そ のかわり、2割軽減の方が147人減りますとの答弁がありました。

以上審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第56号は全会一致で可決すべきものと 決定いたしました。

以上で、第2委員会委員長報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時50分 再開 午前10時51分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第53号から議案第56号までの4議案について、質疑、討論、採決を行い

ます。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑なしと認め、 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第53号から議案第56号について分割採決いたします。

初めに、議案第53号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 伊豆市税条例等の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(飯田正志君) 起立者多数。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(飯田正志君) 日程第12、議案第57号 建設工事委託に関する協定の変更について

(土肥浄化センター)を議題といたします。

本案についても、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

〇第1委員会委員長(杉山 誠君) ただいま議長から報告を求められました議案第57号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第57号 建設工事委託に関する協定の変更について(土肥浄化センター)は、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第57号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第57号について委員長報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で委員長の報告が終わりました。

これより暫時休憩します。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時54分 再開 午前10時54分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第57号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第57号 建設工事委託に関する協定の変更について(土肥浄化センター) を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(飯田正志君) 日程第13、議案第58号 市有財産の譲与についてを議題といたしま

す。

本案についても、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

〇第1委員会委員長(杉山 誠君) ただいま議長から報告を求められました議案第58号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第58号 市有財産の譲与について、補足説明の後、質疑を行いました。

質疑では、地目の変更は平成22年に終わっているのに、なぜそのときに譲渡をしなかったのか。また、一般社団法人持越報徳社とはどういう団体なのかという質疑に対し、平成22年に地目変更がされましたが、持越報徳社から一般社団法人に移行するまで手続を待つようにとの話があり、その後、平成25年12月に移行手続がされたことにより、ことし2月に持越報徳社から譲渡の申請を受け、現在に至っています。また、持越報徳社は、主たる事務所を持越517番地に置き、二宮尊徳の教えを守り育てるとともに、報徳に関する諸事業を行い、教育・文化と地域社会に寄与することを目的とする団体であり、構成員は代表理事を含めて理事が7名、社員が26名となっていますとの答弁がありました。

また、破産処理の際、市が仲介しなくても地目変更の登記を変えてから湯ヶ島高原倶楽部と持越報徳社の間で所有権移転登記ができなかったものかとの質疑に、当時、非農地証明をいただくことができなかったとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第58号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で委員長の報告が終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を速やかに議長に提出願います。

休憩 午前 1 0 時 5 7 分 再開 午前 1 0 時 5 9 分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第58号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

議案第58号 市有財産の譲与について、委員長報告に対する質疑を行います。

私は、本会議での議案質疑で、本物件を持越報徳社に無償譲渡する理由は何かということを当局側に聞きました。それは何かといいますと、地方自治法第237条におきまして、普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくして譲渡しまたは貸し付けることを原則として禁止するという、そういう条項があるわけですけれども、どういう理由かという、そういう、条例との関係において明確な答えが当局側からなかったわけですけれども、このことについて委員会ではどのような審査がなされたのか、あるいはなされなかったのかお伺いいたします。それが1点目。

2点目としまして、やはり本会議での私の議案質疑で、報徳社の利用計画はどのようなものがあるかと。報徳社にこの約2万平米近い土地を無償譲渡した後、どういう利用計画があるかということを当局側に聞きましたところ、利用計画はないという、そういう答弁だったわけですけれども、このことにつきましても何か委員会でそのような審査がなされたかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

第1委員会委員長、杉山委員長。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長(杉山 誠君) お答え申し上げます。

まず、理由でございますけれども、審査の経過、結果報告でも申し上げましたように、移 行手続が農地であるために、現在に至るまでできなかったということでありました。あと、 利用計画については、やはり本会議での答弁よりの深い質疑はございませんでした。 以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

10番、西島議員。

○10番(西島信也君) 再質疑をさせていただきます。

最初に、持越報徳社の利用計画はないということはそのままだったということですけれども、伊豆市と持越報徳社の間で平成18年に覚書が締結されているわけですね。その覚書の中には、今度売り渡す土地が入っているわけですけれども、ノロサワ堆積場に係る不動産一式、将来にわたる有効活用や地権者としての権利行使の機会を想定し、持越報徳社の所有が望ましいことで合意したということで、これは伊豆市と持越報徳社の覚書に書いてある文言なわけですね。

本会議での私の質疑に対して市長は、何に使うか知らないよということの答弁があったわけですけれども、少なくとも市の財産を無償譲渡するには、何に使うか、何に使う予定があ

るのか、それくらいを確かめても罰は当たらないと思いますよ。これは、市長のそういう答 弁は市民への説明責任を果たしていないと。どう考えても理解できません。私の聞いたとこ ろによると、太陽光発電でも使うんじゃないかという話も聞いていますが、何に使おうとい いんですけれども、それくらいは把握してもらわなければいけないなと。無責任であると私 は思いますね。

それから、2番目の無償譲渡する理由は何かということで、今、委員長からもお話があったわけですけれども、農地転用の関係とか、何かそんなことをおっしゃっていましたけれども、私が言っているのはそういうことではなく、普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくして譲渡または貸し付けることが原則として禁止されていると。ここの土地は、この前の質疑の答弁によりますと1平米当たり9.1円、ですから18万円近くの地価相当額があるわけです。原則として禁止されていると言うからには、原則じゃない例外があるよということなんですけれども、どういうことかといいますと、1番目、いいですか、これも地方自治法に書いてあるわけですけれども、「他の普通地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため」、譲渡しまたは貸し付けるときは時価でなくてもいいよ、ただでも、減額してもいいよと書いてあるわけですね。要するに、普通地方公共団体かその他公共団体、持越報徳社はこの両方に当てはまりませんからどうかと。これは当てはまらないと。

それから、2番目は、寄附に係る行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産を 当該寄附者またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するときと。これが2番です。要す るに寄附でもらったやつは、もらった自治体が要らなくなれば、寄附でもらった人あるいは その承継人にただで返してもいいよと、そういうことですね。

ですから、持越報徳社の場合は、これはちょっと違うかもしれませんけれども、そういうことで議会にかけたんだろうとは思いますが、私はこの2番の寄附で、無償でもらったから無償で返すんだよというゾーンに当てはまるかなと思うわけですけれども、辛うじてこれが、伊豆市財産の交換譲与無償貸付等に関する伊豆市の条例に合致するのではないかなと思ったんですけれども、この辺は委員会で議論なされなかったかもしれませんけれども、杉山委員長のお考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(飯田正志君) すみません、委員長個人の考え方は聞きませんので……
- **〇10番(西島信也君)** そうですか……。
- ○議長(飯田正志君) 委員長報告に対する経過と結果ですので、今聞きますと……。 じゃ、答弁願います。

杉山委員長。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

〇第1委員会委員長(杉山 誠君) 私の考えではありません。委員会の中で補足説明がありませて、その補足説明を聞いた上での質疑が行われたわけでありますので、補足説明の内容

について少しお話しさせていただきます。

この補足説明では、西島議員が言われるように市の財産ということなんですけれども、これはもともと裁判手続を経て持越報徳社が所有すべきものと判断されたわけですけれども、そもそも農地であるがゆえに、そういう資格を持っていなかった持越報徳社が譲与されることができなくて、とりあえずと言っていいかあれですけれども、その間市が所有をしていたという説明を受けております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番(西島信也君) 私が言っているのは、裁判所とかそういうことじゃなくて、市の条例にどういうふうに合致しているかしていないのかということを聞いたわけなんですけれども、いいです。私自身としては市の条例に辛うじて合致をしていると、こういうことで理解をしておきます。

以上で終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

最初に、反対討論、14番、森良雄議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

議案第58号 市有財産の譲与について、反対討論をさせていただきます。

今の質疑でおわかりのように、手続上は、これは問題ないんですね。だけれども、なぜ今 これを譲与するのだ、無償譲与するのだ、それに対して、これは前から決まっていたんだよ、 返すものだよというような当局側及び大多数の議員の皆さんはそうお考えになっているんだ と思います。

私は、この土地がなぜ伊豆市に預けられたのかということを問題にしたい。正確には何というのかわかりませんけれども、この近くにあった持越鉱山の残滓というんですか、いわゆる有毒物をここへ埋め立てたと、その跡地なんですね。間違いでしたら訂正してください。当時私いなかったんですよ、会社の都合であちこち転勤していまして、よくわかりません。しかし、私の勤めていた会社では、毒物・劇物管理責任者というやつなんですね。私の勤めていた会社は多量のシアン物質を使っておりました。どうもここも、この残滓の中にも相当量のシアン物質、シアンというとよくわからないでしょうけれども、いわゆる青酸カリとか青酸ソーダという、いわゆる有毒な物質のことを一般にシアンと言っているんです。これ、当時大雨で流れ出して、恐らく狩野川は壊滅的な打撃を受けたということは地元の方は御承知のことだと思います。私も関心がありましたので、そういうニュースは受け承っておりま

す。

市長は、持越報徳社は譲り受けて何に使うかは知らないということを言っていますね。聞いていなければ知らないでしょう。しかし、持越報徳社は譲り受けたら何に使うか、ただいまの質疑でちょっと出ましたね。ここでソーラー発電所をつくる可能性がある。農地だからと言っていますけれども、私先ほどちょっと瓜生野のソーラー発電所を言いましたけれども、農地でも簡単に瓜生野の場合はソーラー発電所をつくれるんです。申請されれば受け付けると、受け付けたらば粛々と手続を進めますと、これが伊豆市のやり方ですね。

しかし、皆さん、私はもともと持越報徳社のものなんだから返すべきだという考えよりも、この土地は、僕は自然に帰すべき土地だと思いますよ。それができるのは伊豆市です。そんな有害物質が埋まっているところを掘り起こすことはないと言うでしょうけれども、何か物をつくるのに掘り起こさないでできるわけがないんですね。電柱1本立てるにしたって穴を掘らなきや電柱は立たないです。このような有害な物質が埋まっているであろうと思われる土地を一民間の団体に譲り渡してよろしいですか。私は、将来に禍根を残さないためにも、これは伊豆市が管理すべき土地だと思います。民間と伊豆市が入り混じって共有しているような土地にすべきではないと思います。しっかり管理できるようにするのが市長の責任ではありませんか、議会の責任ではありませんか。万が一、この土地の上に構造物をつくり、それが流出するようなことがあったら、第二の持越鉱山の災害が発生することは十分想像できることです。

よって、私は、持越の皆さんの財産だからといって、無償譲渡する、たとえ有償であって もこれは譲渡すべきものではないと思います。

反対討論を終わります。

○議長(飯田正志君) 次に、賛成討論を行います。

11番、森島吉文議員。

[11番 森島吉文君登壇]

〇11番(森島吉文君) 11番、森島吉文です。

議案第58号 市有財産の譲与について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案は、当局より過去の経緯等について詳細なる説明がありました。また、関係書類として、東京地裁への申立書、当時の大城市長への寄附承諾申込書及び契約書、覚書等も配付されました。

全体像としては、当時のゴルフ場の倒産劇により引き取り手のない土地を、東京地裁、管財人、持越報徳社との間で契約・約束を交わし、受け入れ体制が整うまで伊豆市が仮に所有し、今回条件が整いましたので履行しますという議会への報告と受けとめます。

この土地の資産価値については、一部鉱滓堆積場であるため、裁判所の言うとおり、換価の困難な土地、要するにお金として見積もることのできない土地であります。公売が不可能な価値のない土地ということです。埋立地としての安全面は、持越鉱山が絞り水を定期的に

採取し、経済産業省の保安監督部、県の地域産業課それと市役所等の管理下、水質の保全には十分留意されているものと思われます。私も平成22年の一般質問で取り上げましたが、そのときの答弁と同じく、揺るぎなく安全管理体制は続いていると判断いたします。

今回の譲与の件につき、報徳社の関係者に話を聞くことができました。結果として、市の詳細説明、配付資料、過去の経緯等、寸分の狂いもないことを確認することができました。また、譲与される土地の計画は現在特別ないが、地域のための有効利用は考えていきたいとのことであります。

よって、地元の持越鉱山区が譲与を受け、永代あらゆる面で管理していくのが最適と考え、 賛成討論とさせていただきます。

○議長(飯田正志君) 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第58号 市有財産の譲与について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(飯田正志君) 起立者多数。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇議長(飯田正志君) 日程第14、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本件については第2委員会に付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

〇第2委員会委員長(木村建一君) 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の審査の内容と結果を報告いたします。

委員会のこの請願の審査の冒頭、請願の紹介議員であります三田忠男議員から、今議会の初日に全議員に配付しました。そして、きょう正式な意見書を上げたいという同一の文書ですが、請願書が皆様の各議員のお手元にあると思いますが、その請願書に基づいて、その趣旨と理由について説明を受けた後、委員から質疑を三田議員に行いました。

その一つ、こんな質問がありました。聾学校では手話を当然のこととして教えているものと思っていたが、三田議員の説明を聞くと手話は教えていない。唇で動きを知るとなるとなかなか難しいんじゃないか。なぜ手話がされてきたのかという質問がありました。三田氏からは、1878年、日本に初めて聾学校が京都にできたそうですが、そのときは手の動きを体系的に整理した方法を考案して、それによって教育が行われていた。いわゆる学校で行われた

ということです。しかしながら、アメリカから、唇の動きから言葉を読むという口話法が伝えられ、1925年にはその口話を普及する協会、いわゆる一つの団体ですが、が発足して、それから文部省が口話法を普及したので、手話は禁止されてしまったということですという答えがありました。

一つの例として、口で聞くというのは大変だなということが議会の中でも少し話されたんですが、学校に行くと手話を使ってはだめだと、先生の顔を見ながら生徒は学んでいく。そうしますと、例えば、降る雨と食べるあめ、「かめ」も多分同じでしょう。皆さん同じように聞こえる、口では、やると同じでしょうが、みんな同じような発音だからなかなか判断しづらいと。やはり子供たちはどこで学ぶのかということもお聞きしましたが、子供たちはほとんど寄宿舎にいるので、先輩から手話を学んできたということもお話をしておりました。

2つ目は、聴覚障害者が全国に30万人で、そのうち手話でコミュニケーションをとっている方が10万人ぐらいいると。静岡県では9,000人ぐらい聴覚障害の手帳を持っているが、2,000人が手話だという三田氏の説明を聞いて、手話ができる人がこんなに少ないのかという驚きですという委員からの感想及び質問がありました。これに対して三田氏は、手話ができない方はひきこもってしまう、手話ができる人であっても多くの国民が手話を理解できない社会にあって、社会参加できる環境整備のための法律をつくってほしいということです。

3つ目に、障害者基本法にうたっている手話も言語であるということと、今回提案している手話言語という法律にすることによって何がどのように変わるのかという問いかけに、三田氏は、障害者基本法は理念法であって、ここには国や県、市町村の、さらには国民への義務に規定がない。手話を言語として保障するための法律ですという説明がありました。

質疑が終わった後、それぞれの委員の方から意見を述べていただきましたが、ある聾者から防災無線は全くわからないという話を聞いた。行政とのやりとりや行政に参加できるように進められればと思い大賛成。また、一人一人の人権を大事にし、世界が一つにまとまるような、人権を大事にするような国に、その一環として手話を言語とすることは賛成、こういう意見。それぞれ話す中身は違っても、手話は豊かな文法体系を持つ言語であり、単なるコミュニケーション方法あるいはコミュニケーション様式ではない、聾者の権利の保障と手話の普及を確実なものとするためにこの法律をつくってほしいという請願者及び紹介議員の願いに対して、この請願は大いに歓迎する。全会一致で第2委員会は可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速

やかに提出願います。

休憩 午前11時30分 再開 午前11時30分

○議長(飯田正志君) それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎発言訂正について

○議長(飯田正志君) 委員長のほうから訂正の報告がありますので、これを許します。 木村委員長。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長(木村建一君) すみません、皆さんにお配りした手話言語法制定を求める意見書の、自分が見たつもりだったんですが抜けました。「内閣総理大臣安部晋三殿」とありますが、「安部」の「ベ」が、すみません、訂正してください、「倍」です。この「ベ」は訂正していただいて、今お話した「倍」に変更していただければ、申しわけありませんでした。

以上です。

〇議長(飯田正志君) これより委員長報告に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより請願第1号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、委員長の報告のとおり採択することと決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(飯田正志君) お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおりこの5件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 異議なしと認め、5件を日程に追加することに決定いたしました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長(飯田正志君) 追加日程第1、報告第10号 専決処分の報告について(交通事故に伴 う和解及び損害賠償の額の決定)を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長(菊地 豊君) 報告第10号及び第11号の専決処分に関する提案理由を申し上げます。 今回報告するものは、いずれも交通事故に係る和解及び損害賠償の額が決定しましたの で、その報告を行うものであります。職員の事故が2件続いたことを大変に遺憾に存じま

今までも新規採用職員などを対象の危険予測トレーニング及びセーフティドライブチャレンジラリー、これは無事故・無違反150日を目指すイベント的事業でしたけれども、このような対策を実施してまいりましたが、今年度はさらに全職員を対象とした交通安全研修会を開催し、交通安全に対する認識を今後さらに徹底させてまいりたいと存じます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長(飯田正志君) 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

- ○総務部長(伊郷伸之君) 報告第10号及び第11号の専決処分の報告……
- ○議長(飯田正志君) 総務部長、第10号しか、議案を上げていないから。
- ○総務部長(伊郷伸之君) すみません、報告第10号の専決処分の報告につきまして、補足説明させていただきます。

追加議案書の3ページに専決処分書がございますので、ごらんいただきたいと思います。 職員の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定ということで、まず、損害賠償の額で ございますが、31万438円、和解及び相手の方でございますが、そちら議案書に記載してご ざいます伊豆市青羽根在住の女性の方でございます。

事故の発生年月日ですが、平成26年5月12日午前10時46分ごろ、発生場所は5ページの地図をごらんいただきたいと思います。伊豆市大平でございますが、位置図の上の丸く囲ってある部分のあたりで、伊豆市大平の国道136号線と天城北道路が交差する、いわゆる中宿の交差点付近でございます。

事故の概要でございますが、職員が土肥地区で公務を終え帰庁するために、天城方面から 修善寺方面に向かって公用車を運転しておりました。職員は前方の信号が赤信号であったた め、ブレーキをかけて車の速度を徐々に減速させておりました。最後にしっかりブレーキを 踏んでとまらなければならないところ、一瞬前方から目を離してしまい、前に止まっていた 四、五台の最後尾の車に追突したというものでございます。

また、相手の方でございますが、この事故によりまして頸椎捻挫ということで、全治1週間の加療を要するという診断がされております。その後、病院には通院されていないということですので、後遺症などは発症していないものと思われます。

損害額31万438円の内訳でございますが、相手方の車の修理代が27万1,588円、治療費や慰謝料などが3万8,850円となっております。この内容で相手の方から承諾をいただいております。

以上で、報告第10号の補足説明とさせていただきます。

○議長(飯田正志君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

〇10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

職員による交通事故がこの数年来大変多いということで、これをなくす方法はないかということで、先ほど市長が言っておりましたが大変遺憾なことである、多過ぎるというか、そういう気がするわけですけれども、まず、先ほど総務部長から説明があったわけですけれども、職員が追突をしたということですけれども、ここには相手方の名前が住所、氏名ちゃんと載っているのに、市のほうは何も、誰がやったんだかよくわからないということで、名前はいいですけれども、何課の職員が追突したのか、これをはっきりさせていただきたいと思います。それが1点。

それから、今の説明ですと、ブレーキは踏んでいたんだけれども、最後のブレーキの詰めが甘かったというお話なんですけれども、それにしちゃ、修理代が27万円というのはばかに高いような気がするんですけれども、よそ見をしてぶつかったということなんですけれども、ちゃんとそこら辺の職員に対する、ちゃんと前を見て運転しろというような、そういう指導をしているのかどうなのかお伺いいたします。

2点お願いします。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長(伊郷伸之君) まず1点目の何課の職員かということでございますが、健康福祉 部の長寿介護課の職員でございます。

2点目の、しっかり前を見て運転すると指導しているかということですが、しっかり前を 見るということも当然ですが、交通安全につきましては、先ほど市長が申しましたとおり、 毎年研修やトレーニングを実施しております。

また、今年度はさらに参加人数をふやして危険予測トレーニングとか、セーフティドライブチャレンジラリー150につきましても参加人数をふやし、また、全職員を対象にさらなる、今まで以上に交通事故等を注意するような意識啓発をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) ほかに質疑ありますか。

14番、森議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

専決処分(交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定)についてというのが2件あるんですね。ただいまの質問でもおわかりのとおり、交通事故が非常に多い。400人も職員がいるんですから、多少交通事故が起きるのはしようがないとは思いますけれども、しかし、いつもここで言わせてもらうんですけれども、よく民間だったらヒヤリ・ハット、こういうのがあれば大事故も起こりますよというのが民間の考え方ですね。追突事故で済むような場合、人身事故でないのが幸いだと思いますが、やっぱり首を痛めるというのは、今はいいかもしれないけれども、下手すると半年後、1年後痛くなるというケースだってあるんですよね。軽く侮ってはいけないと思います。

なぜこんなに交通事故が起こるんでしょうか。いわゆる綱紀と言いますけれども、規律が緩んでいるんじゃないですか、市長さん。おざなりな研修で済ましているんじゃないですか。適当に考えておりませんか。ぜひ市長に答えてもらいたいんですよ。真剣に事故をなくそうという考えがないと、いつまでたっても、議会のたびと言うと言い過ぎだと言われるかもしれませんけれども、議会があると、よくこの専決処分というのが出てくるんです。小さな事故のうち、芽をつまむ必要があると思います。もう今後絶対起こしませんと市長が言うぐらいじゃないとだめですよ。私は綱紀が緩んでいるんじゃないかと思います。その辺ありませんか、ぜひ答えていただきたい。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長(伊郷伸之君) 先ほど西島議員の御質問にもお答えさせていただきました。当然職員には日々課長会議等を通じたり、こういう案件が発生した場合には必ず職員に意識啓発といいますか、注意喚起をしていると。ことしは本当に職員全体の研修会をやりまして、いかに公務中もしくは私用のときも職員としてしっかり注意喚起を促してまいりたいと考えております。引き続き、当然職員にはしっかり注意して運転するよう指導してまいります。

以上でございます。

- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- **○14番(森 良雄君)** 指導指導ということは毎回伺っている。はっきり言わせてもらえば、 指導がたるんでいるんじゃないですか。まずトップからですよ。民間だったらどういうこと をやっていますか。毎朝、きょうも一日安全運転でいこう、このぐらいのことは民間だった らやっていますよ。車に乗る前に、上司は運転手の口元へ鼻をくっつけてにおいを嗅ぐ、こ のぐらいのことはやりますよ。手ぬるいんじゃないかと思いますけれども、市長、どう思い ますか。ちゃんと答えてくださいよ、あなた。
- O議長(飯田正志君) 答弁を求めます。 市長。
- ○市長(菊地 豊君) 400人の職員と100台以上の公用車を管理しているわけです。ですから全体の責任は当然私にあります。それは全くそのとおりなんです。そのときにどのような姿勢で、こういった規律とか安全に臨むか、絶対に気をつけなきゃいけないのは重大な事故を起こさないということなんです。一つの過失、一つのミスで重大な事故が起こるというのは一般的には非常に考えにくいです。大きな過失、大きなミスが3つ、4つ重なったときに重大な事故が起こる。あるいは職員が極めて規律が緩んでいるときに、やってはいけないような交通に伴う違反が起こったりするわけです。これは市長としては、どんなことがあっても抑止しなければいけません。

しかし中には、もちろん職員は、交通事故を軽微なものであっても起こさないように指導、研修は徹底するわけですが、しかし人間ですから、軽易な事故、過失が起こることもあります。そのときにより大切なことは、職員が速やかに真摯にそれを報告し、適切に処理し、そしてそれを教訓としていくことなんです。これは全体として組織を管理するわけですので、職員に指導を徹底するとともに、ミスとか過失を起こしてしまった場合には、それを隠すことなく速やかに、適切に処理し、報告し、教訓としなさい、こういうことが私は管理者としては必要なんだろうと思っておりまして、安全管理についてはさらにこれからも徹底していく、それは冒頭に申し上げたとおりでございます。

- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- **〇14番(森 良雄君)** 市長、私は保証しますよ、絶対に交通事故はなくならない。あなたの考え、そんな考えでいいわけないんだ。あなたの前職の自衛隊ではそんなことを言っていたんですか。民間では何と言っているか、ぜひこの辺をしっかり理解してもらいたい。

重大事故の前には必ず小さな事故が100、200ある、これが民間の考え方ですよ。そのために小さな事故をなくそうと、これが僕は世間一般の考え方だと思いますけれども、そうではありませんか。市長に言ってもわからないから副市長答えてください。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

副市長。

○副市長(鈴木伸二君) 市長もこれは起こってはいけないという気持ちはそのとおり思っているわけでございます。発生の都度、原因の究明、仕事上無理がなかったのかとか、そんなことまで私のほうからもその都度指示をして、探るようには努めております。

また、私のほうからも課長会議のたびに、朝の朝礼等で毎朝事故のないように、交通安全 にはくれぐれも注意しなさいというようなことで、課長を通じて職員に徹底をするようにと いうことで指示をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 以上で報告を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

〇議長(飯田正志君) 追加日程第2、報告第11号 専決処分の報告について(交通事故に伴 う和解及び損害賠償の額の決定)を議題といたします。

本件について補足説明がありますので、これを許します。

総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

○総務部長(伊郷伸之君) 報告第11号 専決処分の報告の詳細説明をさせていただきます。
議案書の7ページの報告になります。

9ページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

こちらも職員の交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定でございます。

損害賠償額は12万4,084円でございます。

和解及び損害賠償の相手の方でございますが、伊豆市柏久保在住の、そちら記載されております女性の方でございます。

交通事故の発生年月日ですが、平成26年6月4日午後3時37分ごろ、場所は市役所の敷地内ということで、11ページの図面のほうをごらんいただきたいと思います。位置図、上の地図の丸く事故現場と書いてあるところでございます。生きいきプラザ前の市道と市役所の庁舎南側、日赤方面から来る通路と交差する場所が発生場所となっております。

事故の概要ですが、職員が湯ヶ島地区での公務を終えて帰庁した後に荷物を降ろすため、管財課の南側、庁舎の一番南側のところですが、ここの出入り口付近に車を停止させた後に公用車を駐車場に入れる際、下の事故状況図を見ていただきますと、右側下の狩野川沿いのところが現在護岸のかさ上げ工事をやっておりまして、ここが通行不可ということで、通常ですと日赤側から入ってきた車はこの川側へそのまま前進して駐車場に入ることができるんですが、現在通行不可ということで、職員が生きいきプラザ方面に方向転換をしようとして車をバックさせました。そのとき生きいきプラザ方面から来た車に追突したというものです

が、このとき相手方の車でございますが、公用車がバックしてきているのに気づいたという ことで相手の車はとまっておりました。職員も後方を見ながらバックしておったんですが、 右後方部、ちょうど相手方の車があった方向が若干死角になったということで、その車の存 在に気づかずぶつかってしまった、そういうことでございます。相手の方には、けがはござ いませんでした。

損害額の内訳ですが、12万4,084円のうち、相手方の車の修理代が10万1,584円、代車の費用が2万2,500円となっておりまして、この内容で相手の方から御承諾をいただいております。

この件につきましても、職員の不注意による交通事故ということで、相手の方には御迷惑をおかけしたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西島議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

これも職員の不注意による交通事故、接触事故、こういうことなわけですけれども、バックして要するにぶつかったというのは、私議員になりまして何回かあるわけですね。1回目は消防団の消防自動車をバックしてぶつかったと。それからもう一つ、この事故のあった近くでもバックしてぶつかった、私が議員になってからこれで3回目だと思うので、バックの事故ね。

それで、そのときも言ったんですけれども、バックするときは必ず同乗者、要するに、もう一人の人が後ろを見たらどうだと私は言ったんですよ。したら、そうするとかなんか言っていましたけれども、今回はどうなんですか。どうも後ろを見たという、もう一人いて見ていたなんて、そういうことはないようですけれども、今後そういうことを指導するのが、先ほど来、いろいろな何とか指導をするったって全然効果が上がっていないと。こういう具体的なことをちゃんと、後ろに同乗者をつけてやるとか、そういうことを徹底しなきゃだめなんですよ。だから、そうしなかったらペナルティーを科すとか、そういうことをしなきゃ、これじゃ事故はこれから何ぼでも出てきますよ。そこら辺どうですか、今後そういうことを、特にバックする場合なんかは後ろを見る人をつけるとか、どうでしょうか。そういうことを全然する気があるだかないだか、そこら辺をお考えはどうなのかお伺いいたします。

それから、これも聞きますけれども、これは何課の職員がぶつかったのかお伺いをいたします。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長(伊郷伸之君) ただいまの西島議員の御質問でございます。バックするときは必ず人をつけるかということでございますが、複数同乗している場合などは、バックするときには職員に後ろを確認してもらうような指導はしてまいります。ただ、1人で運転している場合、当然人をつけるわけにはいきませんので、必ず安全確認をするような指導等をしてまいりたいと思います。

次の何課ということでございますが、総務部財務課の職員でございます。 以上でございます。

- 〇議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。 西島議員。
- ○10番(西島信也君) 今、総務部長がお答えになりましたけれども、1人でいたらそれは確かに見えませんよ、自分で見るしかないからね。だけれども、そういうルールをつくらないですかということを言っているんですよ。必ずバックするときには後ろを見る人をつける、いなければ呼んでくると、そういうことをしなきや事故はなくならないんですよ。財務課だったら、あなたすぐ近くじゃないですか。全然とんでもない遠くのところで1人で運転しているという場合は、それは無理かもしれないけれども、そんな近くのこんな役場の敷地内じゃないですか。そういうときに人を呼んでくるとか、そういうことをしない限りこういう事故はなくならないんですよ。どうなんですか、総務部長はあれですから、副市長さん、そこら辺どうお考えになりますか。
- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。副市長。
- **○副市長(鈴木伸二君)** 確かに議員おっしゃるとおり、必ずそうするということをすればなくなるわけでございますが、極力人がいる場合にはそのようにお願いをするというようなことで対応していくということになるかと思います。いない場合もございますので、必ずとは言い切れませんが、いる場合にはなるべくそのようにさせるということになります。
- 〇議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番(西島信也君) 今の副市長のお話で、いるときは声かけて、それはさっき言いましたように、遠くへ1人で行くというときは、それは誰か知らない人頼むというわけにいきませんからあれでしょうけれども、ぜひ、バックしてぶつかるというのは多いんですよ。本当に多いから、ちゃんと人のいるときは人を呼んできてでもバックをすると、そういう指導を、ちゃんと指導で役所のほうで全職員にそういうことをしろと。あるいはしなかった場合にはペナルティーをつけるとか、そういうことをちゃんとやっていただきたいと思うんですけれ

ども、ペナルティーのことについてどうですか、副市長。

〇議長(飯田正志君) 答弁願います。

副市長。

- **○副市長(鈴木伸二君)** それをやらなかったから、じゃ、ペナルティーをつけるということ で処分をするとかということになりますと、これはまた懲罰の部分でまた若干違いますので、 そこは注意をするという程度になろうかと思います。
- ○議長(飯田正志君) ほかに質疑ありますか。 14番、森議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

市民の皆さんや傍聴者の皆さんは、森と西島くどいなあ、くどいなあ、何を言っているんだと思うんでしょう。しかし、何を言っているんじゃないんですよ、余りにも事故が多過ぎるんです。市民の皆さんが知らな過ぎる。だから言うんですよ。

市長に質問します。あなた、ヒヤリ・ハットという言葉を御存じですか。第1回目だから これで戻ります。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。 市長。

- 〇市長(菊地 豊君) 耳にしております。
- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- ○14番(森 良雄君) 市長、民間では、事故の前にはヒヤリ・ハットが300回はあると言っているんですよ。その辺認識していますか。多分認識していないね。ヒヤリ・ハットをなくそうというのが、民間の事故防止策の初歩というか、第一歩なんですよ。ですから、接触してからじゃ遅いんです。接触する前に危ないと思うようなことがあるかないかなんです。それを防止しようとしない限り伊豆市の公用車の事故はずっと続くでしょうね。

だって、私はこういう質問を何度もしているわけですよ。僕だって質問したくない、こんな話は。どうですか、もうこれで絶対これ以上は起こさないというような市長の決意を述べてもらいたい。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。市長。
- ○市長(菊地 豊君) 森議員がどういう仕事をされたか私はもちろん存じておりませんけれども、私も30年間自衛隊におりまして、安全管理は恐らく、ちょっとどの組織にもないような安全管理を徹底している集団でございました。武器だけではなく、車両も、民間の車両よりもはるかに強い車両を扱っているわけです。まともに正面衝突をすれば、自衛官にけがはなくても、先方の乗用車は大破するような車両をずっと扱ってきたわけです。徹底しており

ました。しかし残念なことに、じゃ、毎年陸上自衛隊の交通事故がゼロかというと、そんな年は1件もございません。じゃ何のために、事故を本当にゼロにすることが人間では不可能かもしれないけれども徹底するのか、それはそういうことを徹底することが大切なんです。それによって重大な事故を抑止し、軽微なケアレスミスとか、それとか過失に基づく事故も徹底してなくすように努力することによって、何とか数を減らすことができるわけであります。

したがって、私は当然うちの職員に対しても、ミスとか疲れとか過失とかに伴う事故もなくすように、そのようなこともなくすように徹底をし、研修も重ね、継続し、重ねて継続するということが大切なんです。じゃ、あしたから必ず交通事故をゼロにできるか、それは公用車の車両を停止しない限りは、あしたから伊豆市長である限りゼロにしますということは、私は統計的にはやはり正直に言って率直なところ難しいと思います。人間は過失が起こりますから、ミスも起こりますから、ただ、仮にそのようなことが起こったときには隠さずにちゃんと報告をして、そして教訓として全職員に徹底をしなさいと、こういうことを管理者として指示しているわけでございます。

- ○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。
 森議員。
- ○14番(森 良雄君) 組織人だったら報告なんていうのはこれ常識ですよ。この報告書には相手方の損害額しか書いていないですけれども、こっち側の損害はなかったんですか。接触すれば必ず両方の車に接触痕が残るわけですね。力学的に言えば、ぶつけたほうもぶつけられたほうも同等の損害が発生しますよ。

私が言っているのは、事故を報告しろじゃないんですよ。事故を起こさないようにするためにどんな方法をとっているかです。市長の答えを聞いていると、報告しろとしか言っていないんです。軽微な事故を防止するため、それは重大事故を起こさないようにするための大前提ですよ。事故を起こさないようにどうしたらいいか、伊豆市役所として考えているかどうかですよ。考えているんですか、お伺いいたします。

- 〇議長(飯田正志君)答弁願います。総務部長。
- ○総務部長(伊郷伸之君) 先ほど来、研修等のお話もさせていただいております。また、危険予測トレーニングというのも、動画を使っていかに危険を予測できるかというようなトレーニング、また、チャレンジラリー150というのは、3人が1チームになりまして、150日間チームとして無事故・無違反をやっていきましょうと、そういう取り組みも昨年来しています。今年度もぜひ、より多くの職員にこういうチャレンジラリーとか参加させて、3人一組なら3人一組が一緒になって、まず150日間の無事故・無違反を徹底しようと、そういう意識改革等を進めてまいります。今のが具体的な取り組みの状況です。

以上です。

○議長(飯田正志君) 以上で報告を終わります。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(飯田正志君) 追加日程第3、発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第2委員会委員長、木村建一議員。

[第2委員会委員長 木村建一君登壇]

〇第2委員会委員長(木村建一君) 「手話言語法」制定を求める意見書の提案理由を申し上げます。

先ほど、委員会のほうでどんな審議をして、それからそれぞれの第2委員会の委員がどんな発言をしてきたのかということをお話ししました。そこに尽きるのかなと思いますが、一番最後のほうに、記というところで読み上げながら提案にかえさせていただきます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけて、手話で学べ、自由に手話を使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「(仮称)手話言語法」を制定することという提案であります。今、グローバル社会と言われている中で、中国語を学ぼうとか、英語を学びましょうということをやっておりますが、手話を学びましょうとか、手話を言語として国民の皆さん身に

つけましょうということが、僕もそういう意味ではその中の一員ですけれども、全く認識が 残念ながらありませんでした。20年前か30年前、手話教室があるからそこに参加してみない かということで、改めて思い起こすとそのときは少しあったんですが、残念ながら自分の根 気もなくて挫折しました。いや、わかんないなと思って終わったんですが、これはただ単に、 今お話ししたように、手話ができない人に対する対策とか、子供に対する云々ではなくて、 やっぱり現実には耳の聞こえない方、聴覚障害者の方は日本国民の中では少数であります。

しかしながら、少数であるがゆえに一人一人の生きる権利とか、社会に参加する権利というのをやはりきちっと日本国として大事にしていきましょうというところが、この手話言語法の中に入っているんじゃないかな。差別されることなく、どんな障害があっても全ての人が生きていけるように、ただ単に生きるんじゃなくて、本当に生きることの大切さとか喜びを味わっていくためにも、そして健常者と今回提案しております聴覚障害者の方の交流がもっと進むようにということを願って、ぜひとも伊豆市議会として全会一致で、ここに書いてあります内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣にこの意見書を、声を、障害者に成りかわって届けていけることを心から望んで、提案理由といたします。

○議長(飯田正志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 0時10分 再開 午後 0時12分

〇議長(飯田正志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから発議第2号について、質疑、討論、採決を行います。

通告がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

[14番 森 良雄君登壇]

〇14番(森 良雄君) 14番、森良雄です。

発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書について質問させていただきます。

この意見書は、伊豆市議会だけが国へ求めているものなのかどうなのか、他の協力団体等があるのかどうなのか、他の自治体等の現状はどんなものなのか。やはりこれだけのものを国に働きかけてこれを生かすためには、やはりそれなりの運動が必要だと思います。これから大変な皆さんの活動が必要だと思います。現状どの辺にいるのか、ぜひ教えていただきたい。

以上です。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

[第2委員会委員長 木村建一君登壇]

〇第2委員会委員長(木村建一君) 森議員の他の自治体はどうなっているんだということについてお答えいたします。

初日の議会で、全議員の方のところに、紹介議員であります三田議員のほうから日本手話言語法案というものが皆さんのところに配られておりますね。それと同時に、この法というのは、あくまでも一つこれをやってくれというのではありませんよということの注釈もあったんですが、その中に、その報告がとじられているところに、2014年5月22日付で手話言語法請願運動状況報告というのがあります。

これずっと言いますと、いわゆる全県下、全国はちょっと参考がないんですが、多分森議員もお持ちだと思うんですが、どうしましょうか、幾つか述べます。近くのところからいきましょう。伊豆の国市では、請願ということで4月初旬に福祉課長と相談をして、担当、その請願を持っていて、6月議会に提出する、今議会ですね、予定だということ。それから、伊東市では今交渉ということなんですが、伊東市議会は6月13日から始まるが、議会運営委員会で協議調整をして、最終本会議に議題として上程するかしないを決めるとか云々というのが、静岡県下の中でずっと一覧表があります。議会待ち、交渉中、準備中等々あります。全国的にもちょっと三田議員から聞いた中には、今度の秋の臨時国会になるのかな、そこで

全国の声をやっぱり国に上げて法整備をきちっとやってもらおうということの段取りが今組 まれているというお話を伺いました。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決を行います。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、発議第2号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(飯田正志君) 追加日程第4、発議第3号 最低賃金大幅引き上げと中小企業支援の 拡充を求める意見書についてを議案といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第1委員会委員長、杉山誠議員。

[第1委員会委員長 杉山 誠君登壇]

〇第1委員会委員長(杉山 誠君) すみません、初めに訂正をさせてください。

本日配付されました発議第3号の裏面の文章になります。最後の提出先、内閣総理大臣の 名字、安倍晋三の文字が間違っておりましたので訂正をお願いいたします。

それでは、発議第3号 最低賃金大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、静岡県労働組合評議会の林議長ほかより提出された採択を求める陳情書を第1委員会で協議し、全会一致で採択されたものでありまして、内容については、平成25年10月、静岡県の最低賃金は14円引き上がり749円になりましたが、この金額は全国平均時間給の764円を5年連続で下回っているものです。また、20代男性単身の最低生計費は時給で1,366円であり、最低賃金を時給1,000円に引き上げた場合、県内に1,057億円の経済波及効果と6,600人の雇用の創出を生み出す試算効果も出されています。

この最低賃金引き上げには、中小零細企業への対策が不可欠です。中小企業への賃金助成 や税・社会保険料の減免など、国の中小企業支援予算を増額するとともに、大企業による単 価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルー ルを確立していく必要があります。中小零細企業でまともな賃金が保障されるなら、労働者はその会社に定着し、労働の「質」を高める生産性も上昇します。つきましては、当市議会においても、最低賃金大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について御検討をいただきたいと思います。

内容については、先ほど申し上げました発議書の裏面に書かれております内容に沿っております。具体的な項目としては、一つ、国は、最低賃金法を見直し、全国一律最低賃金を確立すること、二つ、国は、最低賃金を時給1,000円以上にすること、三つ、中小企業の支援策を拡充すること、以上の内容でございます。採択に御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(飯田正志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 0時20分 再開 午後 0時20分

○議長(飯田正志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから発議第3号について、質疑、討論、採決を行います。 通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。 これより発議第3号について採決を行います。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(飯田正志君) 起立者全員。

よって、発議第3号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(飯田正志君) 追加日程第5、発議第4号 労働者保護ルールの見直しに関する意見 書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、永岡康司議員。

[1番 永岡康司君登壇]

〇1番(永岡康司君) 1番、永岡康司でございます。

発議第4号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書について、趣旨を報告させていた だきます。

まず最初に、先ほど申しましたけれども、安部総理を「安倍」に直していただきたいと思います。

それでは、報告させていただきます。

我が国は働く者のうち、9割が雇用関係のもとで働く雇用社会です。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要です。県東部においても、雇用や労働問題にかかわる多くの労働相談が寄せられておりますが、大手企業はもとより、多くの中小地場企業に働く者が安心して働き、そしてその子供たちも地元にとどまり、地元企業を支えるために安心して働いてもらうことが必要不可欠であり、伊豆地域活性化にも重要となります。

今、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名のもとに、お金さえ払えば解雇が容易となる解雇の金銭解決制度や、残業代ゼロ制度と言われるホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは逆の動きであると言えます。

また、政府内の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOでも確認されている労政使の三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした状況に鑑み、伊豆市議会においても、労働者保護ルールの見直しに関する意見書を本議会で採択の上、働く人が安心して働ける環境づくりを進めるよう、国会及び関係行政 庁に提言いただきたくお願い申し上げます。

意見、要望事項です。

- 1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされて しまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・ エグゼンプション」の導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の制 度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
- 2、労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度を整備すること。
 - 3番、雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとって行うこと。

以上です。

少しここで説明させてもらいます。

今回の派遣労働の大きな改正点ですが、派遣される労働者の側からいいますと、最も大きいのは、派遣労働の26業種に派遣されている労働者はずっと今までどおり3年以上働くことができていましたが、今回のこの改正案で3年を超えて働くことができなくなりました。したがって、派遣労働者は3年で解雇されるという形になります。そのためには派遣会社が新しい職場を見つけるか、派遣会社に無期雇用されるしか方法がありません。今まででしたら3年たてば派遣先の直接雇用になる道も閉ざされました。3年の契約が到達した段階で、派遣会社は派遣社員に対して新しい派遣先を見つけるか、派遣先に直接雇用してもらうか、または派遣会社に無期雇用に転換することなどの措置が法律で義務づけられました。

会社側としては3年で首を切ることができるということになりますと、同じ部署で派遣社員をかえれば、その部署はいつでも派遣を雇用できる。また、同じ派遣社員でも部署を変えればいつまでもその人を雇用できる。このように、派遣社員となりますとこの人は一生派遣社員になるのかなという解釈をします。

今後の問題点ですが、困るのは派遣社員ばかりでなく、今の正社員も派遣に置きかえられ、募集も派遣ばかりとなり、まさに正社員ゼロの社会となります。低賃金で労働条件の悪い派遣社員が大幅にふえれば、正社員の労働条件も悪化します。賃金はますます抑えられ、長時間過密労働もひどくなると思われます。また、今後ふえるかもしれない、今新聞などで言われているブラック企業とかブラックバイトですか、このような会社も多くなるのではないかと思われます。

それからもう一つ、ホワイトカラー・エグゼンプションのことなんですが、ホワイトカラー・エグゼンプションとは、一応労働基準法では1日8時間、週に40時間の労働というのが決まっておりますが、このホワイトカラー・エグゼンプションについては、一定年収以上の労働者をその労働時間のルールの適用除外とする制度を導入しようとしています。この制度が導入されると、残業代がゼロになるばかりでなく、労働時間の管理がされにくくなり、過労死にもつながる長時間労働が増大してしまいます。このホワイトカラー・エグゼンプションの対象者は、高収入で専門性の高い職種に限って導入しております。もう一つ、責任ある業務、職責を有するリーダーシップ、プロジェクトの責任者に適用されようとしていますが、成果が出るまで働かされる労働者がふえるおそれがあり、今後長時間労働がかさむと過労死を招き、脳や心臓疾患や精神障害を原因とする死亡や自殺が増大するようになるのではないかと言われております。

以上ですが、この意見書につきましては、静岡県議会では3月の定例会におきまして可決 承認されております。また、各市町では、この6月定例議会によって承認あるいは審議中と 聞いております。以上、伊豆市議会議員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(飯田正志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 0時31分 再開 午後 0時33分

○議長(飯田正志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから発議第4号について質疑を行います。

通告がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

〇16番(木村建一君) 16番、木村です。

発議第4号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書について、1つだけお尋ねします。

今、永岡議員のほうから、提案理由の中で幾つかの労働法制の変化についてお話しなされておりましたが、その中の一つ、ホワイトカラー・エグゼンプションという、なかなか難しい、何を言っているんだかわからないような、いわゆる残業代はないですよと。それがお尋ねしたいのは、今提案理由の中にお話ししておりましたように、一定の所得以上の方等々、それから職種等も限定されていました。いろいろな話を聞きますと全部に該当するんじゃないんだから、とりあえずここだけだよということがよく言われていることなんですが、それに対する、どのように判断されたのかお尋ねします。

以上です。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

永岡議員。

[1番 永岡康司君登壇]

○1番(永岡康司君) 木村議員の質問にお答えします。

今、所得制限ということを言われましたんですけれども、この中では対象者を管理層の1,000万円以上の、具体的には経営企画及び商品開発、ファンドマネジャーとか為替ディーラーとか、数千万円を稼ぐ為替ディーラーを対象とした法案になっていますけれども、今後これが通りますと、どんどん対象者が下げられて、第1次安倍内閣がこの法案を出したときには当初900万円だった。でも、これが通りますともっと所得が下がって、残業代ゼロというのがどんどん進んでいくんじゃないかという危険性があるということで押さえておきたいなと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(飯田正志君) 再質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(飯田正志君) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、賛成討論、10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番(西島信也君) 10番、西島信也です。

賛成討論を行います。

私もたまには賛成討論を行うということでございますけれども、ただいま提案者の永岡議員から、派遣社員の制度とかホワイトカラー・エグゼンプション、こういう制度の問題点が指摘され、また、木村議員の質疑にもあったわけでございますが、今、本意見書は労働者が安心して働くことができる環境に大きな赤信号がともっているということであります。それに対して見直しを要求しているものであります。私は、ホワイトカラー・エグゼンプション制度について討論を進めていきたいと思います。

政府の産業競争力会議と経済財政諮問会議との合同会議におきまして、一定の要件を満たす労働者については、残業代や深夜・休日労働への割り増し賃金の支払いなどの労働時間規制を適用しないという制度を導入することが提言されております。これは第1次安倍内閣でも検討され、結局導入が見送られました、いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションと言われるものであります。

今回の経済財政諮問会議それから産業競争力会議で行われました提言では、対象者が2種類あるわけですけれども、その1つは、労働時間を自己の能力や裁量で管理できる者が1つの対象者、いわゆる専門職と言われるような人ですね。2つ目は、おおむね年収が1,000万円以上の高収入の者が制度の対象とされておりまして、この適用には本人の同意が必要とされております。このような制度が導入された場合、労働者の働き方にどのような影響があると予想されるでありましょうか。

現行法の規制、これは労働基準法等でありますが、原則として使用者は労働者を、休憩時間を除いて1日8時間、1週間40時間を超えて労働させてはならないと定めてあります。この原則には例外が幾つかありまして、その1つとして、労使協定により法定の労働時間、週40時間を超える労働をさせることが認められております。これはあくまでも労使協定によってでありますけれども、ただし、この場合、使用者は時間外労働について、週40時間を超える労働について割り増し賃金を支払うことが義務づけられております。そのほかに、いわゆるフレックスタイム制を含む変形労働時間制やみなし労働時間制、管理監督者の適用除外などの例外が認められております。管理監督者、要するに課長とか部長とかもっと偉い人のことでありますけれども、そこで、政府、自民党の考え方は、多様で柔軟な働き方を可能にし、労働時間ベースではなく成果ベースの労働管理を基本とするためにホワイトカラー・エグゼ

ンプション制度を導入しようとしております。すなわち、個々の労働者の労働時間の管理を 労働者本人に一定程度任せられるようにするというのが理念のようであります。これは一見 もっともらしく聞こえますが、ここには大きな欺瞞が隠されております。それは現行法の下、 つまり労働基準法とかその他の法律の下でも、専門業務、企画業務に従事する者や管理監督 者については労働時間の適用除外が認められていることは先ほど言ったとおりであります。 そうすると本制度の導入によってもろに影響を受けるのは、管理監督者に当たらない一般の 労働者ということになります。

現実の会社での働き方を考えてみますと、例えば管理職以外の従業員が与えられた仕事を ひとまず終えたからといって、時間前にさっさと帰宅するといったことが難しいのは皆様も 経験上よくおわかりのこととは思います。通常は、1つの仕事が順調に片づければ、上司か らほかの仕事を与えられます。また、チームで仕事をしている場合には、それぞればらばら の勤務時間になってしまうと、思うように仕事が進んでいかないといったことは当たり前 であります。結局は、現在とほとんど変わらない労働時間となることは目に見えておりま す。

したがって、本制度を導入したからといって、ホワイトカラー・エグゼンプション、この制度を導入したからといっても、多様で柔軟な働き方、労働時間ベースではなく成果ベースの労働管理が実現するかどうかは大いに疑問であります。

一方で、時間外労働に対する割り増し賃金が払われなくなり、いわゆる残業代がゼロになるわけですから、これ幸いとばかりに会社側は従業員を使い放題に使うということになります。また、本制度の適用には労働者の同意が必要であるとされていますが、実際には会社と労働者の力関係から、労働者側が制度の適用を受け入れざるを得ないという事態が懸念されます。

このように、ホワイトカラー・エグゼンプション制度は、経営者側にとってはまことに結構な制度でありますが、労働者にとっては休憩時間もろくにとれず、残業代ゼロで深夜まで働かされる、労働者の権利や健康、安全をないがしろにする、とんでもない提案であると言わざるを得ません。このような制度は絶対に導入すべきでないと考えます。

よって、この労働者保護ルールの見直しに関する意見書を今議会で採択されるようお願い いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

〇議長(飯田正志君) 次に、賛成討論。

16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

〇16番(木村建一君) 16番、木村です。

労働者保護ルールの見直しに関する意見書に賛成討論を行います。

西島議員が大きなところでお話しなされましたので、別のところからちょっと掘り下げて

いきたいというように思っています。

今、ホワイトカラー・エグゼンプションという片仮名がいっぱい並んでいる、これは2007年の安倍政権が第1回目の政権をとったときなんですが、このときには結論からいうと、世論の批判を浴びて引っ込めちゃったんです。今回、基本的には同じ内容なんですが、今度は名前を変えて新しい労働時間制度だと、こういうふうに言い出しました。時間ではなくて成果で評価される働き方がいいんだと。また、成果に応じた報酬を基本に据える新たな働き方は、これは働く者のニーズに応えるものだというふうな話なんです。

したがって、本当に今、提案者が言われた約9割の雇用契約を結んでいる労働者が、このように時間ではなくて成果で働けるような日本社会を望んでいるかということを検証する必要があると思うんです。

私はそういう意味で、第一に、これはただ単に安倍首相ではなくて、これをつくってくる 大もとの一人が武田薬品の社長長谷川氏がいるんですが、産業競争力会議で安倍首相と同じ ようなことを言っています。成果で評価するんだ、労働時間じゃないんだと言うんですが、 それでは客観的に誰でも納得できる評価、査定は本当にできるのかどうかということであり ます。

例えば、ある開発プロジェクトのチームが、全員が一生懸命夜なべをして頑張って製品をつくった、納期までに仕事を完了させたといたします。じゃ、貢献したその中でそこに複数いる個々の労働者の出した成果を数字で、いわゆる具体的には賃金ですよね、あらわすことはできるのかと。一律には絶対できません。一にすると企業が払う賃金がどっとふえるから、必ずやその中に上中下とつけていきます。全てが全て、同じ最高ランクに評価されるわけではありません。

それからもう一つ、もともと労働基準法で労働時間を規制しているのは、ただ単に報酬、いわゆる賃金の確保のためという関係ではないということであります。一番の目的は、労働者の働き過ぎを食いとめて、健康で人間らしく働き、生活できるようにすることであります。さらに、一人一人の働く時間を制限して、雇用を別の面ではつくり出すという意味もあります。これは労働法の初歩の常識であります。

労働基準法、残業の問題を西島議員が賛成討論の中でお話ししておりましたが、割り増し 賃金制度をどう見るのかと。長時間労働を抑えて健康を守ることを目的にした企業に対する、 ある意味では罰金規定なんだ、だから割り増ししてあげますよと。この点が極めて重要であ ります。長時間労働や過重労働を防止すると言いながら、労働時間規制を外す、今回の、今、 安倍首相が考えているのはそういうことであります。とんでもない逆行であります。人材力 の強化だと、これをやることに言っているんですが、まさにそうじゃなくて、今、企業を支 えている人的基盤が本当に私はこれをやれば崩壊すると思っております。

私の質問で、次に移りますが、いわゆるこの新しい労働時間制度を対象とする労働者は年収1,000万円以上の方、仕事の範囲が限定されて、明確で高い職業能力を持つ労働者、1,000

万円以上の方、しかしながら、対象は、提案者も言っていましたが拡大可能なんですね。私が推測しているだけではありません。経団連の榊原定征会長はこういうふうに言っています。 少なくても全労働者の10%程度は適用を受けられるようにすべきだと要求しております。

また、産業競争力会議の、昔有名だった方ですね、竹中平蔵慶応大学教授は何と言っているか。小さく生んで大きく育てるという、対象とする労働者は制限なくてどんどん広げていくんだという本音を語っています。まさに成果で評価できるという、そういう労働時間制度をつくっていって、アリの一穴からどんどん広げていきましょうということが彼らの主張からも明らかだと私は思います。

もう一つ、限定正社員制度について、若干ここは、基本的には賛成ですが、ちょっと提案の中で弱いのかなという見方をしているんですが、基本的には賛成する分野でしょうと言いますが、私はこうしたほうがいいんじゃないかなということで、だからといって反対ではありません。いわゆる限定社員というのは、会社のどの勤務地なのか、どの仕事なのか限定されているということです。これも厚生労働省は多様な正社員だと言っているんですが、本当にこの限定正社員をふやして日本経済は成長するのかということであります。

振り返ってみますと、限定正社員による雇用拡大というのは、低い賃金や劣悪な待遇、不安定な雇用を私はふやすだけだと思っております。日本では1997年、これをピークに1人当たりの賃金がずっと減り続けております。これがデフレ不況の原因となっております。賃金低下の要因となったのが、正社員の賃金の低下とワーキングプアと呼ばれる非正規雇用労働者の増加であります。非正規雇用は、1995年の1,000万人から現在1,800万人を超えて、全雇用労働者の4割に迫ろうとしている状況であります。これは1999年の労働者派遣原則自由化、また2004年の製造業解禁を初め、歴代自民党政権による雇用破壊によってもたらされたというように私は思っております。そういう意味で、限定正社員の導入で経済成長を促すどころか、景気低迷に一層拍車をかけるんじゃないだろうかなという危惧を持っております。

最も考えなくちゃならないのは、今、正社員ですら長時間労働、サービス残業をやられておる、このところを本当に変えていく必要があるし、先ほど全会一致になった最低賃金の引き上げなど、本当に誰もが安心して働けられるようなルールを、この日本社会で私は確立することだと思います。

最後に、安倍政権はいつもこう言っています。世界で一番企業が活動しやすい国と称して、 労働者派遣の無制限の拡大や限定正社員など、雇用しやすい雇用ルールを導入してサービス 残業の合法化を進めようとします。これでどうして、まともな雇用の拡大や賃金の上昇につ ながると思うのかということを私は強く言いたい。さらなる不安定雇用の増大と賃金の低下 をもたらして、デフレはとまらないというふうに私は判断しております。

よって、労働者の働く環境をきちんと整えていく、労働者の生活を守っていくという意味で、提案している労働者保護ルール見直しについてはやめなさいという意見をぜひともこの伊豆市議会で国に提出していただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長(飯田正志君) 以上で、討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(飯田正志君) 起立者多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会宣告

○議長(飯田正志君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長時間、長期間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。 これにて閉会いたします。

閉会 午後 0時55分